佐野市地域防災計画

（資　料　編）

平成２５年３月

佐野市防災会議

佐野市地域防災計画　資料編目次

※印は、本編に引用がある資料

＜防災関係機関等連絡先＞

資料１－１　防災関係機関等連絡先　資料１－１－１
佐野市　資料１－１－１
消防機関　資料１－１－１
県の機関　資料１－１－１
指定地方行政機関　資料１－１－１
自衛隊　資料１－１－１
指定公共機関　資料１－１－２
指定地方公共機関　資料１－１－２
公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者　資料１－１－３
資料１－２　防災拠点一覧　資料１－２－１

＜災害危険箇所等＞

※資料２－１　地すべり危険個所　資料２－１－１
※資料２－２　山地災害危険地区　資料２－２－１
※資料２－３　急傾斜地崩壊危険箇所　資料２－３－１
※資料２－４　土石流危険渓流　資料２－４－１
※資料２－５　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域　資料２－５－１

＜消防・水防関係＞

資料３－１　重要水防箇所　資料３－１－１
資料３－２　主要樋門、樋管及び取水堰一覧　資料３－２－１
※資料３－３　消防団人員配置状況　資料３－３－１
消防団機械器具配置状況及び器具置場一覧　資料３－３－２

＜通信網＞

※資料４－１　佐野市防災行政用無線局（同報系）管理運用要綱　資料４－１－１
資料４－２　佐野市防災行政用無線局（同報系）戸別受信機貸与要綱　資料４－２－１
※資料４－３　佐野市防災行政用無線局（移動系）管理運用要綱　資料４－３－１
※資料４－４　栃木県非常通信用無線局（佐野市内）　資料４－４－１

＜危険物関係等＞

※資料５－１　危険物施設の状況、危険物大量貯蔵所等一覧　資料５－１－１
資料５－２　火薬類取扱施設　資料５－２－１
資料５－３　ＬＰガス販売事業者等　資料５－３－１
資料５－４　高圧ガス事業者　資料５－４－１
資料５－５　毒物・劇物施設等　資料５－５－１
資料５－６　鉱山、採石場一覧　資料５－６－１

＜文化財関係＞
※資料６－１　指定文化財一覧　資料６－１－１

＜輸送関係＞
※資料７－１　緊急輸送道路　資料７－１－１
資料７－２　緊急通行車両の標識及び確認証明書　資料７－２－１
※資料７－３　ヘリポート　資料７－３－１

＜避難関係等＞
※資料８－１　県指定災害拠点病院一覧　資料８－１－１
※資料８－２　都市公園一覧　資料８－２－１
※資料８－３　避難場所一覧　資料８－３－１

＜相互応援協定等＞
※資料９－１　災害時における市町村相互応援に関する協定（県内市町）　資料９－１－１
災害時における市町村相互応援に関する協定実施細目　資料９－１－３
別表１　連絡担当部課　資料９－１－５
別表２　市町村の区分　資料９－１－５
別表３　応援ブロック　資料９－１－６
※資料９－２　佐野地区広域消防組合管内消防団相互応援協定書　資料９－２－１
別表１（消防団別出場区域）　資料９－２－２
資料９－３　消防相互応援協定書（佐野市、佐野地区広域消防組合、足利市）　資料９－３－１
資料９－４　消防相互応援協定書（佐野市、館林地区消防組合）　資料９－４－１
※資料９－５　特殊災害消防相互応援協定書（県内市町及び一部事務組合）　資料９－５－１
資料９－６　佐野地区広域消防組合消防本部と佐野瓦斯株式会社との都市ガス災害防止対策に関する業務協定　資料９－６－１
資料９－７　両毛６市水道災害相互応援に関する協定書　資料９－７－１
資料９－８　１市５町水道災害相互応援協定書　資料９－８－１
１市５町水道災害相互応援協定書実施細則　資料９－８－６
資料９－９　災害時における給水装置等の早期復旧協力に関する協定（佐野市設備業協同組合）　資料９－９－１
資料９－10　日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱　資料９－10－１
資料９－11　北関東・新潟地域連携軸推進協議会災害時における相互応援に関する要綱　資料９－11－１
資料９－12　東北自動車道内の館林・佐野藤岡インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書　資料９－12－１
資料９－13　東北自動車道消防相互応援協定書　資料９－13－１
資料９－14　みかもヘリポート及びその周辺における消火救難活動に関する協定書　資料９－14－１
資料９－15　栃木県震度情報ネットワークシステムに係る施設の設置管理に関する協定書　資料９－15－１

資料９－16　大規模災害時における相互応援に関する協定書（両毛６市）　資料９－16－１
資料９－17　栃木県防災行政無線局設置管理に関する協定書　資料９－17－１
資料９－18　佐野市防災行政用無線局に関する協定書　資料９－18－１
資料９－19　佐野市緊急通報センターの業務運営に関する協定書　資料９－19－１
資料９－20　災害時の相互協力に関する覚書（佐野市、佐野郵便局）　資料９－20－１
資料９－21　災害時の物資供給等に関する協定書
（イオン株式会社ジャスコ佐野新都市店）　資料９－21－１
資料９－22　災害時における防災活動協力に関する協定書
（イオン株式会社ジャスコ佐野新都市店）　資料９－22－１
資料９－23　停電事故情報の周知に関する協定書
（東京電力株式会社栃木南支社）　資料９－23－１
資料９－24　災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書
（社団法人栃木県建設業協会安蘇支部）　資料９－24－１
資料９－25　災害時等における出動応援体制協定書
（社団法人栃木県建設業協会安蘇支部）　資料９－25－１
資料９－26　災害時における飲料水提供に関する協定書（サントリーフーズ株式会社）
資料９－26－１
資料９－27　災害時における飲料水提供に関する協定書（株式会社伊藤園）
資料９－27－１
資料９－28　災害時における医療救護に関する協定書（佐野市医師会）　資料９－28－１
資料９－29　災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書（佐野市医師会）
資料９－29－１
資料９－30　全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書
資料９－30－１
資料９－31　災害時における通行妨害車両等の排除業務に関する協定書
（株式会社岩澤レッカー２４）　資料９－31－１
資料９－32　災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書
（佐野市建設業協会）　資料９－32－１
資料９－33　災害時における歯科医療救護に関する協定書
（佐野歯科医師会）　資料９－33－１
資料９－34　災害時における相互支援協定書（滋賀県彦根市）　資料９－34－１
資料９－35　災害時における医療救護に関する協定書（社団法人柔道整復師会）
資料９－35－１
資料９－36　災害時における物資の供給に関する協定書
（西尾レントオール株式会社栃木営業部）　資料９－36－１
資料９－37　災害時における応急対策業務に関する協定書
（栃木県電気工事業工業組合佐野支部）　資料９－37－１
資料９－38　災害時の情報交換に関する協定
（国土交通省関東地方整備局）　資料９－38－１
資料９－39　災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書
（協同組合佐野市建設業協友会）　資料９－39－１

資料９－40　特殊災害消防対策相互応援協定書　資料９－40－１
資料９－41　北関東自動車道消防相互応援協定書　資料９－41－１
資料９－42　災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書
（両毛舗装事業協同組合）　資料９－42－１

＜活動体制関係＞
資料 10－１　佐野市防災会議条例　資料 10－１－１
佐野市防災会議委員名簿　資料 10－１－３
資料 10－２　佐野市災害対策本部条例　資料 10－２－１
※　別図（本部職員の標識）　資料 10－２－２
資料 10－３　佐野市水害対策会議設置要綱　資料 10－３－１
資料 10－４　佐野市水害対策会議実施要領　資料 10－４－１
※　佐野市水害対策会議水害時連絡図　資料 10－４－３
資料 10－５　災害時における医療活動分担表　資料 10－５－１

＜要領・様式等＞
※資料 11－１　被害通報受理表　資料 11－１－１
※資料 11－２　被害状況報告書　資料 11－２－１
※資料 11－３　栃木県火災・災害等即報要領　資料 11－３－１
資料 11－４　事前措置通知書　資料 11－４－１
資料 11－５　災害応急食糧配給承認申請書　資料 11－５－１
資料 11－６　災害救助用米穀の引渡要請書　資料 11－６－１
資料 11－７　米穀の買入れ・販売等に関する基本要領　資料 11－７－１

＜その他＞
資料 12－１　栃木県災害救助法施行細則　別表第１　資料 12－１－１
別表第２　資料 12－１－７
資料 12－２　激甚災害、局地激甚災害の適用措置及び指定基準　資料 12－２－１
※資料 12－３　宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準
資料 12－３－１
注意報・警報の細分区域（図）　資料 12－３－３

＜防災関係機関等連絡先＞

※栃木県内の所在地については、県名を省略。

資料１－１　防災関係機関等連絡先

○佐野市

機関名	所在地	電話番号
佐野市	佐野市高砂町 1	(0283) 24-5111

○消防機関

機関名	所在地	電話番号
佐野地区広域消防組合消防本部	佐野市富岡町 1391	(0283) 24-4433

○県の機関

機関名	所在地	電話番号
栃木県（消防防災課）	宇都宮市塙田 1-1-20	(028) 623-2136
安足土木事務所	足利市伊勢町 4-19	(0284) 41-2331
安足県税事務所	佐野市堀米町 607	(0283) 23-1444
安足健康福祉センター	足利市真砂町 1-1	(0284) 41-5900
佐野警察署	佐野市浅沼町 573-6	(0283) 24-0110

○指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
栃木労働局 （栃木労働基準監督署）	栃木市沼和田町 20-24	(0282) 24-7766
栃木労働局 （佐野公共職業安定所）	佐野市天明町 2553	(0283) 22-6260
関東農政局 （宇都宮地域センター）	宇都宮市中央 2-1-16	(028) 633-3311
関東東北産業保安監督部	埼玉県さいたま市中央区 新都心 1-1	(048) 600-0433
関東運輸局 （栃木運輸支局）	宇都宮市八千代 1-14-8	(028) 658-7011
関東地方整備局 (渡良瀬河川事務所佐野河川出張所) (宇都宮国道事務所小山出張所)	 佐野市堀米町 3971-10 小山市乙女 1433-2	 (0283) 21-6810 (0285) 45-9770
東京管区気象台 （宇都宮地方気象台）	宇都宮市明保野町 1-4	(028) 635-7260

○自衛隊

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊 第１２特科隊	宇都宮市茂原 1-5-45	(028) 653-1551

○指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
日本郵政公社関東支社 （佐野郵便局）	佐野市浅沼町 410-1	(0283) 22-0101
東日本電信電話株式会社 栃木支店	宇都宮市東宿郷 4-3-27	(028) 632-4311
東京電力株式会社 （栃木南支社）	小山市駅東通り 2-23-25	(0285) 58-2212
日本赤十字社 栃木県支部	宇都宮市若草 1-10-6	(028) 622-4326
日本放送協会 宇都宮放送局	宇都宮市中央 3-1-2	(028) 634-9155
東日本高速道路㈱ 関東支社（宇都宮管理事務所）	鹿沼市茂呂 24-2	(0289) 76-3135
東日本旅客鉄道㈱ 高崎支社（佐野駅）	佐野市若松町 474-1	(0283) 24-6721
KDDI㈱ 小山テクニカルセンター	小山市神鳥谷 1828	(0285) 28-5023
㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ 栃木支店	宇都宮市大通り 2-4-3	(028) 639-6000

○指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
東武鉄道株式会社（佐野市駅）	佐野市上台町 2164	(0283) 22-0223
関東自動車株式会社（佐野営業所）	〃 富岡町 1643	(0283) 22-5311
佐野ガス株式会社	佐野市久保町 243	(0283) 22-6262
株式会社栃木放送	宇都宮市本町 12-11	(028) 622-1111
株式会社エフエム栃木	〃 中央 1-2-1	(028) 638-7640
株式会社とちぎテレビ	〃 昭和 2-2-2	(028) 623-0031
(社)栃木県トラック協会	宇都宮市八千代 1-5-12	(028) 658-2515
(一社)栃木県タクシー協会	宇都宮市八千代 1-4-12	(028) 658-2411
(一社)栃木県医師会	宇都宮市駒生町 3337-1	(028) 622-2655
(公社)栃木県看護協会	〃 〃	(028) 625-6141
(社)栃木県歯科医師会	〃 一の沢 2-2-5	(028) 648-0471
(一社)栃木県薬剤師会	〃 緑 5-1-5	(028) 658-9877
(社)栃木県柔道整復師会	〃 西一の沢町 4-7	(028) 648-0502

○公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

機関名	所在地	電話番号
佐野農業協同組合	佐野市金吹町 2351	(0283) 20-2000
みかも森林組合	〃 戸室町 685-1	(0283) 62-0853
佐野商工会議所	佐野市大和町 2687-1	(0283) 22-5511
佐野市医師会	佐野市植上町 1678	(0283) 22-0324
佐野市社会福祉協議会	佐野市大橋町 3212-27	(0283) 22-8100
佐野地区衛生施設組合	佐野市植下町 2250	(0283) 24-8424
佐野ケーブルテレビ㈱	佐野市大橋町 2000-7	(0283) 21-2121

資料１－２　防災拠点一覧

拠点種別	施設名	電話番号	所在地
災害対策活動拠点	市役所南仮庁舎	0283-20-3056	佐野市亀井町 2658-1
	市役所田沼庁舎	0283-61-1120	佐野市田沼町 974-1
避難拠点	佐野小学校	0283-23-0374	佐野市金屋下町 10
	天明小学校	0283-23-0237	佐野市大祝町 2311
	西中学校	0283-23-3381	佐野市大橋町 2026
	城東中学校	0283-23-0448	佐野市若松町 405
	佐野地区公民館	0283-24-5771	佐野市金井上町 2519
	植野小学校	0283-23-0711	佐野市植上町 1272
	南中学校	0283-23-0869	佐野市植下町 1205
	船津川小学校	0283-23-1328	佐野市船津川町 6001
	植野地区公民館	0283-23-5421	佐野市寺中町 2297-1
	界小学校	0283-23-0819	佐野市馬門町 1539
	界地区公民館	0283-22-0400	佐野市馬門町 1510-1
	犬伏小学校	0283-23-0770	佐野市犬伏下町 1983
	犬伏東小学校	0283-24-2887	佐野市伊勢山町 1534
	犬伏地区公民館	0283-23-8137	佐野市犬伏下町 1798
	城北小学校	0283-23-0319	佐野市堀米町 1156
	城北地区公民館	0283-24-5772	佐野市堀米町 1173
	北中学校	0283-23-0961	佐野市富岡町 93
	旗川小学校	0283-23-0178	佐野市並木町 964
	旗川地区公民館	0283-22-0074	佐野市並木町 957-1
	吾妻小学校	0283-22-3992	佐野市上羽田町 1369-1
	吾妻中学校	0283-22-3949	佐野市村上町 30
	吾妻地区公民館	0283-23-6903	佐野市村上町 9
	赤見小学校	0283-25-0704	佐野市赤見町 3229
	石塚小学校	0283-25-0314	佐野市石塚町 1408-2
	出流原小学校	0283-25-0324	佐野市出流原町 1038-1
	赤見中学校	0283-25-0804	佐野市出流原町 628-1
	赤見地区公民館	0283-25-3014	佐野市赤見町 3082
	田沼小学校	0283-62-0047	佐野市田沼町 603
	田沼東中学校	0283-62-3333	佐野市栃本町 2287
	田沼中央公民館	0283-61-1135	佐野市戸奈良町 1-1
	田沼地区公民館	0283-62-5882	佐野市栃本町 2384-3
	吉水小学校	0283-62-0142	佐野市吉水町 832
	新吉水地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	0283-62-4211	佐野市吉水駅前 1-19-6
避難拠点	田沼南部地区公民館	0283-62-7955	佐野市小見町 752
	多田小学校	0283-62-0179	佐野市多田町 998
	田沼北部地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	0283-62-7466	佐野市多田町 3776-3
	栃本小学校	0283-62-0152	佐野市栃本町 1037
	戸奈良小学校	0283-62-0172	佐野市戸奈良町 1140
	三好小学校	0283-62-1004	佐野市岩崎町 1341
	田沼西中学校	0283-62-3111	佐野市戸室町 156
	旧野上小学校	0283-67-1011	佐野市長谷場町 499

拠点種別	施設名	電話番号	所在地
避難拠点	野上基幹集落センター	0283-67-1233	佐野市白岩町 486-1
	山形小学校	0283-65-0114	佐野市山形町 649-2
	閑馬小学校	0283-65-0024	佐野市閑馬町 911
	下彦間小学校	0283-65-0333	佐野市下彦間町 500
	飛駒小学校	0283-66-2004	佐野市飛駒町 1497
	飛駒基幹集落センター	0283-66-2002	佐野市飛駒町 1576-2
	葛生南小学校	0283-85-2101	佐野市中町 1104
	葛生小学校	0283-85-2040	佐野市葛生西 1-12-1
	葛生中学校	0283-85-2169	佐野市葛生西 3-4-1
	会沢地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	0283-85-2069	佐野市会沢町 681
	常盤小学校	0283-85-3016	佐野市仙波町 331-1
	常盤中学校	0283-85-3020	佐野市豊代町 2167
	常盤地区公民館	0283-85-3657	佐野市仙波町 167
	氷室小学校	0283-87-0030	佐野市水木町 51
	氷室地区公民館	0283-87-0004	佐野市水木町 846
救援物資集積拠点	佐野市運動公園	0283-25-0403	佐野市赤見町 2130-2
	アリーナたぬま	0283-61-1153	佐野市戸奈良町 21
消防活動拠点	佐野地区広域消防組合消防本部	0283-22-4433	佐野市富岡町 1391
	佐野消防署	0283-22-4433	佐野市富岡町 1391
	佐野消防署西分署	0283-25-0119	佐野市石塚町 985-1
	佐野消防署北分署	0283-62-4545	佐野市多田町 3091-6
医療活動拠点	佐野厚生総合病院	0283-22-522	佐野市堀米町 1728
	佐野市民病院	0283-62-5111	佐野市田沼町 1832-1

＜災害危険箇所等＞

資料２－１　地すべり危険箇所

（資料２－５　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域　参照）

資料２－２　山地災害危険地区

山地災害危険地区一覧　崩壊土砂流出　　H18 見直し

市町村	地区	名称	面積(ha)	保安林		荒廃		崩壊地の危険度			治山事業の進捗状況				保全対象					備考
															人家			公共施設有	道路	
				有	無	有	無	A	B	C	概成	一部	未成	無	50<	49-10	9>			
204	1	藤兵衛入	0		1		1			1				1			1			
204	2	上富士	1		1		1			1				1			1			
204	3	唐沢富士	0		1		1			1				1			1		市	
204	4	丸岩	4		1		1	1				1				1			市	
204	5	黒沢西	5	1			1			1		1					1		市	
204	6	白イ久保	2	1			1			1	1						1		市	
204	7	小黒沢	2	1			1		1			1				1			県	
204	8	案内久保	1	1			1			1	1						1		県	
204	9	音ヶ沢	2	1			1			1		1					1		県	
204	10	近沢	5		1		1			1	1						1		県	
204	11	奥閑馬	8		1		1			1				1			1		市	
204	12	跳石沢	3	1			1			1	1								市	
204	13	川面沢	2		1		1			1				1			1		県	
204	14	小柴	1	1			1		1			1				1			市	
204	15	田保沢	3	1			1			1	1						1		市	
204	16	矢の目沢	2		1		1			1		1					1		市	
204	17	高馬沢	3	1			1			1				1			1		市	
204	18	松坂沢	2		1		1			1				1			1		市	
204	19	大石戸沢	1		1		1			1				1			1		市	
204	20	金原(1)	3		1		1		1					1		1			市	
204	21	金原(2)	2		1		1		1					1		1			市	
204	22	中木戸	2	1			1			1	1								県	
204	23	七ガ久保	1		1		1			1			1				1		県	
204	24	小野久保	1		1		1			1	1						1		県	
204	25	中島	0		1		1			1	1						1		県	
204	26	坂和	1	1			1		1				1			1			市	
204	27	大網	3	1			1			1	1						1			
204	28	面白石	2	1			1			1		1					1		県	
204	29	八神沢	0	1			1			1	1						1		県	
204	30	大赤芝沢	5	1			1			1		1					1			
204	31	上小戸	1	1			1			1		1					1			
204	32	萩の沢	4	1			1			1	1						1			
204	33	大綱沢	2	1		1				1		1					1			
204	34	春本沢	2	1			1			1		1					1			
204	35	中の沢	1	1			1			1				1			1		県	
204	36	芝の沢	2		1		1	1			1					1			県	
204	37	矢竹沢	2	1		1			1			1				1			県	
204	38	前沢	2	1			1		1					1		1			県	

市町村	地区	名称	面積(ha)	保安林		荒廃		崩壊地の危険度			治山事業の進捗状況				保全対象					備考
															人家			公共施設有	道路	
				有	無	有	無	A	B	C	概成	一部	未成	無	50<	49-10	9>			
204	39	松葉沢	5	1			1		1			1				1			市	
204	40	釜ヶ沢	0		1		1		1					1		1				
204	41	越沢	4	1			1			1				1			1			
204	42	山口沢	4		1		1		1			1				1			県	
204	43	稲村沢	2		1		1	1			1					1			県	
204	44	炭屋	2		1		1		1				1			1			県	
204	45	白岩沢	1		1		1			1		1					1		県	
204	46	唐沢	3		1		1		1					1			1		県	
204	47	小又沢	2		1		1			1				1			1			
204	48	御神楽	2		1		1		1				1			1				
204	49	松出沢	0		1		1			1				1			1			
204	50	生沢	2	1			1		1		1					1			県	
204	51	羽黒沢	1	1			1			1		1					1		県	
204	52	毛野沢	0	1			1		1		1					1			県	
204	53	鍛冶ヶ沢	0		1		1		1		1					1			県	
204	54	御所の入	2		1		1		1					1		1			市	
204	55	片峰	2		1		1			1				1			1		市	
204	56	矢の沢	2		1		1		1					1		1			市	
204	57	高野	1		1		1		1					1		1			市	
204	58	久保	2		1		1			1		1					1			
204	59	家隆	1		1		1			1	1						1			
204	60	冥賀沢	2		1		1			1		1					1		林	
204	61	戸雁	3	1			1			1		1					1		市	
204	62	坂本	3	1			1			1				1			1		県	
204	63	打越	3		1	1			1					1		1			市	
204	64	中山(1)	2		1		1			1			1				1		市	
204	65	中山(2)	2		1		1			1				1			1		市	
204	66	寺沢(1)	2	1			1			1			1				1		市	
204	67	寺沢(2)	2		1		1			1		1					1		市	
204	68	多高原	3		1		1			1				1			1		市	
204	69	柚ノ木	1		1		1			1	1						1		市	
204	70	細尾沢	2	1			1		1				1			1			県	
204	71	男女生沢	0		1		1			1	1						1		県	
204	72	稲荷沢	0	1			1	1				1				1			県	
204	73	西ノ沢	1		1	1				1				1			1		林	
204	74	佐野寺沢	1		1		1		1			1					1		県	
204	75	田島沢	0		1	1				1				1			1		県	
204	76	須花沢	0		1		1			1				1			1		県	
204	77	中ノ沢	1	1			1		1				1				1		市	
204	78	松出沢(1)	0		1		1			1	1						1		市	
204	79	竜谷	0		1		1		1					1		1			市	
204	80	内手	0		1		1			1				1			1		市	

市町村	地区	名称	面積(ha)	保安林		荒廃		崩壊地の危険度			治山事業の進捗状況				保全対象					備考
															人家			公共施設有	道路	
				有	無	有	無	A	B	C	概成	一部	未成	無	50<	49-10	9>			
204	81	神社東	0		1		1		1					1		1			県	
204	82	小沢	0		1		1		1					1		1			県	
204	83	桶沢	1		1		1			1	1						1		県	
204	84	老越路	0		1		1			1			1						県	
204	85	高野久保沢	1		1		1		1			1				1			県	
204	86	大仁ノ手沢	1		1		1			1		1					1			
204	87	堀切沢	0		1		1	1				1				1				
204	88	障子岩沢	1		1	1			1			1				1		1	県	
204	89	新宿	1		1		1		1				1			1		1		
204	90	大嶽沢	1	1			1			1			1						林	
204	91	沢入沢	0	1			1			1			1				1		県	
204	92	山吹沢	5	1			1			1	1								林	
204	93	大荷場	1	1			1			1	1								林	
204	94	高手沢	1	1			1			1			1						林	
204	95	大部屋沢	3	1			1			1		1							林	
204	96	獄の手沢	3	1			1			1	1								林	
204	97	鳴岩沢	5	1			1			1	1								市	
204	98	正の沢	5	1		1				1	1								市	
204	99	正の沢入	5	1			1			1				1					市	
204	100	後口沢	2	1			1			1	1								県	
204	101	久保沢	1		1		1			1				1					県	
204	102	古穴沢	2	1			1			1		1					1		県	
204	103	大倉沢	4		1		1		1		1					1			県	
204	104	深堀沢	4	1			1		1			1				1			県	
204	105	栃岡	0	1			1			1	1						1			
204	106	落倉沢	2	1			1			1		1					1		県	
204	107	梅木沢(1)	1		1		1		1			1				1			県	
204	108	梅木沢(2)	1		1		1			1	1						1			
204	109	栃橋沢	3		1		1		1					1		1			県	
204	110	出原沢	1		1		1			1		1					1			
204	111	前沢	2		1		1			1		1					1			
204	112	太田沢	3		1		1	1						1		1				
204	113	竹花沢	1		1		1		1					1		1			県	
204	114	磯ヶ沢	2		1		1		1				1			1		1		
204	115	大釜	1		1		1			1	1						1			
204	116	栃久保沢	2		1		1			1		1					1			
204	117	越沢	1		1		1			1		1					1			
204	118	溜里沢	2		1		1		1					1		1				
204	119	高松沢	2		1		1		1					1		1				
204	120	辺張沢	1		1		1		1					1		1			県	
204	121	栗生沢	2		1		1			1		1					1			

市町村	地区	名称	面積(ha)	保安林		荒廃		崩壊地の危険度			治山事業の進捗状況				保全対象					備考
															人家			公共施設有	道路	
				有	無	有	無	A	B	C	概成	一部	未成	無	50<	49-10	9>			
204	122	沢の入	1		1		1		1					1		1				
204	123	谷沢	1		1		1			1	1						1			
204	124	小室	1		1		1		1					1		1			県	
204	125	大沢	5		1		1			1		1					1			
204	126	堀ノ内	1		1		1		1			1				1			市	
204	127	寺の沢	2		1		1			1				1			1		市	
204	128	登先沢	0		1		1		1			1				1			県	
204	129	下仙波	0		1		1		1					1		1			県	
204	130	四ツ沢囲	0		1	1				1				1			1		県	
204	131	長網沢	1		1		1		1					1		1			県	
204	132	古内沢	0		1		1			1		1					1		県	
204	133	うるしの台	2		1		1		1			1				1				
204	134	森沢	6		1		1		1		1					1		1	県	
204	135	森沢向	0		1		1		1					1		1		1	県	
204	136	唐木田	2		1		1			1				1					林	
204	137	ヨシガ沢	0		1		1		1					1		1		1	県	
204	138	萱沼	0		1		1			1				1			1		県	
204	139	芦沢	0		1		1		1				1					1	県	
204	140	片根	0		1		1		1			1				1		1	県	
204	141	山の神神社向	0		1		1							1					林	
204	142	駒ヶ沢	0		1		1							1		1			市	
204	143	黒沢西２	0		1		1							1			1		林	
204	144	バララ沢	0		1		1							1					林	
204	145	東川水ノ木	0		1		1							1					林	
204	146	大荷場２	0		1		1							1					林	

山地災害危険地区一覧　山地崩壊　　H18 見直し

市町村	地区	名称	面積(ha)	保安林		荒廃		崩壊地の危険度			治山事業の進捗状況				保全対象					備考
															人家			公共施設有	道路	
				有	無	有	無	A	B	C	概成	一部	未成	無	50<	49-10	9>			
204	1	芦の沢	2		1		1		1					1		1				
204	2	弁天	1		1		1			1				1			1		市	
204	3	萱場	2		1		1		1					1		1				
204	4	奈良渕	2		1		1		1					1		1			市	
204	5	上富士山(1)	1	1			1			1				1			1			
204	6	上富士山(2)	3		1		1		1					1		1				
204	7	小沢	4		1		1		1					1		1		1	県	
204	8	西山	1		1		1		1					1	1			1		
204	9	西山(1)	1		1		1		1					1				1		
204	10	駒ヶ渕	1	1			1			1				1			1		県	
204	11	田保	2		1		1			1				1			1		県	
204	12	塩田	2		1		1			1			1				1		県	
204	13	大石戸	1		1		1			1				1			1		市	
204	14	沢田(1)	5		1	1			1				1			1			市	
204	15	沢田(2)	2		1		1		1					1		1			市	
204	16	中木戸(1)	1		1		1			1				1			1			
204	17	中木戸(2)	1		1		1		1					1		1			県	
204	18	小野久保(1)	1		1		1			1				1			1		県	
204	19	小野久保(2)	1		1		1			1				1			1		県	
204	20	金原(1)	2		1		1			1				1			1		市	
204	21	金原(2)	2		1		1			1				1			1		市	
204	22	坂和	1		1		1			1				1			1		市	
204	23	栗木内(1)	2		1		1			1				1			1		市	
204	24	栗木内(2)	1		1		1			1				1			1			
204	25	馬場(1)	1		1		1			1				1			1		市	
204	26	馬場(2)	2		1		1		1					1		1			市	
204	27	柳沢	4		1		1		1					1		1		1	市	
204	28	川東	1		1		1		1					1		1				
204	29	芝本	1		1		1		1					1		1		1	県	
204	30	行渕	17	1			1		1					1		1			県	
204	31	実山	1	1			1			1				1			1		県	
204	32	入小戸	6	1			1			1				1			1			
204	33	大戸口	1	1			1			1				1			1		県	
204	34	奥耳打	1	1			1		1			1				1				
204	35	牛の沢	2		1		1			1			1				1		県	
204	36	作原(1)	3		1		1		1					1		1		1	県	
204	37	作原(2)	2		1		1		1					1		1		1	県	
204	38	栃久保(1)	6		1		1		1					1		1			県	
204	39	栃久保(2)	1		1		1			1			1				1		県	
204	40	前耳打	2		1	1				1			1						県	
204	41	小日向	2		1	1			1					1		1			県	
204	42	下出	7		1		1		1					1		1			県	
204	43	宇津野	2		1	1			1			1				1			県	
204	44	稲村	1		1		1		1					1		1			県	
204	45	高谷	4		1		1		1					1		1			県	
204	46	黒田	2		1		1			1				1			1		県	
204	47	駒藤	3		1		1		1					1		1		1	県	
204	48	裏山	8		1		1		1					1		1				
204	49	御神楽(1)	2		1		1		1					1		1				
204	50	御神楽(2)	1		1		1			1				1			1			
204	51	大久保(1)	1		1		1			1				1			1			
204	52	小沢	1		1		1		1					1		1			県	
204	53	蓬沢	1		1		1		1					1		1			県	
204	54	渡戸	1		1		1		1					1		1			県	
204	55	大久保(2)	2		1		1		1					1		1			市	
204	56	菊水	4		1		1		1					1		1				
204	57	保沢	4		1		1		1					1	1			1	国	
204	58	馬地谷戸	15	1			1		1					1			1		県	

市町村	地区	名称	面積(ha)	保安林		荒廃		崩壊地の危険度			治山事業の進捗状況				保全対象					備考
															人家			公共施設有	道路	
				有	無	有	無	A	B	C	概成	一部	未成	無	50<	49-10	9>			
204	59	黒沢	3	1		1				1		1					1		県	
204	60	黒沢(1)	4	1			1			1				1			1		県	
204	61	黒田	3		1		1			1				1			1		県	
204	62	栃久保(3)	11		1		1	1						1		1			県	
204	63	唐沢(1)	1	1			1			1			1				1			
204	64	唐沢(2)	3	1			1			1				1			1			
204	65	御神楽(3)	1		1	1			1					1		1			市	
204	66	栗木内	2		1		1		1			1				1				
204	67	坪ノ内	1		1		1		1					1		1		1	県	
204	68	馬ノ手	1		1		1		1					1		1		1	県	
204	69	奥大荷場	9	1			1			1	1								林	
204	70	木浦原(2)	2	1			1		1					1		1			県	
204	71	木浦原(1)	3	1		1			1			1				1			県	
204	72	辺釣	3	1		1				1	1						1		県	
204	73	台	13	1			1		1					1		1			県	
204	74	今倉(1)	4		1		1		1					1		1			県	
204	75	今倉(2)	2		1		1			1				1			1		県	
204	76	栃岡	2		1		1		1					1		1			県	
204	77	山根	2		1		1		1					1		1		1	県	
204	78	梅木	2		1		1		1					1		1			県	
204	79	橋場	2		1		1			1				1			1			
204	80	出原	1		1		1			1				1			1			
204	81	宮原	4	1			1		1				1			1			県	
204	82	前原	3		1		1		1					1		1			市	
204	83	太田沢	4		1		1		1					1		1				
204	84	日陰	4		1		1		1					1		1			県	
204	85	高実子	2		1		1		1					1		1		1		
204	86	大釜(1)	1		1		1		1					1		1			林	
204	87	大釜(2)	1		1		1			1				1			1		林	
204	88	新谷(1)	1		1		1		1					1		1				
204	89	新谷(2)	1		1		1		1					1		1			県	
204	90	瀬戸内	2		1		1		1					1		1				
204	91	牧(1)	2		1		1		1					1		1				
204	92	萱沼	1		1		1		1					1		1			林	
204	93	小拍子(1)	2		1		1		1					1		1			県	
204	94	小拍子(2)	1		1		1		1					1			1		県	
204	95	牧(2)	1		1		1		1					1		1			市	
204	96	羽鶴	2		1		1		1					1		1			県	
204	97	豊代(1)	2		1		1		1					1			1		市	
204	98	豊代(2)	1		1		1			1				1			1		市	
204	99	正雲寺	1		1		1		1					1		1			県	
204	100	唐沢	3		1		1		1					1		1			市	
204	101	小曽戸	5		1		1		1					1		1		1		
204	102	南沢	5	1			1			1	1						1			
204	103	六郎台	5		1		1			1				1					市	
204	104	向山	1		1		1		1					1		1		1	県	
204	105	根元	3		1		1		1					1	1			1	県	
204	106	上ノ山	1		1		1		1					1		1		1	県	
204	107	うるしの台	4		1		1		1		1					1			県	
204	108	釜平	1		1		1			1	1								県	
204	109	足倉	2	1			1			1				1					林	
204	110	山の神向	2	1			1			1				1					林	
204	111	坪ノ内(2)	1		1		1		1					1			1	1	市	
204	112	準ノ大平	1		1		1		1					1		1		1	市	
204	113	今宮神社	1		1		1		1					1		1			市	
204	114	西山(3)	1		1		1		1					1		1			市	
204	115	小屋	1		1		1		1					1		1		1	市	
204	116	和泉	4	1			1		1					1		1		1	市	
204	117	氷室	1	1			1		1					1		1			市	

資料２－３　急傾斜地崩壊危険箇所

（資料２－５　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域　参照）

資料２－４　土石流危険渓流

（資料２－５　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域　参照）

資料２－５　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

１　地すべり危険個所

No.	箇所名	大字	警戒区域	特別警戒区域	行政機関責任者	警戒避難体制		
						区域管轄消防団	連絡先（消防団長からの連絡先）	避難場所
1	炭屋	長谷場	○	－	佐野市 行政経営部長	第 19 分団	当該地区町会長 （第 19 分団長）	旧野上小学校 野上基幹集落センター
2	秋山	秋山	○	－		第 31 分団	当該地区町会長 （第 31 分団長）	氷室小学校 氷室地区公民館
3	原	秋山	○	－				

２　急傾斜地崩壊危険箇所（Ｈ２５．４．１現在）

No.	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	警戒避難体制			箇所番号
						行政機関責任者	連絡先（消防団長からの連絡先）	避難場所	
1	城山西Ａ	若松町	城山西	○	○	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第１分団長）	佐野小学校 北中学校 城東中学校	204-Ⅰ-004
2	城山東Ａ	若松町	城山東	○	○				204-Ⅰ-005
3	北屋Ａ	富岡町	北屋	○	○				204-Ⅰ-006
4	北屋Ｂ	富岡町	北屋	○	○				204-Ⅰ-007
5	富士山Ａ	富士町	富士山	○	○		当該地区町会長（第６分団長）	犬伏小学校 犬伏東小学校 犬伏地区公民館	204-Ⅰ-008
6	大富士Ａ	富士町	大富士	○	○				204-Ⅰ-012
7	関川Ａ	関川町	関川	○	○				204-Ⅰ-013
8	町田ⅡＡ	富士町	町田	○	○				204-Ⅱ-015
9	町田ⅡＢ	富士町	町田	○	○				204-Ⅱ-016
10	大富士ⅡＡ	富士町	大富士	○	○				204-Ⅱ-017
11	大富士ⅡＢ	富士町	大富士	○	○				204-Ⅱ-018
12	大富士ⅡＣ	富士町	大富士	○	○				204-Ⅱ-019
13	町田ⅡＣ	富士町	町田	○	○				204-Ⅱ-020
14	町田ⅡＤ	富士町	町田	○	○				204-Ⅱ-021
15	大網ⅡＡ	富士町	大網	○	○				204-Ⅱ-022
16	大網ⅡＢ	富士町	大網	○	○				204-Ⅱ-023
17	富士山ⅡＢ	富士町	富士山	○	○				204-Ⅱ-024
18	大富士ⅡＤ	富士町	大富士	○	○				204-Ⅱ-025
19	富士山ⅡＡ	富士町	富士山	○	○				204-Ⅱ-014
20	上木戸ⅢＡ	富士町	上木戸	○	○				204-Ⅲ-005
21	嶽下ⅢＡ	西浦町	嶽下	○	○				204-Ⅲ-006
22	東山付Ａ	田之入町	東山付	○	○		当該地区町会長（第７分団長）	城北小学校 城北地区公民館 北中学校	204-Ⅰ-009
23	小沢Ａ	田之入町	小沢	○	○				204-Ⅰ-010
24	西山Ａ	奈良渕町	西山	○	○				204-Ⅰ-011
25	東山Ａ	奈良渕町	東山	○	○				204-Ⅰ-014
26	大久保ⅡＡ	奈良渕町	大久保	○	○				204-Ⅱ-013
27	三ツ久田Ａ	赤見町	三ツ久田	○	○		当該地区長会長（第11分団長）	赤見小学校 赤見地区公民館	204-Ⅰ-003
28	萱場ⅡＡ	赤見町	萱場	○	○				204-Ⅱ-012
29	壱丁田ⅢＡ	赤見町	壱丁田	○	○				204-Ⅲ-004
30	八木田Ａ	寺久保町	八木田	○	○		当該地区町会長（第12分団長）	出流原小学校 石塚小学校 赤見中学校	204-Ⅰ-001
31	荒神前Ａ	出流原町	荒神前	○	○				204-Ⅰ-002
32	般若ⅡＡ	寺久保町	般若	○	○				204-Ⅱ-001
33	敷火打ⅡＡ	寺久保町	敷火打	○	○				204-Ⅱ-002
34	塩坂ⅡＡ	寺久保町	塩坂	○	○				204-Ⅱ-003
35	塩坂ⅡＢ	寺久保町	塩坂	○	○				204-Ⅱ-004
36	藤平入ⅡＡ	寺久保町	藤平入	○	○				204-Ⅱ-005
37	仲ノ目ⅡＡ	寺久保町	仲ノ目	○	○				204-Ⅱ-006
38	西根ⅡＡ	出流原町	西根	○	○				204-Ⅱ-007
39	西根ⅡＢ	出流原町	西根	－	－				204-Ⅱ-008
40	後山ⅡＡ	出流原町	後山	－	－				204-Ⅱ-009
41	白山ⅡＡ	出流原町	白山	○	○				204-Ⅱ-010
42	鴇崎ⅡＡ	出流原町	鴇崎	○	○				204-Ⅱ-011
43	般若瀧ノ入ⅢＡ	寺久保町	般若瀧ノ入	○	○				204-Ⅲ-001
44	雉子尾ⅢＡ	寺久保町	雉子尾	○	○				204-Ⅲ-002
45	西根南ⅢＡ	出流原町	西根南	○	○				204-Ⅲ-003
46	山際Ａ	田沼	山際	○	○		当該地区町会長（第13分団長）	田沼小学校 田沼東中学校 田沼中央公民館 田沼地区公民館	421-Ⅰ-014
47	上館野通ⅢＡ	栃本	上館野通	－	－		当該地区町会長（第15分団長）	栃本小学校	421-Ⅲ-018
48	西ノ入Ａ	多田	西ノ入	○	○		当該地区町会長（第16分団長）	多田小学校 田沼北部地区コミュニティセンター	421-Ⅰ-010
49	宮ノ内Ａ	多田	宮ノ内	○	○				421-Ⅰ-015
50	竜谷ⅡＡ	山越	竜谷	○	○				421-Ⅱ-173
51	菊水通西ⅡＡ	山越	菊水通西	－	－				421-Ⅱ-174
52	京路戸ⅡＡ	多田	京路戸	－	－				421-Ⅱ-176
53	井戸尻Ａ	岩崎	井戸尻	○	○		当該地区町会長（第18分団長）	三好小学校 田沼西中学校	421-Ⅰ-009
54	北沢Ａ	岩崎	北沢	○	○				421-Ⅰ-011
55	沢口Ａ	岩崎	沢口	○	○				421-Ⅰ-012
56	寺沢Ａ	戸室	寺沢	○	○				421-Ⅰ-013
57	古滝ⅡＡ	船越	古滝	○	○				421-Ⅱ-151
58	宮滝ⅡＡ	船越	宮滝	○	○				421-Ⅱ-152
59	古越路ⅡＡ	船越	古越路	○	○				421-Ⅱ-153
60	船越西根ⅡＡ	船越	西根	○	○				421-Ⅱ-154

No.	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	警戒避難体制			箇所番号
						行政機関責任者	連絡先（消防団長からの連絡先）	避難場所	
61	山添ⅡA	船越	山添	○	○	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第 18 分団長）	三好小学校 田沼西中学校	421-Ⅱ-155
62	樋ノ口ⅡA	船越	樋ノ口	○	○				421-Ⅱ-156
63	曲屋ⅡA	船越	曲屋	○	○				421-Ⅱ-157
64	会所ⅡA	船越	会所	○	○				421-Ⅱ-158
65	三角ⅡA	岩崎	三角	○	○				421-Ⅱ-159
66	千手堂ⅡA	岩崎	千手堂	○	○				421-Ⅱ-160
67	宮ノ西ⅡA	戸室	宮ノ西	○	○				421-Ⅱ-161
68	内和田ⅡA	戸室	内和田	○	○				421-Ⅱ-162
69	天王沢ⅡA	戸室	天王沢	－	－				421-Ⅱ-175
70	丸山下ⅢA	戸室	丸山下	－	－				421-Ⅲ-016
71	岡庭場A	作原	岡庭場	○	○		当該地区町会長（第 19 分団長）	旧野上小学校 野上基幹集落センター	421-Ⅰ-001
72	近沢A	作原	近沢	○	○				421-Ⅰ-002
73	白岩A	白岩	白岩	○	○				421-Ⅰ-003
74	坪ノ内A	長谷場	坪ノ内	○	○				421-Ⅰ-005
75	上大戸ⅡA	作原	上大戸	○	○				421-Ⅱ-001
76	上大戸ⅡB	作原	上大戸	○	○				421-Ⅱ-002
77	上大戸ⅡC	作原	上大戸	○	○				421-Ⅱ-003
78	上大戸ⅡD	作原	上大戸	○	○				421-Ⅱ-004
79	上大戸ⅡE	作原	上大戸	○	○				421-Ⅱ-005
80	小戸ⅡA	作原	小戸	○	○				421-Ⅱ-006
81	上大戸ⅡF	作原	上大戸	○	○				421-Ⅱ-007
82	中大戸ⅡA	作原	中大戸	○	○				421-Ⅱ-008
83	中大戸ⅡB	作原	中大戸	○	○				421-Ⅱ-009
84	小戸ⅡB	作原	小戸	○	○				421-Ⅱ-010
85	小戸ⅡC	作原	小戸	○	○				421-Ⅱ-011
86	小戸ⅡD	作原	小戸	○	○				421-Ⅱ-012
87	小戸ⅡE	作原	小戸	○	○				421-Ⅱ-013
88	小戸ⅡF	作原	小戸	○	○				421-Ⅱ-014
89	下大戸ⅡA	作原	下大戸	○	○				421-Ⅱ-015
90	下大戸ⅡB	作原	下大戸	○	○				421-Ⅱ-016
91	下大戸ⅡC	作原	下大戸	○	○				421-Ⅱ-017
92	岡庭場ⅡA	作原	岡庭場	○	○				421-Ⅱ-018
93	小平ⅡA	作原	小平	○	○				421-Ⅱ-019
94	栃久保ⅡA	作原	栃久保	○	○				421-Ⅱ-020
95	近沢ⅡA	作原	近沢	○	○				421-Ⅱ-021
96	栃久保ⅡB	作原	栃久保	○	○				421-Ⅱ-022
97	栃久保ⅡC	作原	栃久保	○	○				421-Ⅱ-023
98	下作原ⅡA	作原	下作原	○	○				421-Ⅱ-047
99	下作原ⅡB	作原	下作原	○	○				421-Ⅱ-048
100	下作原ⅡC	作原	下作原	○	○				421-Ⅱ-049
101	下作原ⅡD	作原	下作原	○	○				421-Ⅱ-050
102	下作原ⅡE	作原	下作原	○	○				421-Ⅱ-051
103	下作原ⅡF	作原	下作原	○	○				421-Ⅱ-052
104	山口上手ⅡA	白岩	山口上手	○	○				421-Ⅱ-053
105	山口ⅡA	白岩	山口	○	○				421-Ⅱ-054
106	蛭沢ⅡA	白岩	蛭沢	○	○				421-Ⅱ-055
107	ヨスケⅡA	白岩	ヨスケ	○	○				421-Ⅱ-056
108	下白岩ⅡA	白岩	下白岩	○	○				421-Ⅱ-057
109	鷺ノ巣ⅡA	白岩	鷺ノ巣	○	○				421-Ⅱ-058
110	稲村沢ⅡA	白岩	稲村沢	○	○				421-Ⅱ-059
111	稲村ⅡA	白岩	稲村	○	○				421-Ⅱ-060
112	高谷ⅡA	白岩	高谷	○	○				421-Ⅱ-061
113	高谷ⅡB	白岩	高谷	○	○				421-Ⅱ-062
114	狸穴ⅡA	白岩	狸穴	○	○				421-Ⅱ-063
115	桶沢ⅡA	長谷場	桶沢	○	○				421-Ⅱ-127
116	柚ノ木ⅡA	長谷場	柚ノ木	○	○				421-Ⅱ-128
117	柚ノ木ⅡB	長谷場	柚ノ木	○	○				421-Ⅱ-129
118	上森ⅡA	長谷場	上森	○	○				421-Ⅱ-130
119	上森ⅡB	長谷場	上森	○	○				421-Ⅱ-131
120	柚ノ木ⅡC	長谷場	柚ノ木	○	○				421-Ⅱ-132
121	穴沢ⅡA	長谷場	穴沢	○	○				421-Ⅱ-133
122	黒田ⅡA	長谷場	黒田	○	○				421-Ⅱ-134
123	野竹内ⅡA	長谷場	野竹内	○	○				421-Ⅱ-135
124	上長谷場ⅡA	長谷場	上長谷場	○	○				421-Ⅱ-136
125	下長谷場ⅡA	長谷場	下長谷場	○	○				421-Ⅱ-137

No.	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	警戒避難体制			箇所番号
						行政機関責任者	連絡先（消防団長からの連絡先）	避難場所	
126	下長谷場ⅡB	長谷場	下長谷場	○	○	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第19分団長）	旧野上小学校 野上基幹集落センター	421-Ⅱ-138
127	坪ノ内ⅡA	長谷場	坪ノ内	○	○				421-Ⅱ-139
128	小又ⅡA	長谷場	小又	○	○				421-Ⅱ-140
129	小又ⅡB	長谷場	小又	○	○				421-Ⅱ-141
130	小又ⅡC	長谷場	小又	○	○				421-Ⅱ-142
131	小又ⅡD	長谷場	小又	○	○				421-Ⅱ-143
132	大久保ⅡA	長谷場	大久保	○	○				421-Ⅱ-144
133	小沢ⅡA	長谷場	小沢	○	○				421-Ⅱ-145
134	駒ケ沢口ⅡA	御神楽	駒ケ沢口	○	○				421-Ⅱ-146
135	入御神楽ⅡA	御神楽	入御神楽	○	○				421-Ⅱ-147
136	入御神楽ⅡB	御神楽	入御神楽	○	○				421-Ⅱ-148
137	入御神楽ⅡC	御神楽	入御神楽	○	○				421-Ⅱ-149
138	入御神楽ⅡD	御神楽	入御神楽	○	○				421-Ⅱ-150
139	下作原ⅢA	作原	下作原	○	○				421-Ⅲ-006
140	下作原ⅢB	作原	下作原	○	○				421-Ⅲ-007
141	下作原ⅢC	作原	下作原	○	○				421-Ⅲ-008
142	白岩ⅢA	白岩	白岩	○	○				421-Ⅲ-009
143	山口上手ⅢA	白岩	山口上手	○	○				421-Ⅲ-010
144	小又ⅢA	長谷場	小又	○	○				421-Ⅲ-014
145	清水ⅢA	御神楽	清水	○	○				421-Ⅲ-015
146	金原A	閑馬	金原	○	○		当該地区町会長（第20分団長）	山形小学校 閑馬小学校 下彦間小学校	421-Ⅰ-004
147	西根A	梅園	西根	○	○				421-Ⅰ-006
148	柳沢A	下彦間	柳沢	○	○				421-Ⅰ-007
149	柳沢B	下彦間	柳沢	○	○				421-Ⅰ-008
150	小野久保ⅡA	下彦間	小野久保	○	○				421-Ⅱ-083
151	小野久保ⅡB	下彦間	小野久保	○	○				421-Ⅱ-084
152	家隆ⅡA	下彦間	家隆	○	○				421-Ⅱ-085
153	家隆ⅡB	下彦間	家隆	○	○				421-Ⅱ-086
154	家隆ⅡC	下彦間	家隆	○	○				421-Ⅱ-087
155	宮前ⅡA	下彦間	宮前	○	○				421-Ⅱ-088
156	宮前ⅡB	下彦間	宮前	○	○				421-Ⅱ-089
157	笠松ⅡA	下彦間	笠松	○	○				421-Ⅱ-090
158	笠松ⅡB	下彦間	笠松	○	○				421-Ⅱ-091
159	大松ⅡA	下彦間	大松	○	○				421-Ⅱ-092
160	大松ⅡB	下彦間	大松	○	○				421-Ⅱ-093
161	大松ⅡC	下彦間	大松	○	○				421-Ⅱ-094
162	橿木屋ⅡA	下彦間	橿木屋	○	○				421-Ⅱ-095
163	宿東ⅡA	下彦間	宿東	○	○				421-Ⅱ-096
164	須花ⅡA	下彦間	須花	－	－				421-Ⅱ-097
165	須花ⅡB	下彦間	須花	○	○				421-Ⅱ-098
166	沢口ⅡA	閑馬	沢口	○	○				421-Ⅱ-099
167	沢口ⅡB	閑馬	沢口	○	○				421-Ⅱ-100
168	金原ⅡA	閑馬	金原	－	－				421-Ⅱ-101
169	金原ⅡB	閑馬	金原	○	○				421-Ⅱ-102
170	金原ⅡC	閑馬	金原	○	○				421-Ⅱ-103
171	金原ⅡD	閑馬	金原	○	○				421-Ⅱ-104
172	金原ⅡE	閑馬	金原	○	○				421-Ⅱ-105
173	坂和ⅡA	閑馬	坂和	○	○				421-Ⅱ-106
174	坂和ⅡB	閑馬	坂和	○	○				421-Ⅱ-107
175	栗木内ⅡA	閑馬	栗木内	○	○				421-Ⅱ-108
176	栗木内ⅡB	閑馬	栗木内	○	○				421-Ⅱ-109
177	宮内ⅡA	閑馬	宮内	○	○				421-Ⅱ-110
178	宮内ⅡB	閑馬	宮内	○	○				421-Ⅱ-111
179	宮内ⅡC	閑馬	宮内	－	－				421-Ⅱ-112
180	栗木内ⅡC	閑馬	栗木内	○	○				421-Ⅱ-113
181	木戸ⅡA	閑馬	木戸	－	－				421-Ⅱ-114
182	木戸ⅡB	閑馬	木戸	○	○				421-Ⅱ-115
183	馬場ⅡA	閑馬	馬場	○	○				421-Ⅱ-116
184	松場ⅡA	閑馬	松場	○	○				421-Ⅱ-117
185	下川原ⅡA	閑馬	下川原	○	○				421-Ⅱ-118
186	下川原ⅡB	閑馬	下川原	○	○				421-Ⅱ-119
187	春高ⅡA	閑馬	春高	○	○				421-Ⅱ-120
188	春高ⅡB	閑馬	春高	○	○				421-Ⅱ-121
189	葛和田ⅡA	閑馬	葛和田	○	○				421-Ⅱ-122
190	葛和田ⅡB	閑馬	葛和田	○	○				421-Ⅱ-123

No.	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	警戒避難体制			箇所番号
						行政機関責任者	連絡先（消防団長からの連絡先）	避難場所	
191	葛和田ⅡC	閑馬	葛和田	○	○	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第20分団長）	山形小学校 閑馬小学校 下彦間小学校	421-Ⅱ-124
192	葛和田ⅡD	閑馬	葛和田	○	○				421-Ⅱ-125
193	御所ノ入ⅡA	山形	御所ノ入	○	○				421-Ⅱ-126
194	東根ⅡA	梅園	東根	○	○				421-Ⅱ-163
195	東根ⅡB	梅園	東根	○	○				421-Ⅱ-164
196	梅園西根ⅡA	梅園	西根	○	○				421-Ⅱ-165
197	東根ⅡC	梅園	東根	－	－				421-Ⅱ-166
198	吹上ⅡA	梅園	吹上	○	○				421-Ⅱ-167
199	馬場ⅡA	山形	馬場	○	○				421-Ⅱ-168
200	芝本ⅡA	山形	芝本	○	○				421-Ⅱ-169
201	久手ノ内ⅡA	山形	久手ノ内	○	○				421-Ⅱ-170
202	久手ノ内ⅡB	山形	久手ノ内	○	○				421-Ⅱ-171
203	久手ノ内ⅡC	山形	久手ノ内	○	○				421-Ⅱ-172
204	小野久保ⅢA	下彦間	小野久保	○	○				421-Ⅲ-012
205	須花ⅢA	下彦間	須花	○	○				421-Ⅲ-013
206	大網ⅢA	閑馬	大網	－	－				421-Ⅲ-017
207	黒沢西通ⅡA	飛駒	黒沢西通	○	○		当該地区町会長（第21分団長）	下彦間小学校 飛駒小学校 飛駒基幹集落センター	421-Ⅱ-024
208	黒沢東通ⅡA	飛駒	黒沢東通	○	○				421-Ⅱ-025
209	黒沢西通ⅡB	飛駒	黒沢西通	○	○				421-Ⅱ-026
210	黒沢西通ⅡC	飛駒	黒沢西通	○	○				421-Ⅱ-027
211	黒沢西通ⅡD	飛駒	黒沢西通	○	○				421-Ⅱ-028
212	黒沢西通ⅡE	飛駒	黒沢西通	○	○				421-Ⅱ-029
213	黒沢西通ⅡF	飛駒	黒沢西通	○	○				421-Ⅱ-030
214	黒沢西通ⅡG	飛駒	黒沢西通	○	○				421-Ⅱ-031
215	黒沢東通ⅡB	飛駒	黒沢東通	○	○				421-Ⅱ-032
216	黒沢西通ⅡH	飛駒	黒沢西通	○	○				421-Ⅱ-033
217	黒沢西通ⅡI	飛駒	黒沢西通	○	○				421-Ⅱ-034
218	黒沢西通ⅡJ	飛駒	黒沢西通	○	○				421-Ⅱ-035
219	黒沢東通ⅡC	飛駒	黒沢東通	○	○				421-Ⅱ-036
220	寺沢西通ⅡA	飛駒	寺沢西通	－	－				421-Ⅱ-037
221	寺沢西通ⅡB	飛駒	寺沢西通	○	○				421-Ⅱ-038
222	寺沢東通ⅡA	飛駒	寺沢東通	○	○				421-Ⅱ-039
223	寺沢東通ⅡB	飛駒	寺沢東通	○	○				421-Ⅱ-040
224	寺沢東通ⅡC	飛駒	寺沢東通	－	－				421-Ⅱ-041
225	中山東通ⅡA	飛駒	中山東通	－	－				421-Ⅱ-042
226	鍋沢西通ⅡA	飛駒	鍋沢西通	○	○				421-Ⅱ-043
227	鍋沢西通ⅡB	飛駒	鍋沢西通	○	○				421-Ⅱ-044
228	暮坪ⅡA	飛駒	暮坪	－	－				421-Ⅱ-045
229	暮坪ⅡB	飛駒	暮坪	○	○				421-Ⅱ-046
230	戸雁南通ⅡA	飛駒	戸雁南通	○	○				421-Ⅱ-064
231	熊久保ⅡA	飛駒	熊久保	○	○				421-Ⅱ-065
232	田保ⅡA	飛駒	田保	○	○				421-Ⅱ-066
233	田保ⅡB	飛駒	田保	○	○				421-Ⅱ-067
234	川面ⅡA	飛駒	川面	○	○				421-Ⅱ-068
235	唐沢ⅡA	飛駒	唐沢	○	○				421-Ⅱ-069
236	塩田川東ⅡA	飛駒	塩田川東	○	○				421-Ⅱ-070
237	塩田川東ⅡB	飛駒	塩田川東	○	○				421-Ⅱ-071
238	塩田川東ⅡC	飛駒	塩田川東	○	○				421-Ⅱ-072
239	塩田川西ⅡA	飛駒	塩田川西	○	○				421-Ⅱ-073
240	塩田川西ⅡB	飛駒	塩田川西	○	○				421-Ⅱ-074
241	中木戸川西ⅡA	飛駒	中木戸川西	○	○				421-Ⅱ-075
242	中木戸川西ⅡB	飛駒	中木戸川西	○	○				421-Ⅱ-076
243	中木戸川西ⅡC	飛駒	中木戸川西	○	○				421-Ⅱ-077
244	中木戸川西ⅡD	飛駒	中木戸川西	○	○				421-Ⅱ-078
245	中木戸川東ⅡA	飛駒	中木戸川東	○	○				421-Ⅱ-079
246	中木戸川東ⅡB	飛駒	中木戸川東	○	○				421-Ⅱ-080
247	中木戸川東ⅡC	飛駒	中木戸川東	○	○				421-Ⅱ-081
248	中木戸川東ⅡD	飛駒	中木戸川東	○	○				421-Ⅱ-082
249	黒沢西通ⅢA	飛駒	黒沢西通	○	○				421-Ⅲ-001
250	黒沢西通ⅢB	飛駒	黒沢西通	○	○				421-Ⅲ-002
251	黒沢東通ⅢA	飛駒	黒沢東通	○	○				421-Ⅲ-003
252	黒沢西通ⅢC	飛駒	黒沢西通	○	○				421-Ⅲ-004
253	寺沢東通ⅢA	飛駒	寺沢東通	○	○				421-Ⅲ-005
254	中木戸川西ⅢA	飛駒	中木戸川西	○	○				421-Ⅲ-011

No.	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	警戒避難体制			箇所番号
						行政機関責任者	連絡先（消防団長からの連絡先）	避難場所	
255	井戸ノ沢Ａ	山菅	井戸ノ沢	○	○	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第 22 分団長）	葛生南小学校 葛生あくとプラザ	422-Ⅰ-027
256	勢ケ久保Ａ	鉢木町	勢ケ久保	○	○		当該地区町会長（第 23 分団長）	葛生小学校 葛生中学校	422-Ⅰ-026
257	宮下町Ａ	宮下町		○	○				422-Ⅰ-034
258	片山Ａ	葛生	片山	○	○				422-Ⅰ-035
259	中央東一丁目Ａ	葛生東一丁目		○	○				422-Ⅰ-036
260	宮下町ⅡＡ	宮下町		○	○				422-Ⅱ-098
261	宮下町ⅡＢ	宮下町		○	○				422-Ⅱ-099
262	宮下町ⅡＣ	宮下町		○	○				422-Ⅱ-100
263	朝日町ⅡＡ	築地町		○	○				422-Ⅱ-101
264	朝日町ⅡＢ	築地町		○	○				422-Ⅱ-102
265	古越路ⅢＡ	葛生	古越路	○	○				422-Ⅲ-011
266	明神Ａ	中	明神	○	○		当該地区町会長（第 24 分団長）	葛生南小学校	422-Ⅰ-037
267	松葉Ａ	中	松葉	○	○				422-Ⅰ-038
268	山田ⅡＡ	中	山田	○	○				422-Ⅱ-103
269	万福寺ⅡＡ	中	万福寺	○	○				422-Ⅱ-104
270	岡Ａ	会沢	岡	○	○		当該地区町会長（第 25 分団長）	会沢地区コミュニティセンター	422-Ⅰ-028
271	川久保Ａ	会沢	川久保	○	○				422-Ⅰ-029
272	川久保Ｂ	会沢	川久保	○	○				422-Ⅰ-030
273	観音堂Ａ	会沢	観音堂	○	○				422-Ⅰ-031
274	中妻Ａ	会沢	中妻	○	○				422-Ⅰ-032
275	西山Ａ	会沢	西山	○	○				422-Ⅰ-033
276	後口ⅡＡ	会沢	後口	○	○				422-Ⅱ-089
277	西ノ内ⅡＡ	会沢	西ノ内	○	○				422-Ⅱ-090
278	涌場ⅡＡ	会沢	涌場	○	○				422-Ⅱ-091
279	宇津野ⅡＡ	会沢	宇津野	○	○				422-Ⅱ-092
280	大久保ⅡＢ	会沢	大久保	○	○				422-Ⅱ-093
281	牛ケ沢ⅡＡ	会沢	牛ケ沢	○	○				422-Ⅱ-094
282	杉野ⅡＡ	会沢	杉野	○	○				422-Ⅱ-095
283	関根ⅡＡ	会沢	関根	○	○				422-Ⅱ-096
284	数枝ⅡＡ	会沢	数枝	○	○				422-Ⅱ-097
285	矢摩ⅢＡ	会沢	矢摩	○	○				422-Ⅲ-012
286	矢摩ⅢＢ	会沢	矢摩	○	○				422-Ⅲ-013
287	矢摩ⅢＣ	会沢	矢摩	○	○				422-Ⅲ-014
288	白岩ⅢＡ	会沢	白岩	○	○				422-Ⅲ-015
289	下り沢Ａ	豊代	下り沢	○	○		当該地区町会長（第 26 分団長）	常盤小学校 常盤中学校 常盤地区公民館	422-Ⅰ-014
290	影沢Ａ	豊代	影沢	○	○				422-Ⅰ-021
291	宿	豊代	宿	○	○				422-Ⅰ-022
292	田ノ内Ａ	豊代	田ノ内	○	○				422-Ⅰ-023
293	田ノ内Ｂ	豊代	田ノ内	○	○				422-Ⅰ-024
294	石沢Ａ	豊代	石沢	○	○				422-Ⅰ-025
295	下り沢ⅡＡ	豊代	下り沢	○	○				422-Ⅱ-076
296	平ⅡＡ	豊代	平	○	○				422-Ⅱ-081
297	栗坪ⅡＡ	豊代	栗坪	○	○				422-Ⅱ-083
298	坂ⅡＡ	豊代	坂	－	－				422-Ⅱ-084
299	八千道ⅡＡ	豊代	八千道	○	○				422-Ⅱ-085
300	下川原ⅡＡ	豊代	下川原	○	○				422-Ⅱ-086
301	大久保ⅡＡ	豊代	大久保	○	○				422-Ⅱ-087
302	中沢ⅡＡ	豊代	中沢	○	○				422-Ⅱ-088
303	下川原ⅢＡ	豊代	下川原	○	○				422-Ⅲ-010
304	正通Ａ	牧	正通	○	○		当該地区町会長（第 27 分団長）	常盤小学校 常盤中学校 常盤地区公民館	422-Ⅰ-009
305	祖通Ａ	牧	祖通	○	○				422-Ⅰ-010
306	祖通Ｂ	牧	祖通	○	○				422-Ⅰ-011
307	年通Ａ	牧	年通	○	○				422-Ⅰ-012
308	年通Ｂ	牧	年通	○	○				422-Ⅰ-013
309	正通ⅡＡ	牧	正通	○	○				422-Ⅱ-068
310	正通ⅡＢ	牧	正通	○	○				422-Ⅱ-069
311	正通ⅡＣ	牧	正通	○	○				422-Ⅱ-070
312	正通ⅡＤ	牧	正通	○	○				422-Ⅱ-071
313	祖通ⅡＡ	牧	祖通	○	○				422-Ⅱ-072
314	祖通ⅡＢ	牧	祖通	○	○				422-Ⅱ-073
315	明通ⅡＡ	牧	明通	○	○				422-Ⅱ-074
316	明通ⅡＢ	牧	明通	○	○				422-Ⅱ-075

No.	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	警戒避難体制			箇所番号
						行政機関責任者	連絡先（消防団長からの連絡先）	避難場所	
317	明通Ａ	牧	明通	○	○	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第 27 分団長）	常盤小学校 常盤中学校 常盤地区公民館	422-Ⅱ-105
318	祖通ⅢＡ	牧	祖通	○	○				422-Ⅲ-008
319	明通ⅢＡ	牧	明通	○	○				422-Ⅲ-009
320	戸叶Ａ	仙波	戸叶	○	○		当該地区町会長（第 28 分団長）	常盤小学校 常盤中学校	422-Ⅰ-005
321	円光内Ａ	仙波	円光内	○	○				422-Ⅰ-006
322	神主Ａ	仙波	神主	○	○				422-Ⅰ-015
323	神主Ａ	仙波	神主	○	○				422-Ⅰ-016
324	鍛冶屋Ａ	仙波	鍛冶屋	○	○				422-Ⅰ-017
325	鷺ノ宮Ａ	仙波	鷺ノ宮	○	○				422-Ⅰ-018
326	鷺ノ宮Ｂ	仙波	鷺ノ宮	○	○				422-Ⅰ-019
327	根本Ａ	仙波	根本	○	○				422-Ⅰ-020
328	夏保ⅡＡ	仙波	夏保	○	○				422-Ⅱ-046
329	神田ⅡＡ	仙波	神田	○	○				422-Ⅱ-047
330	松倉ⅡＡ	仙波	松倉	○	○				422-Ⅱ-048
331	松倉ⅡＢ	仙波	松倉	○	○				422-Ⅱ-049
332	小白岩ⅡＡ	仙波	小白岩	○	○				422-Ⅱ-050
333	夏保ⅡＢ	仙波	夏保	○	○				422-Ⅱ-051
334	小白岩ⅡＢ	仙波	小白岩	○	○				422-Ⅱ-052
335	萱沼ⅡＡ	仙波	萱沼	○	○				422-Ⅱ-053
336	萱沼ⅡＢ	仙波	萱沼	○	○				422-Ⅱ-054
337	萱沼ⅡＣ	仙波	萱沼	○	○				422-Ⅱ-055
338	原ⅡＡ	仙波	原	○	○				422-Ⅱ-056
339	小拍子ⅡＡ	仙波	小拍子	○	○				422-Ⅱ-057
340	瀬戸野ⅡＡ	仙波	瀬戸野	－	－				422-Ⅱ-058
341	古内ⅡＡ	仙波	古内	○	○				422-Ⅱ-059
342	宮ノ腰ⅡＡ	仙波	宮ノ腰	○	○				422-Ⅱ-060
343	瀬戸野ⅡＢ	仙波	瀬戸野	○	○				422-Ⅱ-077
344	谷ⅡＡ	仙波	谷	○	○				422-Ⅱ-078
345	下町屋ⅡＡ	仙波	下町屋	○	○				422-Ⅱ-079
346	高原ⅡＡ	仙波	高原	○	○				422-Ⅱ-080
347	根本ⅡＡ	仙波	根本	○	○				422-Ⅱ-082
348	西ノ内ⅢＡ	仙波	西ノ内	○	○				422-Ⅲ-006
349	神田ⅢＡ	仙波	神田	○	○				422-Ⅲ-007
350	越沢Ａ	柿平	越沢	○	○		当該地区町会長（第 29 分団長）	氷室小学校 氷室地区公民館	422-Ⅰ-008
351	越沢ⅡＡ	柿平	越沢	○	○				422-Ⅱ-061
352	川島ⅡＡ	柿平	川島	○	○				422-Ⅱ-062
353	新谷ⅡＡ	柿平	新谷	○	○				422-Ⅱ-065
354	細内ⅡＡ	柿平	細内	○	○				422-Ⅱ-066
355	細内ⅡＢ	柿平	細内	○	○				422-Ⅱ-067
356	竹ノ花Ａ	水木	竹ノ花	○	○		当該地区町会長（第 30 分団長）	氷室小学校 氷室地区公民館	422-Ⅰ-004
357	磯川原Ａ	水木	磯川原	○	○				422-Ⅰ-007
358	太田沢ⅡＡ	水木	太田沢	○	○				422-Ⅱ-041
359	太田沢ⅡＢ	水木	太田沢	○	○				422-Ⅱ-042
360	門ノ内ⅡＡ	水木	門ノ内	○	○				422-Ⅱ-043
361	門ノ内ⅡＢ	水木	門ノ内	○	○				422-Ⅱ-044
362	竹ノ沢ⅡＡ	水木	竹ノ沢	○	○				422-Ⅱ-045
363	高松ⅡＡ	水木	高松	○	○				422-Ⅱ-063
364	丸山ⅡＡ	水木	丸山	○	○				422-Ⅱ-064
365	竹ノ沢ⅢＡ	水木	竹ノ沢	○	○				422-Ⅲ-005
366	橋本Ａ	秋山	橋本	○	○		当該地区町会長（第 31 分団長）	氷室小学校 氷室地区公民館	422-Ⅰ-001
367	山根Ａ	秋山	山根	○	○				422-Ⅰ-002
368	儘下Ａ	秋山	儘下	○	○				422-Ⅰ-003
369	瀬戸平ⅡＡ	秋山	瀬戸平	○	○				422-Ⅱ-001
370	西ⅡＡ	秋山	西	○	○				422-Ⅱ-002
371	東ⅡＡ	秋山	東	○	○				422-Ⅱ-003
372	松場ⅡＡ	秋山	松場	○	○				422-Ⅱ-004
373	山口ⅡＡ	秋山	山口	○	○				422-Ⅱ-005
374	山口ⅡＢ	秋山	山口	○	○				422-Ⅱ-006
375	石川原ⅡＡ	秋山	石川原	○	○				422-Ⅱ-007
376	半縄ⅡＡ	秋山	半縄	○	○				422-Ⅱ-008
377	台ⅡＡ	秋山	台	○	○				422-Ⅱ-009
378	原内ⅡＡ	秋山	原内	○	○				422-Ⅱ-010
379	原内ⅡＢ	秋山	原内	○	○				422-Ⅱ-011
380	深堀ⅡＡ	秋山	深堀	○	○				422-Ⅱ-012

No.	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	警戒避難体制			箇所番号
						行政機関責任者	連絡先（消防団長からの連絡先）	避難場所	
381	石川原ⅡB	秋山	石川原	○	○	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第 31 分団長）	氷室小学校 氷室地区公民館	422-Ⅱ-013
382	今倉ⅡA	秋山	今倉	○	○				422-Ⅱ-014
383	ニタ塚ⅡA	秋山	ニタ塚	○	○				422-Ⅱ-015
384	ニタ塚ⅡB	秋山	ニタ塚	○	○				422-Ⅱ-016
385	深堀ⅡB	秋山	深堀	○	○				422-Ⅱ-017
386	下久保ⅡA	秋山	下久保	○	○				422-Ⅱ-018
387	上ノ山ⅡA	秋山	上ノ山	○	○				422-Ⅱ-019
388	志太郎内ⅡA	秋山	志太郎内	○	○				422-Ⅱ-020
389	伝内林ⅡA	秋山	伝内林	○	○				422-Ⅱ-021
390	差保内ⅡA	秋山	差保内	○	○				422-Ⅱ-022
391	狸ノ内ⅡA	秋山	狸ノ内	○	○				422-Ⅱ-023
392	狸ノ内ⅡB	秋山	狸ノ内	○	○				422-Ⅱ-024
393	井戸尻ⅡA	秋山	井戸尻	○	○				422-Ⅱ-025
394	梅木ⅡA	秋山	梅木	○	○				422-Ⅱ-026
395	片葉美ⅡA	秋山	片葉美	○	○				422-Ⅱ-027
396	関場ⅡA	秋山	関場	○	○				422-Ⅱ-028
397	梅木ⅡB	秋山	梅木	○	○				422-Ⅱ-029
398	彦次郎内ⅡA	秋山	彦次郎内	○	○				422-Ⅱ-030
399	中ノ内ⅡA	秋山	中ノ内	○	○				422-Ⅱ-031
400	出原ⅡA	秋山	出原	○	○				422-Ⅱ-032
401	寺ノ内前ⅡA	秋山	寺ノ内前	○	○				422-Ⅱ-033
402	栃橋ⅡA	秋山	栃橋	○	○				422-Ⅱ-034
403	宮原ⅡA	秋山	宮原	○	○				422-Ⅱ-035
404	今田ⅡA	秋山	今田	○	○				422-Ⅱ-036
405	前沢ⅡA	秋山	前沢	○	○				422-Ⅱ-037
406	前沢ⅡB	秋山	前沢	○	○				422-Ⅱ-038
407	宮原ⅡB	秋山	宮原	○	○				422-Ⅱ-039
408	片根ⅡA	秋山	片根	○	○				422-Ⅱ-040
409	山口ⅢA	秋山	山口	○	○				422-Ⅲ-001
410	岡平ⅢA	秋山	岡平	○	○				422-Ⅲ-002
411	彦次郎内ⅢA	秋山	彦次郎内	○	○				422-Ⅲ-003
412	川向ⅢA	秋山	川向	○	○				422-Ⅲ-004

3　土石流危険渓流（Ｈ２５．４．１現在）

No.	渓流名	大字・小字	警戒区域	特別警戒区域	警戒避難体制			箇所番号
					行政機関責任者	連絡先（消防団長からの連絡先）	避難場所	
1	下唐沢二号沢	富士町　上富士	○	○	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第６分団長）	犬伏小学校 犬伏東小学校 犬伏地区公民館	Ⅰ91018
2	下唐沢三号沢	富士町　上富士	○	－				Ⅰ91019
3	上韮沢二号	韮川町	○	○				Ⅰ91020
4	町谷沢	町谷町	○	○				Ⅰ91021
5	黒袴沢	黒袴町	○	○				Ⅰ91022
6	下富士沢一号	富士町	○	○				Ⅱ91007
7	富士沢	富士町　上富士	○	○				Ⅱ91008
8	上富士沢	富士町　上富士	○	○				Ⅱ91009
9	下唐沢一号沢	富士町	○	○				Ⅱ91010
10	下唐沢四号沢	富士町	○	○				Ⅱ91011
11	上韮沢	富士町	○	○				Ⅱ91012
12	韮沢	富士町　上富士	○	－				Ⅱ91013
13	下韮沢	富士町　上富士	○	○				Ⅱ91014
14	下富士沢二号	富士町	○	○				J91011
15		富士町	○	○				J91012
16		富士町	○	○				J91013
17	唐沢	富士町　上富士	○	○				J91014
18		富士町	○	○				J91015
19		富士町	○	○				J91016
20		韮川町	○	－				J91017
21		韮川町	○	－				J91018
22		韮川町	○	○				J91019
23	田之入沢二号	奈良渕町	○	－		当該地区町会長（第７分団長）	城北小学校 城北地区公民館 北中学校	Ⅰ91015
24	奈良渕二号沢	奈良渕町	○	－				Ⅰ91016
25	奈良渕一号沢	奈良渕町	○	○				Ⅰ91017
26	田之入沢	田之入町	○	○				Ⅱ91005
27	田之入沢一号	奈良渕町	○	○				Ⅱ91006
28		田之入町	○	○				J91010
29	下市ノ沢一号	赤見町　市ノ沢	○	○		当該地区町会長（第 11 分団長）	赤見小学校 赤見地区公民館	Ⅰ91001
30	下市ノ沢	赤見町　市ノ沢	○	○				Ⅰ91002
31	上市ノ沢	赤見町　市ノ沢	○	○				Ⅰ91003
32	上市ノ沢一号	赤見町　市ノ沢	○	－				Ⅰ91004
33	上市ノ沢三号	赤見町　萱場	○	－				Ⅰ91005
34	上市ノ沢二号	赤見町　萱場	○	－				Ⅰ91006
35		赤見町　萱場	○	－				J91001
36		赤見町　萱場	○	○				J91002
37		赤見町　萱場	○	○				J91003
38	下寺久保沢	寺久保町	○	－		当該地区町会長（第 12 分団長）	出流原小学校 石塚小学校 赤見中学校	Ⅰ91007
39	寺久保沢	寺久保町	○	○				Ⅰ91008
40	上寺久保沢二号	寺久保町	○	○				Ⅰ91009
41	下寺久保沢二号	寺久保町	○	○				Ⅰ91010
42	般若川	寺久保町	○	○				Ⅰ91011
43	上大平沢	寺久保町　大平	○	○				Ⅰ91012
44	下大平沢	寺久保町　大平	○	○				Ⅰ91013
45	西根沢	寺久保町　西根	○	○				Ⅰ91014
46	下寺久保二	寺久保町	○	－				Ⅱ91001
47	上寺久保沢	寺久保町	○	○				Ⅱ91002
48	下寺沢一号	寺久保町	○	○				Ⅱ91003
49	下寺沢	寺久保町	○	○				Ⅱ91004
50		寺久保町　西根	○	○				J91004
51		寺久保町	○	－				J91006
52		寺久保町	○	○				J91007
53		寺久保町	○	○				J91008
54		出流原町　大門	○	－				J91009
55	仲町沢	仲町	○	－		当該地区町会長（第 15 分団長）	栃本小学校	Ⅰ92098
56	多田沢	多田	○	－		当該地区町会長（第 16 分団長）	多田小学校 田沼北部地区コミュニティセンター	Ⅰ92096
57	田沼工業団地	田沼工業団地	○	○				Ⅰ92097
58	多田　丸岳町	多田　丸岳町	○	－				Ⅱ92090
59	田沼工業団地	田沼工業団地	○	－				Ⅱ92091
60	田沼工業団地	田沼工業団地	○	－				Ⅱ92092
61	田沼工業団地	田沼工業団地	○	○				Ⅱ92093
62		山越	○	－				Ｊ92009

No.	渓流名	大字・小字	警戒区域	特別警戒区域	警戒避難体制			箇所番号
					行政機関責任者	連絡先（消防団長からの連絡先）	避難場所	
63		円	○	○	佐野市 行政経営 部長	当該地区町会長（第 16 分団長）	多田小学校 田沼北部地区コミュニティセンター	J 92010
64		御榊町	○	－				J 92012
65		御榊町	○	○				J 92011
66	下郷沢	下郷	○	○		当該地区町会長（第 18 分団長）	三好小学校 田沼西中学校	Ⅰ92056
67	中郷沢	中郷	○	○				Ⅰ92057
68	三角沢	三角	○	○				Ⅰ92058
69	岩崎沢	岩崎	○	－				Ⅰ92059
70	梶内沢	梶内	○	○				Ⅰ92060
71	曲屋沢	曲屋	○	○				Ⅰ92061
72	曲屋沢	曲屋	○	○				Ⅰ92062
73	戸室沢二号	戸室	○	－				Ⅰ92093
74	戸室沢	戸室	○	○				Ⅰ92094
75	下戸室沢	戸室	○	○				Ⅰ92095
76	三床沢	岩崎	○	○				Ⅱ92050
77	岩崎沢一号	岩崎	○	－				Ⅱ92051
78	岩崎二号	岩崎	○	○				Ⅱ92052
79	堀口沢	堀口	○	○				Ⅱ92053
80	上堀口沢	堀口	○	○				Ⅱ92054
81	室　和田	室　和田	○	○				Ⅱ92087
82	戸室沢一号	戸室	○	○				Ⅱ92088
83	室　戸室	戸室	○	○				Ⅱ92089
84		戸室	○	○				J 92008
85	堀口沢	堀口	○	○		当該地区町会長（第 19 分団長）	旧野上小学校 野上基幹集落センター	Ⅰ92063
86	御神楽沢	清水	○	○				Ⅰ92064
87	上清水沢	清水	○	－				Ⅰ92065
88	下小俣沢	大久保	○	○				Ⅰ92066
89	小俣沢	大久保	○	－				Ⅰ92067
90	下駒藤沢	駒藤	○	○				Ⅰ92068
91	駒藤沢	駒藤	○	－				Ⅰ92069
92	下黒田沢	駒藤	○	－				Ⅰ92070
93	炭屋沢	炭屋	○	○				Ⅰ92071
94	西高谷沢	高谷	○	○				Ⅰ92072
95		高谷	○	○				Ⅰ92073
96	稲村沢	高谷	○	○				Ⅰ92074
97	下向沢	宇津野	○	○				Ⅰ92075
98	山口沢	蛭沢	○	○				Ⅰ92076
99	上向沢	下出	○	○				Ⅰ92077
100	下前尾沢	下出	○	○				Ⅰ92078
101	細尾沢	下出	○	○				Ⅰ92079
102	近沢二号	近沢	○	○				Ⅰ92080
103	近沢一号	近沢	○	○				Ⅰ92081
104	西栃久保沢	栃久保	○	○				Ⅰ92082
105	仏の入沢	作原	○	－				Ⅰ92083
106	松葉沢	栃久保	○	○				Ⅰ92084
107	御神楽沢	御神楽	○	○				Ⅰ92085
108	東栃久保沢	栃久保	○	○				Ⅰ92086
109	下出上沢	下出	○	○				Ⅰ92087
110	下出沢	下出	○	○				Ⅰ92088
111	蛭沢	蛭沢	○	○				Ⅰ92089
112	宇津野沢	宇津野	○	○				Ⅰ92090
113	高谷沢	高谷	○	○				Ⅰ92091
114	下大久保沢二号	大久保	○	○				Ⅰ92092
115	上清水沢	清水	○	○				Ⅱ92055
116	清水沢	清水	○	○				Ⅱ92056
117	上大久保沢	大久保	○	○				Ⅱ92057
118	黒田沢	黒田	○	○				Ⅱ92058
119	西小日向沢	小日向	○	○				Ⅱ92059
120	小戸沢	小戸	○	○				Ⅱ92060
121	上小戸沢	小戸	○	○				Ⅱ92061
122	大戸	大戸	○	○				Ⅱ92062
123	上大戸沢一号	上大戸	○	－				Ⅱ92063
124	上大戸沢二号	上大戸	○	○				Ⅱ92064
125	小戸沢	上小戸	○	○				Ⅱ92065
126	西愛宕沢	作原	○	○				Ⅱ92066

No.	渓流名	大字・小字	警戒区域	特別警戒区域	警戒避難体制			箇所番号
					行政機関責任者	連絡先（消防団長からの連絡先）	避難場所	
127	岡庭場沢	岡庭場	○	○	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第19分団長）	旧野上小学校 野上基幹集落センター	Ⅱ92067
128	芝ノ沢	栃久保	○	○				Ⅱ92068
129	小城岩沢	高谷	○	○				Ⅱ92069
130	柚ノ木沢一号	柚ノ木	○	○				Ⅱ92070
131	柚ノ木沢二号	柚ノ木	○	－				Ⅱ92071
132	下柚ノ木沢	柚ノ木	○	○				Ⅱ92072
133		柚ノ木	○	○				Ⅱ92073
134		柚ノ木	○	○				Ⅱ92074
135	上長谷場沢	森	○	○				Ⅱ92075
136	長谷場沢一号	森	○	○				Ⅱ92076
137	長谷場沢二号	森	○	○				Ⅱ92077
138	大久保沢二号	大久保	○	○				Ⅱ92078
139	大久保沢一号	大久保	○	○				Ⅱ92079
140	下大久保沢一号	大久保	○	－				Ⅱ92080
141	中妻沢	中妻	○	○				Ⅱ92081
142	下内神楽沢	御神楽	○	○				Ⅱ92082
143	下入御神楽沢	入御神楽	○	○				Ⅱ92083
144	内神楽沢	入御神楽	○	○				Ⅱ92084
145	入御神楽沢一号	入御神楽	○	○				Ⅱ92085
146	入御神楽沢二号	入御神楽	○	○				Ⅱ92086
147	御所の入沢	御所の入	○	○		当該地区町会長（第20分団長）	山形小学校 閑馬小学校 下彦間小学校	Ⅰ92001
148	大網沢	大網	○	○				Ⅰ92002
149	大網二号	大網	○	○				Ⅰ92003
150	本所一号沢	本所	○	○				Ⅰ92004
151	本所沢	本所	○	○				Ⅰ92005
152	矢の沢沢	矢の沢	○	○				Ⅰ92006
153	隧道沢一号	須花	○	○				Ⅰ92007
154	須花沢	須花	○	○				Ⅰ92008
155	奈小野久保沢	小野久保	○	○				Ⅰ92028
156	下小野久保沢	小野久保	○	○				Ⅰ92029
157	東中島沢	中島	○	○				Ⅰ92030
158	上大松沢一号	高野川東	○	○				Ⅰ92031
159	上大松沢	大松	○	－				Ⅰ92032
160	大松沢	大松	○	○				Ⅰ92033
161	大松沢	大松	○	○				Ⅰ92034
162	下宿沢	下宿	○	○				Ⅰ92035
163	馬場沢	馬場	○	○				Ⅰ92036
164	松場沢	松場	○	○				Ⅰ92037
165	上松場沢	馬場	○	○				Ⅰ92038
166	木戸沢	木戸	○	○				Ⅰ92039
167	西宮内沢	宮内	○	○				Ⅰ92040
168	坂和沢	坂和	○	○				Ⅰ92041
169	沢口沢	沢口	○	○				Ⅰ92042
170	金原西沢	金原	○	－				Ⅰ92043
171	金原東沢	金原	○	－				Ⅰ92044
172	木戸沢	木戸	○	○				Ⅰ92045
173	馬場沢	馬場	○	○				Ⅰ92046
174	春高沢	春高	○	○				Ⅰ92047
175	上西ノ入沢	西根	○	○				Ⅰ92048
176	栗谷沢二号	川東	○	○				Ⅰ92049
177	栗谷沢一号	川東	○	○				Ⅰ92050
178	川東沢二号	川東	○	－				Ⅰ92051
179	川東三号線	川東	○	○				Ⅰ92052
180	川東沢三号	川東	○	－				Ⅰ92053
181	芝本沢	芝本	○	○				Ⅰ92054
182	片峰沢	片峰	○	○				Ⅰ92055
183	下御所の入沢	御所の入	○	○				Ⅱ92001
184	御所の入沢	御所の入	○	○				Ⅱ92002
185	葛和田沢	葛和田	○	○				Ⅱ92003
186	大網一号	大網	○	－				Ⅱ92004
187	本所沢	本所	○	－				Ⅱ92005
188	知沢沢	知沢	○	○				Ⅱ92006
189	隧道沢二号	須花	○	○				Ⅱ92007
190	須花沢	須花	○	○				Ⅱ92008

No.	渓流名	大字・小字	警戒区域	特別警戒区域	警戒避難体制			箇所番号
					行政機関責任者	連絡先（消防団長からの連絡先）	避難場所	
191	下隧道沢	須花	○	－	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第 20 分団長）	山形小学校 閑馬小学校 下彦間小学校	Ⅱ92009
192	高野川西沢	高野川西	○	○				Ⅱ92010
193	小野久保沢	家隆	○	○				Ⅱ92011
194	西中木戸沢二	下彦間	○	○				Ⅱ92012
195	家隆沢	家隆	○	○				Ⅱ92033
196	味噌野沢	味噌野	○	○				Ⅱ92034
197	坂和沢	坂和	○	○				Ⅱ92035
198	沢口沢三号	金原	○	○				Ⅱ92036
199	沢口沢二号	沢口	○	○				Ⅱ92037
200	天野沢	沢口	○	○				Ⅱ92038
201	東沢口沢二号	閑馬	○	－				Ⅱ92039
202	上栗木内沢	栗木内	○	○				Ⅱ92040
203	下栗木内沢	栗木内	○	○				Ⅱ92041
204	宮内沢	宮内	○	○				Ⅱ92042
205	東根沢	東根	○	－				Ⅱ92043
206	西ノ入沢	西根	○	○				Ⅱ92044
207	上西ノ入沢	西根	○	○				Ⅱ92045
208	東根沢二号	東根	○	○				Ⅱ92046
209	東根沢一号	東根	○	○				Ⅱ92047
210	東根沢三号	東根	○	○				Ⅱ92048
211	上西ノ入沢	東根	○	－				Ⅱ92049
212		沢口	○	－				Ｊ92002
213		沢口	○	○				Ｊ92003
214		沢口	○	○				Ｊ92004
215		中妻	○	○				Ｊ92005
216		中妻	○	○				Ｊ92006
217		中妻	○	○				Ｊ92007
218	下中木戸沢一号	中木戸	○	○		当該地区町会長（第 21 分団長）	下彦間小学校 飛駒小学校 飛駒基幹集落センター	Ⅰ92009
219	中木戸沢	塩田	○	○				Ⅰ92010
220	上中木戸沢	塩田	○	○				Ⅰ92011
221	田保沢	田保	○	－				Ⅰ92012
222	戸雁沢一号	戸雁	○	－				Ⅰ92013
223	戸雁沢三号	戸雁	○	○				Ⅰ92014
224	戸雁沢四号	戸雁	○	○				Ⅰ92015
225		打越	○	○				Ⅰ92016
226	中山沢五号	中山	○	○				Ⅰ92017
227	中山沢四号	中山	○	○				Ⅰ92018
228	中山沢三号	中山	○	○				Ⅰ92019
229	中山沢二号	中山	○	○				Ⅰ92020
230	町屋沢	鳥谷戸	○	○				Ⅰ92021
231	黒沢	黒沢	○	○				Ⅰ92022
232	下黒沢	黒沢	○	○				Ⅰ92023
233	飛駒沢	鍋沢	○	○				Ⅰ92024
234	鍛冶ヶ沢	塩田	○	○				Ⅰ92025
235	塩田沢	塩田	○	○				Ⅰ92026
236	下塩田二号沢	中木戸	○	○				Ⅰ92027
237	西中木戸沢一	中木戸	○	○				Ⅱ92013
238	下中木戸沢二号	中木戸	○	○				Ⅱ92014
239	戸雁沢二号	戸雁	○	○				Ⅱ92015
240	中山沢六号	中山	○	○				Ⅱ92016
241	東中山沢	中山	○	○				Ⅱ92017
242	上寺沢二号	寺沢	○	○				Ⅱ92018
243	上寺沢一号	寺沢	○	○				Ⅱ92019
244		寺沢	○	○				Ⅱ92020
245	寺沢	寺沢	○	○				Ⅱ92021
246	東黒沢	黒沢	○	○				Ⅱ92022
247	上鳥谷戸沢	鳥谷戸	○	○				Ⅱ92023
248	鳥谷戸沢	鳥谷戸	○	○				Ⅱ92024
249	町屋一号沢	町屋	○	○				Ⅱ92025
250		鍋沢	○	○				Ⅱ92026
251	西近沢	鍋沢	○	－				Ⅱ92027
252		番場	○	－				Ⅱ92028
253	川面沢一号	出川	○	－				Ⅱ92029
254	川面沢二号	出川	○	○				Ⅱ92030

No.	渓流名	大字・小字	警戒区域	特別警戒区域	警戒避難体制			箇所番号
					行政機関責任者	連絡先（消防団長からの連絡先）	避難場所	
255	塩田沢	塩田	○	○	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第 21 分団長）	下彦間小学校 飛駒小学校 飛駒基幹集落センター	Ⅱ92031
256	東中木戸沢	中木戸	○	○				Ⅱ92032
257		坂本	○	○				J 92001
258	山菅沢	山菅	○	○		当該地区町会長（第 22 分団長）	葛生南小学校 葛生あくとプラザ	Ⅰ93001
259	富士見沢	富士見町	○	○				Ⅱ93046
260	下富士見沢	富士見町	○	○				Ⅱ93047
261		富士見町	○	○				J93018
262		富士見町	○	○				J93019
263		富士見町	○	○				J93020
264		富士見町	○	○				J93021
265		富士見町	○	○				J93022
266	鉢木沢	鉢木町	○	－		当該地区町会長（第 23 分団長）	葛生小学校 葛生中学校	Ⅰ93048
267	餅木沢	鉢木町	○	－				Ⅰ93049
268	上富士見沢	築地町	○	○				Ⅱ93045
269		悪戸	○	○				J93001
270		宮下町	○	－				J93003
271		築地町	○	○				J93013
272		築地町	○	－				J93014
273		築地町	○	○				J93015
274		築地町	○	○				J93016
275		築地町	○	○				J93017
276	北諏訪沢	中	○	○		当該地区町会長（第 24 分団長）	葛生南小学校	Ⅱ93048
277		中	○	○				J93023
278		中	○	○				J93024
279	数枝沢	大久保	○	－		当該地区町会長（第 25 分団長）	会沢地区コミュニティセンター	Ⅰ93050
280	下大久保沢	大久保	○	○				Ⅰ93051
281	会沢	西山	○	○				Ⅰ93054
282	板ノ沢	時の子	○	○				Ⅰ93055
283	大久保一号沢	大久保	○	○				Ⅱ93039
284	大久保二号沢	大久保	○	○				Ⅱ93040
285	石越沢	西山	○	○				Ⅱ93042
286	石越南沢	西山	○	－				Ⅱ93043
287	上会沢	西山	○	○				Ⅱ93044
288		西山	○	○				J93012
289	古越路沢	田名網	○	○		当該地区町会長（第 26 分団長）	常盤小学校 常盤中学校 常盤地区公民館	Ⅰ93002
290	田名網沢	田名網	○	○				Ⅰ93003
291	田名網沢二号	田名網	○	○				Ⅰ93004
292	小屋三号沢	小屋	○	○				Ⅰ93005
293	小屋二号沢	小屋	○	○				Ⅰ93006
294	小屋一号沢	小屋	○	○				Ⅰ93007
295	坂沢	正雲寺	○	○				Ⅰ93045
296	石沢入沢	石沢	○	－				Ⅰ93046
297	石沢	石沢	○	－				Ⅰ93047
298	小室五号沢	小室	○	○				Ⅰ93052
299	小室七号沢	小室	○	－				Ⅰ93053
300	田名網沢三号	田名網	○	○				Ⅱ93001
301	小屋四号沢	小屋	○	○				Ⅱ93002
302	岩崎下沢	岩崎	○	○				Ⅱ93037
303	寺沢	石沢	○	○				Ⅱ93038
304	小室三号沢	小室	○	○				Ⅱ93041
305		田名網	○	○				J93002
306	小室六号沢	小室	○	○				J93004
307		会沢　小室	○	○				J93005
308		会沢　小室	○	○				J93006
309		小室	○	○				J93007
310		小室	○	○				J93008
311		小室	○	○				J93009
312		小室	○	○				J93010
313		会沢　小室	○	○				J93011
314	上瀬戸沢	上牧	○	○		当該地区町会長（第 27 分団長）	常盤小学校 常盤中学校 常盤地区公民館	Ⅰ93031
315	瀬戸沢	上牧	○	○				Ⅰ93032
316	下瀬戸沢	上牧	○	○				Ⅰ93033
317	上牧沢	上牧	○	○				Ⅰ93034

No.	渓流名	大字・小字	警戒区域	特別警戒区域	警戒避難体制			箇所番号
					行政機関責任者	連絡先（消防団長からの連絡先）	避難場所	
318	上牧二号沢	上牧	○	○	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第27分団長）	常盤小学校 常盤中学校 常盤地区公民館	Ⅰ93035
319	牧沢	上牧	○	－				Ⅰ93036
320	高原沢	高原	○	○		当該地区町会長（第28分団長）	常盤小学校 常盤中学校	Ⅰ93037
321	中仙波一号沢	中仙波	○	○				Ⅰ93038
322	小拍子沢	小拍子	○	○				Ⅰ93039
323	藤倉沢	上仙波	○	○				Ⅰ93040
324	長網沢	長網	○	○				Ⅰ93041
325	中仙波二号沢	中仙波	○	○				Ⅰ93042
326	谷沢	下仙波	○	○				Ⅰ93043
327	南沢	栗坪	○	－				Ⅰ93044
328	鳥木沢	神平	○	○				Ⅱ93020
329	上鳥木沢	神平	○	○				Ⅱ93021
330	中仙波五号沢	滝	○	○				Ⅱ93022
331	中仙波四号沢	滝	○	○				Ⅱ93023
332	神田入沢	滝	○	○				Ⅱ93024
333	平岡沢	上仙波	○	○				Ⅱ93025
334	上仙波三号沢	上仙波	○	○				Ⅱ93026
335	上仙波二号沢	上仙波	○	○				Ⅱ93027
336	上萱沼沢	萱沼	○	○				Ⅱ93028
337	上萱沼二号沢	萱沼	○	○				Ⅱ93029
338	栃久保沢	大釜	○	○				Ⅱ93030
339	夏保沢	大釜	○	○				Ⅱ93031
340	大釜六号沢	大釜	○	○				Ⅱ93032
341	中ノ沢	小拍子	○	○				Ⅱ93033
342	上仙波二号沢	上仙波	○	○				Ⅱ93034
343	古内沢	上仙波	○	○				Ⅱ93035
344	松ヶ坂沢	松ヶ坂	○	○				Ⅱ93036
345	辺張沢	細内	○	－		当該地区町会長（第29分団長）	氷室小学校 氷室地区公民館	Ⅰ93008
346	上寺の沢	細内	○	－				Ⅰ93009
347	高松沢	新谷	○	－				Ⅰ93010
348	溜里沢	川島	○	○				Ⅰ93011
349	越沢	越沢	○	○				Ⅰ93012
350	丸山沢	細内	○	○				Ⅰ93030
351	栗生沢	細内	○	○				Ⅱ93003
352	前沢	前沢	○	○		当該地区町会長（第30分団長）	氷室小学校 氷室地区公民館	Ⅰ93014
353	上前沢	前沢	○	○				Ⅰ93015
354	高実子沢	高実子	○	○				Ⅰ93028
355	下高実子沢	高実子	○	○				Ⅰ93029
356	上前沢	前沢	○	－				Ⅱ93004
357	上丸山沢	丸山	○	○				Ⅱ93019
358	太田沢	太田沢	○	－		当該地区町会長（第31分団長）	氷室小学校 氷室地区公民館	Ⅰ93013
359	出原沢	堀の内	○	○				Ⅰ93016
360	森沢	橋場	○	○				Ⅰ93017
361	芦沢	木浦原	○	○				Ⅰ93018
362	イラ沢	木浦原	○	○				Ⅰ93019
363	下梅木向沢	梅木	○	○				Ⅰ93020
364	秋山沢	堀の内	○	－				Ⅰ93021
365	栃橋沢	栃橋	○	○				Ⅰ93022
366	宮原沢	宮原	○	○				Ⅰ93023
367	出地ヶ沢	竹の花	○	－				Ⅰ93024
368	竹花二号沢	竹の花	○	○				Ⅰ93025
369	磯ヶ沢	竹の花	○	－				Ⅰ93026
370	岩沢	竹の花	○	○				Ⅰ93027
371	上岳沢	堀の内	○	○				Ⅱ93005
372	登先沢	堀の内	○	○				Ⅱ93006
373	登先沢二号	堀の内	○	○				Ⅱ93007
374	西原沢	原	○	○				Ⅱ93008
375	秋山下沢	深堀	○	○				Ⅱ93009
376	深堀沢	深堀	○	○				Ⅱ93010
377	上深堀二号沢	深堀	○	○				Ⅱ93011
378	木浦原下二号沢	木浦原	○	○				Ⅱ93012
379	大倉沢	深堀	○	○				Ⅱ93013
380	今倉久保沢	深堀	○	－				Ⅱ93014
381	落倉沢	深堀	○	○				Ⅱ93015

No.	渓流名	大字・小字	警戒区域	特別警戒区域	警戒避難体制			箇所番号
					行政機関責任者	連絡先（消防団長からの連絡先）	避難場所	
382	原沢	原	○	○	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第31分団長）	氷室小学校 氷室地区公民館	Ⅱ93016
383	梅木沢	梅木	○	○				Ⅱ93017
384	寺ノ内沢	秋山	○	○				Ⅱ93018

＜水防・消防関係＞

資料３－１　重要水防箇所

H24. ４月現在

管理別	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所地先名 市町村	町、大字	字	延長(m)
県の管理区間	三杉川	堤防断面	B	左・右	佐野市	関川町	関川橋下	160
	三杉川	工事施工	A	左・右	佐野市	伊勢山町	鶴舞橋下	290
	三杉川	堤体強度	B	左・右	佐野市	伊勢山町	新橋上	230
	秋山川	堤防断面 堤体強度	B	左・右	佐野市	水木町		230
	秋山川	堤防高	A	左・右	佐野市	大橋町		120
	菊沢川	堤防断面	A	左・右	佐野市	堀米町		1,000
	旗川	堤防高	B	左	佐野市	並木町	JR 両毛線上	65
	出流川	堤防断面	A	左・右	佐野市	出流原町		200
	小　計	8 箇所						2,295
国の管理区間	渡良瀬川	新堤防	要注意	左	佐野市	高橋町	26.25-26.25+130	390.0
	渡良瀬川	新堤防	要注意	左	佐野市	高橋町	25.75～ 26.0+2	135.0
	渡良瀬川	堤防高 新堤防	B 要注意	左	佐野市	高橋町	26.0-73～ 25.75	753.0
	渡良瀬川	堤防高	B	左	佐野市	高橋町	25.0-110～ 25.0-73	37.0
	渡良瀬川	堤防高 工作物	B B	左	佐野市	高橋町	24.75+80～ 24.75+100	20 1 箇所
	渡良瀬川	堤防高 新堤防	B 要注意	左	佐野市	高橋町	24.0+91 ～24.75	664.0
	渡良瀬川	すべり	B	左	佐野市	高橋町 ～下羽田町	24.0+70.3 ～24.0+90.6	20.0
	渡良瀬川	堤防高 工作物	B 要注意	左	佐野市	下羽田町	23.75+7.6 ～24.0+70.3	290.0
	渡良瀬川	堤防高 工作物	B B	左	佐野市	船津川町	23.0+50～ 23.0+70	20 1 箇所
	渡良瀬川	堤防高 工作物	B B	左	佐野市	船津川町	23.0+50～ 23.0+70	1 箇所 20
	渡良瀬川	工作物 堤防高	(重点) A B	左	佐野市	船津川町	23.0+30 ～23.0+50	1 箇所 20
	渡良瀬川	堤防高	B	左	佐野市	船津川町	22.75+140～ 23.0+30	155.0
	渡良瀬川	堤防高 水衝洗堀	B B	左	佐野市	船津川町	22.75+40～ 22.75+140	100.0
	渡良瀬川	堤防高	B	左	佐野市	船津川町	22.75-35～ 22.75	35
	渡良瀬川	堤防高 工作物	B B	左	佐野市	船津川町	22.75-75～ 27.75-35	40 1 箇所
	渡良瀬川	水衝洗堀	B	左	佐野市	船津川町	22.5+26～ 22.5-50	20.0
	渡良瀬川	堤防高 新堤防	B 要注意	左	佐野市	船津川町	21.0+184～ 22.5+26	1266.0
	渡良瀬川	堤防高 新堤防	B 要注意	左	佐野市	船津川町	19.75～ 21.0+184	1113.0
	渡良瀬川	すべり	B	左	佐野市	船津川町	19.75-72～ 19.75	71.0
	渡良瀬川	新堤防	要注意	左	佐野市	船津川町	19.75-110～ 19.75-87	23.0
	渡良瀬川	新堤防	要注意	左	佐野市	船津川町	19.75-164～ 19.75-	19.0
	渡良瀬川	堤防高 新堤防	B 要注意	左	佐野市	船津川町	19.0-19.517～ 19.5+47	350

管理別	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右岸別	重要水防箇所地先名 市町村	町、大字	字	延長(m)
国の管理区間	渡良瀬川	工作物 堤防高	(重点) A B	左	佐野市	船津川町	19.75-140～ 19.75-130	1箇所 10
	渡良瀬川	すべり	B	左	佐野市	船津川町	19.5～ 19.75-140	566.5
	渡良瀬川	堤防高 新堤防	B 要注意	左	佐野市	船津川町 ～高山町	18.25-90 ～ 19.0-19.517	645.0
	渡良瀬川	堤防高	B	左	佐野市	船津川町 ～高山町	18.0+100～ 18.25-90	60.0
	渡良瀬川	堤防高 工作物	B B	左	佐野市	高山町	18.0+50～ 18.0+100	50 1箇所
	渡良瀬川	堤防高	B	左	佐野市	高山町	16.75-60～ 18.0+50	1360.0
	旗川	堤防高 堤防断面 水衝洗掘	B B B	右	佐野市	村上町	No.10+30～ No.11	150
	旗川	堤防高 堤防断面	B B	右	佐野市	村上町	No.5+40～ No.10+30	850
	旗川	堤防高	B	左	佐野市	村上町	No.10+70～ No.11	130
	旗川	堤防高	B	左	佐野市	村上町	No.10+20～ No.10+70	50
	旗川	堤防高	B	左	佐野市	村上町	No.10-40～ No.10+20	60
	旗川	堤防高	B	左	佐野市	村上町	No.9+60～ No.10-40	60
	旗川	堤防高	B	左	佐野市	村上町～ 高橋町	No.9～ No.9+60	60.0
	旗川	堤防高 すべり	B B	左	佐野市	村上町～ 高橋町	No.7+125～ No.9	275.0
	旗川	堤防高	B	左	佐野市	村上町～ 高橋町	No.6+85～ No.7+125	240.0
	旗川	堤防高 すべり	B B	左	佐野市	村上町～ 高橋町	No.4+50～ No.6+85	435.0
	旗川	すべり 漏水	B B	左	佐野市	村上町～ 高橋町	No.0～ No.4+50	750.0
	秋山川	堤防高 堤防断面	B B	右	佐野市	大古屋町	No.11-10～ No.11	10
	秋山川	工作物 堤防高 堤防断面	(重点) A A B	右	佐野市	大古屋町	No.11-20～ No.11-10	1箇所 10
	秋山川	堤防高 堤防断面	(重点) A B	右	佐野市	大古屋町	Ｎｏ.10+50～ Ｎｏ.11-20	70
	秋山川	堤防高 堤防断面 水衝洗掘	(重点) A B B	右	佐野市	大古屋町	No.10 ～ No.10+50	50
	秋山川	堤防高 堤防断面	(重点) A B	右	佐野市	大古屋町	No.8+100～ No.10	261.0
	秋山川	堤防高 堤防断面 すべり	(重点) A B B	右	佐野市	大古屋町	No.7-70～ No.8+100	409.0
	秋山川	工作物 堤防高 堤防断面 すべり	(重点) A A B B	右	佐野市	大古屋町	Ｎｏ.7-80～ Ｎｏ.7-70	1箇所 10

管理別	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名			延長(m)
		種別	階級		市町村	町、大字	字	
国の管理区間			(重点)					
		堤防高	A					
		堤防断面	B				Ｎｏ.5+80～	
	秋山川	すべり	B	右	佐野市	大古屋町	Ｎｏ.7-80	250
	秋山川	すべり	B	右	佐野市	大古屋町	Ｎｏ.5-20～Ｎｏ.5+80	100.0
			(重点)					
		堤防高	A					
		堤防断面	B				Ｎｏ.3～	
	秋山川	すべり	B	右	佐野市	大古屋町	Ｎｏ.5-20	370.0
		堤防高	B					
		堤防断面	B			大古屋町～	Ｎｏ.2+150～	
	秋山川	すべり	B	右	佐野市	船津川町	Ｎｏ.3	50.0
		堤防高	B			大古屋町～	Ｎｏ.2～	
	秋山川	堤防断面	B	右	佐野市	船津川町	Ｎｏ.2+150	150.0
	秋山川	新堤防	要注意	右	佐野市	船津川町	Ｎｏ.0～Ｎｏ.0+26	26.0
		堤防高	B				Ｎｏ.11-10～	
	秋山川	堤防断面	B	左	佐野市	伊保内町	Ｎｏ.11	10
			(重点)					
		工作物	A					1箇所
		堤防高	A				Ｎｏ.11-20～	
	秋山川	堤防断面	B	左	佐野市	伊保内町	Ｎｏ.11-10	10
			(重点)					
		堤防高	A				Ｎｏ.9+25～	
	秋山川	堤防断面	B	左	佐野市	伊保内町	Ｎｏ.11-20	310
		堤防高	B					
		堤防断面	B				Ｎｏ.8～	
	秋山川	すべり	B	左	佐野市	伊保内町	Ｎｏ.9	200
			(重点)					
		堤防高	A					
		堤防断面	B				Ｎｏ.7-70～	
	秋山川	すべり	B	左	佐野市	伊保内町	Ｎｏ.8	175
		工作物	A					
		堤防高	A					1箇所
		堤防断面	B				Ｎｏ.7-80～	
	秋山川	すべり	B	左	佐野市	伊保内町	Ｎｏ.7-70	10
		堤防高	A					
		堤防断面	B					
		すべり	B				Ｎｏ.5+80～	
	秋山川	漏水	B	左	佐野市	伊保内町	Ｎｏ.7-80	230
		すべり	B				Ｎｏ.5-20～	
	秋山川	漏水	B	左	佐野市	伊保内町	Ｎｏ.5+80	100
			(重点)					
		堤防高	A					
		堤防断面	B					
		すべり	B				Ｎｏ.4～	
	秋山川	漏水	B	左	佐野市	伊保内町	Ｎｏ.5-20	180
			(重点)					
		堤防高	A				Ｎｏ.3～	
	秋山川	堤防断面	B	左	佐野市	伊保内町	Ｎｏ.4	195
						伊保内町～	No.2+130	
	秋山川	堤防高	B	左	佐野市	船津川町	～No.3	70
		堤防高				伊保内町～	No.0	
	秋山川	すべり	B	左	佐野市	船津川町	～No.2+130	530
	小計	62箇所						14,259

資料３－２　主要樋門、樋管及び取水堰一覧

１　樋門、樋管

（平成 24．４．１現在）

河川名	名　称	位　置		導　水				設　備	管理者
		大　字	字	左右岸の別	高さ m	幅 m	数	機　能	
秋山川	処理場排水樋門	植下町		左	3.0	1.5	1	手動鋼製スルースゲート	秋山川浄化センター
秋山川	大橋排水樋門	大橋町		左	1.6 1.2	1.4 1.2		手動木製スルースゲート	佐野市
秋山川	排水樋門	山菅町	前川原	右	1.4	1.4	1	手動鋼製スルースゲート	佐野市（道路河川課）
秋山川	排水樋管	常盤	橋下	右	0.9	1.5	1	手動鋼製スルースゲート	栃木県
三杉川	三杉川樋管	高山町		右	2.5	3.0	2	電動鋼製ローラーゲート	国土交通省
三杉川	三杉川水門	高山町		左	4.4	10.0	1	電動鋼製ローラーゲート	国土交通省
三杉川	沼緑取水樋管	越名町	願成寺	左	1.5	2.0	2	手動鋼製スルースゲート	界土地改良区
三杉川	〃	越名町	願成寺	右	1.5	2.0	1	手動鋼製スルースゲート	界土地改良区
三杉川	排水樋門	関川町	鉄道橋上	右	1.0	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	佐野市
三杉川	〃	関川町	鉄道橋上	左	1.4	1.2	1	手動鋼製スルースゲート	佐野市
三杉川	排水樋管	関川町	橋下	右	1.5	1.8	2	手動鋼製スルースゲート	栃木県
三杉川	排水樋管	関川町	橋上	左	1.5	1.3	1	手動鋼製スルースゲート	栃木県
彦間川	排水樋門	下彦間町	大松	左	1.0	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	佐野市（道路河川課）
彦間川	〃	下彦間町	本所	右	1.0	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	佐野市（道路河川課）
彦間川	〃	山形町	中妻	右	1.0	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	佐野市（道路河川課）
渡良瀬川	越名水門	高山町		左（三杉川）	10.1	20.0	1	電動鋼製ローラーゲート	国土交通省
渡良瀬川	三杉川排水樋管	高山町		左（三杉川）	2.5	3.0	1	電動鋼製ローラーゲート	国土交通省
渡良瀬川	三杉川排水機場	高山町		左（三杉川）				P=5m3／S　3台	国土交通省
渡良瀬川	界排水機場	高山町		左（三杉川）	4.0	2.3	3	鋼製ローラーゲート	界土地改良区
渡良瀬川	菊沢樋管	船津町		左（菊沢川）	3.9	5.0	4	電動鋼製ローラーゲート	国土交通省
渡良瀬川	菊沢川排水機場	船津町		左（菊沢川）				P=5m3／S　2台	国土交通省
渡良瀬川	才川(上流)排水樋管	下羽田町		左（才川）	1.9	2.0	2	電動油圧鋼製スライドゲート	国土交通省
渡良瀬川	才川(下流)排水樋管	下羽田町		左（才川）	1.9	2.0	2	手動鋼製スライドゲート	国土交通省
渡良瀬川	吾妻排水樋管	下羽田町		左（才川）	1.6	1.6	2	手動鋼製スルースゲート（排水機場）	吾妻土地改良区
渡良瀬川	屋堀樋管	高橋町	348	左（才川）	3.5	4.0	1	電動鋼製ローラーゲート	国土交通省

2　取水堰

（平成 24．４．１現在）

河川名	名　称	位　置		形　状　寸　法			取　水　設　備			管　理　者
		大　字	字	形　式	高さ m	幅 m	左右岸の別	高さ m	幅 m	
旗川	旗川堰	小中町	小峰	沈床	1.2	20.0	右	1.0		稲岡水利組合
秋山川	太田沢取水堰	水木町		コンクリート	1.2	5.6	左	1.0	1.0	大田沢用水水利組合
秋山川	桑花取水堰	柿平町		沈床	1.5	8.0	右			岩鼻用水水利組合
秋山川	元車取水堰	柿平町		沈床	2	6	右			元車堰水利組合
秋山川	佐柄見取水堰	牧町		コンクリート	1.5	6	左	1.7	1.8	佐柄見用水組合
秋山川	本用水取水堰	牧町		コンクリート	1.5	8	左	1.5	1.8	本用水水利組合
秋山川	淵の端取水堰	栃本町	根古屋	沈床	0.8	4	右			淵の端用水組合
秋山川	上川原取水堰	大橋町		沈床	1	2.0	右	1.0	1.0	上河原用水水利組合
秋山川	鷹部屋取水堰	赤坂町		コンクリート	1	17.3	左	4.0	1.8	赤城土地改良区
秋山川	向取水堰	庚申塚町		鉄線じゃかご	1.5	6	右			菊沢川沿岸土地改良区
秋山川	飯田取水堰	植野町	門之田	コンクリート	1.5	8	左	1.7	1.6	赤坂土地改良区
旗川	栃久保取水堰	作原町		沈床	1.5	4	右			栃久保堰水利組合
旗川	山口取水堰	白岩町		沈床	1.2	6	左			山口堰水利組合
旗川	上長屋取水堰	長谷場町		沈床	1.1	10	右			上長谷場用水水利組合
旗川	炭屋取水堰	白岩町		沈床	2	6	左			炭屋堰水利組合
旗川	泉堀取水堰	船越町		沈床	1	6.0	左			泉堀用水水利組合
三杉川	黒しゅすい堰	黒袴町		コンクリート	1	4.0	左	0.8	3.5	黒袴用水水利組合
彦間川	鳥谷戸取水堰	飛駒町		コンクリート	0.7	3.0	右			鳥谷戸用水水利組合
才川	水代取水堰	免鳥町		コンクリート	1.3	7.0	右	0.6	7.8	吾妻土地改良区
出流川	磯取水堰	出流原町		コンクリート	1	4.0	左			磯堰水利組合
出流川	雑敷取水堰	赤見町		コンクリート	1.5	5.0	右	1.0	4.0	雑敷用水水利組合
出流川	稲岡取水堰	赤見町		フトンカゴ	0.7	8.0	左			稲岡用水水利組合

資料３－３　消防団人員配置状況等

消防団人員配置状況

（平成 24．４．１現在）

分団名＼階級		団長	支団長（副団長）	副支団長（副団長）	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部		1	3	8	1		1	1	17	32
佐野支団	第１分団				1	1	1	2	10	15
	第２分団				1	1	1	2	9	14
	第３分団				1	1	1	2	7	12
	第４分団				1	1	1	6	24	33
	第５分団				1	1	1	8	27	38
	第６分団				1	1	1	8	31	42
	第７分団				1	1	1	6	19	28
	第８分団				1	1	1	6	22	31
	第９分団				1	1	1	10	32	45
	第10分団				1	1	1	6	22	31
	第11分団				1	1	1	6	22	31
	第12分団				1	1	1	6	24	33
田沼支団	第13分団				1	1	1	2	14	18
	第14分団				1	1	1	2	9	15
	第15分団				1	1	1	2	10	15
	第16分団				1	1	1	2	10	15
	第17分団				1	1	1	2	10	15
	第18分団				1	1	1	2	9	14
	第19分団				1	1	1	6	22	31
	第20分団				1	1	1	8	24	35
	第21分団				1	1	1	6	18	27
葛生支団	第22分団				1	1	1	2	10	15
	第23分団				1	1	1	2	10	15
	第24分団				1	1	1	2	10	15
	第25分団				1	1	1	2	10	15
	第26分団				1	1	1	2	10	15
	第27分団				1	1	1	2	9	14
	第28分団				1	1	1	2	9	14
	第29分団				1	1	1	2	10	15
	第30分団				1	1	1	2	10	15
	第31分団				1	1	1	2	7	12
計		1	3	8	32	31	32	121	487	715

消防団機械器具配置状況及び機械器具置場一覧

消防団機械器具配置状況　　（平成24．４．１現在）

分団名＼種別		普通ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載者	山林火災用D1級ポンプ	山林火災用D2級ポンプ	山林火災用送水型ポンプ	山林火災用高圧送水ポンプ	本部車	指令車	広報車	予備車・普通ポンプ自動車	計
団本部					1			1	3		1	8
佐野支団	第１分団	1										1
	第２分団	1										1
	第３分団	1										1
	第４分団	1	2									3
	第５分団	1	3									4
	第６分団	1	3			1						5
	第７分団	1	2	2								5
	第８分団	1	2									3
	第９分団	1	4									5
	第10分団	1	2									3
	第11分団	1	2	2								5
	第12分団	1	2			1						4
田沼支団	第13分団	1			2		1					4
	第14分団	1			1							2
	第15分団	1			1							2
	第16分団	1			1							2
	第17分団	1			1							2
	第18分団	1			1							2
	第19分団	1	2		1							4
	第20分団	1	3		2							6
	第21分団	1	2		2							5
葛生支団	第22分団	1			1							2
	第23分団	1			1							2
	第24分団	1			1							2
	第25分団	1			1							2
	第26分団	1			1							2
	第27分団	1			1							2
	第28分団	1			1							2
	第29分団	1			1							2
	第30分団	1			1							2
	第31分団		1		1							2
計		30	30	4	23	2	1	1	3	0	1	95

消防団機械器具置場一覧　　（平成 24．４．１現在）

分団名		区　分	所　在　地	構　造	1　階 床面積 (㎡)	2　階 床面積 (㎡)	延面積 (㎡)
本部分団		第１班	栃本町 1491-4	鉄骨造　２階建	36.96	36.96	73.92
佐野支団	第１分団	第１班	高砂町 675-3	鉄骨造　２階建	50.26	33.82	84.08
	第２分団	第１班	大蔵町 2977	鉄骨造　２階建	28.61	26.15	54.76
	第３分団	第１班	金屋仲町 2434-3	鉄骨造　２階建	31.02	27.22	58.24
	第４分団	第１班	七軒町 2170-3	鉄骨造　２階建	54.00	33.75	87.75
		第２班	寺中町 2436-3	鉄骨造　２階建	31.47	31.47	62.94
		第３班	植下町 413-1	鉄骨造　平家建	44.61		44.61
	第５分団	第１班	田島町 143	鉄骨造　２階建	46.52	34.90	81.42
		第２班	船津川町 1196-1	鉄骨造　平家建	43.30		43.30
		第３班	伊保内町 3922	鉄骨造　２階建	29.24	17.63	46.87
		第４班	大古屋町 4809-1	鉄骨造　２階建	31.77	24.08	55.85
	第６分団	第１班	犬伏下町 1983	鉄骨造　２階建	48.67	33.82	82.49
		第２班	富士町 48-1	鉄骨造　平家建	53.20		53.20
		第３班	鐙塚町 195	鉄骨造　平家建	58.32		58.32
		第４班	黒袴町 495-5	鉄骨造　２階建	99.60		99.60
	第７分団	第１班	堀米町 268-1	鉄骨造　平家建	59.50		59.50
		第２班	堀米町 1207-1	鉄骨造　平家建	55.79		55.79
		第３班	奈良渕町 311-2	鉄骨造　２階建	48.97	48.97	97.94
	第８分団	第１班	並木町 1774-1	鉄骨造　２階建	55.76	36.63	92.39
		第２班	小中町 221-1	鉄骨造　平家建	53.20		53.20
		第３班	免鳥町 766-1	鉄骨造　平家建	58.59		58.59
	第９分団	第１班	馬門町 1531-2	鉄骨造　２階建	52.83	37.09	89.92
		第２班	高萩町 355	鉄骨造　２階建	30.15	30.15	60.30
		第３班	飯田町 702	鉄骨造　平家建	42.90		42.90
		第４班	越名町 801-4	鉄骨造　２階建	31.47	31.47	62.94
		第５班	高山町 1772-1	鉄骨造　平家建	41.31		41.31
	第 10 分団	第１班	村上町 232-1	鉄骨造　２階建	52.84	37.08	89.92
		第２班	高橋町 585-5	鉄骨造　平家建	53.20		53.20
		第３班	下羽田町 1085-1	鉄骨造　平家建	53.20		53.20
	第 11 分団	第１班	赤見町 1219-3	鉄骨造　２階建	48.56	37.07	85.63
		第２班	赤見町 3600	鉄骨造　２階建	28.81	28.81	57.62
		第３班	赤見町 4841-1	鉄骨造　平家建	53.20		53.20
	第 12 分団	第１班	石塚町 1524-3	鉄骨造　２階建	52.83	37.09	89.92
		第２班	出流原町 1032-1	鉄骨造　平家建	59.50		59.50
		第３班	寺久保町 810	鉄骨造　平家建	41.31		41.31
田沼支団	第 13 分団	第１班	田沼町 566-10	鉄骨造　２階建	59.27	49.82	109.09
	第 14 分団	第１班	吉水駅前 1-19-1	鉄骨造　２階建	49.80	40.02	89.82
	第 15 分団	第１班	栃本町 2074-6	鉄骨造　平家建	63.72		63.72
	第 16 分団	第１班	多田町 940-3	木造　平家建	63.76		63.76
	第 17 分団	第１班	戸奈良町 970-7	木造　平家建	81.00		81.00
	第 18 分団	第１班	戸室町 1057-1	木造　平家建	81.98		81.98
	第 19 分団	第１班	白岩町 484-2	鉄骨造　２階建	43.31	44.51	87.82
		第２班	長谷場町 430-1	鉄骨造　平家建	44.51		44.51
		第３班	作原町 813	コンクリート ブロック造　平家建	50.72		50.72
	第 20 分団	第１班	閑馬町 360-8	鉄骨造　２階建	41.31	41.31	82.62
		第２班	山形町 509-3	鉄骨造　平家建	51.83		51.83
		第３班	閑馬町 1382-6	鉄骨造　２階建	48.97	48.97	97.94
		第４班	下彦間町 987-6	鉄骨造　平家建	44.51		44.51
	第 21 分団	第１班	飛駒町 1565-4	鉄骨造　２階建	41.31	41.31	82.62
		第２班	飛駒町 688-1	鉄骨造　平家建	80.29		80.29
		第３班	飛駒町 2827-5	鉄骨造　平家建	44.51		44.51

分団名		区　分	所　　在　　地	構　　造	1　階 床面積 (㎡)	2　階 床面積 (㎡)	延面積 (㎡)
葛生支団	第 22 分団	第１班	葛生東 1-11-8	鉄筋コンクリート造 ２階建	53.10	53.10	106.20
	第 23 分団	第１班	葛生西 3-3-19	鉄筋コンクリート造 ２階建	47.20	26.55	73.75
	第 24 分団	第１班	中町 1268-8	鉄筋コンクリート造 ２階建	48.97	27.73	76.70
	第 25 分団	第１班	会沢町 662-3	鉄筋造　平家建	67.21		67.21
	第 26 分団	第１班	仙波町 70-1	補強コンクリート ブロック造　平家建	55.51		55.51
	第 27 分団	第１班	牧町 123-2	鉄骨造　２階建	48.97	27.73	76.70
	第 28 分団	第１班	仙波町 1733	鉄骨造　２階建	49.80	49.80	99.60
	第 29 分団	第１班	柿平町 459-2	鉄筋コンクリート造 ２階建	48.97	27.73	76.70
	第 30 分団	第１班	水木町 1038-1	鉄筋コンクリート造 ２階建	48.97	27.73	76.70
	第 31 分団	第１班	秋山町 696-1	鉄筋コンクリート造 ２階建	48.97	27.73	76.70

＜通信網＞

資料４－１　佐野市防災行政用無線局（同報系）管理運用要綱

佐野市防災行政用無線局（同報系）管理運用要綱

平成22年３月31日告示第73号

（趣旨）

第１条　この告示は、防災行政用無線に係る同報系の無線局の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　無線局　電波法（昭和25年法律第131号）第２条第５号に規定する無線局をいう。

（２）　親局　特定の子局に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。

（３）　副親局　災害その他の理由により親局が使用することができないときに親局となる無線局をいう。

（４）　中継局　親局より送信された電波を中継する無線局をいう。

（５）　再送信局　中継局より送信された電波の受信が困難な地域において、中継局の電波を再中継する無線局をいう。

（６）　子局　親局の通信の相手方となる無線局をいう。

（７）　同報系　無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。

（８）　無線従事者　電波法第２条第６号に規定する無線従事者をいう。

（９）　通信取扱者　無線設備を操作する無線従事者又は無線従事者の監督を受けて無線設備を操作する者をいう。

（無線局の配置等）

第３条　無線局の配置場所等は、別表のとおりとする。

２　親局を遠隔で制御するため、佐野市役所田沼庁舎、佐野市役所葛生庁舎及び佐野地区広域消防組合消防本部に遠隔制御装置を設置する。

（総括管理者）

第４条　同報系に総括管理者を置く。

２　総括管理者は、同報系の管理及び運用の業務を総括し、並びに管理責任者を指揮監督す

る。

３　総括管理者は、市長をもって充てる。

（管理責任者）

第５条　同報系に管理責任者を置く。

２　管理責任者は、総括管理者の命を受け、同報系の管理及び運用の業務を行い、並びに管理者及び通信取扱責任者を指揮監督する。

３　管理責任者は、危機管理課長をもって充てる。

（管理者）

第６条　親局及び遠隔制御装置を設置する部署に管理者を置く。

２　管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した親局又は遠隔制御装置の監督業務及び無線設備の維持業務を所掌する。

３　管理者は、市にあっては親局又は遠隔制御装置を設置した課等の長を、佐野地区広域消防組合消防本部にあっては通信指令課長をもって充てる。

（通信取扱責任者）

第７条　同報系に通信取扱責任者を置く。

２　通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線設備の操作を監督し、及び通信取扱者を指揮する。

３　通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する職員のうちから、管理責任者が指名する。

（運用時間）

第８条　同報系は、常時開局するものとする。

（放送の種類）

第９条　放送の種類は、次のとおりとする。

（１）　緊急放送

（２）　一般放送

（３）　点検放送

（放送事項）

第10条　緊急放送は、次に掲げる事項について放送する。

（１）　地震、台風、火災等に関する事項

（２）　人命救助等で緊急を要する事項

（３）　全国瞬時警報システムにより受信した事項のうち、自然災害及び武力攻撃事態等における国民の保護に関する事項

（４） 前３号に掲げるもののほか、緊急に知らせる必要があると市長が認める事項

２ 一般放送は、次に掲げる事項について放送する。

（１） 市の事務に関する事項

（２） 前号に掲げるもののほか、市民に知らせる必要があると市長が認める事項

３ 点検放送は、次に掲げる事項について放送する。

（１） 無線設備の作動状況を確認するためにミュージックチャイム等により定時に行う事項

（２） 保守点検のために行う事項

４ 放送事項の内容に関する基準は、市長が別に定める。

（放送の方法）

第11条 放送の方法は、次のとおりとする。

（１） 緊急一斉放送（市の区域内に一斉に放送するものをいう。以下同じ。）

（２） 一斉放送（同一の内容を別表第５項の表に掲げる分割区分ごとに時間を異にして市の区域内に放送するものをいう。以下同じ。）

（３） 地区放送（特定の区域に放送するものをいう。以下同じ。）

（４） 個別放送（特定の子局の放送範囲に係る区域に放送するものをいう。以下同じ。）

２ 放送は、次に掲げるものを順次行う。

（１） こちらは １回

（２） ぼうさいさの １回

（３） です １回

（４） 放送事項 １回

（５） 以上で終わります １回

（６） こちらは １回

（７） ぼうさいさの １回

（８） です １回

３ 前項各号に掲げる事項は、必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、繰り返し行うことができる。

４ 前項の規定による場合を除き、１回の放送時間は、３分以内で行うよう努めなければならない。

（放送の依頼等）

第12条 放送を行おうとする者は、放送を行おうとする日の３日前の正午までに防災行政用

無線放送依頼書(別記様式第１号)により管理責任者に放送の依頼をしなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

２　管理責任者は、前項の依頼書の提出があったときは、その内容を審査し、その放送について、必要があると認めるときは放送を行い、必要がないと認めるときはその旨を依頼者に通知する。

（放送の制限）

第13条　管理責任者は、災害が発生したとき、その他特に必要があると認めるときは、一般放送及び点検放送を制限することができる。

（無線設備の保守点検）

第14条　無線設備の正常な機能を維持するため、次に掲げる保守点検を行わなければならない。

（１）　毎日点検（１日に１回以上行う点検をいう。以下同じ。）

（２）　月点検（１箇月に１回以上行う点検をいう。以下同じ。）

（３）　年点検（１年に１回以上行う点検をいう。以下同じ。）

２　前項の規定により保守点検を行ったときは、次の各号に掲げる保守点検の区分に応じ、当該各号に掲げる書類にその結果を記載しなければならない。

（１）　毎日点検　無線業務日誌（同報系）（別記様式第２号）

（２）　月点検　無線局（同報系）月点検記録簿（別記様式第３号）

（３）　年点検　無線局（同報系）年点検記録簿（別記様式第４号）

３　保守点検を行う者は、次の各号に掲げる保守点検の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

（１）　毎日点検　通信取扱責任者

（２）　月点検及び年点検　管理責任者

４　保守点検において異常を発見した者は、直ちに、管理責任者に報告し、必要な措置を講じなければならない。

（無線従事者名簿の作成）

第15条　総括管理者は、毎年４月１日における無線従事者名簿（別記様式第５号）を作成する。

（無線従事者の養成）

第16条　総括管理者は、無線従事者を適正に配置することができるよう無線従事者の養成に努めるものとする。

（放送の訓練）

第17条　総括管理者は、定期的に放送の訓練を行う。

２　前項の放送の訓練は、親局の操作に係る訓練及び住民への緊急かつ重要な事項の伝達の訓練を重点として行う。

（研修）

第18条　管理責任者は、必要に応じて、管理者、通信取扱責任者及び通信取扱者に対して研修を行う。

（その他）

第19条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成22年４月12日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

（準備行為）

２　第12条の規定による依頼及び決定は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

別表（第３条関係）

１　親局

局名	配置場所
ぼうさいさの	佐野市高砂町１番地 佐野市役所本庁舎

２　副親局

局名	配置場所
ぼうさいさのたぬまちゅうおうこうみんかん	佐野市戸奈良町１番地１ 佐野市田沼中央公民館

３　中継局

局名	配置場所
ぼうさいさのからさわちゅうけい	佐野市富士町1409番地

４　再送信局

局名	配置場所
ぼうさいさのひむろこうみんかん	佐野市水木町847番地 佐野市氷室地区公民館
ぼうさいさののがみししょ	佐野市白岩町486番地１ 野上支所
ぼうさいさのひこましょう	佐野市飛駒町1497番地 佐野市立飛駒小学校
ぼうさいさのせいかつかいぜんせんたー	佐野市作原町780番地１ 佐野市作原生活改善センター
ぼうさいさのあきやまがくりょう	佐野市秋山町721番地 佐野市あきやま学寮

５　子局

地区名	局名	配置場所	分割区分	子局番号
葛生地区	葛生庁舎	佐野市葛生東一丁目11番10号	A	1
	本町（葛生）	佐野市葛生西一丁目2755番１号	B	2
	泉町	佐野市葛生東二丁目８番３号	B	3
	あくと町	佐野市あくと町3084番地	B	4
	山菅町	佐野市山菅町3460番地２	A	5
	富士見町	佐野市富士見町288番地１	A	6
	中町―１	佐野市中町590番地３	B	7
	中町―２	佐野市中町1151番地２	A	8
	中町―３	佐野市中町1234番地	B	9
	中町―４	佐野市中町62番地１	A	10
	万町（葛生）	佐野市葛生西三丁目４番１号	A	11
	松井町	佐野市鉢木町７番地１	B	12
	宮本町	佐野市宮本町1570番地	B	13
	築地町	佐野市築地町14番地	A	14
	会沢―１	佐野市会沢町285番地	A	15
	会沢―２	佐野市会沢町681番地	B	16
	会沢―３	佐野市会沢町1247番地	A	17
常盤地区	正雲寺―１	佐野市豊代町95番地	A	18
	正雲寺―２	佐野市豊代町491番地	B	19
	田名網	佐野市豊代町1158番地	A	20
	岩崎（葛生）	佐野市仙波町167番地	A	21
	常盤小学校	佐野市仙波町331番地１	B	22
	中仙波―１	佐野市仙波町765番地１	A	23
	中仙波―２	佐野市仙波町1814番地	B	24
	上仙波	佐野市仙波町3118番地	A	174
	小屋	佐野市豊代町2132番地	A	25
	下牧―１	佐野市牧町181番地２	B	26
	下牧―２	佐野市牧町794番地１	A	27
	上牧―１	佐野市牧町1940番地４	B	28
	上牧―２	佐野市牧町1583番地	A	29
	上牧―３	佐野市牧町2187番地地先	B	30
氷室地区	柿平―１	佐野市柿平町454番地１	B	31
	柿平―２	佐野市柿平町781番地	A	32
	氷室小学校	佐野市水木町51番地	B	33
	氷室地区公民館	佐野市水木町846番地	A	34
	水木	佐野市水木町1038番地	B	35
	下秋山―１	佐野市秋山町1558番地２	A	36
	下秋山―２	佐野市秋山町971番地	B	37
	あきやま学寮	佐野市秋山町721番地	A	38
田沼地区	田沼中央公民館	佐野市戸奈良町１番地１	C	39
	上町西―１	佐野市田沼町230番地16	B	40
	上町西―２	佐野市田沼町1202番地１	A	41
	田沼本町―１	佐野市田沼町1600番地	B	42
	田沼小学校	佐野市田沼町603番地	A	43
	田沼本町―２	佐野市田沼町1360番地２	B	44
	原町	佐野市栃本町1491番地４	A	45
	下町	佐野市田沼町90番地２	A	46
	下田沼	佐野市栃本町2287番地	B	47
	瓦町	佐野市栃本町2237番地１	A	48
田沼北部地区	山越―１	佐野市山越町254番地	B	49
	山越―２	佐野市山越町616番地	A	50
	下多田―１	佐野市多田町1263番地	A	51
	下多田―２	佐野市多田町799番地３	B	52
	多田小学校	佐野市多田町998番地	B	53
	上多田―１	佐野市多田町3091番地６	A	54
	上多田―２	佐野市多田町2220番地	B	55

地区名	局名	配置場所	分割区分	子局番号
田沼南部地区	吉水―１	佐野市吉水町1122番地	B	56
	吉水―２	佐野市吉水町1005番地	A	57
	吉水小学校	佐野市吉水町832番地	B	58
	新吉水北―１	佐野市吉水町500番地	C	59
	小見―１	佐野市小見町673番地	A	60
	新吉水北―２	佐野市吉水駅前一丁目19番６号	A	61
	新吉水南―１	佐野市吉水町366番地２	B	62
	新吉水南―２	佐野市吉水駅前二丁目８番５号	A	63
	小見―２	佐野市小見町123番地２	A	64
	吉水新田	佐野市吉水町60番地１	B	65
	小見―３	佐野市小見町５番地１	B	66
栃本地区	栃本上―１	佐野市栃本町1460番地	A	67
	栃本上―２	佐野市栃本町972番地	B	68
	栃本小学校	佐野市栃本町1037番地	A	69
	栃本下―１	佐野市栃本町3027番地地先	A	70
	栃本下―２	佐野市栃本町3281番地４	B	71
戸奈良地区	戸奈良―１	佐野市戸奈良町776番地７	A	72
	戸奈良―２	佐野市戸奈良町1379番地	B	73
	戸奈良小学校	佐野市戸奈良町1140番地	B	74
	戸奈良―３	佐野市戸奈良町1729番地１	A	75
三好地区	戸室―１	佐野市戸室町156番地	A	76
	戸室―２	佐野市戸室町1592番地２	B	77
	岩崎（田沼）―１	佐野市岩崎町352番地１	B	78
	戸室―３	佐野市戸室町1058番地１	A	79
	岩崎（田沼）―２	佐野市岩崎町1147番地	B	80
	三好小学校	佐野市岩崎町1341番地	A	81
	船越南―１	佐野市船越町45番地	B	82
	船越南―２	佐野市船越町2151番地	A	83
	船越南―３	佐野市船越町703番地	B	84
	船越北―１	佐野市船越町1791番地９	A	85
	船越北―２	佐野市船越町1352番地３	B	86
野上地区	御神楽	佐野市御神楽町150番地１	A	87
	長谷場―１	佐野市長谷場町1163番地１	B	88
	旧野上小学校	佐野市長谷場町499番地	A	89
	長谷場―２	佐野市長谷場町948番地	B	90
	白岩	佐野市白岩町62番地２	A	91
	野上支所	佐野市白岩町486番地１	B	92
	下作原	佐野市作原町261番地	A	93
	作原生活改善センター	佐野市作原町780番地１	B	94
	上作原	佐野市作原町1012番地５	A	95
新合地区	山形―１	佐野市山形町590番地３	B	96
	山形―２	佐野市山形町398番地	B	97
	山形小学校	佐野市山形町649番地２	A	98
	閑馬下―１	佐野市閑馬町2839番地１	B	99
	梅園	佐野市梅園町222番地	A	100
	閑馬下―２	佐野市閑馬町284番地	A	101
	閑馬下―３	佐野市閑馬町360番地８	B	102
	閑馬小学校	佐野市閑馬町911番地	A	103
	閑馬上―１	佐野市閑馬町2100番地地先	B	104
	閑馬上―２	佐野市閑馬町1382番地６	A	105
	下彦間下―１	佐野市下彦間町2376番地	B	106
	下彦間下―２	佐野市下彦間町168番地	A	107
	下彦間小学校	佐野市下彦間町500番地	B	108
	下彦間上―１	佐野市下彦間町987番地６	A	109
飛駒地区	飛駒１区―１	佐野市飛駒町９番地１	B	110
	飛駒１区―２	佐野市飛駒町688番地１	A	111
	飛駒２区	佐野市飛駒町1203番地	B	112
	飛駒小学校	佐野市飛駒町1497番地	A	113

地区名	局名	配置場所	分割区分	子局番号
飛駒地区	飛駒３区	佐野市飛駒町2827番地５	B	114
佐野地区	佐野庁舎	佐野市高砂町１番地	A	115
	若松町	佐野市若松町504番地	B	116
	相生町（佐野）	佐野市相生町207番地１	C	117
	佐野小学校	佐野市金屋下町10番地	B	118
	天明小学校	佐野市大祝町2311番地	A	119
	金井上町	佐野市金井上町2519番地	A	120
	朝日町	佐野市朝日町702番地27	B	121
	天神町	佐野市天神町761番地１	C	122
	大橋町（市街部）―１	佐野市大橋町2200番地	B	123
	大橋町（西部）―１	佐野市大橋町3217番地１	C	124
	大橋町（市街部）―２	佐野市大橋町2026番地	A	125
	大橋町（東部）―１	佐野市大橋町1093番地２	B	126
	大橋町（東部）―２	佐野市大橋町995番地２	A	127
	大橋町（西部）―２	佐野市大橋町1676番地	B	128
	大橋町（東部）―３	佐野市大橋町3195番地８	A	129
植野地区	赤坂町―１	佐野市赤坂町958番地18	A	130
	赤坂町―２	佐野市赤坂町303番地２	B	131
	赤坂町―３	佐野市赤坂町950番地	B	132
	赤坂町―４	佐野市赤坂町978番地	C	133
	上台町	佐野市上台町2164番地	C	134
	植野町	佐野市植野町1930番地	A	135
	植上町―１	佐野市植上町1681番地	B	136
	植上町―２	佐野市植上町1408番地２	C	137
	寺中町	佐野市寺中町2385番地	B	138
	植野小学校	佐野市植上町1272番地	A	139
	植下町―１	佐野市植下町1205番地	C	140
	若宮上町	佐野市若宮上町11番地８	A	141
	植下町―２	佐野市植下町413番地１	B	142
	若宮下町	佐野市若宮下町13番地	C	143
	君田町	佐野市君田町394番地	A	144
	田島町	佐野市田島町166番地	A	145
	庚申塚町	佐野市庚申塚町4930番地	B	146
	大古屋町	佐野市大古屋町4809番地１	A	147
	飯田町―１	佐野市飯田町338番地３	A	148
	飯田町―２	佐野市飯田町874番地	B	149
	飯田町―３	佐野市飯田町720番地	A	150
	伊保内町	佐野市伊保内町3909番地	A	151
	船津川町―１	佐野市船津川町1759番地	B	152
	船津川小学校	佐野市船津川町6001番地	A	153
	船津川町―２	佐野市船津川町216番地	B	154
界地区	北茂呂町	佐野市北茂呂町11番地	C	155
	茂呂山町	佐野市茂呂山町10番地１	B	156
	高萩町―１	佐野市高萩町684番地１	C	157
	高萩町―２	佐野市高萩町1112番地６	B	158
	高萩町―３	佐野市高萩町1056番地427	A	159
	高萩町―４	佐野市高萩町1209番地	A	160
	高萩町―５	佐野市高萩町114番地２	B	161
	越名町―１	佐野市越名町1220番地１	B	162
	界小学校	佐野市馬門町1539番地	B	163
	越名町―２	佐野市越名町801番地４	A	164
	高山町	佐野市高山町1769番地	A	165
犬伏地区	富岡町（北部）―１	佐野市富岡町93番地	A	166
	富岡町（北部）―２	佐野市久保町61番地	B	167
	富岡町（南部）―１	佐野市富岡町225番地33	C	168
	浅沼町―１	佐野市浅沼町294番地１	A	169
	富岡町（東部）―１	佐野市富岡町667番地３	A	170
	富岡町（東部）―２	佐野市富岡町598番地12	B	171

地区名	局名	配置場所	分割区分	子局番号
犬伏地区	富岡町（東部）―３	佐野市富岡町1603番地	A	172
	富岡町（南部）―２	佐野市富岡町1391番地	B	173
	犬伏上町	佐野市堀米町427番地	B	175
	犬伏下町	佐野市犬伏下町2286番地	A	176
	犬伏小学校	佐野市犬伏下町1983番地	B	177
	犬伏新町―１	佐野市犬伏新町2097番地	C	178
	犬伏新町―２	佐野市犬伏新町1353番地11	A	179
	富士町（上）―１	佐野市富士町1409番地	B	180
	富士町（上）―２	佐野市富士町827番地	A	181
	富士町（下）	佐野市富士町48番地１	B	182
	韮川町	佐野市韮川町388番地	A	183
	米山南町	佐野市米山南町39番地	B	184
	関川町―１	佐野市関川町906番地33	A	185
	関川町―２	佐野市関川町725番地21	B	186
	町谷町	佐野市町谷町2955番地	A	187
	伊勢山町	佐野市伊勢山町1769番地	B	188
	犬伏東小学校	佐野市伊勢山町1534番地	A	189
	浅沼町―２	佐野市浅沼町163番地４	C	190
	浅沼町―３	佐野市浅沼町508番地５	B	191
	浅沼町―４	佐野市浅沼町10番地15	A	192
	黒袴町―１	佐野市黒袴町159番地７	B	193
	黒袴町―２	佐野市黒袴町588番地１	A	194
	鐙塚町	佐野市鐙塚町195番地	B	195
	西浦町	佐野市西浦町416番地１	A	196
堀米地区	内堀米―１	佐野市堀米町167番地１	A	197
	内堀米―２	佐野市堀米町267番地	B	198
	城北小学校	佐野市堀米町1156番地	B	199
	内堀米―３	佐野市堀米町990番地	A	200
	朱雀町―１	佐野市堀米町1691番地１地先	A	201
	朱雀町―２	佐野市堀米町3975番地１	B	202
	朱雀町―３	佐野市堀米町3919番地１	A	203
	朱雀町―４	佐野市堀米町3910番地11	B	204
	菊川町―１	佐野市堀米町2757番地	B	205
	菊川町―２	佐野市堀米町3527番地	A	206
	菊川町―３	佐野市堀米町3794番地	A	207
	菊川町―４	佐野市堀米町3237番地	A	208
	奈良渕町―１	佐野市奈良淵町321番地	A	209
	奈良渕町―２	佐野市奈良淵町311番地12	A	210
	田之入町	佐野市田之入町790番地	B	211
旗川地区	小中町―１	佐野市小中町959番地１	B	212
	小中町―２	佐野市小中町221番地１	A	213
	並木町―１	佐野市並木町167番地	A	214
	旗川小学校	佐野市並木町964番地	B	215
	並木町―２	佐野市並木町1094番地５	A	216
	並木町―３	佐野市並木町1259番地	B	217
	免鳥町―１	佐野市免鳥町1712番地３	A	218
	免鳥町―２	佐野市免鳥町766番地１	B	219
吾妻地区	村上町―１	佐野市村上町314番地１	A	220
	村上町―２	佐野市村上町841番地	B	221
	上羽田町	佐野市上羽田町428番地	B	222
	吾妻小学校	佐野市上羽田町1369番地１	A	223
	下羽田町	佐野市下羽田町1084番地	A	224
	高橋町―１	佐野市高橋町585番地５	B	225
	高橋町―２	佐野市高橋町2112番地１	A	226
赤見地区	石塚町（下）―１	佐野市石塚町510番地４	A	227
	赤見町（大門）―１	佐野市赤見町985番地１	A	228
	石塚町（下）―２	佐野市石塚町861番地	B	229
	石塚小学校	佐野市石塚町1408番地２	A	230

地区名	局名	配置場所	分割区分	子局番号
赤見地区	石塚町（緑）	佐野市石塚町568番地63	A	231
	石塚町（上）	佐野市石塚町2250番地１	B	232
	赤見町（市場）―１	佐野市赤見町1758番地１	B	233
	赤見町（市場）―２	佐野市赤見町1481番地	A	234
	赤見町（市場）―３	佐野市赤見町1103番地	B	235
	赤見町（市場）―４	佐野市赤見町1219番地３	A	236
	赤見町（町屋）―１	佐野市赤見町3600番地	A	237
	赤見小学校	佐野市赤見町3229番地	B	238
	赤見町（大門）―２	佐野市赤見町3282番地４	A	239
	赤見町（大門）―３	佐野市赤見町3331番地15	B	240
	赤見町（市場）―５	佐野市赤見町588番地	A	241
	赤見町（町屋）―２	佐野市赤見町3915番地	B	242
	赤見町（駒場）	佐野市赤見町4841番地１	A	243
	出流原町―１	佐野市出流原町628番地１	B	244
	出流原町―２	佐野市出流原町419番地１	A	245
	出流原小学校	佐野市出流原町1038番地１	A	246
	出流原町―３	佐野市出流原町2067番地	B	247
	寺久保町	佐野市寺久保町810番地	A	248

別記様式第１号（第12条関係）

別記様式第２号（第14条関係）

別記様式第３号（第14条関係）

別記様式第４号（第14条関係）

別記様式第５号（第15条関係）

別記様式第１号（第１２条関係）

防災行政用無線放送依頼書

年　　月　　日

管理責任者　様

依頼者　　㊞

次のとおり放送を依頼します。

<table>
<tr><td colspan="2">放送件名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">放送日</td><td colspan="3">年　　月　　日（　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">放送時間</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">放送区分</td><td colspan="3">Ａ　一斉放送
Ｂ　地区放送（　　）
Ｃ　個別放送（　　）</td></tr>
<tr><td>通信文</td><td colspan="4">こちらは、ぼうさいさのです。

以上で終わります。
こちらは、ぼうさいさのです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">※処理欄</td><td rowspan="2">受理日　　年　　月　　日
処理日　　年　　月　　日
特記事項</td><td>通信番号</td><td></td></tr>
<tr><td>担当者</td><td></td></tr>
</table>

備　考

１　通信文は、簡潔に表現してください。

２　※印の欄は、記入しないでください。

３　緊急放送と重なったときは、放送を中止することがあります。

別記様式第２号（第１４条関係）

無線業務日誌（同報系）

管理責任者		通信取扱責任者		年　月　日 （天気　　）	無線従事者	氏名	㊞ ㊞

放送の種類	放送の方法	放送の区域	放送時刻	放送の内容
緊急・一般・点検	一斉・地区・個別			
緊急・一般・点検	一斉・地区・個別			
緊急・一般・点検	一斉・地区・個別			
緊急・一般・点検	一斉・地区・個別			
緊急・一般・点検	一斉・地区・個別			
緊急・一般・点検	一斉・地区・個別			
緊急・一般・点検	一斉・地区・個別			
一日の延べ放送回数				

点検項目				
	放送の状況		機器の清掃状況	
	機器の動作状況		特記事項	

別記様式第３号（第１４条関係）

無線局（同報系）月点検記録簿

<table>
<tr><td rowspan="2">局名
（呼出名称）</td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">管理責任者</td><td>無線従事者</td></tr>
<tr><td colspan="2">㊞</td><td>㊞</td></tr>
<tr><td>点検年月日</td><td>年　月　日</td><td>天 候</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>設備の区分</td><td colspan="3">点　検　項　目</td><td>点　検　結　果</td></tr>
<tr><td rowspan="5">無線設備</td><td>電源電圧　　V</td><td colspan="2">電源電流　　A</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">電源ランプ（点灯・消灯）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">無線機器の動作状況</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">予備電源の動作状況</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">送信電力　　W</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">操作卓</td><td colspan="3">選択呼出し（緊急一斉、一斉、地区別、個別）の動作状況</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">起動ボタンを押した場合の送出状態</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">電波発射終了後の空線状態</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">チャイム、マイクロホン、テープ（レコード）等の入力レベルの調整</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">音声レベル、信号レベルのＶＵメータによる監視</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">蓄電池による機器の動作状況</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">ディスプレイによる動作状況</td><td></td></tr>
<tr><td>附属装置</td><td colspan="3">動作状況</td><td></td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

別記様式第４号（第１４条関係）

無線局（同報系）年点検記録簿

点検年月日　　年　　月　　日

点検者　　㊞

<table>
<tr><td rowspan="4">測定器名</td><td colspan="2"></td><td>管理責任者</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>無線従事者</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">局名(呼出名称)</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">現用・予備の別</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">点検項目</td><td colspan="3">点検結果</td></tr>
<tr><td colspan="2">製造番号</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">電波の型式及び周波数（MHz）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">空中線電力（W）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">測定値</td><td>周波数偏差（±Hz）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>電源電圧（V）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>空中線電力（W）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ＢＥＲ（中継系を含む。）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ＴＶＩ・ＦＭＩ</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>予備装置</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">動作試験</td><td>予備電源</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>戸別受信機の動作状況</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">総合テスト</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">特記事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

別記様式第５号（第１５条関係）

無線従事者名簿

所属	氏名	免許証の番号	免許年月日	備考

資料４－２　佐野市防災行政用無線局（同報系）戸別受信機貸与要綱

佐野市防災行政用無線局（同報系）戸別受信機貸与要綱

平成22年４月１日告示第92号

佐野市防災行政用無線局戸別受信機設置規程（平成17年佐野市告示第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この告示は、防災行政用無線に係る同報系の無線局の戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

（戸別受信機の貸与）

第２条　戸別受信機は、防災行政用無線に係る同報系の子局からの放送を聞くことができないと認められる市の区域内に居住する世帯に無償で貸与する。

２　戸別受信機の貸与は、一の世帯（２以上の世帯が同居している場合を含む。）につき１台とする。

３　戸別受信機の貸与を受けようとする者は、防災行政用無線局戸別受信機貸与申請書（別記様式第１号）により市長に申請しなければならない。

４　市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、必要があると認めるときは、戸別受信機を貸与し、必要がないと認めるときは、防災行政用無線局戸別受信機貸与申請棄却通知書（別記様式第２号）により申請者に通知する。

（費用の負担）

第３条　次に掲げる費用については、市の負担とする。

（１）　戸別受信機の設置に要する費用

（２）　戸別受信機の修理に要する費用（修理の原因が戸別受信機の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）の責めによる場合を除く。）

２　次に掲げる費用については、被貸与者の負担とする。

（１）　戸別受信機を設置したことに伴う電気料

（２）　戸別受信機の電池代

（３）　設置した戸別受信機の移動に要する費用

（４）　戸別受信機の修理に要する費用（修理の原因が被貸与者の責めによる場合に限る。）

（戸別受信機の管理等）

第４条　被貸与者は、常に適正な受信状態を保つことができるように戸別受信機を管理しなければならない。

２　被貸与者は、戸別受信機の異常を発見したとき、又は戸別受信機を損傷したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（申請事項の変更の届出）

第５条　被貸与者は、第２条第３項の規定より申請した事項に変更が生じたときは、速やかに、防災行政用無線局戸別受信機貸与申請事項変更届出書（別記様式第３号）により市長に届け出なければならない。

（譲渡等の禁止）

第６条　戸別受信機は、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（戸別受信機の返還）

第７条　被貸与者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、戸別受信機を返還しなければならない。

（１）　戸別受信機を設置しなくても防災行政用無線に係る同報系の子局からの放送を聞くことができるようになったとき。

（２）　被貸与者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（２以上の世帯が同居しているときは、同居しているすべての者）が市の区域外に居所を移し、又は他の町会（佐野市町会設置規則（平成17年佐野市規則第７号）別表に掲げる町会をいう。）に居所を変更したとき。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。

別記様式第１号（第２条関係）

別記様式第２号（第２条関係）

別記様式第３号（第５条関係）

別記様式第１号（第２条関係）

防災行政用無線局戸別受信機貸与申請書

年　　月　　日

佐野市長　様

申請者　住所

氏名　　㊞

電話

次のとおり防災行政用無線局戸別受信機の貸与を受けたいので申請します。

設置場所			
被貸与者	(フリガナ)	町会名	
連絡先	(通常時)	(不在時)	
希望設置形態	据置き　・　壁掛け　・　手渡し　・　その他(　　)		
特記事項			

(市記入欄)

受付期日		受付番号	
受信機型式		製造番号	
受信機番号		アンテナ種類	
延長ケーブルの有無		特記事項	

別記様式第２号（第２条関係）

防災行政用無線局戸別受信機貸与申請棄却通知書

第　　号
年　　月　　日

様

佐野市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった防災行政用無線局戸別受信機の貸与について、次の理由により貸与しないことと決定したので通知します。

理由

別記様式第３号（第５条関係）

防災行政用無線局戸別受信機貸与申請事項変更届出書

年　　月　　日

佐野市長　様

届出者　住所

氏名　　㊞

電話

防災行政用無線局戸別受信機の貸与に係る申請事項に次のとおり変更があったので届け出ます。

	変更前	変更後
変更内容		
特記事項		

資料４－３　佐野市防災行政用無線局（移動系）管理運用要綱

佐野市防災行政用無線局（移動系）管理運用要綱

平成20年５月２日告示第99号

改正

平成24年12月25日告示第251号

改正

平成25年3月25日告示第47号

（趣旨）

第１条　この告示は、防災行政用無線に係る移動系の無線局の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　無線局　電波法（昭和25年法律第131号）第２条第５号に規定する無線局をいう。

（２）　基地局　電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第４条第１項第６号に規定する基地局をいう。

（３）　陸上移動局　電波法施行規則第４条第１項第12号に規定する陸上移動局をいう。

（４）　統制局　無線局の通信を統括する基地局をいう。

（５）　統制台　統制局の通信機能を操作する設備をいう。

（６）　遠隔制御装置　統制局の通信機能を遠隔制御する設備をいう。

（７）　移動系　無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。

（８）　無線従事者　電波法第２条第６号に規定する無線従事者をいう。

（９）　主任無線従事者　電波法第39条第１項に規定する主任無線従事者をいう。

(10)　通信取扱者　無線設備を操作する無線従事者又は無線従事者の監督を受けて無線設備を操作する者をいう。

(11)　通信統制　統制局の統制下にある特定の陸上移動局を呼び出して通信することをいう。

（無線局の配置）

第３条　無線局の種別、識別信号、局番号及び設置場所又は常置場所は、別表のとおりと

する。

（総括管理者）

第４条　移動系に総括管理者を置く。

２　総括管理者は、移動系の管理及び運用の業務を総括する。

３　総括管理者は、危機管理課長をもって充てる。

（管理責任者）

第５条　移動系に管理責任者を置く。

２　管理責任者は、無線従事者の資格を有する職員のうちから、総括管理者が指名する。

３　管理責任者は、電波法第39条第１項に規定する主任無線従事者となる。

４　管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理及び運用の業務を行い、並びに管理者及び通信取扱者を指揮監督する。

（管理者）

第６条　基地局の通信操作を行う部署及び陸上移動局を常置する部署に管理者を置く。

２　管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局の監督業務及び無線設備等の維持業務を所掌する。

３　管理者は、市にあっては、通信操作を行う課等又は陸上移動局を常置する課等の長をもって充てる。

４　陸上移動局を常置する民間事業者は、管理者を選任したときは、管理者選任（変更）届（別記様式第１号）により市長に届け出なければならない。管理者を変更したときも、同様とする。

（運用時間）

第７条　無線局は、常時開局するものとする。

２　管理者は、無線局を長時間閉局する必要があるときは、あらかじめ統制局に連絡するものとする。

（通信の種類）

第８条　通信の種類は、次に掲げる事項とする。

（１）　随時通信（平常時に必要の都度行う通信をいう。以下同じ。）

（２）　緊急通信（地震、台風その他緊急事態が発生し、又は発生が予測されるときに行う通信をいう。）

（通信事項）

第９条　通信する事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　防災行政に関する事項

（２）　住民の生命に係る緊急かつ重要な事項

（３）　通信訓練に関する事項

（４）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

（通信の方法）

第10条　無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにする。

２　呼出しは、順次送信する次に掲げる事項によって行う。

（１）　相手局の呼出名称　３回以下

（２）　こちらは　１回

（３）　自局の呼出名称　３回以下

３　応答は、順次送信する次に掲げる事項によって行う。

（１）　相手局の呼出名称　３回以下

（２）　こちらは　１回

（３）　自局の呼出名称　３回以下

４　呼出し又は応答を行う場合において確実に連絡設定が認められるときは、呼出しの場合は「こちらは」及び自局の呼出名称を、応答の場合は相手局の呼出名称を省略することができる。この場合においては、通信中少なくとも１回以上自局の呼出名称を送信する。

５　緊急事態が発生したときの通信は、前各項の規定にかかわらず、必要最小限の事項を伝達することによって行う。

（通信の制限）

第11条　管理責任者は、災害が発生したとき、その他特に必要があると認めるときは、随時通信の使用を制限することができる。

（無線局運用証明書の交付等）

第12条　市長は、陸上移動局を常置する民間事業者に無線局運用証明書（別記様式第２号）を交付する。

２　前項の証明書の交付を受けた民間事業者は、陸上移動局で通信するときは、無線局運用証明書を携帯しなければならない。

（無線設備の保守点検）

第13条　無線設備の正常な機能維持を確保するため、次に掲げる保守点検を行う。

（１）　月点検

（２）　年点検

２　前項第２号に掲げる年点検は、毎年１回以上行うものとする。

３　第１項各号に掲げる点検を行ったときは、その結果を無線局（移動系）月点検記録簿（別記様式第３号）又は無線局（移動系）年点検記録簿（別記様式第４号）に記録しなければならない。

４　保守点検を行う者は、次の各号に掲げる保守点検の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

（１）　月点検　通信取扱者

（２）　年点検　管理責任者

５　保守点検において異常を発見した者は、直ちに、総括管理者に報告し、必要な措置を講じなければならない。

（無線従事者名簿の作成）

第14条　総括管理者は、毎年４月１日における無線従事者名簿（別記様式第５号）を作成する。

（無線従事者の養成）

第15条　総括管理者は、無線従事者を適正に配置することができるよう無線従事者の養成に努めるものとする。

（通信の訓練）

第16条　総括管理者は、定期的に通信の訓練を行う。

２　前項の通信の訓練は、統制通信に係る訓練及び住民への緊急かつ重要な事項の伝達の訓練を重点として行う。

（研修）

第17条　管理責任者は、必要に応じて、通信取扱者に対して研修を行う。

（その他）

第18条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（平成24年12月25日告示第251号）

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（平成25年3月25日告示第47号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第３条関係）

１　基地局

番号	種別	識別信号	局番号	設置場所又は常置場所
1	基地局	ぼうさいからさわ		佐野市富士町１番地18 唐沢山中継所
2	基地局	ぼうさいひこま		佐野市飛駒町1576番地２ 飛駒支所
3	基地局	ぼうさいのがみ		佐野市白岩町486番地１ 野上支所
4	基地局	ぼうさいくずう		佐野市葛生東一丁目11番10号 佐野市役所葛生庁舎
5	統制台		100	佐野市亀井町2658番地1 佐野市役所南仮庁舎
6	遠隔制御装置		101	佐野市亀井町2658番地1 佐野市役所南仮庁舎
7	遠隔制御装置		102	佐野市亀井町2658番地1 佐野市役所南仮庁舎

２　固定局

番号	種別	識別信号	局番号	設置場所又は常置場所
1	固定局	ぼうさいたぬま		佐野市田沼町974番地１ 佐野市役所田沼庁舎
2	固定局	ぼうさいからさわ		佐野市富士町１番地18 唐沢山中継所

３　陸上移動局

番号	種別	識別信号	局番号	設置場所又は常置場所
1	半固定型（５W）	さの１	201	佐野市亀井町2658番地1 佐野市役所南仮庁舎
2	半固定型（５W）	さの２	202	佐野市田沼町974番地１ 佐野市役所田沼庁舎
3	半固定型（５W）	さの３	203	佐野市浅沼町798番地 佐野市役所東仮庁舎

番号	種別	識別信号	局番号	設置場所又は常置場所
4	半固定型（５W）	さの４	204	佐野市赤見町3082番地 赤見支所
5	半固定型（５W）	さの５	205	佐野市白岩町486番地１ 野上支所
6	半固定型（５W）	さの６	206	佐野市閑馬町361番地１ 新合支所
7	半固定型（５W）	さの７	207	佐野市飛駒町1576番地２ 飛駒支所
8	半固定型（５W）	さの８	208	佐野市町谷町206番地13 みかもクリーンセンター
9	半固定型（５W）	さの９	209	佐野市大橋町2042番地 佐野市保健センター
10	半固定型（５W）	さの10	210	佐野市あくと町3084番地 葛生行政センター
11	半固定型（５W）	さの11	211	佐野市浅沼町508番地５ 佐野市文化会館
12	半固定型（５W）	さの12	212	佐野市仙波町167番地 佐野市常盤地区公民館
13	半固定型（５W）	さの13	213	佐野市水木町846番地 佐野市氷室地区公民館
14	半固定型（５W）	さの14	214	佐野市大橋町1165番地 佐野市水道局庁舎
15	半固定型（５W）	さの15	215	佐野市田沼町1832番地１ 佐野市民病院
16	半固定型（５W）	さの16	221	佐野市富岡町1391番地 佐野地区広域消防組合
17	半固定型（５W）	さの17	222	佐野市大橋町3212番地27 佐野市社会福祉協議会
18	半固定型（５W）	さの18	223	佐野市堀米町1728番地 佐野厚生総合病院
19	半固定型（５W）	さの19	224	佐野市堀米町607番地 栃木県安蘇庁舎
20	半固定型（５W）	さの20	225	佐野市浅沼町573番地６ 佐野警察署
21	半固定型（５W）	さの21	226	佐野市若松町471番地１ ＪＲ東日本佐野駅
22	半固定型（５W）	さの22	227	佐野市若松町539 東武鉄道佐野駅
23	半固定型（５W）	さの23	228	佐野市久保町243番地 佐野ガス株式会社
24	半固定型（５W）	さの24	229	佐野市若松町298番地１ ＮＴＴ東日本佐野アクセスサービス
25	車携帯型（５W）	さの51	301	佐野市浅沼町798番地 佐野市役所東仮庁舎
26	車携帯型（５W）	さの52	302	佐野市亀井町2658番地1 佐野市役所南仮庁舎
27	車携帯型（５W）	さの53	303	佐野市亀井町2658番地1 佐野市役所南仮庁舎
28	車携帯型（５W）	さの54	304	佐野市大橋町1165番地 佐野市水道局庁舎
29	車携帯型（５W）	さの55	305	佐野市大橋町1165番地 佐野市水道局庁舎
30	車携帯型（５W）	さの56	306	佐野市田沼町974番地１ 佐野市役所田沼庁舎
31	車携帯型（５W）	さの57	307	佐野市田沼町974番地１ 佐野市役所田沼庁舎
32	車携帯型（５W）	さの58	308	佐野市田沼町974番地１ 佐野市役所田沼庁舎

番号	種別	識別信号	局番号	設置場所又は常置場所
33	車携帯型（５W）	さの59	309	佐野市戸室町11番地1 佐野市水道局北部営業所
34	車携帯型（５W）	さの60	310	佐野市葛生東一丁目14番30号 佐野市立吉澤記念美術館
35	車携帯型（５W）	さの61	311	佐野市戸室町11番地1 佐野市水道局北部営業所
36	携帯型（２W）	さの101	401	佐野市亀井町2658番地1 佐野市役所南仮庁舎
37	携帯型（２W）	さの102	402	佐野市亀井町2658番地1 佐野市役所南仮庁舎
38	携帯型（２W）	さの103	403	佐野市亀井町2658番地1 佐野市役所南仮庁舎
39	携帯型（２W）	さの104	404	佐野市亀井町2658番地1 佐野市役所南仮庁舎
40	携帯型（２W）	さの105	405	佐野市亀井町2658番地1 佐野市役所南仮庁舎
41	携帯型（２W）	さの106	406	佐野市亀井町2658番地1 佐野市役所南仮庁舎
42	携帯型（２W）	さの107	407	佐野市亀井町2658番地1 佐野市役所南仮庁舎
43	携帯型（２W）	さの108	408	佐野市大橋町1165番地 佐野市水道局庁舎
44	携帯型（２W）	さの109	409	佐野市大橋町1165番地 佐野市水道局庁舎
45	携帯型（２W）	さの110	410	佐野市大橋町1165番地 佐野市水道局庁舎
46	携帯型（２W）	さの111	411	佐野市大橋町1165番地 佐野市水道局庁舎
47	携帯型（２W）	さの112	412	佐野市大橋町1165番地 佐野市水道局庁舎
48	携帯型（２W）	さの113	421	佐野市田沼町974番地１ 佐野市役所田沼庁舎
49	携帯型（２W）	さの114	422	佐野市田沼町974番地１ 佐野市役所田沼庁舎
50	携帯型（２W）	さの115	423	佐野市田沼町974番地１ 佐野市役所田沼庁舎
51	携帯型（２W）	さの116	424	佐野市田沼町974番地１ 佐野市役所田沼庁舎
52	携帯型（２W）	さの117	425	佐野市田沼町974番地１ 佐野市役所田沼庁舎
53	携帯型（２W）	さの118	426	佐野市田沼町974番地１ 佐野市役所田沼庁舎
54	携帯型（２W）	さの119	427	佐野市田沼町974番地１ 佐野市役所田沼庁舎
55	携帯型（２W）	さの120	428	佐野市田沼町974番地１ 佐野市役所田沼庁舎
56	携帯型（２W）	さの121	429	佐野市田沼町974番地１ 佐野市役所田沼庁舎
57	携帯型（２W）	さの122	430	佐野市田沼町974番地１ 佐野市役所田沼庁舎
58	携帯型（２W）	さの123	431	佐野市田沼町974番地１ 佐野市役所田沼庁舎
59	携帯型（２W）	さの124	432	佐野市戸室町11番地1 佐野市水道局北部営業所
60	携帯型（２W）	さの125	433	佐野市白岩町486番地１ 野上支所
61	携帯型（２W）	さの126	434	佐野市閑馬町361番地１ 新合支所

番号	種別	識別信号	局番号	設置場所又は常置場所
62	携帯型（２W）	さの127	435	佐野市飛駒町1576番地２ 飛駒支所
63	携帯型（２W）	さの128	441	佐野市浅沼町798番地 佐野市役所東仮庁舎
64	携帯型（２W）	さの129	442	佐野市浅沼町798番地 佐野市役所東仮庁舎
65	携帯型（２W）	さの130	443	佐野市浅沼町798番地 佐野市役所東仮庁舎
66	携帯型（２W）	さの131	444	佐野市あくと町3084番地 葛生行政センター
67	携帯型（２W）	さの132	445	佐野市あくと町3084番地 葛生行政センター
68	携帯型（２W）	さの133	446	佐野市戸室町11番地1 佐野市水道局北部営業所
69	携帯型（２W）	さの134	447	佐野市仙波町167番地 佐野市常盤地区公民館
70	携帯型（２W）	さの135	448	佐野市水木町846番地 佐野市氷室地区公民館

別記様式第１号（第６条関係）

別記様式第２号（第12条関係）

別記様式第３号（第13条関係）

別記様式第４号（第13条関係）

別記様式第５号（第14条関係）

別記様式第１号（第６条関係）

管理者選任(変更)届

年　　月　　日

佐野市長　様

届出者　所在地
名称
職及び氏名　　㊞

次のとおり陸上移動局の管理者を選任(変更)したので届け出ます。

管理者の職及び氏名	
旧管理者の職及び氏名	
就任(変更)年月日	年　　月　　日
変更理由	

別記様式第２号（第１２条関係）

無線局運用証明書

運用者の所在地及び名称	
運用する無線局の免許番号	第　　号
運用する無線局の目的	防災行政用
運用する期間	年　月　日から 年　月　日まで

上記のとおり、佐野市が免許を受けている無線局を　　が運用していることを証明します。

年　月　日

佐野市長　　印

別記様式第３号（第１３条関係）

無線局(移動系)月点検記録簿

<table>
<tr><td>識別信号</td><td colspan="2"></td><td>無線従事者氏名</td><td>点検者氏名</td></tr>
<tr><td>局番号</td><td colspan="2"></td><td>㊞</td><td>㊞</td></tr>
<tr><td>点検年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>天候</td><td></td></tr>
<tr><td>設備の区分</td><td colspan="3">点検項目</td><td>点検結果</td></tr>
<tr><td>予備電源装置</td><td colspan="3">電池電圧の確認及び電源切換試験</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">遠隔制御装置</td><td rowspan="4">動作試験</td><td>送受信切換</td><td></td></tr>
<tr><td>選択動作</td><td></td></tr>
<tr><td>音量調整</td><td></td></tr>
<tr><td>スケルチ調整</td><td></td></tr>
<tr><td>均等補充充電の実施状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

別記様式第４号（第１３条関係）

無線局(移動系)年点検記録簿

<table>
<tr><td colspan="2">点検年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td colspan="2">総括責任者</td><td>㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">点検器名</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">無線従事者</td><td>㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">点検者氏名</td><td>㊞</td></tr>
<tr><td colspan="4">局名(呼出名称)</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">現用・予備の別</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">点検項目</td><td colspan="4">点検結果</td></tr>
<tr><td colspan="3">製造番号</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">電波の型式及び周波数(MHz)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">空中線電力(W)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">測定値</td><td colspan="2">周波数偏差(±Hz)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">周波数偏移(KHz)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">電源電圧(V)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">空中線電力(W)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">スプリアス(2ｎ、3ｎ、$\frac{n}{2}$、$\frac{n-1}{n+1}$)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">S／N(中継系を含む)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">TVI・FMI</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">動作試験</td><td colspan="2">予備装置</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">予備電源</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">総合テスト</td><td colspan="2">一斉通信テスト</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">統制通信テスト</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">緊急連絡テスト</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般通信テスト</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">他系通信テスト</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">均等補充充電の実施</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">特記事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

別記様式第５号（第１４条関係）

無線従事者名簿

所属	氏名	免許証の番号	備考

資料４－４　栃木県非常通信用無線局《佐野市内》

栃木県非常通信用無線局（佐野市内）

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん２２７	24K3G1D 24K3G1E	5	堀米町 607 安足県税事務所 (0283-23-1444)
	移	ぼうさいとちぎけん７０７	〃	5	〃 (安蘇庁舎)
	移	ぼうさいとちぎけん２３７	〃	5	堀米町 607 県南環境森林事務所 (0283-23-1441)
	移	ぼうさいとちぎけん７１４	〃	5	〃
	移	ぼうさいとちぎけん７４９	〃	5	堀米町 607 安足土木事務所（安蘇庁舎） (0283-24-3111)
	移	ぼうさいとちぎけん７３７	〃	5	堀米町 607 安足農業振興事務所 (0283-23-1455)
	移	ぼうさいとちぎけん６０４	〃	5	亀井町 2658-1 佐野市役所南仮庁舎 (0283-24-5111)
	移	ぼうさいとちぎけん６６２	〃	5	富岡町 1391 佐野地区広域消防組合消防本部 (0283-22-4433)
佐野市	移	さの 1～24 さの 51～61	24K3G1C 24K3G1D 24K3G1E	5	亀井町 2658-1 佐野市役所南仮庁舎 (0283-24-5111)
	移	さの 101～135	〃	2	〃
佐野消	基	しょうぼうさの	F3E	10	富岡町 1391 佐野地区広域消防組合消防本部 (0283-22-4433)
	移	さのしき 1.2 さのよぼう 1～3 さの 1～3 さのきゅうじょ 1 さのはしご 1 さのしえん 1 さのこうほう 1.2 さのきゅうきゅう 1～3	F3E	10	〃
	移	さのきた 1 さのきたきゅうきゅう 1 さのきたこうほう 1 さの 5 さのきゅうきゅう 6	F3E	10	多田町 3091-6 佐野消防署北分署 (0283-62-4545)
	移	さのにし 1 さのにしきゅうきゅう 1 さのにしこうほう 1 さのきゅうきゅう 5	F3E	10	石塚町 985-1 佐野消防署西分署 (0283-25-0119)
国土交通省	固	けんせつさの	G7W	0.008	堀米町 3971-10 渡良瀬川河川事務所 佐野河川出張所 (0283-21-6810)
国土交通省	基	〃	F3E	10	〃
東電	基	とうでんさのこうむ	F3E	25	亀井町 2626 東京電力佐野事務所
東電	基	とうでんさの	F3E	10	〃

＜危険物関係等＞

資料５－１　危険物施設の状況、危険物大量貯蔵所等一覧

危険物施設の状況　（平成 25．３．１現在）

総計	製造所	貯蔵所								取扱所				
		小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	一般取扱所
909	16	582	102	136	9	141	—	124	70	311	158	—	—	153

危険物大量貯蔵所等一覧　（平成 25．3．１現在）

事業所名	所在地	品名	容量(kl)	施設数	
（佐野地域）					
中外油化学工業㈱	出流原町４４４－２	第２石油類	15.0	製造所	3
		第３石油類	43.0	屋外タンク貯蔵所	13
		第４石油類	1812.0	屋内貯蔵所	3
				屋外貯蔵所	4
				一般取扱所	1
				地下タンク貯蔵所	3
ニッカポリマ㈱	栄町１７－３	第１石油類	87.0	製造所	1
		第２石油類	0.5	屋内貯蔵所	1
				地下タンク貯蔵所	1
				屋外貯蔵所	1
				一般取扱所	3
藤倉化成㈱	栄町１２－１	第１石油類	516.9	製造所	4
		第２石油類	325.5	屋内貯蔵所	9
		第３石油類	83.3	屋外タンク貯蔵所	18
		第４石油類	2.2	移動タンク貯蔵所	2
		アルコール類	10.0	屋外貯蔵所	3
				一般取扱所	4
㈱大関商店	免鳥町８７１－１	第１石油類	30.0	屋外タンク貯蔵所	2
		第２石油類	126.0	移動タンク貯蔵所	1
		第３石油類	3.8	給油取扱所	1
				一般取扱所	1
㈱大協精工	下羽田町２０１５	第１石油類	2.6	地下タンク貯蔵所	2
		第２石油類	3.8	一般取扱所	3
		第３石油類	182.6	屋内貯蔵所	2
		第４石油類	11.5		
		アルコール類	1.8		

事業所名	所在地	品名	容量(kl)	施設数	
㈱ダイセキ	栄町３－４	第２石油類	436.6	製造所	1
				屋内貯蔵所	1
				屋外タンク貯蔵所	2
				屋外貯蔵所	1
				一般取扱所	1
㈱ダイセキ	西浦町５７０－１	第１石油類	296.0	製造所	2
		第２石油類	236.8	屋外タンク貯蔵所	7
		第３石油類	621.7	移動タンク貯蔵所	12
				屋外貯蔵所	7
				一般取扱所	2
㈱田尻商店	石塚町２４２４－１	第２石油類	116.0	屋外タンク貯蔵所	1
				移動タンク貯蔵所	2
				一般取扱所	1
㈱寺岡製作所	栄町１２－２	第１石油類	594.4	製造所	3
		第２石油類	16.9	屋内貯蔵所	4
		第３石油類	161.5	屋外タンク貯蔵所	6
		第４石油類	8.8	屋内タンク貯蔵所	1
		アルコール類	54.8	地下タンク貯蔵所	3
				一般取扱所	10
ホクブトランスポート㈱	上羽田町４０２	第１石油類	252.0	移動タンク貯蔵所	14
（田沼地域）					
相田石油㈱	新吉水町４６０－１	第１石油類	7.4	屋外タンク貯蔵所	2
		第２石油類	124.3	移動タンク貯蔵所	1
		第３石油類	10.0	給油取扱所	2
				一般取扱所	1
昭和ワニス㈱	多田町１５９	第１石油類	30.3	製造所	1
		第２石油類	474.1	屋内貯蔵所	3
		第３石油類	406.1	屋外タンク貯蔵所	8
		第４石油類	135.6	屋外貯蔵所	40
		アルコール類	19.5	一般取扱所	4
		動植物油類	223.0		
三好礦業㈱	戸室町９８９	第１石油類	10.0	屋外タンク貯蔵所	4
		第２石油類	626.0	地下タンク貯蔵所	1
		第３石油類	3.0	給油取扱所	1
				一般取扱所	1
				移動タンク貯蔵所	2
（葛生地域）					
協和㈱	宮下町７－１０	第２石油類	327.5	屋外タンク貯蔵所	3
		第３石油類	1369.0	屋外貯蔵所	1
		第４石油類	26.4	給油取扱所	1
協和㈱	築地町１１７４－１	第２石油類	268.0	屋外タンク貯蔵所	4
		第３石油類	830.0	一般取扱所	2

事業所名	所在地	品名	容量(kl)	施設数	
住友大阪セメント㈱ 栃木工場	築地町７１５	第２石油類 第３石油類	375.0 726.0	屋外タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 一般取扱所	8 1 3
田澤工業㈱	豊代町５８５	第２石油類 第３石油類	5.0 511.2	屋外タンク貯蔵所 地下タンク貯蔵所 一般取扱所	3 1 1
常盤商事㈱	仙波町１３７－１１	第１石油類 第２石油類 第３石油類	29.2 217.4 51.5	地下タンク貯蔵所 一般取扱所 給油取扱所 移動タンク貯蔵所	3 1 1 2
㈱藤坂	山菅町３３６４	第１石油類 第２石油類	104.0 708.0	屋外タンク貯蔵所 一般取扱所	7 2
村樫石灰工業㈱	築地町１２３５－２	第３石油類	131.4	屋外タンク貯蔵所 一般取扱所	2 1
吉澤石灰工業㈱	宮下町７－１０	第１石油類 第２石油類 第３石油類	71.4 2.0 1194.6	屋外タンク貯蔵所 一般取扱所	7 7
吉澤保全㈱	葛生東１－２６６５－１	第１石油類 第２石油類 第３石油類	26.0 211.0 100.0	地下タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所 一般取扱所 屋外貯蔵所	1 3 1 1

資料５－２　火薬類取扱施設

種別	施設数
火薬類販売事業者	2
火薬類譲受事業者（鉱山）	10
火薬類譲受・消費事業者（採石業）	0

資料５－３　ＬＰガス販売事業者等

事　業　所　名	所　　在　　地
相田石油(株)	佐野市田沼町 546
(有)青木プロパン	佐野市栃本町 1777
(合資)荒井商店	佐野市田沼町 721
新井商店	佐野市葛生東 1-3-6
(有)アライ電燃	佐野市七軒町 2196
荒井燃料店	佐野市上台町 2150
飯塚和助商店	佐野市高橋町 363-1
石井商店	佐野市赤見町 526
(有)石川油店	佐野市仙波町 172
(有)石川商店	佐野市葛生東 1-12-1
(株)エーライフ	佐野市犬伏下町 2001
大島燃料店	佐野市天神町 605
(株)大関商店	佐野市免鳥町 871-1
岡安燃料店	佐野市久保町 180
(有)奥澤商事	佐野市新吉水町 30
(有)押山	佐野市多田町 1046
小野口商事(株)佐野営業所	佐野市大橋町 3226-3
小野商店	佐野市船津川町 1788
(株)小野里商店	佐野市並木町 1371
(有)影山燃料店	佐野市岩崎町 497-1
絹屋商店	佐野市堀込町 3953-16
(有)グローブアップ	佐野市犬伏新町 2038-1
(有)慶野商店	佐野市栃本町 2337
小島プロパンガス(株)	佐野市高砂町 2789
(有)五味田商事	佐野市若松町 672
(株)サイサン　佐野営業所	佐野市堀米町 1150
佐野瓦斯(株)	佐野市久保町 243
佐野市エルピーガス販売協同組合	佐野市栃本町 2492-6

事　業　所　名	所　　在　　地
佐野燃料	佐野市浅沼町 70-10
(有)清水商店	佐野市伊勢山町 1783-2
須田商事(株)　佐野営業所	佐野市大橋町 1632-3
須藤商店	佐野市栃本町 1175
須藤商店	佐野市多田町 3007
須藤燃料店	佐野市金屋仲町 2423
(株)スナガ佐野営業所	佐野市植下町 1775-1
関塚商店	佐野市越名町 381
五月女油店	佐野市栃本町 2381
(有)高橋ガス設備	佐野市葛生東 3-4-14
(有)竹村商店	佐野市犬伏新町 2065-1
(株)田尻商店	佐野市石塚町 2424
田辺工業(株)　佐野工場	佐野市西浦町 587-11
津田商店	佐野市町屋町 166
東上ガス(株)両毛営業所	佐野市堀米町 455-1 シルフィード 1 階
常盤商事(株)	佐野市仙波町 131-1
戸田燃料店	佐野市堀米町 117
富澤商店	佐野市葛生東 3-4-2
(有)中沢商店	佐野市葛生西 2-2-27
仲屋商店	佐野市白岩町 350-3
(株)二興	佐野市大橋町 3239-8
日東プロパン(株)	佐野市茂呂山町 3-12
(有)ハイライフゴミタ	佐野市植野町 2004
(有)橋本石油	佐野市下彦間町 39
引間商店	佐野市石塚町 651
日吉屋商店	佐野市柿平町 184-1
広瀬商事(株)	佐野市葛生西 3-13-1
(合資)藤沼商店	佐野市犬伏新町 2012
真下商店	佐野市赤見町 841-1

事　業　所　名	所　　在　　地
(合資)町田商店	佐野市多田町 1080
松島燃料店	佐野市朝日町 701
(有)峰﨑油店	佐野市田沼町 493
山崎商店	佐野市水木町 281-1
山菅燃料店	佐野市岩崎町 1414
(有)山忠	佐野市飛駒町 3049
吉澤保全(株)	佐野市葛生東 1-12-7
両毛丸善(株)堀米オートガスステーション	佐野市堀米町 22-1
(有)和田商店	佐野市免鳥町 1026

資料５－４　高圧ガス事業者

高圧ガス											液化石油ガス						
製造					貯蔵		特定高圧ガス消費者	販売			販売	認定販売	保安機関	充てん	設備工事	特定供給	
一種			二種		一種	二種		一般	液石	冷凍							
一般	液石	冷凍	一般	冷凍													
9	7	6	45	73	4	9	12	18	76	84	58	0	58	2	73	2	536

資料５－５　毒物・劇物施設等

毒物劇物取締法関係	箇所数
一般販売業	38
農業用品目販売業	23
特定品目販売業	2
電気めっき業	1
金属熱処理業	－
しろあり防除業	－
運送業	1
合計	65

資料５－６　鉱山、採石場一覧

鉱山一覧

番号	鉱山名	鉱種名	鉱山所在地	鉱業権者
1	山野井	けい石	佐野市山菅町 3613	山野井砕石工業（株）
2	渡辺古越路	けい石	佐野市中央西 2-8-21	渡辺産業（株）
3	葛和田	けい石	佐野市閑馬町 278-1	飯田建材工業（株）
4	駒形大釜	石灰石	佐野市仙波町 2757	駒形石灰工業（株）
5	大叶	石灰石	佐野市宮下町７-10	吉澤石灰工業（株）
6	唐沢	石灰石	佐野市会沢町 776	住友大阪セメント（株）
7	東京石灰	石灰石	佐野市山菅町 3518	東京石灰工業（株）
8	葛生水木	石灰石	佐野市山菅町 3518	東京石灰工業（株）
9	羽鶴	石灰石	佐野市仙波町 1599	日鉄鉱業（株）
10	村樫	石灰石	佐野市宮下町１-10	村樫石灰工業（株）
11	三好	石灰石	佐野市戸室町 989	三好礦業（株）
12	青木白石	石灰石	佐野市白石町 825	青木建材工業（株）

採石場一覧

業　者	採石場所在地	面積　　m^2	岩石名
藤坂砕石工業（株）	佐野市中町字板ヶ沢 1447－１	1,030,899	砂岩

＜文化財関係＞

資料６－１　指定文化財一覧（有形文化財）

国指定

種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定・認定・登録
建造物	日本キリスト教団佐野教会	1棟	金屋仲町2431	日本基督教団佐野教会	平成15年 1月31日
〃	銅製鳥居　附　文書2通	1基	田沼町1404	一瓶塚稲荷神社	昭和20年 8月 4日
彫　刻	木造 エラスムス立像	1躯	上羽田町1242	竜江院	昭和25年 8月29日
工芸品	鋳銅梅竹文透釣灯籠	1箇	富岡町305	引地山観音堂	昭和28年 3月31日
〃	甲冑金具　号避来矢	1括	富士町1409	唐沢山神社	昭和37年 6月21日
考古資料	板石塔婆	1基	堀米町1102	一向寺	昭和16年 4月 9日
絵　画	絹本著色菜蟲譜	一巻	葛生東1-14－30 吉澤記念美術館	佐野市	平成21年 7月10日

県指定

種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定・認定・登録
建造物 1	東照宮本殿　附建築図棟札及び保管箱	1棟	金井上町2233	惣宗寺	昭和57年 8月27日
〃　2	東照宮拝殿	1棟	〃	〃	昭和57年 8月27日
〃　3	東照宮透塀	1周	〃	〃	昭和57年 8月27日
〃　4	東照宮唐門	1棟	〃	〃	昭和57年 8月27日
〃　5	二柱神社社殿（本殿・幣殿・拝殿）	1棟	並木町167	二柱神社	平成 1年 8月25日
〃　6	一瓶塚稲荷神社本殿	1棟	田沼町1404	一瓶塚稲荷神社	平成 5年 2月19日
絵　画 1	絹本墨画淡彩　万横香雲図	1幅	葛生西	個人蔵	昭和37年 8月 7日
〃　2	紙本墨画淡彩　寒江独釣図	1幅	〃	〃	昭和38年11月 1日
〃　3	紙本淡彩　蝦夷真景絵巻	1巻	〃	〃	昭和38年11月 1日
〃　4	紙本著色　前後赤壁図	1双	〃	〃	昭和38年11月 1日
〃　5	紙本金地墨画　海浜富士図	1双	〃	〃	昭和38年11月 1日
〃　6	紙本墨画　雲洞読易山中読玄図	1双	〃	〃	昭和40年 1月26日
〃　7	紙本金地墨画　嵐山清水寺全景図	1双	〃	〃	昭和40年 1月26日
〃　8	絹本著色　酒折宮連歌図	2幅	石塚町	〃	昭和48年 1月30日
〃　9	絹本著色　足利忠綱宇治川先陣図	2幅	〃	〃	昭和48年 1月30日
〃　10	紙本著色　調馬図	1双	〃	〃	昭和48年 1月30日
〃　11	絹本著色　西園雅集図	1幅	犬伏上町	〃	昭和48年11月27日
〃　12	紙本墨画　松陰閑釣図	1幅	〃	〃	昭和50年 1月28日
〃　13	絹本著色　西園雅集図	1幅	富岡町	〃	昭和52年 7月29日
〃　14	麻布著色　楊柳観音図	1幅	金井上町2233	惣宗寺	昭和53年 1月31日
〃　15	絹本著色　聖宝僧正渡一條大路図	1幅	大橋町2047	佐野市	昭和53年 7月 7日
〃　16	絹本著色　柿本人麿神影	1幅	小中町1062	人丸神社	昭和61年10月 7日
〃　17	絹本著色　慈慧大師像	1幅	金井上町2233	惣宗寺	昭和61年10月 7日
絵　画 18	絹本著色　釈迦三尊像	3幅対	〃	〃	平成 6年 1月28日

種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定・認定・登録
彫　刻 1	銅造　鏡延命地蔵菩薩半跏像　附眷属矜羯羅、制吒迦童子	3 躯	七軒町 2189	普門院	昭和 34 年 3 月 13 日
〃　2	銅造　百観音菩薩像	100 躯	犬伏上町 1892	台元寺	昭和 37 年 4 月 3 日
〃　3	木造　地蔵菩薩坐像	1 躯	田沼町 1703-1	田沼本町区	昭和 46 年 2 月 16 日
〃　4	木造　薬師如来坐像	1 躯	船越町	個人蔵	昭和 46 年 2 月 16 日
〃　5	木造　大日如来坐像	1 躯	赤見町 1148	西光院	平成 3 年 2 月 19 日
工芸品 1	刀　銘　作陽幕下士細川正義	1 口	浅沼町	個人蔵	昭和 36 年 5 月 6 日
〃　2	わきざし　銘　守勝	1 口	富士町 1409	唐沢山神社	昭和 41 年 3 月 18 日
〃　3	常張釜	1 口	村上町	個人蔵	昭和 46 年 5 月 14 日
〃　4	刀　銘　宇都宮藩士細川義規淬	1 口	犬伏上町	〃	昭和 52 年 7 月 29 日
〃　5	わきざし　銘　於野州佐野城下武井信正作之	1 口	犬伏上町	個人蔵	昭和 52 年 7 月 29 日
〃　6	刀　銘　作陽幕下士細川正守	1 口	植上町	〃	昭和 53 年 1 月 31 日
〃　7	わきざし　銘　作陽幕下士細川正守	1 口	富岡町	〃	昭和 53 年 6 月 2 日
〃　8	刀剣小道具縁頭	1 組	船越町	〃	昭和 53 年 6 月 2 日
〃　9	わきざし　銘　将應	1 口	栃本町	〃	昭和 53 年 6 月 2 日
〃　10	わきざし　銘　細川守秀造	1 口	犬伏上町	〃	昭和 54 年 2 月 2 日
〃　11	刀　銘　野州佐埜住将應	1 口	赤見町	〃	昭和 54 年 4 月 24 日
〃　12	仙人図大小縁頭 銘　菊池政長作	1 組	山菅町 35-8	〃	昭和 55 年 9 月 19 日
〃　13	白根葵図　小柄	1 本	田沼町	〃	昭和 59 年 6 月 1 日
〃　14	曽我兄弟討入図鐔	1 枚	富岡町	〃	昭和 60 年 5 月 31 日
〃　15	熊に松柏図　小柄 銘　致道作	1 本	田沼町	〃	昭和 60 年 5 月 31 日
〃　16	竜仙人図鐔 銘　菊地政長	1 枚	〃	〃	昭和 60 年 5 月 31 日
考古資料 1	田中正造遺品	1 点	大橋町 2047	佐野市	昭和 38 年 6 月 18 日
〃　2	田中正造墨跡	3 幅	〃	〃	昭和 38 年 6 月 18 日
〃　3	田中正造遺品	9 点	〃	〃	昭和 38 年 6 月 18 日
〃　4	田中正造墨跡	2 幅	〃	〃	昭和 38 年 6 月 18 日
〃　5	田中正造書簡	28 通	栃本町	個人蔵	昭和 39 年 1 月 7 日
有形民俗文化財　1	吉沢人形頭	93 体	葛生東 1-11-10	佐野市	平成 11 年 8 月 17 日
〃　2	佐野天明鋳物生産用具 附　製品三四点、文書八三点	1336 点	大祝町	個人蔵	平成 23 年 3 月 30 日
県指定無形民俗文化財 1	牧歌舞伎		牧町	牧歌舞伎保存会	昭和 52 年 7 月 29 日
〃　2	鐙塚の宮比講神楽		鐙塚町	鐙塚宮比講神楽保存会	昭和 62 年 12 月 22 日
県指定史跡 1	大桝塚古墳	1 基	犬伏上町	個人蔵	昭和 32 年 6 月 30 日
〃　2	田中正造旧宅		小中町 975－2	(財)小中農教倶楽部外一名	昭和 32 年 6 月 30 日
〃　3	米山古墳	1 基	犬伏新町	個人蔵	昭和 33 年 4 月 25 日
県指定天然記念物　1	出流原弁天池		出流原町 1117 外	財務省（佐野市）外	昭和 31 年 1 月 23 日
〃　2	船越薬師堂のヒイラギ	1 本	船越町	薬師堂総代会	昭和 46 年 6 月 25 日
〃　3	丸獄山神社のケヤキ	1 本	多田町	丸獄山神社	昭和 49 年 8 月 20 日

市指定

種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定・認定・登録
建造物 1	銅造　鳥居	1基	大蔵町2928	星宮神社	昭和33年 1月10日
〃 2	銅造　鳥居	1基	植下町430	赤城神社	昭和33年 1月10日
〃 3	仁王門	1棟	並木町1185	安楽寺	昭和33年 2月12日
〃 4	民家	1棟	鐙塚町	個人蔵	昭和33年 6月25日
〃 5	石灯籠	1基	久保町	〃	昭和34年12月24日
〃 6	仁王門及び仁王像	1棟	飛駒町2900	永代寺	昭和55年 4月30日
〃 7	東光寺中門	1棟	寺中町2337	東光寺	昭和60年 9月25日
〃 8	熊野神社本殿	1棟	石塚町1721	熊野神社	昭和61年12月 6日
〃 9	旧三好小学校校舎	1棟	岩崎町1325-1	佐野市	平成 2年 4月17日
〃 10	一瓶塚稲荷神社及び西宮神社の社殿	各1棟	田沼町1404	一瓶塚稲荷神社	平成 3年 2月14日
〃 11	嘉多山七輪窯	1基	嘉多山町1790	佐野市	平成12年11月29日
絵　画 1	絹本着色　佐野昌綱画像	1幅	犬伏下町2285	大庵寺	昭和33年 6月25日
〃 2	絹本着色　柿本人麻呂像	1幅	小中町1062	人丸神社	昭和41年 5月10日
〃 3	安蘇馬車鉄道㈱時代の葛生駅附近図絵	1幅	大橋町2047	佐野市	昭和44年 7月25日
〃 4	望月省三作水彩画「熱海梅林」	1幅	赤見町3229	市立赤見小学校	昭和45年12月18日
〃 5	望月省三作水彩画「麦打ち」	1幅	出流原町628-1	市立赤見中学校	昭和45年12月18日
〃 6	紙本淡彩　琴棋書画図	1幅	大橋町2047	佐野市	平成元年 3月20日
〃 7	小堀鞆音筆「佐野乃雪」	1幅	葛生西	個人蔵	平成 5年 2月12日
〃 8	天井絵雲龍花鳥図156枚 木村護之助勝守（尚遷筴守）図	156面	戸奈良町960	種徳院	平成 9年10月 3日
彫　刻 1	銅造　阿弥陀如来坐像	1躯	大祝町2312	宝竜寺	昭和33年 1月10日
〃 2	銅造　阿弥陀如来坐像	1躯	金井上町2237	観音寺	昭和33年 1月10日
〃 3	銅造　地蔵菩薩坐像	1躯	赤見町1148	西光院	昭和33年 1月10日
〃 4	木造　金剛力士像	1対	並木町1185	安楽寺	昭和33年 2月12日
〃 5	木造　阿弥陀如来坐像	1躯	犬伏下町2285	大庵寺	昭和33年 6月25日
〃 6	銅造　薬師如来坐像	1躯	〃	〃	昭和33年 6月25日
〃 7	神楽面	8面	小中町1062	人丸神社	昭和33年10月 1日
〃 8	銅造　地蔵菩薩立像	1躯	越名町406	金蔵院	昭和35年 4月 9日
〃 9	木造　地蔵菩薩立像	1躯	天明町2229	涅槃寺	昭和36年 5月27日
〃 10	銅造　阿弥陀如来立像	1躯	〃	〃	昭和36年 5月27日
〃 11	木造　釈迦如来坐像	1躯	村上町788	竜泉寺	昭和37年 3月22日
〃 12	木造　地蔵菩薩坐像	1躯	〃	〃	昭和37年 3月22日
〃 13	立木地蔵尊	1基	仙波町1500-6	来迎寺	昭和37年 7月23日
〃 14	銅造　大日如来坐像	1躯	植上町1774	大日堂	昭和39年 9月11日
〃 15	木造　閻魔王坐像	1躯	上羽田町690	竜西院	昭和40年 9月10日
〃 16	銅造　阿弥陀三尊像	3躯	〃	〃	昭和41年 9月12日
〃 17	阿弥陀如来坐像	1躯	栃本町	個人蔵	昭和42年 6月28日
〃 18	銅造　大日如来坐像	1躯	寺中町2273	慈眼院	昭和60年 9月25日
〃 19	銅造　地蔵菩薩立像	1躯	多田町1084-4	下多田自治会	平成 2年 4月17日
〃 20	石造　地蔵菩薩立像	1躯	小見町630-1	飯玉町内会	平成 3年 2月14日
〃 21	木造　千手観世音菩薩坐像	1躯	戸室町625	千手院	平成 4年 6月16日
〃 22	木造　阿弥陀如来坐像	1躯	天明町2229	涅槃寺	平成 5年 9月22日
〃 23	木造　阿弥陀如来坐像	1躯	朝日町	個人蔵	平成 9年 7月22日
工芸品 1	銅鐘	1口	並木町1185	安楽寺	昭和33年 1月10日
〃 2	銅鐘	1口	金井上町2233	惣宗寺	昭和33年 1月10日
〃 3	銅鐘	1口	植野町1856	大聖院	昭和33年 1月10日
〃 4	銅鐘	1口	富士町350	泉応院	昭和33年 1月10日
〃 5	銅鐘	1口	赤見町1148	西光院	昭和33年 1月10日
〃 6	銅造　半鐘	1口	久保町41	浄泉寺	昭和34年12月24日

種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定・認定・登録
工芸品 7	銅造　鰐口	1 口	馬門町 1506	浅田神社	昭和 35 年 4 月 9 日
〃 8	銅造　鰐口	1 口	船津川町	個人蔵	昭和 37 年 3 月 22 日
〃 9	天明鋳物鏡	1 面	富岡町 305	引地山日向寺観音堂	昭和 60 年 9 月 10 日
〃 10	銅造　鰐口	1 口	白岩町 329-1	宇都宮神社	平成 3 年 2 月 14 日
〃 11	水盤・大火鉢・茶釜	各 1 箇	飛駒町 2299 根古屋森林公園	佐野市	平成 7 年 3 月 20 日
〃 12	神鈴	1 点	植下町 430	赤城神社	平成 20 年 9 月 25 日
〃 13	波に巻子形兜　号龍綺	1 頭	富士町 1409	唐澤山神社	平成 24 年 7 月 27 日
書　跡 1	後陽成天皇宸翰額字	1 点	天明町 2229	涅槃寺	昭和 36 年 5 月 27 日
〃 2	徂徠茂卿の書	1 面	田沼町	個人蔵	昭和 42 年 6 月 28 日
〃 3	後柏原天皇御綸旨	1 通	栃本町 1470	本光寺	昭和 49 年 3 月 1 日
典　籍 1	官刻孝義録	50 巻	葛　生　東 1-11-15	佐野市	昭和 39 年 2 月 21 日
〃 2	石井吉兵衛光致著書「醫談」	2 冊	田沼町	個人蔵	平成 17 年 1 月 24 日
〃 3	石井吉兵衛光致著書「修身辯」	3 冊	小見町	〃	平成 17 年 1 月 24 日
古文書 1	佐野家系図	1 本	栃本町	個人蔵	昭和 42 年 6 月 28 日
〃 2	田沼家系図及び年譜	2 本	田沼町 1408	西林寺	昭和 49 年 3 月 1 日
〃 3	小野寺家文書	32 点	朝日町	個人蔵	平成 2 年 7 月 26 日
〃 4	福地家文書	24 点	船津川町	〃	平成 2 年 7 月 26 日
〃 5	佐野氏忠の判物	1 通	栃本町 1470	本光寺	平成 4 年 6 月 16 日
〃 6	天徳寺宝衍の朱印状	1 通	大橋町 2047	個人蔵	平成 4 年 6 月 16 日
〃 7	島田家文書	9 点	田島町	〃	平成 6 年 1 月 28 日
〃 8	小島家文書	8 点	金屋仲町	〃	平成 6 年 1 月 28 日
〃 9	佐野家古図	1 枚	佐野市田沼町	〃	平成 24 年 7 月 27 日
考古資料 1	男子武人半身像埴輪	1 個	大橋町 2047	佐野市	昭和 35 年 4 月 9 日
〃 2	板碑	1 基	〃	〃	昭和 37 年 3 月 22 日
〃 3	細頸壷型土器	2 個	〃	〃	昭和 37 年 3 月 22 日
〃 4	鬼面蓮華文鐙瓦	1 個	富岡町 93	市立北中学校	昭和 43 年 12 月 19 日
〃 5	ヘラ描文鐙瓦	1 個	〃	〃	昭和 43 年 12 月 19 日
〃 6	押型文国分寺瓦	1 個	〃	〃	昭和 43 年 12 月 19 日
〃 7	石造宝篋印塔	1 基	下彦間町 999	安養寺	昭和 49 年 12 月 20 日
〃 8	蜀山人歌碑	1 基	田沼町 1404	一瓶塚稲荷神社	平成 6 年 2 月 21 日
〃 9	石造宝篋印塔	1 基	山越町 345	密蔵院	平成 6 年 2 月 21 日
〃 10	石造双体道祖神立像	1 躯	戸奈良町西原	西原町内会	平成 6 年 2 月 21 日
〃 11	石造層塔光明真言供養塔	1 基	下彦間町 2031	正光寺	平成 6 年 2 月 21 日
〃 12	石幢	1 基	栃本町 2348	本光寺	平成 7 年 3 月 20 日
〃 13	石造宝篋印塔	2 基	飛駒町 193	薬師堂	平成 9 年 10 月 3 日
〃 14	崇禅寺の絵馬（猩猩乱図）	1 面	長谷場町 960	崇禅寺	平成 9 年 10 月 3 日
〃 15	石造佐野坂東観音巡礼開創供養塔	1 基	吉水町 925	種徳院	平成 11 年 3 月 30 日
〃 16	銅造半鐘	1 口	飛駒町 1227	大光寺如来堂	平成 11 年 3 月 30 日
〃 17	四文字額「奉納冠句合」	1 面	戸室町 627	鞍掛神社	平成 11 年 3 月 30 日
〃 18	出流原遺跡出土弥生時代資料	1 括	大橋町 2047	佐野市	平成 16 年 1 月 22 日
〃 19	八幡山古墳出土資料	1 括	〃	〃	平成 16 年 12 月 22 日
〃 20	青磁　不遊環花生	1 点	〃	〃	平成 20 年 9 月 25 日
歴史資料 1	紙本墨書　念仏日記	2 帖	犬伏下町 2285	大庵寺	昭和 33 年 6 月 25 日
〃 2	紙本着色灯籠献上図及び六角釣灯籠	1 幅 1 基	金吹町	個人蔵	昭和 34 年 10 月 21 日
〃 3	菅神廟の碑	1 基	天神町 807	朝日森天満宮	昭和 34 年 12 月 24 日
〃 4	勅額及び下馬札	1 面 1 枚	天明町 2229	涅槃寺	昭和 36 年 5 月 27 日
〃 5	中根東里学則版木	6 枚	大橋町 2047	佐野市	昭和 37 年 8 月 27 日

種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定・認定・登録
歴史資料 6	芭蕉あやめ塚句碑	1基	金屋下町12	県立佐野女子高校	昭和37年 8月27日
〃 7	顔氏家廟碑法帖	4帖	大橋町2047	佐野市	昭和37年10月10日
〃 8	下野国絵図	1幅	船津川町	個人蔵	昭和41年12月14日
〃 9	キリシタン禁制の高札	1枚	富岡町93	市立北中学校	昭和43年12月19日
〃 10	おしどり塚歌碑	1基	浅沼町249	浅沼八幡宮	昭和44年12月16日
〃 11	佐野城墟碑及び城郭図	1基 1幅	植下町 植下町	佐野城墟保存会 個人蔵	昭和48年 3月22日
〃 12	永代接待船供養塔	1基	西浦町416	竜谷寺	昭和49年 9月14日
〃 13	永代接待船供養塔	1基	鐙塚町230-1	星宮神社	昭和49年 9月14日
〃 14	板碑	2基	鉢木町15-5	願成寺	昭和50年 6月30日
無形文化財	佐野雛人形		佐野市上台町	個人蔵	平成16年12月22日
有形民俗文化財 1	竜吐水	1点	久保町41	浄泉寺	昭和34年12月24日
〃 2	額絵馬	1枚	並木町167	二柱神社	昭和35年 6月24日
〃 3	紙本着色　十王の図	11幅	天明町2229	涅槃寺	昭和36年 5月27日
〃 4	紙本着色　釈迦八相の図	5幅	〃	〃	昭和36年 5月27日
〃 5	寛政暦・天保暦・太陽暦	59冊	犬伏下町	個人蔵	昭和44年 2月12日
〃 6	和算の額	1面	大蔵町2928	星宮神社	昭和51年 3月24日
〃 7	越名河岸の絵馬	1枚	越名町1619	藤田神社	昭和63年 7月28日
〃 8	東光寺「和算の額」	1面	寺中町2337	東光寺	昭和63年 9月22日
〃 9	養蚕額	1面	小見町672	天満宮	平成 4年 6月16日
〃 10	石造板碑型庚申塔	1基	下彦間町	須花竹の沢講中	平成 4年 6月16日
〃 11	諏訪神社の地租改正絵馬	1面	高萩町239	諏訪神社	平成 8年 7月16日
〃 12	庚申縁起	1巻	飛駒町	個人蔵	平成11年 3月30日
〃 13	天明鋳物の鋳造資料	1式	大祝町	個人所有	平成20年 9月25日
無形民俗文化財 1	芦畦の獅子舞		並木町花岡	花岡町会	昭和33年 1月10日
〃 2	大門音頭		赤見町3247	赤見大若連	昭和35年12月 2日
〃 3	上羽田八幡神楽		上羽田町979-3	上羽田八幡神楽	昭和36年12月 2日
〃 4	ささら舞		下彦間町	下彦間郷土民芸保存会	昭和49年 3月 1日
〃 5	小中町人丸神楽		小中町1062	人丸神社敬神講	昭和50年 3月24日
〃 6	村上星宮神社神楽		村上町903	村上星宮神社敬神講	昭和51年12月11日
〃 7	吉水榊神社太々神楽		吉水町1005	吉水榊神社神楽舞保存会	昭和53年12月12日
〃 8	奈良淵小案神社神楽		奈良渕町521	奈良淵小案神社神楽保存会	昭和59年 5月 1日
〃 9	富士宮比講神楽		富士町	富士宮比講	昭和60年 9月25日
〃 10	浅間山のおたきあげ		奈良渕町	浅間山のおたきあげ保存会	昭和63年 9月22日
〃 11	越名船唄		植野町2061	越名船唄保存会	昭和63年12月26日
〃 12	佐野鳶木遣り・纏振り・梯子乗り		植下町609-1	佐野鳶伝統文化保存会	昭和63年12月26日
〃 13	鍋沢の獅子舞		飛駒町1952	塩釜神社獅子舞保存会	平成 2年 4月17日
〃 14	大門天満宮神楽		赤見町3255	大門天満宮敬神講	平成 5年 4月27日
史　跡 1	市の沢古墳群	13基	赤見町	個人所有	昭和33年 1月10日
〃 2	赤見城跡	1基	赤見町3572他	佐野市他	昭和35年12月 2日
〃 3	佐野城跡	1基	若松町504	佐野市	昭和36年 6月27日
〃 4	椿田城跡	1基	船津川町	個人所有	昭和38年10月 1日
〃 5	佐野源左衛門常世の墓	1区画	鉢木町155-5	願成寺	昭和39年2月21日

種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定・認定・登録
史　跡 6	井伊家墓碑	3 基	堀米町 754	天応寺	昭和 39 年 5 月 10 日
〃　7	石灰谷焼窯跡		山菅町	個人所有	昭和 39 年 7 月 15 日
〃　8	藤原秀郷公墳墓	1 基	新吉水町 254	唐沢山神社	昭和 42 年 6 月 28 日
〃　9	阿曽沼城跡	1 基	浅沼町 294	浅沼八幡宮	昭和 44 年 12 月 16 日
〃　10	山崎尚志道人墓石	1 基	大蔵町 2975	興福寺	昭和 46 年 12 月 16 日
〃　11	秋山要助墓石	1 基	大蔵町 2975	興福寺	昭和 46 年 12 月 16 日
〃　12	清水城跡	1 基	吉水町 739	興聖寺	昭和 49 年 3 月 1 日
〃　13	田沼家墓所	1 区画	田沼町	西林寺	昭和 49 年 3 月 1 日
〃　14	自歓妙心墓塔	1 基	西浦町 416	竜谷寺	昭和 49 年 9 月 14 日
〃　15	葛生人骨出土跡	1 区画	山菅町	個人所有	昭和 49 年 12 月 14 日
〃　16	蓬山城跡	1 基	作原町	個人所有	昭和 49 年 12 月 20 日
〃　17	遠原古墳	1 基	閑馬町	個人所有	昭和 49 年 12 月 20 日
〃　18	惣宗寺田中正造墓所	1 基	金井上町 2233	惣宗寺	昭和 61 年 10 月 27 日
〃　19	田中正造誕生地墓所	1 基	小中町 963-1 他	(財)小中農教倶楽部	昭和 61 年 10 月 27 日
〃　20	手堀りの須花トンネル	1 本	下彦間町須花	個人所有	平成 6 年 2 月 21 日
〃　21	天徳寺宝衍（佐野房綱）の墓所	1 区画	山形町 1178	報恩寺	平成 9 年 10 月 3 日
〃　22	赤尾清三郎の墓	1 基	吉水町 1060	種徳院	平成 17 年 1 月 24 日
名　勝 1	人丸神社神苑		小中町 1062	人丸神社	昭和 35 年 6 月 24 日
〃　2	城山公園		若松町 504	佐野市	昭和 36 年 6 月 27 日
天然記念物 1	ビャクシン（コノテガシワ）	1 本	犬伏下町 1962	光徳寺	昭和 34 年 12 月 24 日
〃　2	人丸神社湧泉池		小中町 1062	人丸神社	昭和 35 年 6 月 24 日
〃　3	秋山の枝垂桜	1 本	秋山町	個人所有	昭和 37 年 7 月 23 日
〃　4	嘉多山の和白檀叢林	50 本	嘉多山町 1970	佐野市	昭和 37 年 7 月 23 日
〃　5	葛生小学校庭大欅	2 本	葛生西 1-12-1	佐野市	昭和 39 年 2 月 21 日
〃　6	石筍	1 基	あくと町 3084	佐野市	昭和 39 年 3 月 20 日
〃　7	木浦原のザゼンソウ群落		秋山町	個人所有	昭和 39 年 7 月 15 日
〃　8	出流原石灰山出土の第３紀鹿類の骨がい化石		出流原町	個人所有	昭和 40 年 5 月 10 日
〃　9	出流原石灰山出土の東洋象の骨がい化石		大橋町 2047	佐野市	昭和 40 年 5 月 10 日
〃　10	出流原フズリナ及びウミユリ化石包含地		出流原町	個人所有	昭和 41 年 3 月 23 日
〃　11	出原の大椿	1 本	秋山町	個人所有	昭和 42 年 2 月 1 日
〃　12	「日の出」椿	1 本	出流原町	個人所有	昭和 48 年 11 月 27 日
〃　13	稲荷明神のイヌガヤ		戸奈良町	個人所有	昭和 49 年 3 月 1 日
〃　14	南光寺の大白椿	1 本	宮下町 12	南光寺	昭和 53 年 6 月 21 日
〃　15	榧	1 本	寺中町 2337	東光寺	昭和 60 年 9 月 10 日
〃　16	広葉杉	1 本	寺中町 2337	東光寺	昭和 60 年 9 月 10 日
〃　17	町谷町カタクリの群落		町谷町 102-1 他	佐野市	昭和 62 年 8 月 25 日
〃　18	奈良淵町のトウキョウサンショウウオ		奈良渕町 148 他	奈良渕町会	昭和 63 年 4 月 22 日
〃　19	岩嶽神社のスギ	1 本	作原町 261	岩嶽神社	平成元年 3 月 20 日
〃　20	熊野神社のカヤ	1 本	船越町 309	熊野神社	平成元年 3 月 20 日
〃　21	永台寺のクロマツ	1 本	飛駒町 2900	永台寺	平成 7 年 3 月 20 日
〃　22	洞雲寺のツバキ	1 本	船越町 922	洞雲寺	平成 7 年 3 月 20 日
〃　23	密蔵院入口ビャクシン	1 本	山越町 345	密蔵院	平成 9 年 10 月 3 日
〃　24	閑馬丸山のカヤ	1 本	閑馬町	個人所有	平成 11 年 3 月 30 日
〃　25	シダレザクラ	2 本	戸奈良町 960	種徳院	平成 11 年 3 月 30 日

＜輸送関係＞

資料７－１　緊急輸送道路

県指定

指　　定	道 路 種 別	路　線　名	区　　間
第　１　次 緊急輸送道路	高速自動車国道 国道（国管理） 〃　（県管理）	東北自動車道 国道 50 号 国道 293 号	市内全区間 〃 〃
第　２　次 緊急輸送道路	主要地方道 〃 〃	佐野古河線 佐野田沼線 桐生岩舟線	浅沼町（桐生岩舟線分岐）～藤岡町境界 富岡町（桐生岩舟線分岐）～国道 293 号交点 市内全区間
第　３　次 緊急輸送道路	主要地方道 一般県道	佐野行田線 佐野環状線	田島町（佐野環状線交点）～館林市境界 小見町（佐野田沼線分岐） ～高萩町（佐野古河線分岐）

市指定

No.	路線名	道路種別	区間	避難場所など
1	１級１号線	１級	全線	本庁舎
2	１級２号線	１級	全線	佐野武道館
3	２級１０４号線	２級	１級２号線交差部から城山公園まで	城山公園
4	佐野２９号線	その他	２級１０４号線交差部から避難所まで	城東中学校
5	佐野５７号線	その他	１級２号線交差部から佐野４０号線交差部まで	
6	佐野４０号線	その他	佐野５７号線交差部から避難所まで	伊勢山保育園
7	２級１０１号線	２級	佐野中央公民館から佐野４１号線交差部まで	佐野中央公民館、 佐野小学校
8	佐野４１号線	その他	全線	佐野女子高等学校
9	植野６５号線	その他	全線	
10	犬伏１８４号線	その他	全線	
11	界１号線	その他	全線	
12	佐野４８号線	その他	１級１号線交差部から佐野４５号線交差部まで	
13	佐野４５号線	その他	佐野４８号線交差部から植野２９号線起点まで	
14	植野２９号線	その他	佐野４５号線交差部から避難所まで	天明小学校
15	１級１４号線	１級	赤見本町線交差部から１級１２号線交差部まで	
16	佐野１１７号線	その他	１級１４号線交差部から佐野１３８号線終点部まで	
17	佐野１３８号線	その他	佐野１１７号線終点部から佐野１４４号線交差部まで	
18	佐野１４４号線	その他	佐野１３８号線交差部から避難所まで	大橋保育園
19	植野５１号線	その他	全線	植野小学校
20	植野４８号線	その他	佐野環状線交差部から植野２９号線交差部まで	
21	植野２９号線	その他	植野４８号線交差部から避難所まで	植野地区公民館
22	２級１０８号線	２級	佐野環状線交差部から植野１０４号線交差部まで	

No.	路線名	道路種別	区間	避難場所など
23	植野１０４号線	その他	全線	
24	植野１０１号線	その他	植野１０４号線交差部から避難所まで	若宮保育園
25	植野１２４号線	その他	佐野環状線交差部から植野１３１号線交差部まで	
26	植野１３１号線	その他	植野１２４号線交差部から植野１２７号線交差部まで	
27	植野１２７号線	その他	植野１３１号線交差部から避難所まで	秋山浄化センター
28	１級４号線	１級	佐野環状線交差部から植野３６６号線交差部まで	
29	植野３６６号線	その他	１級４号線交差点部から避難所まで	隣保館
30	植野３９０号線	その他	佐野行田線交差部から１級７号線交差部まで	
31	１級７号線	１級	植野３９０号線交差部から植野２６２号線交差部まで	
32	植野２６２号線	その他	全線	船津川小学校
33	植野４０７号線	その他	植野２６２号線交差部から植野２４７号線交差部まで	
34	植野２４７号線	その他	植野４０７号線交差部から植野２４２号線交差部まで	
35	植野２４２号線	その他	植野２４７号線交差部から植野２３８号線交差部まで	
36	植野２３８号線	その他	植野２４２号線交差部から植野２３２号線交差部まで	
37	植野２３２号線	その他	植野２３８号線交差部から植野４０８号線交差部まで	
38	植野４０８号線	その他	植野２３２号線交差部から植野２１５号線交差部まで	
39	植野２１５号線	その他	植野４０８号線交差部から植野１９８号線交差部まで	
40	植野１９８号線	その他	植野２１５号線交差部から界８９号線交差部まで	
41	界８９号線	その他	植野１９８号線交差部から界１７４号線交差部まで	
42	界１７４号線	その他	界８９号線交差部から２級１１５号線交差部まで	
43	２級１１５号線	２級	界１７４号線交差部から１級５号線交差部まで	
44	１級５号線	１級	佐野古河線交差部から避難所まで	界小学校、界地区公民館
45	界３９号線	その他	佐野古河線交差部から界４６号線交差部まで	
46	界４６号線	その他	界３９号線交差部から避難所まで	茂呂山老人福祉センター
47	１級３号線	１級	佐野古河線交差部から犬伏２０９号線交差部まで	
48	２級１０９号線	２級	１級３号線交差部から犬伏１８７号線交差部まで	
49	犬伏１８７号線	その他	全線	
50	界１１号線	その他	犬伏１８７号線終点部から避難所まで	高萩保育園
51	犬伏２０７号線	その他	佐野古河線交差部から避難所まで	文化会館
52	犬伏２０５号線	その他	佐野古河線交差部から避難所まで	とみあさ公園
53	犬伏２０９号線	その他	全線	栄公園
54	２級１１２号線	２級	桐生岩舟線交差部から避難所まで	犬伏東小学校
55	犬伏９６号線	その他	栃木佐野線交差部から避難所まで	米山南保育園
56	犬伏１３０号線	その他	栃木佐野線交差部から避難所まで	犬伏地区公民館
57	１級９号線	１級	全線	
58	旗川６９号線	その他	桐生岩舟線交差部から避難所まで	村上保育園
59	１級１１号線	１級	桐生岩舟線交差部から吾妻１１８号線交差部まで	
60	吾妻１１８号線	その他	１級１１号線交差部から吾妻１１０号線交差部まで	
61	吾妻１１０号線	その他	吾妻１１８号線交差部から吾妻１０７号線交差部まで	
62	吾妻１０７号線	その他	吾妻１１０号線交差部から吾妻１４７号線交差部まで	
63	吾妻１４７号線	その他	吾妻１０７号線交差部から吾妻植野３９２号線交差部まで	
64	植野３９２号線	その他	吾妻１４７号線交差部から佐野行田線交差部まで	
65	１級１２号線	１級	全線	
66	旗川３４号線	その他	１級１２号線交差部から１級１４号線交差部まで	旗川小学校、 旗川地区公民館
67	堀米１１５号線	その他	堀米駅停車場線から避難所まで	城北地区公民館、 城北小学校
68	２級１４９号線	２級	全線	堀米保育園
69	２級１５０号線	２級	全線	
70	２級１５１号線	２級	全線	
71	２３２号線	２級	全線	
72	堀米１号線	その他	全線	田之入老人福祉センター
73	堀米１４５号線	その他	全線	

No.	路線名	道路種別	区間	避難場所など
74	２級１３４号線	２級	堀米１４５号線交差部から佐野環状線交差部まで	
75	堀米９７号線	その他	全線	秋山川緑地
76	１級１６号線	１級	全線	
77	１級１５号線	１級	全線	旗川緑地
78	２級１３９号線	２級	１級１５号線交差部から避難所まで	佐野松陽高等学校
79	赤見１６１号線	その他	１級１５号線交差部から避難所まで	赤見中学校
80	２級１４５号線	２級	１級１６号線交差部から国道２９３号線交差点まで	
81	２級１４７号線	２級	全線	石塚小学校
82	赤見３７号線	その他	２級１４５号線交差部から赤見３８号線まで	
83	赤見３８号線	その他	赤見３７号線交差部から避難所まで	石塚保育園
84	赤見１２１号線	その他	全線	佐野日大高等学校
85	２級１３８号線	２級	全線	佐野市運動公園
86	赤見１４５号線	その他	全線	赤見小学校
87	２級１４０号線	２級	１級１６号線交差部から避難所まで	赤見城保育園
88	赤見１７号線	その他	国道２９３号線交差部から避難所まで	出流原小学校
89	１０１号線	１級	全線	
90	１０２号線	１級	佐野田沼線交差部から２０３号線交差部まで	
91	２０３号線	２級	全線	田沼中央公民館・田沼アリーナ
92	２０４号線	２級	国道２９３号線交差部から田沼庁舎まで	田沼庁舎
93	２０２号線	２級	１０２号線交差部から１０１号線交差部まで	
94	２０２号線	２級	田沼唐沢山公園線交差部から佐野田沼線交差部まで	
95	１０３８号線	その他	２０２号線交差部から避難所まで	田沼小学校
96	３０６８号線	その他	田沼唐沢山公園線交差部から３０６３号線交差部まで	
97	３０６３号線	その他	全線	田沼東中学校
98	３０９５号線	その他	全線	田沼地区公民館・田沼児童館
99	１０２９号線	その他	全線	
100	１０３０号線	その他	全線	田沼中央公園
101	２０１号線	２級	２０４号線交差部から避難所まで	田沼総合運動場
102	３１１５号線	その他	３１０４号線から３０２１号線交差部まで	
103	３０２１号線	その他	３１１５号線交差部から避難所まで	栃本中地区農事集会所
104	３１０４号線	その他	３１１５号線交差部から避難所まで	栃本地区コミュニティセンター
105	３１０７号線	その他	多田吉水線交差部から避難所まで	館野集落農事事務所
106	２１６号線	２級	全線	新吉水地区コミュニティセンター
107	２３３号線	２級	全線	
108	２１２３号線	その他	全線	
109	２０８９号線	その他	全線	吉水小学校
110	２０８号線	その他	２０８９号線交差部から避難所まで	田沼南部地区公民館
111	２０７０号線	その他	佐野環状線交差部から避難所まで	田沼福祉コミュニティセンター
112	２０７号線	２級	佐野環状線交差部から避難所まで	小見町南小見集会所
113	４０６２号線	その他	全線	多田小学校
114	４０４８号線	その他	栃木田沼線交差部から４０４４号線交差部まで	
115	４０４４号線	その他	４０４８号線交差部から避難所まで	多田町集会所
116	認定外道路（河川管理用）	その他	多田吉水線交差部から避難所まで	田沼北部地区コミュニティセンター
117	６０４１号線	その他	全線	田沼西中学校
118	６０４５号線	その他	全線	
119	６０４６号線	その他	全線	田沼グリーンスポーツセンター
120	２３４号線	２級	作原田沼線交差部から葛生船越線まで	船越南部集落センター
121	６０８６号線	その他	作原田沼線交差部から避難所まで	船越北部集落センター
122	６０１９号線	その他	作原田沼線交差部から避難所まで	三好生活改善センター
123	２１８号線	２級	国道２９３号線交差部から避難所まで	田沼旗川緑地会館
124	５００８号線	その他	桐生田沼線交差部から避難所まで	戸奈良小学校
125	５００９号線	その他	桐生田沼線交差部から避難所まで	戸奈良地区コミュニティセンター
126	１０５号線	１級市道	桐生田沼線交差部から８０１２号線交差部まで	
127	８０１２号線	その他	１０５号線交差部から閑馬小学校まで	閑馬小学校

No.	路線名	道路種別	区間	避難場所など
128	８００５号線	その他	桐生田沼線交差部から避難所まで	下彦間小学校
129	９００３号線	その他	全線	
130	９００４号線	その他	全線	根古屋森林公園芝生広場
131	９００５号線	その他	飛駒足利線交差部から９００３号線交差部まで	飛駒３区多目的集会所
132	本町枯木線	１級	全線	葛生南小学校
133	藤坂線	１級	全線	中運動公園
134	町東線	１級	柏倉葛生線交差部から葛生庁舎まで	葛生庁舎
135	町西線	２級	全線	葛生小学校
136	嘉多山公園線	１級	葛生停車場線交差部から避難所まで	葛生中学校
137	中央西２丁目悪戸線	その他	国道２９３号線交差部から避難所まで	葛生あくとプラザ、葛生農業者トレーニングセンター
138	町西上木戸線	その他	葛生停車場線交差部から避難所まで	葛生清和荘老人福祉センター
139	悪戸古越路線	その他	葛生船越線交差部から避難所まで	葛生大橋上流緑地
140	田名網下河原線	２級	葛生船越線交差部から田名網本線交差部まで	
141	田名網本線	２級	田名網下河原線交差部から避難所まで	田名網集落センター
142	合の田杉野線	その他	国道２９３号線交差部から避難所まで	会沢地区コミュニティセンター
143	中沢前沖仲線	その他	秋山葛生線交差部から避難所まで	常盤地区公民館
144	松井町岩崎線	その他	秋山葛生線交差部から常盤小学校線交差部まで	
145	常盤小学校線	２級	松井町岩崎線交差部から避難所まで	常盤小学校
146	小屋本線	２級	秋山葛生線交差部から避難所まで	常盤中学校
147	小屋下川原線	その他	小屋本線交差部から避難所まで	ときわ保育園
148	牧中央線	２級	秋山葛生線交差部から牧古内線交差部まで	
149	牧古内線	その他	牧中央線交差部から避難所まで	下牧農村生活センター
150	認定外道路		国道２９３号線から避難所まで	葛生高等学校サッカー場、野球場

資料７－２　緊急通行車両の標識及び確認証明書

緊 急 通 行 車 両 の 標 章

備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第　　号　　年　月　日 緊急通行車両確認証明書 知　事　㊞ 公安委員会　㊞			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	（　）　局　番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

資料７－３　ヘリポート一覧

離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	防災ヘリ	自衛隊	ドクターヘリ
佐野市旗川緑地	佐野市石塚町地先	佐野市都市整備課 ０２８３－６１－１１１９	○	○	○
秋山川堀米緑地	佐野市掘米町地先	佐野市都市整備課 ０２８３－６１－１１１９	○	○	○
犬伏小学校	佐野市犬伏下町 １９８３	犬伏小学校 ０２８３－２３－０７７０	○	○	○
犬伏東小学校	佐野市伊勢山町 １５３４	犬伏東小学校 ０２８３－２４－２８８７	○	○	○
界小学校	佐野市馬門町 １５３９	界小学校 ０２８３－２３－０８１９	○	○	○
佐野市運動公園	佐野市赤見町 ２１３０－２	佐野市スポーツ振興課 ０２８３－２６－００６５	○	○	○
渡良瀬川緑地	佐野市船津川町地先	佐野市スポーツ振興課 ０２８３－２６－００６５	○		○
西中学校	佐野市大橋町２０２６	西中学校 ０２８３－２３－３３８１	○		○
吾妻小学校・中学校	佐野市上羽田町 １３６９－１ 村上町３０(敷地隣接)	吾妻小学校 ０２８３－２２－３９９２	○		○
佐野市中運動公園	佐野市中町 ３４５－１	佐野市スポーツ振興課 ０２８３－２６－００６５	○	○	○
氷室小学校	佐野市水木町５１	氷室小学校 ０２８３－８７－００３０	○	○	○
常盤中学校	佐野市豊代町２１６７	常盤中学校 ０２８３－８５－３０２０	○	○	○
葛生小学校	佐野市葛生西 １－１２－１	葛生小学校 ０２８３－８５－２０４０	○	○	○
葛生中学校	佐野市葛生西 ３－４－１	葛生中学校 ０２８３－８５－２１６９	○	○	○
会沢地区 コミュニティー センター	佐野市会沢町６８１	佐野市公民館管理課 ０２８３－８６－３４１４	○	○	○
葛生南小学校	佐野市中町１１０４	葛生南小学校 ０２８３－８５－２１０１	○	○	○
青藍泰斗高校 シンディーズ スタジアム	佐野市長坂町１１１３	青藍泰斗高校 ０２８３－８６－２５１１	○		○
秋山川河川緑地公園 （通称　あくとプラザ)	佐野市あくと町地先	佐野市都市整備課 ０２８３－６１－１１１９	○	○	○
佐野市田沼グリーン スポーツセンター	佐野市戸室町 １５９２－２	佐野市スポーツ振興課 ０２８３－２６－００６５	○	○	○
旧野上小学校	佐野市長谷場町４９９	教育総務課 ０２８３－６１－１１７１	○	○	○
佐野市田沼総合運動場	佐野市田沼町１６００	佐野市スポーツ振興課 ０２８３－２６－００６５	○	○	○
佐野市田沼西運動場	佐野市閑馬町３７０	佐野市都市整備課 ０２８３－６１－１１１９	○	○	○

離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	防災ヘリ	自衛隊	ドクターヘリ
吉水小学校	佐野市吉水町８３２	吉永小学校 ０２８３－６２－０１４２	○	○	○
多田小学校	佐野市多田町９９８	多田小学校 ０２８３－６２－０１７９	○	○	○
根古屋森林公園 芝生広場	佐野市飛駒町地先	佐野市観光課 ０２８３－６１－１１２９	○	○	○
太平洋アソシエイツ 佐野ヒルクレストコース	佐野市船越町２８５４	太平洋アソシエイツ 佐野ヒルクレストコース ０２８３－６２－８１１１			○
皐月ゴルフ倶楽部 佐野コース	佐野市船越町３１８３	皐月ゴルフ倶楽部 佐野コース ０２８３－６２－４１４１			○
唐沢ゴルフ倶楽部 唐沢練習場	佐野市富士町１	唐沢ゴルフ倶楽部 唐沢コース営業部 ０２８３－２４－２５２５			○
南中学校	佐野市植下町１２０５	南中学校 ０２８３－２３－０８６９	○		○
北中学校	佐野市富岡町９３	北中学校 ０２８３－２３－０９６１	○		○
城東中学校	佐野市若松町４０５	城東中学校 ０２８３－２３－０４４８	○		○
佐野小学校	佐野市金屋下町１０	佐野小学校 ０２８３－２３－０３７４	○		○
城北小学校	佐野市堀米町１１５６	城北小学校 ０２８３－２３－０３１９	○		○
植野小学校	佐野市植上町１２７２	植野小学校 ０２８３－２３－０７１１	○		○
天明小学校	佐野市大祝町２３１１	天明小学校 ０２８３－２３－０２３７	○		○
栄公園	佐野市栄町１５	佐野市スポーツ振興課 ０２８３－２６－００６５	○	○	○
秋山川赤坂緑地	佐野市赤坂町地先	安足土木事務所 佐野市道路河川課	○		○

＜避難関係等＞

資料８－１　県指定災害拠点病院一覧

病院名	所在地
済生会宇都宮病院	宇都宮市
ＮＨＯ栃木病院	〃
宇都宮社会保険病院	〃
上都賀総合病院	鹿沼市
獨協医科大学病院	壬生町
自治医科大学附属病院	南河内町
足利赤十字病院	足利市
那須赤十字病院	大田原市
芳賀赤十字病院	真岡市

資料８－２　都市公園一覧

街区公園（住区基幹公園　誘致距離 250m，面積 0.25ha）

都市公園名		所在地	面積		供用開始	管理区分	便所施設等		照明	水道	備考
			ha	㎡	年月日		方式	業者			
01	千代ヶ岡公園	赤見町 1,221-1	0.38	3,761	S30.3.1	直営					
02	米山公園	米山南町 34	0.78	7,793	S44.4.1	直営	水洗		1	1	
03	つみだ公園	米山南町 25	0.25	2,503	S44.4.1	直営			1	1	
04	米山緑地	米山南町 63	0.35	3,541	S44.4.1	直営					
05	寺中公園	寺中町 2,337-1	0.29	2,878	S47.4.1	町会	水洗		1	1	東光寺
06	石塚公園	石塚町 568-63	0.21	2,081	S47.4.1	老人会			1		
07	わしのみや公園	堀米町 427	0.18	1,796	S47.4.1	直営	汲取	城南	1	1	
08	奈良渕第２公園	奈良渕町 305-1	0.42	4,228	S49.4.1	町会	汲取	城南	1	1	
09	若宮公園	若宮下町 13	0.30	2,996	S53.4.1	町会	水洗		1	1	
10	菊川第３公園	堀米町 3,527	0.25	2,519	S54.4.1	青壮年部	汲取	佐防		1	
11	馬場公園	若宮上町 11-8	0.30	3,000	S55.4.1	町会	水洗		1	1	
12	奈良渕第１公園	奈良渕町 321	0.63	6,300	S55.4.1	町会	水洗			1	
13	菊川第２公園	堀米町 3,794	0.25	2,507	S56.4.1	老人会	水洗		1	1	
14	富岡第１公園	富岡町 692-2	0.22	2,165	S56.4.1	町会	水洗		1	1	
15	山崎公園	赤見町 1,758-2	0.26	2,580	S57.4.1	直営	汲取	佐防	1	1	
16	犬伏第１地区西公園	富岡町 1,603	0.31	3,094	S57.4.1	町会	水洗		1	1	
17	西部第１地区菊沢川北公園	大橋町 3,217-1	0.48	4,823	S57.4.1	シルバー	汲取	佐防	1	1	
18	北茂呂公園	北茂呂町 11	0.30	2,999	S58.4.1	町会	汲取	城南	1	1	
19	堀米駅北公園	堀米町 608-1	0.20	2,037	S58.4.1	町会	水洗		1	1	
20	若原西公園	石塚町 2,655	0.13	1,302	S59.3.26	区	汲取	佐防	1	1	
21	大祝公園	大祝町 2,273-9	0.07	729	S60.4.1	直営	水洗		1	1	
22	富岡第2公園	富岡町667-3	0.05	515	S60.4.1	直営			1	1	
23	三ツ橋公園	大橋町3,197-1	0.63	6,330	S61.3.31	シルバー	汲取	佐防	1	1	
24	小種島西公園	大橋町3,192-15	0.15	1,500	S61.3.31	シルバー	汲取	佐防	1	1	
25	西部大橋公園	大橋町3,250	0.32	3,200	S62.4.1	シルバー	水洗		1	1	
26	西部赤坂公園	赤坂町978	0.30	3,000	S62.4.1	シルバー	水洗		1	1	
27	小種島東公園	大橋町3,185-1	0.25	2,500	S62.4.1	シルバー	汲取	佐防	1	1	
28	菊川第4公園	堀米町 3,142	0.56	5,599	H2.4.1	シルバー	浄化	佐防	1	1	
29	西部下公園	赤坂町 950	0.30	3,000	H2.4.1	シルバー	水洗		1	1	
30	関川第1公園	関川町1,196-16	0.05	500	H3.3.12	町会	汲取	城南		1	（開発行為生成公開）
31	関川第2公園	関川町906-33	0.08	817	H3.3.12	町会	汲取	城南		1	〃
32	大庵寺東公園	犬伏新町 2,403-18	0.02	150	H3.3.12	町会					〃
33	上川原公園	大橋町1,021-25	0.04	385	H3.3.12	シルバー					〃
34	天明道北公園	高萩町492-14	0.03	262	H3.3.12	直営				1	〃
35	内堀米栄公園	堀米町1,144-2	0.02	151	H3.3.12	直営				1	〃
36	大門横小路公園	赤見町3,282-4	0.02	247	H3.3.12	直営					〃
37	関川第3公園	関川町896-6	0.07	748	H5.4.1	町会	水洗			1	〃
38	浅沼東公園	浅沼町265-11	0.02	150	H5.4.1	町会				1	〃
39	向川原公園	大橋町1,120-26	0.02	238	H5.4.1	町会					〃
40	犬伏たつみ公園	犬伏新町 1,321-5	0.02	150	H7.10.1	町会					〃
41	富岡第3公園	富岡町598-12	0.03	293	H9.4.1	町会				1	〃
42	久保町東公園	久保町101-10	0.02	179	H9.4.1	直営				1	〃
43	上川原東公園	大橋町995-2	0.02	183	H9.4.1	シルバー					〃
44	若原東公園	石塚町2,739	0.11	1,081	H10.4.1	区					

街区公園（住区基幹公園　誘致距離 250m，面積 0.25ha）

都市公園名		所在地	面積		供用開始	管理区分	便所施設等		照明	水道	備考
			ha	㎡	年月日		方式	業者			
45	犬伏第1地区東公園	伊勢山町1,769	0.34	3,443	H10.4.1	直営	水洗		1	1	
46	浅沼富士之宮公園	浅沼町10-15	0.02	215	H10.4.1	町会				1	（開発行為生成公開）
47	孫太郎公園	伊賀町33	0.06	600	H11.4.1	シルバー			1	1	
48	椿田緑地	下羽田町2,011	0.33	3,301	H11.4.1	直営					（開発行為生成公開）
49	富岡第4公園	富岡町225-33	0.02	219	H11.4.1	直営				1	〃
50	大門館公園	赤見町3,331-15	0.02	150	H11.4.1	直営				1	〃
51	伊勢山北公園	伊勢山町13-1	0.37	3,650	H12.4.1	直営			1	1	
52	赤坂西小路公園	赤坂町89-29	0.02	150	H12.4.1	直営			1	1	（開発行為生成公開）
53	下石塚南公園	石塚町510-4	0.02	151	H12.4.1	直営			1	1	〃
54	駅南公園	高砂町4	0.11	1,100	H13.4.1	シルバー	水洗		1	1	
55	高萩北公園	高萩町676-23	0.05	546	H13.4.1	直営				1	（開発行為生成公開）
56	町谷西公園	町谷町2,941	0.13	1,324	H14.4.1	町会			1	1	
57	朱雀西公園	堀米町3,919-7	0.15	1,496	H14.4.1	町会	水洗		1	1	
58	菊川第1公園	堀米町3,237	0.30	3,000	H14.4.1	老人会	水洗		1	1	
59	桑ノ木内北公園	犬伏新町1,353-11	0.02	196	H14.4.1	町会				1	（開発行為生成公開）
60	桑ノ木内南公園	犬伏新町1,357-29	0.02	191	H14.4.1	町会				1	〃
61	町谷中央公園	町谷町2,947	0.74	7,413	H15.4.1	町会	水洗		1	1	
62	新都市第1公園	高萩町1,056-427	0.20	2,000	H15.4.1	町会	水洗		1	1	
63	新都市第2公園	高萩町114-2	0.25	2,500	H15.4.1	町会	水洗		1	1	
64	新都市第3公園	越名町1,220-1	0.50	5,000	H15.4.1	直営	水洗		1	1	
65	浅沼南公園	浅沼町163-4	0.02	151	H15.4.1	町会				1	（開発行為生成公開）
66	蔵王南公園	関川町696-18	0.02	150	H16.4.1	町会			1		
67	深津公園	関川町725-21	0.01	149	H16.4.1	町会					
68	はくと公園	関川町915-27	0.04	360	H16.4.1	町会			1		
69	朱雀南公園	堀米町3,959-12	0.12	1,196	H17.4.1	町会			1	1	
70	町谷諏訪公園	町谷町223-8	0.13	1,318	H17.4.1	町会			1	1	
71	前之宮公園	浅沼町130-5	0.03	290	H17.4.1	町会				1	（開発行為生成公開）
72	城東第1公園	若松町284-21	0.01	101	H17.4.1	直営				1	〃
73	雷電山公園	堀米町820-30	0.03	262	H17.4.1	直営				1	〃
74	越名緩衝緑地	越名町976	0.12	1,222	H17.4.1	直営					
75	新吉水第1公園	吉水駅前1-13-1	0.50	5,000	S51.9.20	公社	汲取	城南	1	1	一部財務省
76	新吉水第2公園	吉水駅前2-8-5	0.69	6,900	S51.9.20	公社	汲取	城南	1	1	
77	吉水新田公園	吉水町60-1	0.24	2,355	S.51.9.20	町会・公社	汲取	城南	1	1	財務省
78	下田沼公園	栃本町2,482	0.26	2,600	S.52.3.31	町会・公社	水洗		1	1	
79	多田公園	多田町799-3	0.20	2,000	S.56.3.31	公社	汲取	柳営	1	1	
80	下町東公園	栃本町2,303-3	0.12	1,200	S.59.3.31	公社	水洗		1	1	

都市公園名		所在地	面積		供用開始	管理区分	便所施設等		照明	水道	備考
			ha	㎡	年月日		方式	業者			
81	いずみ公園	田沼町1,202-1	0.24	2,388	S.62.3.31	公社	水洗		1	1	
82	吉水駅城ノ内公園	新吉水町1,538-4	0.02	171	H17.2.28	公社					(開発行為生成公開)
83	田沼榎公園	田沼町230-16	0.02	151	H17.2.28	公社					〃
84	田沼田口公園	田沼町396-7	0.02	213	H17.2.28	公社					〃
85	田沼大西原公園	田沼町171-7	0.01	97	H17.2.28	公社					〃
86	田沼田口西公園	田沼町409-9	0.02	155	H17.4.1	公社					〃
87	田沼文殊地公園	田沼町936-2	0.01	99	H17.4.1	公社					〃
88	吉水美路川公園	吉水町775-1	0.02	156	H17.4.1	公社					〃
89	松の内公園	鉢木町2,055-1	0.20	1,980	S51.10.1	町会	浄化	安浄	1	1	
90	富士見公園	富士見町288-1	0.10	1,000	S53.9.17	町会	浄化	安浄	1	1	
91	葛生本町公園	葛生西1-2755-1	0.11	1,100	S54.12.15	町会	水洗		1	1	民地

街区公園（住区基幹公園　誘致距離250m，面積0.25ha）

都市公園名		所在地	面積		供用開始	管理区分	便所施設等		照明	水道	備考
			ha	㎡	年月日		方式	業者			
92	相生公園	葛生東	0.18	1,772	H14.6.1	直営			1	1	
93	四十八願公園	葛生東1-569-1	0.03	298	H17.2.28	町会			1		(開発行為生成公
94	下天神公園	富士見町	0.03	299	H17.2.28	町会			1	1	〃
95	六反公園	中町637-10	0.02	220	H17.2.28	町会			1	1	〃
96	西川端公園	中町1,281-1	0.02	225	H17.2.28	町会				1	〃
97	蓑和田公園	中町1,207-22	0.02	184	H17.2.28	町会				1	〃
98	小曽根公園	中町1,069	0.01	129	H17.2.28	町会					〃
99	朱雀北公園	堀米町3,910-11	0.15	1,495	H18.4.1	直営			1	1	
100	浅沼西公園	浅沼町198-22	0.02	150	H18.4.1	町会・直				1	(開発行為生成公
101	浅沼中公園	浅沼町282-20	0.02	150	H18.4.1	町会・直				1	〃
102	向川原南公園	大橋町1,139-24	0.02	162	H18.4.1	シルバー				1	〃
103	こなか人丸公園	小中町2,015-6	0.28	2,800	H19.4.1	町会			1	1	
104	田沼原北公園	栃本町1,457-41	0.03	250	H19.4.1	公社					(開発行為生成公
105	田沼下町公園	田沼町450-16	0.02	209	H19.4.1	公社					〃
106	多田平光公園	多田町3,776-8	0.25	2,499	H19.4.1	公社	浄化	安浄		1	〃
107	久保町北公園	久保町117-22	0.02	189	H19.4.1	直営				1	〃
108	栃本下仲町公園	栃本町1,124-4	0.02	163	H19.4.1	公社				1	〃
109	田沼千房地公園	田沼町288-26	0.02	236	H19.10.1	公社				1	〃
110	高萩南部第1公園	高萩町1,209	0.20	2,000	H19.10.1	町会	公下		1	1	
111	高萩南部第2公園	高萩町1,221-8	0.14	1,409	H19.10.1	町会	公下		1	1	
112	高萩南部第3公園	高萩町1,224-5	0.16	1,642	H19.10.1	町会	公下		1	1	
113	朱雀東公園	堀米町3,950-1	0.12	1,197	H20.4.1	直営			1	1	
114	田沼中芝原公園	田沼町482-15	0.03	305	H20.4.1	公社				1	(開発行為生成公
115	田沼文珠地北公園	田沼町986-1	0.02	150	H20.4.1	公社				1	〃
116	富岡第5公園	富岡町645-5	0.01	113	H21.4.1	直営				1	〃
117	高萩西公園	高萩町460-13	0.01	126	H21.4.1	直営				1	〃
118	浅沼北公園	浅沼町330-5	0.02	201	H21.4.1	町会				1	〃
119	こなか西公園	小中町1,278-21	0.02	150	H21.4.1	直営					〃
120	三ツ橋南公園	大橋町1,987-26	0.02	218	H21.4.1	シルバー					〃

都市公園名		所在地	面積		供用開始	管理区分	便所施設等		照明	水道	備考
			ha	㎡	年月日		方式	業者			
121	犬伏新町公園	犬伏新町	0.04	377	H22.4.1	町会					〃
122	上川原西公園	大橋町1,023-8	0.01	134	H23.4.1	直営					〃
123	田沼大関公園	田沼町91-19	0.01	136	H24.4.1	直営					〃
124	並木大門東公園	並木町890-15	0.01	98	H24.4.1	直営					〃
125	田沼北第1公園	田沼町1,828-5	0.22	2,195	H24.10.1	公社	公下		1	1	
計		125公園	18.87	188,100	直営34公園、町会等52公園、シルバー14公園、老人会3公園、公社20公園						

近隣公園（住区基幹公園　誘致距離500m，面積2ha）

都市公園名		所在地	面積		供用開始	管理区分	便所施設等		照明	水道	備考
			ha	㎡	年月日		方式	業者			
126	あぶつか公園	栄町10	1.57	15,697	S44.4.1	管理組合	水洗		1	1	一部星の宮神社
127	観音山公園	富岡町295	1.18	11,805	S49.4.1	清掃会	水洗		1	1	日枝神社、富岡町
128	茂呂山公園	茂呂山町10-5	1.20	12,000	S53.10.1	社協	浄化		1	1	
129	西部中央公園	大橋町3,230	1.37	13,679	H2.4.1	シルバー	水洗		1	1	
130	朱雀中央公園	堀米町3,975-1	1.01	10,100	H9.4.1	直営	水洗		1	1	
131	梅林公園	富士町1,387	1.35	13,500	H9.4.1	町会	浄化	城南	1	1	一部民地
132	羽田公園	下羽田町2,023-2	1.85	18,485	H11.4.1	直営	浄化	佐防	1	1	（開発行為生成公開）
133	京路戸公園	多田町143	1.72	17,207	S63.4.1	公社	汲取	柳営		1	
134	田沼中央公園	田沼町1,360-2	0.98	9,757	H6.3.30	公社	水洗		1	1	
135	嘉多山公園	嘉多山町1,790	2.95	29,500	S51.10.1	シルバー	水洗・浄化	安浄	1	1	一部国、民地
136	田之入公園	田之入町790	1.98	19,766	H20.4.1	公社	水洗		1	1	
計		11公園	17.16	171,496	直営42公園、町会等3公園、シルバー2公園、社会福祉協議会1公園						

地区公園（住区基幹公園　誘致距離1,000m，面積4ha）

都市公園名		所在地	面積		供用開始	管理区分	便所施設等		照明	水道	備考
			ha	㎡	年月日		方式	業者			
137	城山公園	若松町504	4.44	44,395	M22.9.13	直営・シルバー	水洗		1	1	大蔵省
138	松原公園	石塚町	4.21	42,062	S30.3.1	直営	浄化	佐防	1	1	栃木県
139	栄公園	栄町15	2.34	23,431	S44.4.1	教育委員会	水洗		1	1	とみあさ公園は栄公園の一部
140	とみあさ公園	富岡町1,284	1.53	15,313	S53.4.1	直営	浄化	城南		1	計画決定3.9ha（38,744㎡）
141	旗川石塚緑地	石塚町地先	9.25	92,491	S62.4.1	公社	水洗		1	1	栃木県
142	秋山川栃本緑地	栃本町地先	1.70	17,000	S54.3.31	町会・公社	汲取	佐防	1	1	栃木県
143	秋山川多田緑地	多田町地先	1.63	16,279	S63.2.1	公社	汲取	柳営		1	栃木県
144	旗川戸奈良緑地	戸奈良町地先	3.94	39,400	S52.3.1	町会・公社	汲取	佐防		1	栃木県
145	佐野市中運動場	中町345-1	7.10	71,000	S55.3.31	教育委員会	浄化	安浄	1	1	

都市公園名		所　在　地	面　積		供用開始	管理区分	便所施設等		照明	水道	備　考
			ha	㎡	年 月 日		方式	業者			
146	栃本公園	栃本町 113-1	4.73	47,335 335	H19.11.1	町会・公社	浄化・汲取	安浄	1	1	一部唐沢神社
計		10公園	40.87	408,706	直営 5 公園、公社 4 公園、教育委員会 1 公園						

総合公園（都市基幹公園　市域全域、面積 10～50ha）

都市公園名		所　在　地	面　積		供用開始	管理区分	便所施設等		照明	水道	備　考
			ha	㎡	年 月 日		方式	業者			
147	秋山川堀米緑地	堀米町外	5.41	54,091	S54.4.1	直営	汲取	佐防		1	栃木県
148	渡良瀬川緑地	船津川町地先	11.94	119.384	H15.6.25	教育委員会	簡水			1	国土交通省
計		2 公園	17.35	173,475	直営 1 公園、教育委員会 1 公園						

運動公園（都市基幹公園　面積 15～75ha）

都市公園名		所　在　地	面　積		供用開始	管理区分	便所施設等		照明	水道	備　考
			ha	㎡	年 月 日		方式	業者			
149	佐野市運動公園	赤見町 2,130-2	32.02	320,200	S51.4.1	教育委員会	浄化	ﾈｵｻｰﾋﾞｽ	1	1	
150	佐野市田沼グリーン	戸室町 1,592-2	11.96	119,575	H2.3.31	教育委員会	浄化	安浄	1	1	
計		2 公園	43.98	439,775	教育委員会 2 公園						

風致公園（特殊公園）

都市公園名		所　在　地	面　積		供用開始	管理区分	便所施設等		照明	水道	備　考
			ha	㎡	年 月 日		方式	業者			
151	磯山公園	出流原町 1,117	2.05	20,490	S.30.3.1	町会	浄化	佐防			弁天教会，湧釜神社 財務省
計		1 公園	2.05	20,490	町会 1 公園(2,450 ㎡)						

その他公園（保安林）

都市公園名		所　在　地	面　積		供用開始	管理区分	便所施設等		照明	水道	備　考
			ha	㎡	年 月 日		方式	業者			
152	愛宕山公園	田沼町 1,713-1	7.58	75,800	H13.4.13	公社					一部愛宕神社
計		1 公園	7.58	75,800	公社 1 公園						

資料８－３　避難場所一覧

避難場所	所在地	収容人員	電話番号	避難区域
佐野小学校	金屋下町 10	810	23-0374	
天明小学校	大祝町 2311	950	23-0237	佐野地区
西中学校	大橋町 2026	2,110	23-3381	（久保町、相生町、高砂町、万町、
伊勢山保育園	相生町 207-1	100	23-1378	伊賀町、本町、大蔵町、朝日町、大
大橋保育園	大橋町 3195-8	130	24-7321	町、天明町、大橋町、大和町、亀井
佐野地区公民館	金井上町 2519	370	24-5771	町、金屋下町、金屋仲町、金井上町、
佐野高校	天神町 761-1	2,030	23-0161	大祝町、金吹町、若松町、天神町）
佐野女子高校	金屋下町 12	1,820	23-0239	
植野小学校	植上町 1272	1,470	23-0711	
船津川小学校	船津川町 6001	1,380	23-1328	植野地区
界小学校	馬門町 1539	1,000	23-0819	（上台町、七軒町、植野町、寺中町、
南中学校	植下町 1205	550	23-0869	植上町、植下町、若宮上町、若宮下
佐野短大	高萩町 973	1,210	21-1200	町、伊保内町、大古屋町、庚申塚町、
若宮保育園	若宮下町 12-1	60	24-4040	田島町、赤坂町、君田町、船津川町、
高萩保育園	高萩町 684-1	40	23-6674	飯田町）
隣保館	赤坂町 958-18	60	22-7513	
植野地区公民館	寺中町 2297-1	260	23-5421	界地区
界地区公民館	馬門町 1510-1	1,190	22-0400	（馬門町、高山町、高萩町、越名町、
秋山川浄化センター	植下町 3300	200	23-1120	北茂呂町、茂呂山町）
茂呂山老人福祉センター	茂呂山町 10-1	60	24-5500	
犬伏小学校	犬伏下町 1983	1,650	23-0770	
犬伏東小学校	伊勢山町 1534	1,220	24-2887	犬伏地区
城北小学校	堀米町 1156	2,230	23-0319	（犬伏上町、犬伏中町、犬伏下町、
北中学校	富岡町 93	1,260	23-0961	犬伏新町、米山南町、関川町、米山
佐野清澄高校	堀米町 840	740	23-8410	町、町谷町、伊勢山町、韮川町、富
米山保育園	米山南町 39	60	23-2620	士町、大栗町、富岡町、浅沼町、西
堀米保育園	堀米町 990	90	24-4847	浦町、鐙塚町、黒袴町、栄町）
犬伏地区公民館	犬伏下町 1798	230	23-8137	
城北地区公民館	堀米町 1173	220	24-5772	堀込地区
佐野武道館	堀米町 167-1	160	21-0020	（堀米町、奈良淵町、田之入町）
田之入老人福祉センター	田之入町 834	150	22-3991	
旗川小学校	並木町 964	1,040	23-0178	
吾妻小学校	上羽田町 1369-1	620	22-3992	
赤見小学校	赤見町 3229	1,000	25-0704	
石塚小学校	石塚町 1408-2	1,710	25-0314	旗川地区
出流原小学校	出流原町 1038-1	960	25-0324	（並木町、免鳥町、小中町）
吾妻中学校	村上町 30	690	22-3949	
赤見中学校	出流原町 628-1	1,920	25-0804	吾妻地区
佐野松陽高等学校	出流原町 643-5	1,890	25-1313	（村上町、上羽田町、下羽田町、高
佐野日大高等学校	石塚町 2555	4,490	25-1111	橋町）
あづま保育園	上羽田町 829-1	40	25-0775	
赤見城保育園	赤見町 3572	70	25-2221	赤見地区
石塚保育園	石塚町 568-82	100	25-2323	（赤見町、石塚町、出流原町、寺久
旗川地区公民館	並木町 957-1	140	22-0074	保町）
吾妻地区公民館	村上町 9	110	23-6903	
赤見地区公民館	赤見町 3082	190	25-3014	

避難場所	所在地	収容人員	電話番号	避難区域
文化会館・栄公園	浅沼町 508-5	1,140	24-7211	
とみあさ公園				
城山公園	若松町 504	60	23-0728	上記全地区
城東中学校	若松町 405	1,100	23-0448	
運動公園	赤見町 2130-2	1,490	25-0403	
田沼小学校	田沼町 603	450	62-0047	
田沼東中学校	栃本町 2287	660	62-3333	
田沼児童館	栃本町 2384-12	50	62-0878	
たぬまふるさと館	栃本町 2237-1	180	62-8080	田沼地区
田沼中央公民館	戸奈良町 1-1	100	61-1135	
田沼地区公民館	栃本町 2384-3	130	62-5882	
吉水小学校	吉水町 832	350	62-0142	
新吉水地区コミュニティセンター	吉水駅前 1-19-6	100	62-4211	
田沼福祉コミュニティセンター	小見町 123-2	60	62-7858	田沼南部地区
小見町南小見集会所	小見町 5-1	50	62-6288	
田沼南部地区公民館	小見町 752	50	62-7955	
多田小学校	多田町 998	340	62-0179	
多田町集会所	多田町 804-3	60	62-7278	
田沼北部地区コミュニティセンター	多田町 3376-3	90	62-7466	田沼北部地区
栃本小学校	栃本町 1037	280	62-0152	
栃本地区コミュニティセンター	栃本町 2047-5	80	62-6045	
館野集落農事集会所	栃本町 3281-14	50		栃本地区
栃本中地区農事集会所	栃本町 1924-2	40		
旧田沼高校	栃本町 301	770	62-3411	
戸奈良小学校	戸奈良町 1140	280	62-0172	
戸奈良地区コミュニティセンター	戸奈良町 970-1	70	62-3510	戸奈良地区
田沼旗川緑地会館	戸奈良町 776-7	40	62-2384	
三好小学校	岩崎町 1341	270	62-1004	
田沼西中学校	戸室町 156	630	62-3111	
三好生活改善センター	戸室町 1183	110	62-6024	三好地区
船越北部集落センター	船越町 1791-9	50		
船越南部集落センター	船越町 45	50	62-8424	
旧野上小学校	長谷場町 499	290	67-1011	
作原野外活動施設	作原町 818	7,380	67-1256	
野上基幹集落センター	白岩町 486-1	70	67-1233	野上地区
白岩生活改善センター	白岩町 329-1	80	67-1251	
作原生活改善センター	作原町 780-1	80	67-1153	
山形小学校	山形町 649-2	280	65-0114	
閑馬小学校	閑馬町 911	290	65-0024	
下彦間小学校	下彦間町 500	290	65-0333	
新合総合センター	閑馬町 361-1	160	65-0002	新合地区
山園地区コミュニティセンター	山形町 650-25	160	65-1252	
飛駒小学校	飛駒町 1497	290	66-2004	
飛駒基幹集落センター	飛駒町 1576-2	100	66-2002	
飛駒３区多目的集会所	飛駒町 2412	20		飛駒地区

避難場所	所在地	収容人員	電話番号	避難区域
田沼総合運動場	田沼町 1600	11,000	62-2015	上記全地区
田沼中央公園	田沼町 1360-2	10,000		
田沼グリーンスポーツセンター	戸室町 1592-2	31,000	62-8881	
田沼西運動場	閑馬町 370	4,000		
アリーナたぬま	戸奈良町 21	1,500	61-1153	
葛生小学校	葛生西 1-12-1	500	85-2040	葛生地区
葛生中学校	葛生西 3-4-1	600	85-2169	
葛生南小学校	中町 1104	300	85-2101	
くずう保育園	葛生東 1-15-20	160	85-2119	
葛生清和荘老人福祉センター	葛生西 2-7-9	250	85-2079	
会沢地区コミュニティセンター	会沢町 681	300	85-2069	
常盤小学校	仙波町 331-1	300	85-3016	常盤地区
常盤中学校	豊代町 2167	300	85-3020	
ときわ保育園	豊代町 2134	100	85-3002	
常盤地区公民館	仙波町 167	250	85-3657	
上牧集落センター	牧 1940-4	60	86-4251	
下牧農村生活センター	牧 794-1	100	86-4211	
農村漁家高齢者センター	仙波 2445-1	200	86-2918	
田名網集落センター	豊代町 1158	50	86-4256	
氷室小学校	水木 51	250	87-0030	氷室地区
氷室地区公民館	水木 846	100	87-0004	
あきやま学寮	秋山 721	300	87-0022	
秋山生活改善センター	秋山 734	60	87-0250	
葛生あくとプラザ	あくと町 3084	600	86-4715	上記全地区
葛生農業者トレーニングセンター	あくと町 3092	700	85-3194	
中運動公園	中町 345-1	60	85-2179	

資料９－１　災害時における市町村相互応援に関する協定

災害時における市町村相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、栃木県内の市町村において災害が発生し、被災市町村のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町村が県内他市町村に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第８条第２項第 12 号及び第 67 条第１項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん

(4)　被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

(5)　火葬場の提供及びあっせん

(6)　ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん

(7)　救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣

(8)　ボランティアのあっせん

(9)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　被災市町村は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号から第６号に掲げるものの品名、数量等

(3)　前条第７号に掲げるものの職種別人員

(4)　応援の場所及び経路

(5)　応援を希望する期間

(6)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主出動）

第４条　災害が発生し、被災市町村との連絡が取れない場合かつ応援市町村が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

２　自主的に出動した応援市町村は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町村及び他の応援市町村に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

３　前項による応援については、被災市町村からの応援要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した費用は、被災市町村の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町村の負担とする。

２　前項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応

援に要した経費の負担については、被災市町村と応援市町村との間で協議して定める。

（経費の一時繰替え支弁）

第６条　応援市町村は、被災市町村が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

（災害補償等）

第７条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定に基づき、応援市町村が行うものとする。

２　応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途上において生じたものについては応援市町村が、賠償するものとする。

（県の役割）

第８条　県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

（連絡の窓口）

第９条　市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（災害対策連絡会議の設置等）

第 10 条　この協定に基づく応援を円滑に行うため、災害対策連絡会議を設置するものとする。

２　災害対策連絡会議は、地域ごとの代表市町村をもって構成するものとする。

（補則）

第 11 条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町村が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成８年７月 30 日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長及び知事が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年７月 30 日

災害時における市町村相互応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡の窓口）

第２条　協定第９条の規定による市町村の相互応援に関する連絡担当部課は、別表１のとおりとする。

（市町村の区分）

第３条　大規模災害時における応援活動を迅速かつ円滑に行うため、別表２のとおり市町村を地域ごとに区分（以下「ブロック」という。）するものとする。

（応援ブロック）

第４条　被災市町村を応援するにあたり、迅速な対応が行えるよう応援ブロックを別表３に定める。

（応援職員の携行品）

第５条　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

（応援職員に対する便宜の供与）

第６条　被災市町村は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第７条　協定第５条第１項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

(1)　被災市町村が負担する経費の額は、応援市町村が定める規程により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2)　前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

（経費の支払い方法）

第８条　応援市町村が、協定第６条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町村に請求するものとする。

(1)　応援職員等の派遣については、前条に規定する額

(2)　備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

(3)　調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(4)　車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5)　施設の提供については、借上料

(6)　協定第２条第９号に規定する事項については、その実施に要した額

２　前項に定める請求は、応援市町村長名による請求書（関係書類添付）により、被災市町村長に請求するものとする。

（災害対策連絡会議）

第９条　協定第 10 条第２項に定める地域ごとの代表市町村は、ブロック代表市町村とする。

２　災害対策連絡会議は、ブロック代表市町村の防災主管課長をもって構成する。

3　災害対策連絡会議では、次の事項について協議するものとする。

(1)　応援体制に関する事項

(2)　備蓄体制に関する事項

(3)　防災訓練に関する事項

(4)　その他必要な事項

4　この実施細目に定めのない事項については、災害対策連絡会議で協議するものとする。

附　則

この実施細目は、平成８年７月 30 日から施行する。

別表１　連絡担当部課

市町村名	担当課名	市町村名	担当課名	市町村名	担当課名
宇都宮市	行政経営課	上三川町	総務課	国分寺町	総務課
足利市	企画課	南河内町	総務課	野木町	総務課
栃木市	総務課	上河内町	総務課	大平町	総務課
佐野市	危機管理課	河内町	総務課	藤岡町	総務課
鹿沼市	総務課	西方町	総務課	岩舟町	総務課
日光市	総務課	粟野町	総務課	都賀町	総務課
今市市	総務課	足尾町	総務課	栗山町	総務課
小山市	総務課	二宮町	総務企画課	藤原町	総務課
真岡市	総務課	益子町	総務課	塩谷町	総務課
大田原市	総務課	茂木町	総務課	高根沢町	総務課
矢板市	総務課	市貝町	総務課	那珂川町	総務課
那須塩原市	総務課	芳賀町	総務課	那須町	総務課
さくら市	総務課	壬生町	総務課		
那須烏山市	総務課	石橋町	生活環境課		

別表２　市町村の区分

ブロック名	構成市町村
北那須ブロック	大田原市、那須塩原市、那須町
日光ブロック	日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町
南那須ブロック	那須烏山市、那珂川町
塩谷ブロック	さくら市、矢板市、塩谷町、高根沢町
県央ブロック	宇都宮市、鹿沼市、上河内町、河内町、粟野町
芳賀ブロック	真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南ブロック	栃木市、小山市、上三川町、南河内町、西方町、壬生町、石橋町、国分寺町、野木町、大平町
安足ブロック	足利市、佐野市

別表３　応援ブロック

被災ブロック名	応援ブロック名
北那須ブロック	日光、南那須、塩谷ブロック
日光ブロック	北那須、塩谷、県央ブロック
南那須ブロック	北那須、塩谷、芳賀ブロック
塩谷ブロック	北那須、日光、南那須、県央、芳賀ブロック
県央ブロック	日光、塩谷、芳賀、県南、安足ブロック
芳賀ブロック	南那須、塩谷、県央、県南ブロック
県南ブロック	日光、県央、芳賀、安足ブロック
安足ブロック	県央、芳賀、県南ブロック

資料９－２　佐野地区広域消防組合管内消防団相互応援協定書

佐野地区広域消防組合管内消防団相互応援協定書

（目的）

第１条　この協定は、組合管内消防団の相互の緊密なる協力のもとに火災等の災害に対処することを目的とする。

（応援区域）

第２条　この協定による応援区域は、別表１のとおりとする。ただし、要請のある場合は、この限りではない。

（応援出場）

第３条　この協定により、前条応援区域に火災等発生した場合、応援隊はつとめて出場するものとする。

（防ぎょ行動の主体）

第４条　応援隊は、受授地の消防団本部のもとに行動するものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、次により処理するものとする。

(1)　応援者側の負担

応援出場に要した消防団員の手当、災害補償費等及び機械器具の破損修理の経費

(2)　受授者側の負担

災害地での燃料の補給又は給食等を必要とした場合の所要経費

(3)　本条に規定した事項又はその他の事項で特に必要がある場合は、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

（報告）

第６条　この協定にもとづく出場をした場合は、必ず受授地側に報告するものとする。

（協議）

第７条　本協定の円滑な実施を図るため必要により協議をするものとする。

附　則

１　この協定は、昭和 55 年４月１日から施行する。

２　本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ、それぞれ１通ずつ保管する。

佐野市長　鈴木　達三

田沼町長　蓼沼　荘治

葛生町長　石沢　一彦

岩舟町長　森田　正義

別表１（消防団別出場区域）

<table>
<tr><th rowspan="2">出場区域
消防団</th><th colspan="4">佐　　野　　市</th><th rowspan="2">岩　舟　町</th></tr>
<tr><th colspan="2">佐　野　地　域</th><th colspan="2">田　沼　地　域</th><th colspan="2">葛　生　地　域</th></tr>
<tr><td>佐野市消防団
佐野支団</td><td colspan="2"></td><td>小見地区</td><td>12 分団(一班)</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td>戸奈良地区</td><td>12 分団(二班)</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td>山形地区</td><td>12 分団(二班)</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">佐野市消防団
田沼支団</td><td>田之入地区</td><td>15 分団</td><td colspan="2" rowspan="6"></td><td>富士見地区</td><td rowspan="2">16 分団</td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>石 塚 地 区</td><td>14 分団</td><td>山菅地区</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出流原地区</td><td>17 分団</td><td>葛生西二丁目</td><td rowspan="3">18 分団</td></tr>
<tr><td>20 分団(二班)</td><td>葛生西三丁目</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>鉢木地区</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>中地区</td><td>16 分団</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>豊代地区</td><td rowspan="2">18 分団</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>仙波地区</td></tr>
<tr><td>佐野市消防団
葛生支団</td><td colspan="2"></td><td>多田地区</td><td>24 分団</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td>岩崎地区</td><td>23 分団</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td>船越地区</td><td>26 分団</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>岩船町消防団</td><td colspan="2">要請により出場</td><td colspan="2">要請により出場</td><td colspan="2">要請により出場</td><td></td></tr>
</table>

資料９－３　消防相互応援協定書（佐野市、佐野地区広域消防組合、足利市）

消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 条）第 21 条第 2 項の規定に基づき、佐野市及び佐野地区広域消組合と足利市（以下「協定団体」という。）との間において、消防の相互応援に関し、次により協定する。

（目的）

第１条　この協定は、協定団体の相互の緊密なる協力のもとに火災等の災害に対処することを目的とする。

（相互応援）

第２条　前条の目的を達成するため、協定団体は、災害を受報又は覚知した場合、消防隊、救急隊、その他必要な人員を出場させ、応援活動するものとする。

（応援区域）

第３条　この協定による応援区域は、隣接する区域で応援隊の出場できる範囲とする。ただし、特別な要請のある場合は、この限りでない。

（応援隊の指揮）

第４条　応援隊の指揮は、受授地の消防機関の長とする。

（経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、次により処理するものとする。

(1)　応援者側の負担

応援出場に要した消防職団員の手当、災害補償費等及び機械器具の破損修理の経費

(2)　受授者側の負担

災害地での燃料の補給又は給食等を必要とした場合の所要経費

(3)　本条に規定した事項又はその他の事項で特に必要がある場合は、その都度協定団体間で協議のうえ決定する。

（報告）

第６条　この協定に基づく出場をした場合は、必ず受授地側に報告するものとする。

（協議）

第７条　本協定の円滑な実施を図るため、必要により協議をするものとする。

附則

1　この協定は、昭和 55 年 6 月 16 日から施行する。

2　本協定の締結を証するため、本害を作成し、記名捺印のうえ、それぞれ 1 通を保管するものとする。

昭和 55 年 6 月 16 日

佐野市長　鈴　木　達　三

佐野地区広域消防組合

組 合 長　鈴　木　達　三

足利市長　町　田　幸　久

資料９－４　消防相互応援協定書（佐野市、館林地区消防組合）

消防相互応援協定書

第１条　本協定は消防組織法第 21 条第 2 項の規定に基づき群馬県館林地区消防組合（以下「甲」という。）と栃木県佐野市（以下「乙」という。）との消防相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

第２条　甲は乙の区域（船津川町、下羽田町及び高橋町）乙は甲の区域（上早川田、下早川田及び正儀内）において火災が発生した場合は、次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

(1)　応援区域内の火災を認知または受報した場合は、隣接分団１隊を派遣するものとする。

(2)　応援市（組合「以下市等」という。）の消防長が必要と認めた場合にはその状況により消防隊を追加するものとする。

第３条　応援隊の指揮は次に掲げる方法により処置するものとする。

(1)　受授市等の消防長(署長)が指揮をとるものとする。

(2)　指揮は応援隊の長に対して行うものとする。

第４条　応援隊の長は現場到着及び引揚時並びに消防行動の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

第５条　応援に要した費用は次に掲げる方法により処置するものとする。

(1)　応援に要した消防由員の諸手当、災害補償費、車両または機械器具等の破損修理もしくは燃料等の一般的経費は応援市等側の負担とする。

(2)　応援行動が長時間にわたった場合、燃料等の所要経費は受授市等側の負担とする。

(3)　前各号以外の費用に関しては、相互の協議によりそのつど決定するものとする。

第６条　本協定に規定した事項または規定以外の事項で特に必要があるときはそのつど甲、乙相互の協議により決定する。

２　甲、乙消防機関は相互の緊密な協力関係を保持するため必要に応じ随時協議または事務連絡を行うものとする。

第７条　本協定は昭和 55 年 6 月 16 日から実施し、昭和 44 年 8 月 1 日付協定はこれを廃止するものとする。

上記のとおり協定が成立したので、ここに本書２通を作成し甲、乙記名捺印の上、各１通宛これを保有するものとする。

昭和 55 年 6 月 16 日

栃木県佐野市長　鈴　木　達　三

群馬県館林地区消防組合

管理者　　山　本　達　司

資料９－５　特殊災害消防相互応援協定書

特殊災害消防相互応援協定書

（趣旨）

第１条　特殊災害の防ぎょ等を広域的に処理するため、常設消防機関（以下「消防機関」という。）を設置している栃木県内の市及び町並びに一部事務組合等（以下「関係市町等」という。）の相互間において、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき実施する消防の相互応援協定に関しては、この協定の定めるところによる。

（応援地域）

第２条　この協定による応援地域は、関係市町等の設置する消防機関の管轄区域内とする。

（対象災害）

第３条　この協定における応援の対象となる災害は、高層建築物火災、危険物施設火災、大規模な火災その他の特殊災害又は多数の死傷者の発生が予想される災害で、当該消防機関の消防力をもっては、防ぎょ及び応急措置が困難と予測される災害とする。

（応援要請）

第４条　前条に該当する災害がその管轄区域内に発生したときは、当該関係市町等の長は、必要に応じ、消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）、救急隊、消防関係資器材、職員等（以下「応援隊」という。）の応援を要請することができる。

（応援出動）

第５条　前条による応援要請を受けた関係市町等の長は、応援可能な限度で応援隊を派遣するものとする。

（応援隊の指揮）

第６条　応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。

（経費の負担）

第７条　応援に要した費用は、次により処理するものとする。

(1)　応援出動に要した消防職員に対する諸手当及び機械器具等の破損修理等の経費は、応援側の負担とする。

(2)　化学消火薬剤、現地での燃料補給及び消防職員に対する給食を行った場合の経費は、受援側の負担とする。

(3)　前各号に掲げる経費以外の経費については、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

（適用除外）

第８条　隣接の関係市町等の相互間において、すでに消防の相互応援に関する協定が個別に締結されている場合で、この協定の規定と重複又は接触する部分については、この協定を適用しないものとする。

（疑義等の協議）

第９条　この協定に規定していない事項又は疑義が生じた事項は、その都度当事者間で協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定は、昭和 56 年６月１日から施行する。

２　この協定を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ各当事者がそれぞれ１通を保管するものとする。

昭和 56 年５月 20 日

資料９－６　佐野地区広域消防組合消防本部と佐野瓦斯株式会社との都市ガス災害防止対策に関する業務協定

佐野地区広域消防組合消防本部と佐野瓦斯株式会社との都市ガス災害防止対策に関する業務協定

（目的）

第１条　この協定は、消防法（昭和２３年法律第１８６号）およびガス事業法（昭和２９年法律第５１号）等の関係法令並びに佐野市地域防災計画に定めるもののほか、佐野市内における都市ガスの漏えいおよび都市ガスに起因する火災、爆発等の事故（以下「ガス漏れ事故等」という。）を未然に防止するとともに、ガス漏れ事故等が発生した場合には、これを早期に鎮圧し、被害を最小限に軽減することを目的として、佐野地区広域消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）と、佐野瓦斯株式会社（以下「佐野ガス」という。）が相互に協力しあうために必要な事項を定めるものとする。

（対象物）

第２条　この協定に基づき消防本部および佐野ガスが対象とする施設は、次の各号に掲げるものとする。

1.　消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）第２１条の２第１項各号に該当する対象物

2.　その他必要と認める対象物

（災害予防活動）

第３条　ガス漏れ事故等を未然に防止するための実施事項は次のとおりとする。

1.関係資料の提供

第２条各号に掲げる対象物に関して消防本部が消防活動上必要と認める資料については、それぞれ必要な範囲内において相互に資料の提供を行うものとする。

2.共同点検の実施

消防本部または佐野ガスが第２条各号に掲げる対象物について、それぞれの関係法令に基づき立入検査または定期検査を実施するにあたり必要があると認める場合は、事前に実施計画を連絡のうえ、共同して検査点検を行うものとする。

3.　教育訓練の実施

消防本部および佐野ガスは、それぞれの職員に対しガス防災に関して必要な教育訓練を相互に実施するとともに、相互より要請があった場合は、これに協力するものとする。

4.　ガス防災訓練の実施

消防本部および佐野ガスは協議のうえ、ガス漏えい等の災害を想定した合同訓練を必要に応じ実施するものとする。

5.　連絡会議の実施

消防本部および佐野ガスは、災害予防上必要な情報を交換するほか、必要な事項等を協議するため連絡会議を開催するものとする。

（災害防ぎょ活動）

第４条　ガス漏れ事故等を防ぎょするための実施事項は、次のとおりとする。

1. 通報連絡体制

(1) 消防本部および佐野ガスのいずれかにおいて、ガス漏れ事故等が発生せんとし、または発生のおそれがある事態を覚知したとき、およびガス漏れ事故等の発生を覚知したときは、相互に速やかに通報連絡を行わなければならない。

ただし、佐野ガスが覚知した場合で、当該ガス漏れ事故に対して佐野ガスが独自で処理できると判断したときは、通報連絡を行わないことができる。

(2) ガス漏れ事故等を最初に覚知した場合は、通報者に対して、必要に応じガス栓の閉止、着火源の排除、換気その他二次災害防止のための必要な措置を指示するものとする。

2. 出動体制の確立

佐野ガスは、災害発生したときの「ガス事故対策緊急招集体制」（保安規定による。）について、あらかじめ梢防本部に通知しておかなければならない。

3. 緊急しゃ断の措置

(1) 第２条第１号に該当する対象物の災害で消防本部か佐野ガスに先行して災害現場に到着し、かつ佐野ガスの到着が相当遅れることか予想される場合であって、しかも火災が延焼拡大のとき、爆発が大規模なときまたは広範囲にわたってガス臭がするとき等の状況を総合的に判断して必要があると認めた場合、消防本部は緊急的にガスの供給停止を行うことができる。

(2) 消防本部が (1) の措置を実施した場合には、すみやかに佐野ガスに連絡しなければならない。

(3) ガス供給停止作業のため必要な機材は、佐野ガスにおいて準備し、事前に消防本部に管理を依託するものとする。

(4) 前記 (1) に基づくガス供給停止後において、復旧のために必要な作業は、需要家の安全を確認のうえ、佐野ガスにて実施するものとする。

4. 現場における任務分担

ガス漏れ事故等の現場における消防および佐野ガスの任務分担は、次のとおりとする。

(1) ガス漏えい場所および範囲の検知

原則として佐野ガスが行う。ただし火災警戒区域の設定に必要なガス検知は、消防本部にて行うものとする。

(2) 火災警戒区域または消防警戒区域（以下「火災警戒区域等」という。）の設定

原則として、消防本部で行うものとする。

(3) 避難誘導等

火災警戒区域内の通行規制、火気使用禁止等の広報および住民の避難誘導は原則として消防本部にて行うものとする。

(4) 救助、救出活動

原則として消防本部にて行うものとする。

（現場協力）

第５条　佐野ガスは、消防本部が設置する現場指揮本部（以下「現場本部」という。）と緊密な連携を保つとともに、関係情報の提供および技術的な協力、その他適切な防ぎょ活動を行うための措置を講じなければならない。

（協議）

第６条　この協定以外の必要な事項については、消防本部および佐野ガスの両者が協議のうえ、決定するものとする。

（雑則）

第７条　この協定の連用についての経過措置は、次のとおりとする。

1. 第３条第１号に規定する資料の提供および、第４条第３号に規定する緊急しゃ断の措置に係る第２条第２号の規定の適用については、消防本部および、佐野ガスの両者で別途協議して指定する。
2. この協定に定めた事項であっても、関係法令等の改正によって不必要となる部分は、法令改正の時点をもって効力を失うものとする。

（附則）

この協定は、昭和５６年７月１日から効力を発生するものとする。この協定を証するため、本書２通を作成し、記名押印のうえ各１通を保存するものとする。

昭和５６年６月２６日

佐野地区広域消防組合消防本部　　印

佐　野　瓦　斯　株　式　会　社　　印

資料９－７　両毛６市水道災害相互応援に関する協定書

両毛６市水道災害相互応援に関する協定書

この協定は、桐生市、太田市、館林市、みどり市、足利市及び佐野市（以下「両毛６市」という。）との間において水道災害時における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第１条　両毛６市が行う応援活動は、次のとおりとする。

(1)　応急給水作業

(2)　応急復旧作業

(3)　応急復旧等に必要な資材の提供

(4)　作業に必要な車両及び機械等の提供

２　両毛６市は、前項に定めるもののほか、特に応援要請のあつた事項についても、これに応ずるよう配慮するものとする。

(応援体制の連絡)

第２条　両毛６市は、災害時の応援が円滑に行われるようあらかじめ連絡担当課を定め、毎年４月末日までに相互に連絡交換するものとし、応援の要請、その他他市への連絡は、当該連絡担当課をして行うものとする。

(応援要請)

第３条　災害時において応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(1)　被害の状況

(2)　第１条第１項第１号及び第２号に規定する給水量、応援の人数及び期間等

(3)　第１条第１項第３号及び第４号に規定する品名、規格及び数量等

(4)　応援の場所及び応援場所への経路

(5)　その他必要な事項

(応援活動)

第４条　応援を受ける市は、対策本部を設け、その中に応援担当の責任者を置くものとする。

２　応援をする市は、前項の責任者と密接な連携のもとに応援活動を進めるとともに、応援職員の職種及び人数等を明確にするため、応援職員等一覧表を作成し、応援を受ける市へ送付するものとする。

(費用の負担)

第５条　第１条に規定する応援に要した費用の負担は、法令その他特別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

(1)　第１条第１項第１号及び第２号に規定する応援に要した費用は応援を受けた市の負担とすること。ただし、職員の応援に要した費用（旅費・時間外勤務手当を除く。）は、応援をした市の負担とすること。

(2)　第１条第１項第３号に規定する応援に要した費用は、応援を受けた市の負担とすること。

(3)　第１条第１項第４号に規定する応援に要した費用のうち応援期間中の車両及び器材の燃料費並

びにこれらの修繕費は、応援を受けた市の負担とすること。

(協定期間)

第６条　協定期間は、平成 18 年 7 月 11 日から平成 19 年 3 月 31 日でとする。ただし、期間満了までに両毛６市いずれの市からもなんらの意思表示がないときは期間満了の日の翌日から１年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(既存協定の失効)

第７条　昭和 58 年 6 月 29 日付で桐生市、太田市、館林市、足利市及び佐野市が締結した水道災害相互応援に関する協定（昭和 62 年 5 月 27 日一部変更）は、この協定の締結日をもって、その効力を失する。

(協議)

第８条　この協定の実施に関し、必要な事項は、その都度両毛６市が協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書６通を作成し、両毛６市の長記名押印のうえ、おのおの１通を保有する。

平成 18 年 7 月 11 日

桐 生 市 長　大　澤　義　隆

太 田 市 長　清　水　聖　義

館 林 市 長　中　島　勝　敬

みどり市長　石　原　　条

足 利 市 長　吉　谷　宗　夫

佐 野 市 長　岡　部　正　英

様式第１号（1）応援体制表

平成 24 年 4 月 1 日

区　　分		桐生市	太田市	館林市	みどり市	足利市	佐野市
管理者(局部長)		1	1	1	1	1	1
局　部　次　長		1	1				
課　　長		4	2	1	3	3	2
技術系職員	一般職	16	12	6	9	15	8
	現業	3	3	2		7	5
	計	19	15	8	9	22	13
事務系職員	男	7	3	7	4	14	13
	女	4	4	4	2	4	2
	計	11	7	11	6	18	15
浄・排水場職員		20			10	16	
そ の 他 職 員							
合　　計		56	26		29	60	31

様式第１号（2）給水用器材一覧表

平成 24 年 4 月 1 日現在

区分		桐生市	太田市	館林市	みどり市	足利市	佐野市
給水車	容量	1.8ｔ(無線) 2.0ｔ(無線)	1.8ℓ 4ｔ			2.0t (無線車)	2.0t
	拡声器		2			1	1
	台数	2	2			1	1
給水タンク	2ｔ	1	1	2	1		
	1.5ｔ						1
	1ｔ	5	1		1	3	1
	1ｔ未満	0.4t 1	0.3t 1 0.5t 1	0.5t 2		0.5t 9 0.3t 5	0.5t 1
ポリ容器	容量／数	20ℓ 11 10ℓ 452	20ℓ 70	100ℓ 1 20ℓ 40 10ℓ 100	20ℓ 50	18ℓ 160	20ℓ 100
給水袋	10ℓ	7,500	1,400	30,000	4,000		
	6ℓ	1,100				2,800	1,000
	4ℓ		3,500				400
携行マイク	出力		4W	3W		1W	
	数量		4	1		1	
浄水機	能力	4t/h 2t/h	1t/h 2t/h	4t/h 1t/h	2t/h 1t/h	2.4t/h	2t/h
	数量	10 1	2 16	2 4	1 2	2	2
飲料水	アルミ缶		210,000 本				
	ペットボトル	14,000 本		14,952 本			

様式第１号（3）車両一覧表

平成 24 年 4 月 1 日現在

区　　分	桐生市	太田市	館林市	みどり市	足利市	佐野市
トラック (内無線車)	5 (1)	2 (2)	3 (1)	2	2	6
広報車 (内無線車)	4 (3)	6 (2)	5 (3)	1 (1)	10 (5)	3
ライトバン等 (内無線車)	8 (6)	3 (0)	2 (1)	12 (11)	13 (1)	9 (3)
バックホー	1					1
ショベルローダー	1	1	1			
フォークリフト	1			1		
その他	7 （乗用 5、 給水車 2）	2 （給水車 2）	4 （乗用 4）	5 （乗用 5）	3 （乗用 2、 給水車 1）	5 （乗用 4、 給水車 1）

様式第２号　相互応援連絡表

桐生市水道局　　ＴＥＬ　０２７７-４６-１１１１	
代表者	桐生市水道事業 桐生市長 水道局長
所在地	〒376-8501　桐生市織姫町１番１号
連絡責任者	総務課長
災害発生時の 連絡先	平日　水道局　　ＴＥＬ　４６-１１１１ 夜間　元宿浄水場　　ＴＥＬ　４４-３３６３
無線	防災桐生

太田市水道局　　ＴＥＬ　０２７６-４５-２７３１	
代表者	太田市水道事業 太田市長 上下水道局長
所在地	〒373-0853　太田市浜町11番28号
連絡責任者	上下水道総務課長 （携帯電話番号）
災害発生時の 連絡先	平日　水道局　　ＴＥＬ　４５-２７３１ 夜間　渡良瀬浄水場（(株)ABS）　ＴＥＬ　３７-１２５４
無　線	防災太田

館林市環境水道部　　ＴＥＬ　０２７６－７２-４１１１	
代表者	館林市水道事業 館林市長 環境水道部長
所在地	〒374-8501　館林市城町１番１号
連絡責任者	参事兼水道課長 （携帯電話番号）
災害発生時の 連絡先	平日　環境水道部　　ＴＥＬ　７２-４１１１ 夜間　市役所（宿直）　　ＴＥＬ　７２-４１１１
無　線	防災館林

みどり市水道局　　ＴＥＬ　０２７７-７６-９９１６	
代表者	みどり市水道事業 みどり市長 水道局長
所在地	〒376-0101　みどり市大間々町大間々235-6
連絡責任者	総務課長 （携帯電話番号）
災害発生時の 連絡先	平日　水道庁舎　　ＴＥＬ　７６-９９１６ 夜間　塩原浄水場　　ＴＥＬ　７２-３８２７
無　線	みどり市水道(水道専用)

足利市上下水道部　　ＴＥＬ　０２８４－２０－２２０６	
代表者	足利市水道事業 足利市長 上下水道局長
所在地	〒326-8601　足利市本城 3 丁目 2145 番地
連絡責任者	庶務課長 （携帯電話番号）
災害発生時の 連絡先	平日　上下水道部　　ＴＥＬ　２０-２２０６ 夜間　南部浄水場　　ＴＥＬ　７２-６２０９
無　線	防災足利水道

佐野市水道局　　ＴＥＬ　０２８３－２２－１６９６	
代表者	佐野市水道事業 佐野市長 水道局長
所在地	〒327-0003　佐野市大橋町 1165 番地
連絡責任者	総務課長 （携帯電話番号）
災害発生時の 連絡先	平日　水道局　　ＴＥＬ　２２-１６９６ 夜間　水道局　　ＴＥＬ　２２-１６９６
無　線	佐野水道

資料９－８　１市５町水道災害相互応援協定書

１市５町水道災害相互応援協定書

この協定は、佐野市、田沼町、葛生町、藤岡町、岩舟町及び大平町（以下「１市５町」という。）との間において水道災害時における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第１条　１市５町が行う応援活動は、次のとおりとする。

(1)　応急給水作業

(2)　応急復旧作業

(3)　応急復旧等に必要な資材の提供

(4)　作業に必要な車両及び機械等の提供

２　１市５町は、前項に定めるもののほか、特に応援要請のあった事項についても、これに応ずるよう配慮するものとする。

（応援体制の連絡）

第２条　１市５町は、災害時の応援が円滑に行われるようあらかじめ連絡担当課を定め、毎年４月末日までに相互に連絡交換するものとし、応援の要請、その他他市町への連絡は、当該連絡担当課を通して行うものとする。

（応援要請）

第３条　災害時において応援を受けようとする市町は、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(1)　被害の状況

(2)　第１条第１項第１号及び第２号に規定する給水量、応援の人数及び期間等

(3)　第１条第１項第３号及び第４号に規定する品名、規格及び数量等

(4)　応援の場所及び応援場所への経路

(5)　その他必要な事項

（応援活動）

第４条　応援を受ける市町は、対策本部を設け、その中に応援担当の責任者を置くものとする。

２　応援をする市町は、前項の責任者と密接な連携のもとに応援活動を進めるとともに、応援職員の職種及び人数等を明確にするため応援職員等一覧表を作成し、応援を受ける市町へ送付するものとする。

（費用の負担）

第５条　第１条に規定する応援に要した費用の負担は、法令その他特別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

(1)　第１条第１項第１号及び第２号に規定する応援に要した費用は応援を受けた市町の負担とすること。ただし、職員の応援に要した費用（旅費・時間外勤務手当を除く。）は、応援をした市町の負担とすること。

(2)　第１条第１項第３号に規定する応援に要した費用は、応援を受けた市町の負担とすること。

(3)　第１条第１項第４号に規定する応援に要した費用のうち応援期間中の車両及び器材の燃料費並

びにこれらの修繕費は、応援を受けた市町の負担とすること。

（実施）

第６条　この協定は、昭和61年11月22日から実施する。

（協議）

第７条　この協定の実施に関し、必要な事項は、その都度１市５町が協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書６通を作成し、１市５町の長記名押印のうえ、おのおの１通を保有する。

昭和 61 年 11 月 22 日

佐野市長　早　川　吉　三

田沼町長　小　玉　　新

葛生町長　石　澤　一　彦

藤岡町長　阿　部　春　治

岩舟町長　渡　辺　芳　美

大平町長　椎　名　甲子一

様式第１号

（1）応援体制表

（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区　　分		佐　野　市			栃木市			岩舟町
		佐野市 水道局	田沼 営業所	葛生 営業所	栃木市 水道課	北部水道 事務所	南部水道 事務所	
管　理　者		市長 1			市長 1			町長 1
局長・部長		1			1			
課　　長		2			1			1
技術系職員	一般職	6	1	1	7	1		2
	現　業	3	1	1	1			
	計	9	2	2	8	1		2
事務系職員	男	10	2	1	6	2	4	2
	女	1	1		4		1	1
	計	11	3	1	10	2	5	3
浄・配水場職員								
その他の職員								
合　　計		23	5	3	20	3	5	6

(2) 給水用器材一覧表

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区　分		佐野市			栃木市			岩舟町
		佐野市水道局	田沼営業所	葛生営業所	栃木市水道課	北部水道事務所	南部水道事務所	
給水車	容量	2.0t						
	拡声器	1						
	台数	1						
給水タンク	2 トン							
	1.5 トン			1				
	1 トン		1		2	1	1	1
	0.5 トン	1					1	
ポリ容器	20 リットル	12	10	20	(18ℓ) 197	5	10	20
	10 リットル	30						
携行マイク	出力							
	数量							
浄水機	能力	2t/h						
	数量	2						
ポリ袋	6 リットル	210	200		(10ℓ) 1,600	300	5,400	2,500
	5 リットル	800	200	200				
	3 リットル							

様式第２号

（平成 24 年 4 月 1 日現在）

相互応援連絡表

佐野市

佐野市水道局　　TEL　0283-22-1696	
代表者	佐野市水道事業　　水道局長 佐野市長
所在地	〒327-0003　佐野市大橋町 1165
連絡責任者	工務課長
災害発生時の連絡先	水道局　TEL　0283-22-1696 （田沼営業所　TEL　0283-62-0419） （葛生営業所　TEL　0283-85-2223）
無　線	

栃木市

栃木市上下水道部水道課　TEL 0282-25-2103	
代表者	栃木市水道事業　　上下水道部長 栃木市長
所在地	〒328-0074　栃木市薗部町 3-13-24
連絡責任者	水道課主幹
災害発生時の連絡先	水道課　　TEL　0282-25-2101 （南部水道事務所　TEL　0282-43-9224） （北部水道事務所　TEL　0282-92-0317）
無　線	

岩舟町

岩舟町　水道課　　TEL　0282-55-3837	
代表者	岩舟町水道事業　　水道課長 岩舟町長
所在地	〒329-4392　岩舟町大字静 5132-2
連絡責任者	上水道担当長
災害発生時の連絡先	水道課　TEL　0282-55-3837 （勤務時間外　TEL　0282-55-3483）
無　線	

１市５町水道災害相互応援協定書実施細則

（趣旨）

第１条　この細則は、１市５町水道災害相互応援協定書（以下「協定書」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（水道災害の定義）

第２条　協定書に規定する「水道災害」とは、自然災害又は人為的災害により住民への生活用水の供給が困難となり当該市町だけで対応できない状況をいう。

（応援の範囲）

第３条　協定書第１条に規定する応援活動の範囲は、応援する市町の応援体制表（様式第１号）の範囲とする。

（応援体制の連絡等）

第４条　１市５町は、協定書第２条に規定する連絡担当課を通して密接な連絡を保つとともに応援体制表又は相互応援連絡表（様式第２号）に変更が生じたときは、速やかに文書をもって通知するものとする。

（応援の要請）

第５条　協定書第３条の規定により応援を受けようとする市町は、速やかに応援要請書（様式第３号）により応援の要請をするものとする。ただし、これによりがたいときは、電話等により要請するものとし、その後、応援要請書を送付するものとする。

（応援時の留意事項）

第６条　協定書第４条の規定により応援活動を進めるときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1)　応援職員は、応援する市町名を表示した腕章及び保護帽等を着用すること。

(2)　応援する市町は、応援職員の職種及び人数等を明確にするため応援職員等一覧表（様式第４号）を作成し送付すること。

附　則

この細則は、昭和 61 年 11 月 22 日から実施する。

資料９－９　災害時における給水装置等の早期復旧協力に関する協定

災害時における給水装置等の早期復旧協力に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、佐野市（以下「甲」という。）と佐野市設備業協同組合（以下「乙」という。）との間に、佐野市内に発生した地震、風水害、その他の災害及び他都市で発生した災害で佐野市に応援要請を受けたときにおいて、被災住民に飲料水を提供するための水道施設の早期復旧を目的として締結するものとする。

（協力要請）

第２条　乙は市内の災害発生時には甲の要請を待たず、被災住民に飲料水の提供ができるよう速やかに復旧工事に取り掛かれるよう準備し、甲に連絡し待機するものとする。

２　甲は、他都市で発生した災害で佐野市が応援要請を受けたときは、その災害の状況に応じ必要な人員及び資器材等を提供するよう要請することができる。

（要請の手続）

第３条　甲が行う要請の手続きは、佐野市災害対策本部水道部が担当する。

２　要請にあたっては、協力を要する期間、その他必要事項を連絡するものとする。

３　前項の期間は、災害の状況により甲が必要と認めたときは、乙と協議して延長することができる。

４　乙の連絡窓口は、理事長とする。

（早期復旧要請）

第４条　乙は、甲の要請を受けた場合は、近隣被災地区の被害状況を確認して飲料水の提供ができるよう速やかに復旧工事に着手するものとする。

２　復旧工事を受けようとするものは、乙の指示に従うものとする。

（提供する資器材等）

第５条　乙が提供する資器材等は、次のとおりとする。

(1)　給水に必要な蛇口等の諸器具等

(2)　その他復旧工事に要する資器材

２　上記復旧工事に要した資器材等に係る諸経費は別途甲・乙協議して定める。

（雑則）

第６条　この協定の実施に関し、必要な事項は甲・乙協議して定める。

（協定期間）

第７条　この協定の期間は、平成８年８月１日から平成９年３月 31 日までとする。ただし、期間

満了の１か月前までに甲・乙双方から何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から１年間延長するものとする。以後も同様とする。

（協定の変更）

第８条　協定の内容を変更しようとする場合は、甲・乙協議して変更協定書を取り交わすものとする。

（付　則）

この協定は平成８年８月１日から適用する。

この協定成立を証するため、当事者記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成８年８月１日

甲　佐野市長　毛塚　吉太郎

乙　佐野市設備業協同組合
理 事 長　若田部　友　弘

資料９－１０　日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱

日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、日本水道協会栃木県支部規則第２条の２の規定に基づき、地震、異常渇水その他の災害において、日本水道協会栃木県支部（以下「支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が相互に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（他の法令との関係）

第２条　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）等の法令が適用された場合においては、応援活動及び応援に係る事務処理については、法令によるものとする。

（応援の内容）

第３条　会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

(1) 応急給水及び施設の応急復旧の作業に必要な職員の派遣

(2) 応急給水に必要な給水用ポリタンク等の提供

(3) 施設の応急復旧に必要な資器材の提供

(4) 作業に必要な車両、機械等の提供

(5) 水道公認工事店の斡旋

２　応援会員は、前項に定めるもののほか、特に被災会員から要請のあった事項について、これに応じるよう努力するものとする。

（応援の期間）

第４条　応援の期間は、原則として７日以内とする。ただし、協議によりその期間を延長することができる。

（費用の負担）

第５条　応援に要した費用の負担は、社団法人日本水道協会「地震等緊急時対応に関する報告書」の基準によることとし、これによりがたいときは、関係都市の協議によるものとする。

（応援の要請）

第６条　被災会員は、他の会員の応援を求めようとするときは、支部長を通し要請するものとする。

２　支部長は、別表第１の非常災害時の連絡先により、必要な措置を要請するものとする。

３　要請を受けた会員は、要請に応じるよう努力するものとする。

（要請の方法）

第７条　被災会員は、応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

(1) 被害の状況
(2) 必要とする応援の内容
(3) 必要とする職員の職種別人員
(4) 応援を要する期間
(5) 必要とする資機材の種類及び数量
(6) 応援の場所及び経路
(7) その他必要な事項

（応援体制）
第８条　応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

（被応援体制）
第９条　被災会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋その他必要な便宜を供与するものとする。

（応援物資等の調査）
第１０条　会員は、非常災害時の応援を円滑に行うために、毎年度、別表第２により職員の状況及び保有する物資、車両等を調査し、支部長に提出するものとする。
２　支部長は、前項の提出表を取りまとめ、会員に送付するものとする。

（協議）
第１１条　この要綱の実施に関して必要な事項又はこの要綱に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

附則
この要綱は、平成８年４月１８日から施行する。

附則
この要綱は、平成１８年４月２６日から施行する。

別表第１

非常災害時の連絡先

連絡部課名				
担当者及び順位		第１順位	第２順位	第３順位
連絡先の電話番号	勤務時間内			
	勤務時間外			

別表２

会員名＿＿＿＿＿＿＿＿

(1) 職員状況

（単位：人）

区分 / 会員名	職員数	職員の内訳									指定給水工事事業者	備考
		事務職員	技術職員					配管技能員	現業員	その他		
			土木	電気	科学	機械	建築					

(2) 車両及び資機材保有状況

		規格	数量	備考
車両	給水タンク車	t	台	
給水容器	給水タンク	t	台	
	ポリタンク	リットル	個	
	ポリ袋	リットル	枚	
器材	発電機		台	
	投光機		台	
	鉄管切断機		台	
	電動ネジ切機		台	
管類	直管	㎜	本	
その他				

資料９－１１　北関東・新潟地域連携軸推進協議会災害時における相互応援に関する要綱

北関東・新潟地域連携軸推進協議会災害時における相互応援に関する要綱

(目的)

第１条　この要綱は、北関東・新潟地域連携軸推進協議会の構成市町村（以下「構成市町村」という。）の区域内に災害が発生し、被災した構成市町村で十分な救援等の応急措置ができない場合、構成市町村が相互に応援し、応急対策活動に万全を期すことを目的とする。

(連絡体制)

第２条　各県に災害応急対策担当幹事（以下「応急対策幹事」という。）を置く。

２　構成市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定めるものとする。

(応援の要請)

第３条　災害の発生により応援を求めようとする構成市町村は、災害の概要を明らかにして、その県の応急対策幹事に口頭又は文書等で、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

(1)　食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供

(2)　被災者援護に係る職員の派遣

(3)　被災者の医療・防疫活動における職員の派遣、医療品等の提供

(4)　被災者のための施設の提供及びあっせん

(5)　その他応急対策活動に必要な措置

２　応援の要請を受けた応急対策幹事は、被災の状況により、県内の構成市町村に応援要請するとともに事務局に連絡する。

３　事務局は、必要に応じ、他の応急対策幹事に応援を要請する。

(自主応援)

第４条　構成市町村は、必要と認めたときは応援要請がない場合でも、自主的に応援をするものとする。

(応援経費の負担)

第５条　応援に要した経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次のとおりとする。

(1)　職員の派遣に要する経費　応援する構成市町村が負担

(2)　前号に掲げるもののほか応援に要する経費　応援を受ける構成市町村が負担

(情報等の交換)

第６条　構成市町村は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に交換するものとする。

(協議)

第７条　この要綱に定めのない事項及び実施に関して必要な事項は、構成市町村がその都度協議して定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 8 年 10 月 14 日から施行する。

構　成　市　町　村

県　名	市　　町　　村　　名
新　潟　県	新潟市、黒崎町、白根市、亀田町、横越村、新津市、小須戸町、田上町、加茂市、三条市、燕市、見附市、中之島町、長岡市、越路町、柏崎市、小千谷市、湯沢町
群　馬　県	新治村、片品村、水上町、月夜野町、沼田市、小野上村、子持村、高山村、渋川市、昭和村、前橋市、群馬町、高崎市、赤堀町、桐生市、伊勢崎市、東村、藪塚本町、太田市、館林市
栃　木　県	足利市、佐野市、田沼町、岩舟町、藤岡町、大平町、小山市、栃木市、都賀町、壬生町、石橋町、上三川町、真岡市、二宮町
茨　城　県	下館市、協和町、大和村、岩瀬町、笠間市、友部町、水戸市、茨城町、ひたちなか市

資料９－１２　東北自動車道内の館林・佐野藤岡インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書

東北自動車道内の館林・佐野藤岡インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条第２項の規定に基づいて、東北自動車道（以下「高速道路」という。）の館林・佐野藤岡インターチェンジ間における消防及び救急業務の実施及び処理（以下「消防業務」という。）について、館林地区消防組合管理者岩上泰治（以下「甲」という。）と佐野地区広域消防組合組合長鈴木達三（以下「乙」という。）との間に、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、高速道路の館林・佐野藤岡インターチェンジ間における消防業務の円滑を図るため、甲、乙双方が相互に応援することを目的とする。

（出勤）

第２条　甲、乙いずれか一方から消防業務の出勤要請を受けたとき、又は事故を覚知したときは、直ちに出勤するものとする。

（出動隊）

第３条　協定に基づき出勤する消防隊又は救急隊は、原則として常備消防機関の消防隊又は救急隊とする。

（出勤隊の担当区域）

第４条　前条の出勤隊は、館林・佐野藤岡インターチェンジ間の上り線を佐野地区広域消防組合消防本部、下り線を館林地区消防組合消防本部が担当するものとする。ただし、事故の状況により相互に応援し合うものとする。

（出勤範囲）

第５条　出動の範囲は、高速道路の館林・佐野藤岡インターチェンジ間で発生した事故について、消防業務を完了するまでとする

（消防業務の処理）

第６条　消防業務の事務処理は、その消防業務を取り扱った出動隊が行うものとする。

２　担当区域外の事故を覚知し、出勤したときは直ちにその状況を相互に通報するものとする。

３　第１項の事務処理を行う場合において、被救護者の住所、氏名、年令、傷病程度、治療日数等の調査事務が長時間を要するときは、その管轄する消防本部に事務の一部を依頼することができる。

（救急病院等）

第７条　甲及び乙は、救急病院等の所在地等関係事項を調査のうえ、相互に連絡し搬送業務を円滑に行うものとする。

（指揮）

第８条　甲及び乙の消防隊又は救急隊が同時に出動し、消防業務にあたる場合の現場の指揮は、原則として事故発生地の区域を管轄する消防長がこれにあたるものとする。

（応援に要する経費）

第９条　応援に要する経費は、原則として応援側の負担とする。ただし、消防機械器具の重大な破損の修理費、建造物、施設若しくは、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊負に対する賞じゅつ金その他の経費については、その都度甲、乙両者間で協議して定めるものとする。

（その他）

第１０条　この協定に定めのない事項または疑義を生じたときは、そのつど甲、乙双方協議して定めるものとする。

附則

この協定は、昭和４８年８月９日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し双方記名押印のうえ、各１通を所持するものとする。

昭和４８年８月９日

甲　館林地区消防組合
管理者　岩上泰治

乙　佐野地区広域消防組合
組合長　鈴木達三

資料９－１３　東北自動車道消防相互応援協定書

東北自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条第２項の規定に基づき、佐野地区広域消防組合、栃木市、鹿沼市、宇都宮市、塩谷広域行政組合、大田原地区広域消防組合及び黒磯那須消防組合（以下「協定市町等」という。）の長は、協定市町等の行政区域のうち、東北自動車道（以下「高速道」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、高速道において火災、救急事故その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市町等相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第２条　協定市町等などは、前条の目的を達成するため、協議により協定市町等の出場区域を定めるとともに、高速道路の災害の処理のため、協定市町等から応援の要請があった場合は、相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

（出場消防隊等）

第３条　この協定により出場する消防隊等は、原則として、常備消防機関の消防隊等とする。ただし、高速道路築堤部の災害又は高速道路敷地内の建物火災の防ぎょに際し、側道等を利用する場合にあたっては、この限りでない。

（出場区域）

第４条　協定市町等は、別表に掲げる出場区域表に基づき応援を行うものとする。

（特別応援）

第５条　協定市町等は、高速道路に大災害が発生した場合、その他特別の理由により当該協定市町等の長の要請があったときは、前条の規定にかかわらず、同条の出場区域表に基づいて応援を行う協定市町等以外の協定市町等に対し、特別応援を行うものとする。

（当別応援の要請）

第６条　当別応援の要請を行うときは、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

(1)　災害発生の場所及び災害の概要

（２）応援を要する消防隊等の種類及び数

（３）その他活動内容等必要な事項

（応援消防隊の出場）

第７条　この協定による消防隊等の出場は、通報又は要請の内容、消防力及び消防事象の実情に応じて、

応援を行う協定市町等の消防長が決定する。

（指揮）

第８条　応援のため出場した消防隊等の指揮は、当該応援を要請した協定市町等の現場にある最高指揮者が行うものとする。

（災害の事務処理）

第９条　災害の事務処理は、その業務に従事した消防隊等が行うものとする。

２　前項の事務処理を行う場合において、災害の原因、損害又は被救護者の調査事務が長時間を要するときは、他の協定市町等に事務処理の一部を依頼することができる。

（応援に要する経費の負担）

第１０条　応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

（１）　応援のため要した経常経費は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、機具資材等で要請により調達し、又は立て替えたものについては、現物により、又はその経費を応援を受けた協定市町等が負担する。

（２）　応援出場した消防隊等の活動が長時間にわたるため、燃料、機具若しくは資材の補給又は給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定市町等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。

（３）　応援出場した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該消防隊員の所属する協定市町等の負担とする。

（４）　消防機械器具の重大な破損の修理費、建物施設その他第三者の損害の対する賠償費その他前各号以外の諸経費の負担については、その都度協定市町等が協議して定めるものとする。

（情報交換等）

第１１条　協定市町等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報等を相互に通報するものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義を生じた事項については、その都度協議のうえ、決定するものとする。

（実施要領）

第１３条　この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防長が相互に協議のうえ定める。

附則

この協定は、平成２３年１０月１日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書７通を作成し、各々が記名押印のうえ各１通ずつ保管する。

平成２３年９月１５日

協定者　佐野地区広域消防組合
組　　合　　長　　岡部　正英

栃　木　市　長　　鈴木　俊美

鹿　沼　市　長　　佐藤　　信

宇　都　宮　市　長　　佐藤　栄一

塩谷広域行政組合
管　　理　　者　　遠藤　　忠

大田原地区行政組合
組　　合　　長　　津久井富雄

黒磯那須消防組合
組　　合　　長　　栗川　　仁

出　場　区　域　表

市　町　等	救急出場区域	消防出場区域
佐野地区広域消防組合	栃　木　市	同左
栃　木　市	佐野地区広域消防組合 鹿　沼　市	同左
鹿　沼　市	栃　木　市 宇　都　宮　市	同左
宇　都　宮　市	鹿　沼　市 塩谷広域行政消防本部	同左
塩谷広域行政消防本部	宇　都　宮　市 大田原地区消防組合	同左
大田原地区消防組合	塩谷広域行政消防本部 黒磯那須消防組合	同左
黒磯那須消防組合	大田原地区消防組合	同左

資料９－１４　みかもヘリポート及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

みかもヘリポート及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

藤坂砕石工業株式会社　代表取締役　山野井祥二と佐野地区広域消防組合組合長　早川吉三は、佐野市関川町に設置の、みかもヘリポート（以下「ヘリポート」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、ヘリポート及びその周辺における航空機に関する火災、若しくは、ヘリポートにおけるその他の火災、又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、藤坂砕石工業株式会社航空部（以下「甲」という。）と、佐野地区広域消防組合消防本部（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止、又は軽減を図ることを目的とする。

（区分）

第２条　ヘリポートにおける緊急事態の消火救難活動は、甲が第１次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

２　ヘリポート周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第１次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第３条　ヘリポートに緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して、速やかに通報するものとし、ヘリポート周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

２　前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

(1)　緊急事態の種類

(2)　航空機の機種及び搭乗人員

(3)　緊急事態発生の場所及び時刻

(4)　消防隊及び救急隊の到着すべき場所

(5)　その他必要な事項

３　通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは速やかに、通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第４条　消火救難活動のために要する費用は、原則としてそれぞれ出動した機関が負担するものとする。

（調査に対する協力）

第５条　甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡、そ

の他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通報）

第６条　甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に通報するものとする。

（訓練）

第７条　甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的に実施するものとする。

（資料の交換）

第８条　甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における緒施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（消防活動に対する協力）

第９条　前各条にかかわらず、消防活動のため必要ある場合、甲は乙に対しヘリポートの開港等について協力をおこなうものとする。

（その他）

第１０条　この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

平成元年１月１０日

藤坂砕石工業株式会社
代表取締役　　山野井　祥二
ＴＥＬ　22-8151

佐野地区広域消防組合
組　合　長　　早川　吉三

資料９－１５　栃木県震度情報ネットワークシステムに係る施設の設置管理に関する協定書

栃木県震度情報ネットワークシステムに係る施設の設置管理に関する協定書

栃木県（以下「甲」という。）と佐野市（以下「乙」という。）とは、栃木県震度情報ネットワークシステムに係る施設（以下「計測震度計施設」という。消防本部に設置するものを含む。）の設置及び管理についで次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震による被害状況（被害の全体像）を早期に把握し、迅速な災害対策活動の実施に必要な震度情報の収集を行うため、甲が乙の施設に設置する計測震度計施設（感震装置、表示装置、処理装置、発信装置及ぴこれらを接続するケーブル等から構成される施設）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（計測震度計施設の設置）

第２条　甲は、乙の庁舎に計測震度計施設を設置するものとする。

２　計測震度計施設の所有権は、甲に帰属するものとし、乙は計測震度計施設の設置に当たり必要な庁舎施設及びその附属設備並びに敷地を甲の使用に供するものとする。

（計測震度計施設の保管管理）

第３条　計測震度計施設の一般管理（日常の使用、保管に関する管理をいう。以下同じ。）は乙が行い、維持管理（計測震度計施設の機能を維持するための管理をいう。以下同じ。）は甲が行うものとする。

（経費の負担）

第４条　計測震度計施設の設置及び管理に要する経費の負担は、次によるものとする。

(1)　計測震度計施設設置に要する経費

ア　甲が負担する経費

(ｱ)　計測震度計施設設置に係る経費

(ｲ)　甲の都合により計測震度計施設の変更工事等をする場合の当該工事等に要する経費

イ　乙が負担する経費

(ｱ)　乙の都合により計測震度計施設の変更又は設置場所の移転等を行う場合における当該工事に要する経費

(2)　計測震度計施設の保管管理に要する経費

ア　甲が負担する経費

(ｱ)　計測震度計施設の維持管理に要する経費

イ　乙が負担する経費

(ｱ)　計測震度計施設の一般管理に要する電気料等

(ｲ)　善良な管理を怠ったために生じた損傷等の補修に要する経費

（その他）

第５条　この協定についで疑義が生じた場合又は定めのない事項は、甲乙協議のうえ決定するものとする。この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

平成 8 年 12 月 25 日

甲　宇都宮市塙田 1－１－20
栃木県
知　　事　渡　辺　文　雄

乙　佐野市高砂町 3061
佐野市長　毛　塚　吉太郎

資料９−１６　大規模災害時における相互応援に関する協定書

大規模災害時における相互応援に関する協定書

足利市、桐生市、佐野市、太田市、館林市及びみどり市（以下「両毛六市」という。）は、両毛六市の区域内において大規模な災害が発生した場合に、被災市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策についで相互に応援するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　救助、救援及ぴ応急復旧活動に必要な職員の派遣及び車両等の提供
(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
(3)　食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
(4)　ごみ・し尿処理のための車両及び施設の提供
(5)　火葬場の提供
(6)　児童及び生徒の受入れ
(7)　住宅のあっせん
(8)　ボランティアのあっせん
(9)　前各号に掲げるもののほか特に要請があつた事項

（応援要請の手続）

第２条　応援を要請しようとする市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第８条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

(1)　被害の状況
(2)　前条第 1 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
(3)　前条第２号及び第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
(4)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、車両の種類及び台数
(5)　前条第６号及び第７号に掲げる応援を要請する場合にあっては、被災者の人数、提供の期間等
(6)　応援の場所及びその経路
(7)　応援の期間
(8)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極カこれに応じ、応援活動に努めるものとする。

(応援のための派遣された職員の指揮)

第４条　応援のため派遣された職員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第５条　応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援市は必要な支援を行うものとする。

２　前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度要請市と応援市とが協議して定めるものとする。

(被害補償等)

第６条　応援活動に従事した職員がその活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における本人又はその遺族に対する補償は、応援市が負うものとする。

２　応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(緊急応援)

第７条　両毛六市は、第２条の規定にかかわらず、両毛六市のいずれかの市域において大規模な災害が発生したことが明らかであつて、事態が緊急を要すると認めた場合は、自らの判断により緊急応援活動を実施するものとする。

２　前項の緊急応援活動については、第４条から第６条までの規定を準用する。

(連絡担当部局)

第８条　両毛六市は、相互応援のための窓口としてあらかじめ連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

(平常時の活動)

第９条　両毛六市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の資料を相互に交換するほか、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(その他)

第 10 条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項についでは、両毛六市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定害６通を作成し、署名押印の上、各自１通を保有する。

平成 18 年 7 月 11 日

足　利市長　吉　谷　宗　夫

桐　生市長　大　澤　義　隆

佐　野市長　岡　部　正　英

太　田市長　清　水　聖　義

館　林市長　中　島　勝　敬

みどり市長　石　原　　条

資料９－１７　栃木県防災行政無線局設置管理に関する協定書

栃木県防災行政無線局設置管理に関する協定書

栃木県（以下「甲」という。）と佐野地区広域消防組合（以下「乙」という。）とは、栃木県防災行政無線施設（以下「無線局」という。消防本部に設置するものを含む。）の設置及び管理について次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づき、防災行政に係る事務及び一般行政事務に関し、迅速かつ緊密な連絡を図るため、甲が乙の施設に設置する無線局の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（無線局の設置）

第２条　甲は、乙の庁舎に無線局を設置するものとする。

２　無線局の所有権は、甲に帰属するものとし、乙は無線局の設置に当り必要な庁舎施設及びその付属設備並びに敷地を甲の使用に供するものとする。

３　無線局には、無線電話装置又は有線端末装置、電話機、空中線装置及び発動発電機並びにこれらを接続するケーブル等（以下「無線設備」という。）を設置するものとする。

（無線設備の保管管理）

第３条　無線設備の一般管理（日常の使用、保管に関する管理をいう。以下同じ。）は乙が行い、維持管理（無線設備の機能を維持するための管理をいう。以下同じ。）は甲が行うものとする。

（無線従事者）

第４条　無線局の無線従事者は、乙の職員の中から乙が指名した職員をもってあてる。

２　前項の職員は、県の職員の身分を併せ有するものとする。

３　前項の無線従事者は、電波法（昭和２５年法律第１３１号）に定める特殊無線技士（無線電話乙）以上の資格を有するものとする。

（経費の負担）

第５条　無線局の設置及び管理に要する経費の負担は次によるものとする。

(1) 無線局設置に要する経費

ア　甲が負担する経費

（ア） 無線局設置に係る経費（乙が負担する額を除く。）

（イ） 甲の都合により無線設備の変更工裏をする場合の当該工事に要する経費

（ウ） 電波法令に規定する免許申請、落成検査等の手数料

イ　乙が負担する経費

（ア） 無線局設置に係る経費で、甲と乙とが別途協議して定める額

（イ） 乙の都合により無線設備の変更あるいは設置場所の移転等を行う場合における当該工事に要する経費

(2) 無線局の保管管理に要する経費

ア　甲が負担する経費

（ア） 無線設備の維持管理に要する経費

（イ） 電波法令に規定する再免許申請、変更及び定期検査等の手数料

イ　乙が負担する経費

（ア） 無線従事者としてあてられた職員に対する給与その他すべての給付

（イ） 無線設備の一般管理に要する電気料及び発動発電機の燃料費

（ウ） 善良な管理を怠ったために生じた損傷等の補修に要する経費

（その他）

第６条　この協定について疑義が生じた場合、若しくは定めのない事項は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

昭和５５年１２月１日

甲　宇都宮市塙田 1-1-20
栃木県
知事　船田　譲

乙　佐野市富岡町 451 番地の 1
佐野地区広域消防組合
組合長　鈴木達三

資料９－１８　佐野市防災行政用無線局に関する協定書

佐野市防災行政用無線局に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と佐野地区広域消防組合（以下「乙」という。）は、佐野市防災用行政無線施設（以下「無線施設」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙の施設に設置する無線施設の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（無線施設の設置）

第２条　甲は、乙の庁舎に無線施設を設置するものとする。

２　無線施設の所有権は、甲に帰属するものとし、乙は、無線施設の設置にあたり、必要な庁舎施設及び附属設備並びに敷地を甲の使用に供するものとする。

３　乙に設置する無線施設は、佐野市防災用行政無線局の遠隔制御装置及びケーブル（以下「無線設備」という。）とする。

（無線設備の保管管理）

第３条　無線設備の一般管理（日常の使用、保管に関する管理）は乙が行い、維持管理（無線設備の機能を維持するための管理）は甲が行うものとする。

（無線従事者）

第４条　無線設備の無線従事者は、消防本部通信指令課の職員をもって充てる。

２　前項の無線従事者は、電波法（昭和２５年法律第１３１号）に規定する特殊無線技士（無線電話乙）以上の資格を有するものとする。

（経費の負担）

第５条　無線設備の設置及び管理に要する経費の負担は、次によるものとする。

(1) 無線設備設置に要する経費

ア　甲が負担する経費

（ア）　無線設備設置に関する経費

（イ）　甲の都合により無線設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経

（ウ）　電波法令に規定する免許申請、落成検査等の手数料

イ　乙が負担する経費

（ア）　乙の都合により無線設備の変更あるいは設置場所の移転等を行う場合における当該工事に要する経費

(2) 無線設備の保管管理に要する経費

ア　甲が負担する経費

（ア） 無線設備の維持管理に要する経費

（イ） 電波法令に規定する再免許申請、変更及び定期検査等の手数料

イ　乙が負担する経費

（ア） 無線従事者としてあてられた職員に対する給与、その他すべての給付

（イ） 善良な管理を怠ったために生じた損傷等の補修に要する経費

（通信及び運用）

第６条　乙は、次により通信及び運用を行うものとする。

(1) 乙の通信事項は、消防業務関係の通報、伝達、通信訓練及び試験電波とする。

(2) 前号の通信は、災害その他必要を生じた場合、遠隔制御装置を操作し運用する。

２　前項のほか通信については、佐野市防災行政用無線局管理運用規程に基づき運用する。

（期間）

第７条　この協定の期間は、平成１７年４月１８日から平成１８年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は平成１８年４月１日から１年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第８条　この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの１通を保有するものとする。

平成１７年４月１８日

甲　佐野市長　　岡部正英

乙　佐野地区広域消防組合長　岡部正英

資料９−１９　佐野市緊急通報センターの業務運営に関する協定書

佐野市緊急通報センターの業務運営に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と佐野地区広域消防組合（以下「乙」という。）とは、佐野市高齢者緊急通報装置貸与事業及び佐野市重度身体障害者緊急通報装置貸与事業に関し、緊急通報センター（以下「センター」という。）の業務運営について次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　甲は、緊急通報センター装置（以下「センター装置」という。）を乙の本部指令室に設置し、このセンター装置運営を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（業務実施の場所）

第２条　乙は、委託業務を、佐野市富岡町１３９１番地佐野地区広域消防組合消防本部指令室において行うものとする。

（委託業務の内容）

第３条　委託業務の内容は、次に掲げるところによる。

(1)　緊急通報への対応

(2)　緊急通報の協力者等への転送

(3)　センター装置及び緊急通報装置の故障等への対応

(4)　通報状況について甲への報告。通報状況の報告とは、着信状況の月例出力資料による。

（データの更新）

第４条　端末機設置者の異動にかかるデータの更新については、甲が行う。

（装置の設置及び管理）

第５条　甲は、乙が行う緊急通報等対応業務のため、センター装置を乙の本部指令室に設置する。

２　センター装置の維持管理にかかる経費については、甲が支払うものとする。

３　センター装置は、乙が責任をもって管理し、許可なく委託業務以外の用に供してはならない。

（委託期間）

第６条　委託期間は、平成１７年２月２８日から平成１７年３月３１日までとする。ただし、期間満了日までに甲乙一方から解約の申出がないときは、順次一ヶ年さらに期間を継続するものとする。

（委託料）

第７条　委託業務に関する費用は、無料とする。

（他町センターへの使用許可）

第８条　甲は、乙が行う岩舟町の緊急通報センター運営に関し、センター装置の容量の一部につき使用を認めるものとする。

（資料の提出等）

第９条　乙は、委託業務に関し甲から資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。なお、資料の提出とは、装置、端末機の故障等に関する報告書とし、緊急通報対応内容の救急活動記録表並びに火災出場報告書については閲覧とする。

（協定の解除）

第 10 条　この協定の期間内において、甲乙いずれか一方がこの協定を解除しようとするときは、文書をもって相手方に意思表示するものとする。

（秘密の保持）

第 11 条　乙は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（協議事項）

第 12 条　この協定の条項について疑義を生じたとき又は、この協定書に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、正本を２通作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を所持するものとする。

平成１７年２月２８日

甲　栃木県佐野市高砂町１番地
佐　野　市
市長職務執行者　　立川　裕康

乙　栃木県佐野市富岡町１３９１番地
佐野地区広域消防組合長職務代表者
佐野地区広域消防組合
副組合長　　栃木　實

資料９－２０　災害時の相互協力に関する覚書（佐野市、佐野郵便局）

災害時の相互協力に関する覚書

佐野市（以下「甲」という。）及び佐野市内郵便局（以下「乙」という。）は、佐野市内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第１条　この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、佐野市内に災害が発生し、次の事項についで必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1)　災害援助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵便事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策

(2)　甲が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

(3)　乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

(4)　甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供

(5)　甲が所有する防災資器材等の乙への提供

(6)　乙が必要に応じ避難所に臨時の郵便差出箱を設置

(7)　乙が管理する郵便集配自転車等の提供

(8)　その他前記(1)～(7)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力実施）

第３条　両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に照らして、それぞれの業務に支障を期さない範囲で、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費についでは、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

２　前項の負担につき疑義が生じたときは両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第５条　甲の災害対策本部の会議に、必要に応じて佐野郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第６条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)
第７条　乙は、甲若しくは市内各地域の行う防災訓練に参加することができる。

(情報の交換)
第８条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)
第９条　この覚書に関する連絡責任者は、甲においては佐野市行政経営部危機管理課長、乙においては佐野郵便局総務課長とする。

(協議)
第10条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは､両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成17年8月2日

甲　佐野市
佐野市長　　岡　部　正　英

乙　日本郵政公社
佐野市内郵便局代表
佐野郵便局長　村　上　　昇

資料９－２１　災害時の物資供給等に関する協定書

災害時の物資供給等に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）とイオン株式会社ジャスコ佐野新都市店（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための生活物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関して次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第１条　甲は、災害発生時における物資の確保を図るため、必要があると認める時は、乙の保有する物資の供給を要請するものとする。

２　甲は乙に対して前項に定める要請を行う場合には、要請する物資及びその数量等について原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する処置）

第２条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に対して速やかに適切な措置を取るとともに、その措置状況について甲の連絡先担当者に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとする。

（1）飲料品　（2）食料品　（3）日用生活品　（4）その他甲が指定する物資

（物資の数量）

第４条　甲は必要がある場合に、乙に対し、供給できる数量について照会することができるものとする。

（物資の納入）

第５条　乙は、甲との調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

２　乙が物資の運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するものとする。

３　甲は物資の納入引渡し場所へ職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（物資の費用）

第６条　乙が供給した物資の対価及び前条の規定により甲の要請に基づき乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２　物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第７条　甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第８条　物資の要請及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（履行義務の免除）

第９条　乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

（協議事項）

第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、平成１８年７月３１日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の１箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成１８年７月３１日

甲　佐　野　市　長

岡　部　正　英

乙　イオン株式会社

ジャスコ佐野新都市店長

青　柳　英　樹

資料９－２２　災害時における防災活動協力に関する協定書

災害時における防災活動協力に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）とイオン株式会社ジャスコ佐野新都市店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、佐野市域で地震、風水害等による大規模災害が発生した時の被災者の応急救助等に係る防災活動協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲は、乙に対し次の事項について協力を要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

(1) 乙は、災害時応急活動に係る活動要員を派遣し、甲の応急活動に従事させること。

(2) 乙は、乙の所有する災害活動用資機材を提供すること。

(3) 乙は、乙の店舗及び乙の関係機関において保有する生活必需物資等を供給すること。

(4) 乙は、乙の店舗において、被災者に対し避難場所、飲料水、トイレ等を提供すること。

(5) 乙は、乙の店舗において、被災者に対しテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。

２　甲及び乙は、前項に定めがない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

（支援要請の手続き）

第３条　前条の規定による甲及び乙の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提供するものとする。

（連絡責任者）

第４条　防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。但し、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　第２条第１項（３）及び同条第２項に規定する防災協力の実施に要した物資の対価及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

２　物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払い）

第６条　甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を支払うものとする。

（円滑な運用）

第７条　甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うと共に相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

（履行義務の免除）

第８条　乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成１８年７月３１日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の１箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成１８年７月３１日

甲　佐　野　市　長

岡　部　正　英

乙　イオン株式会社

ジャスコ佐野新都市店長

青　柳　英　樹

資料９−２３　停電事故情報の周知に関する協定書

停電事故情報の周知に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社栃木南支社（以下「乙」という。）とは、突発的な停電事故が発生した場合における事故情報の市民（旧葛生地区）への周知について次のとおり協定する。

（目的）

第１条　非常事態の発生により、乙が提供する電力の供給が不能となった場合において市民へ適切な情報を提供すること及び支持をすること等により不測の混乱を防止することを目的とする。

（定義）

第２条　前条に規定する非常事態とは、地震・台風・雪害・襲雷等の自然災害および火災・交通事故等の予測不可能な出来事をいう。

（周知依頼）

第３条　乙は、前条の非常事態により電力供給不能を確認した場合は、甲の指定する方法（別紙様式第１号）により速やかに必要な情報を甲に報告するとともに、関係市民への周知を依頼するものとする。

２　前項に規定する電力協定不能状況が復旧したときは、その旨、甲へ適宜報告するものとする。

（周知方法）

第４条　甲は、前条に基づく報告及び周知依頼があった場合は、遅滞なく甲が管理運営する防災行政無線を使用して当該地域市民へ必要情報を放送するものとする。

２　前条に基づく報告であって、周知の必要がないと甲が認めるときは放送を省略するとともに、その旨を乙に連絡するものとする。

（苦情等の処理）

第５条　放送内容及び復旧その他の苦情等に関する一切の問い合わせについては、全て乙の責任において誠意をもって対処すること。

（解除等）

第６条　次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この協定を解除することができる。

(1)　乙がこの協定に違反したとき。

(2)　電波法（昭和２５年法律第１３１号）第５２条に抵触するおそれがあるとき。

（疑義等の決定）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 14 年 12 月 25 日

甲　佐野市高砂町１番地
佐　野　市
市　長　岡　部　正　英

乙　小山市駅東通り２丁目２３番２５号
東京電力株式会社栃木南支社
支社長　野　沢　是　幸

別紙様式１号（協定書第３条関係）

<table>
<tr><td colspan="6">停電事故報告及び周知依頼書</td></tr>
<tr><td colspan="2">連絡の方法</td><td colspan="4">電話にて概要報告するとともに、必要事項を記入のうえ本紙をファクスすること。
ＦＡＸ　０２８３－８５－３０３９</td></tr>
<tr><td colspan="2">連絡先</td><td colspan="4">○勤務時間内　→　危機管理課危機管理係　ＴＥＬ　０２８３－２０－３０５６
○その他　　→　佐野市役所休日・夜間街視を通じ、担当職員に連絡
ＴＥＬ　０２８３－２０－３０５６</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事故発生の概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>依頼年月日</td><td>平成　　年　　月　　日</td><td>依頼者氏名</td><td colspan="2">東京電力株式会社栃木南支社</td></tr>
<tr><td>放送する原稿</td><td colspan="5">こちらは、ぼうさいくずうです。停電のお知らせをいたします。

なお、詳しいお問い合わせは　ＴＥＬ　○○××へお願いします。
以上で終わります。こちらは、ぼうさいくずうです。</td></tr>
<tr><td colspan="2">通信日時</td><td colspan="4">平成　　年　　月　　日　　時　　分開始／　　時　　分終了</td></tr>
<tr><td colspan="2">通信区域</td><td colspan="4">A.一斉　B.地区（　　）C.個別（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">※処理</td><td>放送の可否</td><td colspan="4">放送を（ する ・ しない ）</td></tr>
<tr><td>通信番号</td><td></td><td rowspan="2">その他</td><td colspan="2" rowspan="2">1.通信文は簡潔に表現すること
2.※印欄は記入しないこと</td></tr>
<tr><td>担当者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

資料９−２４　災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書

災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と社団法人栃木県建設業協会安蘇支部（以下「乙」という。）とは、災害時における応急復旧対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び佐野市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急復旧対策業務」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、集団災害時における応急復旧対策等を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請することができる。

２　本協定に基づく応急復旧対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を所管する都市建設部長を、乙にあっては支部長を要請に関する連絡責任者とする。

（応急復旧対策施工者）

第３条　乙は、応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者の工事施行区間又は区域をあらかじめ定めておかなければならない。ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、工事施行区間又は区域を変更することができるものとする。

２　乙は、前項の規定により工事施行区間及び区域を決定した場合は、追うお灸対策業務の業務協力者の緊急連絡先、従業者数及び建設資機材種別等について記載した名簿を甲に提出するものとする。

３　乙は、前２項の規定により決定した工事施行区間及び区域、名簿等に変更が生じた場合は、直ちに甲に通知するものとする。

（業務の指示等）

第４条　甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

２　前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の趣旨に基づいて応急復旧対策等を実施できるものとする。

３　乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策等を実施した場合は、当該応急復旧対策等終了後、甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第５条　乙は、甲の要請があったときは、甲に対して最優先して、建設資機材等を提供するものとする。

（経費負担）

第６条　第４条又は第５条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧対策等に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　前項の積算単価は、災害査定設計歩掛表又は県が定める設計単価表によるものとし、乙と協議の上契約を取り交わし、支払うものとする。

（災害補償）

第７条　甲の要請により応急復旧対策等に従事した者が、当該応急復旧対策等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

（協定の有効期間）

第８条　この協定の期間は、協定締結の日から平成１８年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は平成１８年４月１日から１年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

（その他）

第９条　この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの１通を保有するものとする。

平成１７年１２月２８日

甲　佐野市長　　岡部正英

乙　社団法人栃木県建設業協会
安蘇支部長　木村清武

資料９−２５　災害時等における出動応援体制協定書

災害時等における出動応援体制協定書

佐野地区広域消防組合（以下甲という。）と社団法人栃木県建設業協会安蘇支部（以下乙という。）は、災害時における体制業務を次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害が佐野市内で発生し、市民の生命財産を守るため人命救助、障害物の除去等に関し乙がこれに協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、人命救助等の救助活動を実施する場合において、乙に活動内容、人員、資機材等出動要請をすることができるものとする。

（協力内容）

第３条　乙は、甲の出動要請を受けた時は、速やかに必要な資機材を及び人員を災害現場に出動させ救助活動等は、現場最高指揮者の命により補助業務を実施するものとする。

（経費の負担）

第４条　現場業務に要した経費及び機具類の修繕等に係る経費については、受益者負担を原則とする。

（損害補償）

第５条　この協定に基づき救助活動等の補助業務に従事した乙の関係者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又、障害の状態となった場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）により行なうものとする。

（協定の有効期間）

第６条　この協定期間は、協定締結の日から平成１８年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は平成１８年４月１日から１年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

（その他）

第７条　この協定の円滑な実施を図るため、この条項について疑義を生じたとき、又この協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上それぞれ１通を保有するものとする。

平成１８年1月２７日

甲　佐野地区広域消防組合消防本部
組合長　　岡　部　正　英

乙　社団法人栃木県建設業協会
安蘇支部長　木　村　清　武

資料９−２６　災害時における飲料水提供に関する協定書

災害時における飲料水提供に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水提供に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における飲料水の提供に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定で「災害時」とは、地震・台風等の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれたときを指すものとする。

（災害時における飲料供給及び要請方法）

第３条　乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。

２　甲は、前項の乙への要請を別紙様式第１号「飲料供給要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに「飲料供給要請書」を提出するものとする。

３　前項の連絡を受けた場合、乙はできる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を別紙様式第２号「供給可能数量報告書」により甲に連絡する。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに「供給可能数量報告書」を提出するものとする。

（飲料供給の範囲及び数量）

第４条　甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

（１）　ミネラルウォーター

（２）　その他飲料

（飲料の運搬、引渡）

第５条　飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、当該引渡場所に職員を派遣し飲料内容を確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第６条　この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の規定による費用は、飲料供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適

正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡窓口）

第７条　この協定に関する連絡窓口は、別紙様式第３号「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成２１年９月１日より１年間とする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲乙がそれ１ぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 ２１ 年　８　月 ２５ 日

甲　　栃木県佐野市高砂町１番地

佐 野 市

市 長　　岡部　正英

乙　　埼玉県さいたま市大宮市桜木町 1-11-9

ｻﾝﾄﾘｰﾌｰｽﾞ株式会社関東甲信越支社

取締役関東甲信越支社長

太田　祥貴

別紙様式第１号（第３条関係）

平成　　年　　月　　日

飲料水提供要請書

サントリーフーズ株式会社
　関東甲信越支社長　　様

佐野市長

「災害時における飲料水提供に関する協定」第３条第２項に基づき、次のとおり要請します。

なお、同協定第３条第３項により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

1. 要請書番号	No.
2. 飲料水の種類･数量	
3. 引渡日時(納入希望日)	平成　年　月　日　時　分
4. 引渡場所	
5. 引渡方法	
6. 連絡先	
＜備考＞	

別紙様式第２号（第３条関係）

平成　　年　　月　　日

飲料水提供可能数量報告書

佐野市　市長
様

サントリーフーズ株式会社

「災害時における飲料供給に関する協定」第３条第３項に基づき、当社の供給可能数量を次のとおり報告します。

1.要請書受領日時	平成　年　月　日　時　分
2.要請書番号	No.
3.供給可能飲料水の種類･数量	
4.引渡日時(納入日時)	平成　年　月　日　時　分
5.引渡場所	
6.引渡方法	
7.連絡先	
＜備考＞	

別紙様式第３号（第７条関係）

平成　　年　　月　　日

災害時緊急連絡体制表

甲：佐野市

連絡順位	緊急連絡先		
①		電話番号	
		FAX番号	
		E－MAIL	
②		電話番号	
		FAX番号	
		E－MAIL	
③		電話番号	
		FAX番号	
		E－MAIL	

乙：サントリーフーズ株式会社

連絡順位	緊急連絡先		
①		電話番号	
		FAX番号	
		E－MAIL	
②		電話番号	
		FAX番号	
		E－MAIL	
③		電話番号	
		FAX番号	
		E－MAIL	

資料９−２７　災害時における飲料水提供に関する協定書

災害時における飲料水提供に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水提供に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における飲料水の提供に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定で「災害時」とは、地震・台風等の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれたときを指すものとする。

（災害時における飲料供給及び要請方法）

第３条　乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。

２　甲は、前項の乙への要請を別紙様式第１号「飲料供給要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに「飲料供給要請書」を提出するものとする。

３　前項の連絡を受けた場合、乙はできる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を別紙様式第２号「供給可能数量報告書」により甲に連絡する。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに「供給可能数量報告書」を提出するものとする。

（飲料供給の範囲及び数量）

第４条　甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

（１）　ミネラルウォーター

（２）　その他飲料

（飲料の運搬、引渡）

第５条　飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、当該引渡場所に職員を派遣し飲料内容を確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第６条　この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の規定による費用は、飲料供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適

正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡窓口）

第７条　この協定に関する連絡窓口は、別紙様式第３号「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２５年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了日の１月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２４年１１月２７日

甲　栃木県佐野市高砂町１番地

佐 野 市

市　長　岡 部　正 英

乙　東京都渋谷区本町３丁目４７番１０号

株式会社　伊藤園

代表取締役社長　本 庄　大 介

別紙様式第１号（第３条関係）

平成　　年　　月　　日

飲料水提供要請書

株式会社　伊藤園

様

佐野市長

「災害時における飲料水提供に関する協定」第３条第２項に基づき、次のとおり要請します。

なお、同協定第３条第３項により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

1. 要請書番号	No.
2. 飲料水の種類･数量	
3. 引渡日時(納入希望日)	平成　年　月　日　時　分
4. 引渡場所	
5. 引渡方法	
6. 連絡先	
＜備考＞	

別紙様式第２号（第３条関係）

平成　　年　　月　　日

飲料水提供可能数量報告書

佐野市
市　長　　様

株式会社　伊藤園

「災害時における飲料供給に関する協定」第３条第３項に基づき、当社の供給可能数量を次のとおり報告します。

1. 要請書受領日時	平成　年　月　日　時　分
2. 要請書番号	No.
3. 供給可能飲料水の種類・数量	
4. 引渡日時(納入日時)	平成　年　月　日　時　分
5. 引渡場所	
6. 引渡方法	
7. 連絡先	
＜備考＞	

別紙様式第３号(第７条関係)

平成　　年　　月　　日

災害時緊急連絡体制表

甲：佐野市

連絡順位	緊急連絡先		
①		電話番号	
		FAX番号	
		E－MAIL	
②		電話番号	
		FAX番号	
		E－MAIL	
③		電話番号	
		FAX番号	
		E－MAIL	

乙：株式会社　伊藤園

連絡順位	緊急連絡先		
①		電話番号	
		FAX番号	
		E－MAIL	
②		電話番号	
		FAX番号	
		E－MAIL	
③		電話番号	
		FAX番号	
		E－MAIL	

資料９−２８　災害時における医療救護に関する協定書

災害時における医療救護に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と佐野市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、佐野市内に地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)の発生時において、甲が乙に医療救護活動の協力要請をする場合において、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は､災害時において､医療救護活動を行う必要が生じたときは、医療救護班の派遣を乙に対して文書若しくは電話等をもって要請するものとする。

２　前項における要請の内容は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　災害の発生の日時及び場所

（２）　災害の原因及び状況

（３）　派遣人員

（４）　派遣場所

（５）　その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し、災害現場等に派遣する。

２　緊急のために止むを得ない場合は、甲から要請なくして乙の判断で医療救護班を編成し、災害現場等に派遣できる。この場合、乙は甲に報告し、承認を得る。

（医療救護班の業務）

第４条　乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する避難所、災害現場等において医療救護活動を行うものとする。

２　医療救護班の業務は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　傷病者に対する応急処置及び医療

（２）　疾病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

（３）　死亡の確認

（医療救護班への指揮）

第５条　乙の派遣する医療救護班への指揮については、医療救護活動の総合調整を図るため、甲の指定する者が行うものとする。この場合において、指揮命令者は、医療救護班の助言を考慮するものとする。

（医療救護班の移動）

第６条　甲は、乙の派遣する医療救護班が円滑な医療救護活動ができるよう、医療救護班の輸送に必要な措置をとる。

２　緊急のため止むを得ない場合は、乙は自ら移動手段を確保し医療救護班を派遣するものとする。

（医薬品、衛生資材等の供給）

第７条　医療救護班は、原則として甲が調達する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。ただし、緊急の場合には、医療救護班が携行したものを使用するものとする。

２　医療救護班が使用する医薬品、衛生資材等の補給及び輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療費）

第８条　救護所及び災害現場での医療費は無料とする。また、緊急のため止むを得ない事情により、救護所及び災害現場以外の場所で医療救護班が行った医療救護における患者が負担する医療費についても、無料とする。

２　後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された場合には、同法で定めたところによる。

（費用の弁償等）

第９条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

(1)　医療救護班が医療救護活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費

(2)　医療救護班が携行し使用した医薬品・医療資器材等の実費

(3)　医療救護班員の私用備品が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用

(4)　医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(5)　前４号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要な経費

（医療紛争）

第 10 条　医療救護班が医療救護活動を行ったことに際し、傷病者との間に紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

２　甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙との協議のうえ、誠意をもって解決のための適当な措置を講ずるものとする。

（防災訓練への協力）

第 11 条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（実施細目）

第 12 条　この協定を実施するため甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

（有効期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２５年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了日の１月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 ２５ 年 １ 月 ３１ 日

甲　佐野市高砂町１番地
佐 野 市
市　　長　岡　部　正　英

乙　佐野市植上町１６７８番地
佐野市医師会
会　　長　林　　一　宣

資料９−２９　災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書

佐野市（以下「甲」という。）と佐野市医師会（以下「乙」という。）とは、平成２５年１月３１日、甲乙間で締結した災害時における災害時における医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第１２条に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（医療救護班の協力要請）

第１条　協定書第２条第１項に規定する要請は、協力要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するため文書により難しい場合は、電話等迅速な方法で行うものとする。

２　甲は前項ただし書の規定により要請した場合、乙に対し、速やかに協力要請書を交付するものとする。

（後方支援病院）

第２条　協定書第４条第２項に規定する収容医療機関として、医療救護活動を早急かつ円滑に行うため、指定管理者医療法人財団青葉会佐野市民病院及び佐野農業協同組合連合会佐野厚生総合病院を後方支援病院とする。

（医療救護活動の報告と実費弁償の請求）

第３条　乙は、協定書第９条の定めによる実費弁償等の請求について、医療救護活動終了後速やかに、次の規定により一括して甲に報告及び請求するものとする。

（１）医療救護班の派遣に係る実費弁償等は、実費弁償等請求書（様式第２号）に医療救護班ごとの医療救護活動報告書（様式第３号）及び医療救護班診療記録（様式第４号）を添えて請求するものとする。

（２）医療救護班が携行した医薬品、衛生資材等を使用した場合の実費弁償は、前号に掲げる様式のほか、医薬品、衛生資材等使用報告書（様式第５号）を添えて請求するものとする。

（３）医療救護班の医師等が医療救助活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに事故報告書（様式第６号）により報告するものとする。

（費用弁償等の額）

第４条　協定第９条第１号に規定する費用弁償の範囲及び額は、災害救助法施行規則（昭和３５年栃木県規則第３５号）に定めるところによる。

２　協定書第９条第４号に定める扶助費の額は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の規定に準ずるものとする。

（費用弁償等の支払）

第５条　甲は、第３条の規定により報告及び請求された実費弁償等の請求の内容が適当であると認めたときは、速やかに支払うものとする。

（協議）

第６条　この細目に定めのない事項又はこの細目の内容に疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第７条　この細目の有効期間は、協定締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、この細目の有効期間満了日の１月前までに甲乙いずれからもこの細目の更新について意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この細目の証として本細目書２通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 ２５ 年 １ 月 ３１ 日

甲　佐野市高砂町１番地
佐 野 市
市　　長　　岡　部　正　英

乙　佐野市植上町１６７８番地
佐野市医師会
会　　長　　林　　一　宣

様式第１号（第２条関係）

第　　号
平成　　年　　月　　日

佐野市医師会
会長　　様

要請者　佐野市長
氏名　　㊞

協　力　要　請　書

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書第１条第１項の規定により、次のとおり協力を要請します。

災害発生日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分ごろ
災害発生の場所	
災害の状況	
派遣人数	
派遣場所	
必要な救助活動の内容	
現場最高責任者の職 氏名	

様式第２号（第３条関係）

平成　　年　　月　　日

佐野市長　　様

佐野市医師会
会長　　㊞

実　費　弁　償　等　請　求　書

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書第３条第１号の規定により、次のとおり請求します。

請求金額　　円

	内　　容	金額（円）
経費の内訳		
合　　計		

様式第３号（第３条関係）

平成　　年　　月　　日

佐野市長　　様

佐野市医師会
会長　　㊞

医　療　救　護　活　動　報　告　書

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書第３条第１号の規定により、次のとおり報告します。

受理機関	平成　　年　　月　　日　　時　　分
出動した時期	平成　　年　　月　　日　　時　　分から 平成　　年　　月　　日　　時　　分まで
出動した場所・人員	佐野市 人
使用した資機材等の種類・数量	
その他の特記事項	

様式第４号（第３条関係）

平成　　年　　月　　日

佐野市長　　様

佐野市医師会
会長　　㊞

医　療　救　護　班　診　療　記　録

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書第３条第１号の規定により、次のとおり報告します。

出動期間	平成　　年　　月　　日　　時　　分から 平成　　年　　月　　日　　時　　分まで
出動者氏名	1　　（職種） 2　　（職種） 3　　（職種） 4　　（職種） 5　　（職種）
診療内容	

様式第５号（第３条関係）

平成　　年　　月　　日

佐野市長　　様

佐野市医師会
会長　　㊞

医 薬 品 、 衛 生 資 材 等 使 用 報 告 書

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書第３条第２号の規定により、次のとおり報告します。

医薬品、衛生資材等名	数量	金額

様式第６号（第３条関係）

平成　　年　　月　　日

佐野市長　　様

佐野市医師会
会長　　㊞

事　故　報　告　書

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書第３条第３号の規定により、次のとおり報告します。

事故日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分ごろ
事故場所	
氏名	年　月　日生　歳
罹災者の住所	
事故の概要及び程度	

資料９−３０　全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書

全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書

（目的）

第１条　この覚書は、全国へそのまち協議会規約に基づき、当協議会加盟市町村（以下「加盟市町村」という。）のいずれかの市町村域内において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）で十分な応急措置が実施できない場合、加盟市町村が相互に応援し、応急対策及び復旧活動に万全を期することを目的として締結する。

（連絡体制）

第２条　加盟市町村の相互応援に関する連絡担当課は、協議会の事務を担当する課とする。なお、災害の状況等により連絡担当課を変更する場合は、速やかに他の加盟市町村に連絡を行うものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及びその他生活必需品の提供

⑵　被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

⑶　応急対策、復旧活動等に必要な職員の派遣

⑷　前各号に掲げるもののほか、応急対策及び復旧活動に必要と認められる事項

（応援の要請）

第４条　応援を要請しようとする被災市町村は、災害の概要を明らかにして、第２条に定める連絡担当課を通じて口頭、文書等で応援を要請するものとする。

（応援の実施）

第５条　応援を要請された加盟市町村は、要請の内容に基づき、可能な範囲で応援に努めるものとする。

２　加盟市町村は、必要と認めたときは応援要請がない場合でも、自主的に応援をすることができる。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要する経費は、原則として応援を要請する被災市町村が負担するものとする。ただし、加盟市町村が自主的に応援をした場合は、原則として加盟市町村が負担するものとする。

２　前項の規定によりがたい場合は、被災市町村と応援を実施した加盟市町村の間で協議して定めるものとする。

（情報等の交換）

第７条　加盟市町村は、この覚書に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な情報、資料等を相互に交換するものとする。

（協議）

第８条　この覚書に定めのない事項及び実施に関して必要な事項は、加盟市町村が協議して定めるものとする。

平成 23 年 10 月 22 日

北海道富良野市長　能　登　芳　昭

栃木県佐野市長　岡　部　正　英

群馬県渋川市長　阿久津　貞　司

兵庫県西脇市長　來　住　壽　一

岡山県吉備中央町長　重　森　計　己

熊本県山都町長　甲　斐　利　幸

沖縄県宜野座村長　東　肇

資料９－３１　災害時における通行妨害車両等の排除業務に関する協定書

災害時における通行妨害車両等の排除業務に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と株式会社岩澤レッカー２４（以下「乙」という。）は、災害時における通行妨害車両等の排除業務に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、佐野市内に地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙の協力により、緊急車両等の通行の妨害となる車両の排除について、必要な事項を定めることにより、市民の安心、安全の確保に資することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、緊急車両等の通行を確保するため乙に協力を得る必要があるときは、乙に対し、車両等の排除について協力を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、次の事項を指定して文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話または口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(1)　災害の発生日時、場所及び災害の状況

(2)　通行妨害車両の場所、路線名及び種別、台数等

(3)　連絡方法、その他必要な事項

（業務の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙が所有する車両、装備等の範囲内で可能な限り車両等排除業務を実施するものとする。

（経費の負担）

第４条　本協定で定める活動に要する経費については、乙の負担とする。

（災害補償）

第５条　この協定に基づく業務の実施により、交通事故等のやむを得ない事由により、乙の当該業務に従事する者（以下「従事者」という。）が損害を受けた場合は、乙及び乙の業務従事者が加入する公的な災害補償または損害保険、事故等の原因となった第三者からの損害補償で対応する。

（協定の期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日より平成２２年　３　月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

以上､この協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２２年　１　月２９日

甲　佐野市高砂町１番地
佐 野 市
佐野市長　岡　部　正　英

乙　佐野市小中町２７６番地１
株式会社 岩澤レッカー２４
代表取締役　岩　澤　敏　雄

資料９−３２　災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書

災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と佐野市建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急復旧対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び佐野市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急復旧対策業務」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、集団災害時における応急復旧対策等を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請することができる。

２　本協定に基づく応急復旧対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を所管する都市建設部長を、乙にあっては会長を要請に関する連絡責任者とする。

（応急復旧対策等施工者）

第３条　乙は、応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者の工事施行区間又は区域をあらかじめ定めておかなければならない。ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、工事施行区間又は区域を変更することができるものとする。

２　乙は、前項の規定により工事施行区間及び区域を決定した場合は、応急対策業務の業務協力者の緊急連絡先、従業者数及び建設資機材種別等について記載した名簿を甲に提出するものとする。

３　乙は、前２項の規定により決定した工事施行区間及び区域、名簿等に変更が生じた場合は、直ちに甲に通知するものとする。

（業務の指示等）

第４条　甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」）という。）の提供を求めるものとする。

２　前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて応急復旧対策等を実施できるものとする。

３　乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策等を実施した場合は、当該応急復旧対策等終了後、甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第５条　乙は、甲の要請があったときは、甲に対し最優先して、建設資機材等を提供するものとする。

（経費負担）

第６条　第４条又は第５条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧対策等に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　前項の積算単価は、災害査定設計歩掛表又は県が定める設計単価表によるものとし、乙と協議の上契約を取り交わし、支払うものとする。

（災害補償）

第７条　甲の要請により応急復旧対策等に従事した者が、当該応急復旧対策等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

（協定の有効期間）

第８条　この協定の期間は、協定締結の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は平成 20 年 4 月 1 日から１年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

（その他）

第９条　この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたと　　き、又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの１通を保有するものとする。

平成１9 年 8 月 30 日

甲　　佐 野 市 長　　岡 部 正 英

乙　　佐野市建設業協会

会 長　落 合 勝 敏

資料９−３３　災害時における歯科医療救護に関する協定書

災害時における歯科医療救護に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と佐野歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における歯科医療救護（以下「医療救護」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、佐野市内に地震災害、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、甲が行う歯科医療救護活動(以下「医療救護活動」という。)を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、医療救護活動を行う必要が生じたときは、医療救護班の派遣を乙に対して要請するものとする。

２　前項における要請の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　災害の発生の日時及び場所

(2)　災害の原因及び状況

(3)　派遣人員

(4)　派遣場所

(5)　その他必要な事項

３　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに医療救護班を派遣するものとする。

４　医療救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第３条　乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する医療救護所において医療救護活動を行うものとする。

２　医療救護班の業務は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

(2)　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

(3)　転送困難な患者及び簡易な患者に対する歯科治療・衛生指導

（費用の弁償等）

第４条　甲は、この協定に基づく医療救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

２　乙が要した費用とは、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費をいう。

（防災訓練への協力）

第５条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

以上、この協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 ２２ 年 １０ 月 １５ 日

甲　佐野市高砂町１番地
佐 野 市
佐野市長　岡 部 正 英

乙　佐野市若松町６３１番地１
佐野歯科医師会
会　長　石 井　展

資料９－３４　災害時における相互支援協定書

災害時における相互支援協定書

栃木県佐野市および滋賀県彦根市は、いずれかの地域で災害が発生し、被災した市(以下「被災市」という。)が救助を必要とする場合、自力で応急措置を行うことが困難である場合および復旧のため支援を必要とする場合において、被災市の要請を受けた市(以下「支援市」という。)が行う必要な救助および支援（以下「支援等」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(災害)

第１条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

(救助)

第２条　救助の種類は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 23 条第 1 項のとおりとし、被災市・支援市間の協議により、その内容を決定し、これを行う。

(支援)

第３条　前条に定めるもののほか、被災市が次の各号のいずれかの支援を必要とする場合には、被災市・支援市間の協議により、その内容を決定し、これを行う。

(1)　食糧、飲料水、乳児用品等の生活必需物資およびその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災市の応急復旧活動および事務支援のための職員の派遣ならびにこれに伴う事務機器等の必要な資機材等の提供

(3)　傷病者、要介護者、被災者および避難者の受入れ

(4)　ボランティアの斡旋および派遣

(5)　前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項

(費用負担)

第４条　支援等に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として支援市が負担する。

(その他)

第５条　この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度各市が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、各市長が署名の上、各自 1 通を保有する。

平成２４年１月１６日

栃木県佐野市

佐野市長

滋賀県彦根市

彦根市長

資料９−３５　災害時における医療救護に関する協定書

災害時における医療救護に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と社団法人栃木県柔道整復師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、佐野市内に地震災害、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は､災害時において､医療救護活動を行う必要が生じたときは、医療救護班の派遣を乙に対して要請するものとする。

２　前項における要請の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　災害の発生の日時及び場所

(2)　災害の原因及び状況

(3)　派遣人員

(4)　派遣場所

(5)　その他必要な事項

３　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに医療救護班を派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第３条　乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する医療救護所において医療救護活動を行うものとする。

２　医療救護班の業務は、柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）に規定された業務の範囲とする。

（費用の弁償等）

第４条　甲は、この協定に基づく医療救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

２　乙が要した費用とは、医療救護班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費をいう。

（災害補償）

第５条　この協定に基づく業務の実施により、交通事故等のやむを得ない事由により、乙の医療救護班員が損害を受けた場合は、乙及び乙の医療救護班員が加入する公的な災害補償または損害保険、事故等の原因となった第三者からの損害補償で対応する。

（協定の有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日より平成２４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

以上､この協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 23 年 5 月 31 日

甲　佐野市高砂町１番地
佐 野 市
佐野市長　　岡　部　正　英

乙　宇都宮市西一の沢町４番７号
社団法人栃木県柔道整復師会
会　　長　　若　林　共　榮

佐野市並木町１７番４号
社団法人栃木県柔道整復師会佐野支部
支 部 長　　笠　原　　稔

資料９−３６　災害時における物資の供給に関する協定書

災害時における物資の供給に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と、西尾レントオール株式会社栃木営業部（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、佐野市内に地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が行う救護活動に対し、甲及び乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため、乙の所有する物資の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　乙は、災害時において、甲に災害対策本部又はその他の緊急対策のための組織が設置され、甲から物資の提供について要請があったときには協力するものとする。

（要請の手続）

第３条　甲は、乙に対して前条に定める協力要請をするときには、協力要請書(別記様式)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後文書により提出するものとする。

（物資の種類）

第４条 乙が供給する物資は、次表に掲げるものとする。

仮設トイレ　仮設ハウス　発電機　冷暖房器具　寝具　照明器具　　テント　間仕切り

２　前項に掲げるもののほか、甲は、必要とする物資を、甲乙協議の上、別に指定することができる。

（物資の引渡）

第５条　物資の受け取り場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ
職員等を派遣し、納品書等を確認のうえ受け取るものとする。

（物資の運搬）

第６条　物資の運搬については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（費用負担）

第７条　第４条に規定する物資の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、災害発生前における適正な取引価格等により、甲乙協議の上決定するものとする。

（災害補償）

第８条　この協定に基づく業務の実施により、交通事故等のやむを得ない事由により、乙の当該業務に従事する者（以下「従事者」という。）が損害を受けた場合は、乙及び乙の業務従事者が加入する公的な災害補償または損害保険、事故等の原因となった第三者からの損害補償で対応する。

（協定の有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日より平成 23 年 3 月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後もこの
例によるものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

以上、この協定締結の証として本協定書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２２年１２月２７日

甲　佐野市高砂町１番地
佐　野　市
佐野市長　　岡　部　正　英

乙　宇都宮市石井町 3208 番地
西尾レントオール株式会社栃木営業部
部　　長　　近　藤　浩　一

別記様式

平成　　年　　月　　日

西尾レントオール(株)栃木営業部長　様

佐野市長　　㊞

災害時における物資の供給要請について

災害時における物資の供給に関する協定（平成２２年１２月２７日締結）により、物資の供給を下記のとおり要請します。

記

納入日時		
納入場所		
要請物資	品名	数量
備考		

資料９−３７　災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と栃木県電気工事業工業組合佐野支部（以下「乙」という。）は、風水害、地震その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲と乙が災害時の応急措置を迅速かつ的確に対処すること及び、甲が管理する公共施設等に設けた、避難所及び救護所並びに甲の要請により設置された、その他の活動拠点の電気設備等が損害を受け又は不足し、若しくは無かった場合、甲の要請により乙が支援する電気設備等の復旧等の措置その他必要な事項について定めるものとする。

（協定の期間）

第２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２１年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲乙いずれからも解除の申し出がないときは、同一内容でさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（要請）

第３条　甲は、業務のため、乙並びに会員が所有する建設資機材及び労力（以下「資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、災害応急対策業務要請書（様式第１号）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（業務の内容）

第４条　この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

(1)　災害時における被害状況等の情報収集

(2)　災害時における感電災害又は漏電災害の防止

(3)　災害時における仮設電気工事又は応急復旧工事

(4)　前２号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第５条　乙は、甲から第３条の規定により資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第６条　乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、災害応急対策業務実施報告書（様式第２号）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第７条　乙の提供した資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６８条第１項又は第７４条第１項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第９２条に定めるところによる。

２　費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、

甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第８条　　第４条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第９条　　この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第 10 条　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第 11 条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては行政経営部危機管理課長、乙においては栃木県電気工事業工業組合佐野支部長とする。

（平時における情報提供）

第 12 条　甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、各自が保有する次の情報を、平時から相互に提供するものとする。

(1)　甲が乙に提供する情報は、市の防災体制等に関する情報とする。

(2)　乙が甲に提供する情報は、乙の会員の連絡体制、担当区域、緊急時に提供可能な資機材等に関する情報とする。

（防災訓練への参加等）

第 13 条　乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に参加するとともに、佐野市の安全で安心なまちづくりの推進に協力するものとする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成２０年８月２０日から実施する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２０年８月２０日

甲　　佐野市高砂町１番地

佐野市長　　岡　部　正　英

乙　　佐野市鉢木町３番１０号

栃木県電気工事業工業組合佐野支部

支部長　　廣　瀬　文　夫

様式第１号（第３条関係）

災害応急対策業務要請書

１　災害の状況及び業務内容（緊急人命救助、緊急輸送路等の確保、その他）

２　応援を必要とする資機材等の種類、数量及び人員

種　　類	数　量	人　員

３　応援を必要とする日時、場所及び期間

(1)　派遣希望日時

(2)　派遣先

(3)　派遣期間

４　現場責任者

５　その他必要な事項

平成　　年　　月　　日

栃木県電気工事業工業組合佐野支部長　様

佐　野　市　長

（市担当者所属　　担当者氏名　　電話番号　　）

様式第２号（第６条関係）

災害応急対策業務実施報告書

１　応援の内容など

(1)　資機材等の提供会員名

(2)　現場責任者

(3)　資機材の種類、数量

(4)　人員提供会員名

(5)　その他

２　業務内容及び場所

３　応援に従事した期間

４　その他必要な事項

平成　　年　　月　　日

佐　野　市　長　様

栃木県電気工事業工業組合佐野支部長

（市担当者所属　　担当者氏名　　電話番号　　）

資料９－３８　災害時の情報交換に関する協定

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長　下保修（以下「甲」という。）と、佐野市長岡部正英（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、佐野市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

一　佐野市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合

二　佐野市災害対策本部が設置された場合

三　その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

一　一般被害状況に関すること。

二　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。

三　その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙押印のうえ各１通を所有する。

平成２３年２月２４日

甲）　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省
関東地方整備局　　下保　　修

乙）　栃木県佐野市高砂町１
佐　野　市　長　　岡部　　正英

資料９−３９　災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書

災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と協同組合佐野市建設業協友会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急復旧対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）及び佐野市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急普及対策業務」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、集団災害における応急復旧対策等を実施する必要があると認めたとき、乙に出動を要請することができる。

２　本協定に基づく応急復旧対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を所管する都市建設部長を、乙にあっては理事長を要請に関する連絡責任者とする。

（応急復旧対策等施工者）

第３条　乙は応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者の工事施工区間又は区域をあらかじめ定めておかなければならない。ただし、災害の状況やその他によりやむを得ない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を変更することができるものとする。

２　乙は、前項の規定により工事施工区間又は区域を決定した場合は、応急対策業務の業務協力者の緊急連絡先、従業者数及び建設資機材種別等について記載した名簿を甲に提出するものとする。

３　乙は、前２項の規定により決定した工事施工区間及び区域、名簿等に変更が生じた場合は、直ちに甲に通知するものとする。

（業務の指示等）

第４条　甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材」という。）の提供を求めるものとする。

２　前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の趣旨に基づいて応急復旧対策等を実施できるものとする。

３　乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策等を実施した場合は、当該応急復旧対策等終了後、甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第５条　乙は、甲の要請があったときは、甲に対して最優先をして、建設資機材等を提供するものとす

る。

（経費負担）

第６条　第４条又は第５条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧対策等に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　前項の積算単価は、災害査定設計歩掛表又は県が定める建設単価表によるものとし、乙と協議のうえ契約を取り交わし、支払うものとする。

（災害補償）

第７条　甲の要請により応急復旧対策等に従事した者が、当該応急復旧対策等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

（協定の有効期間）

第８条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２１年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は平成２１年４月１日から１年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

（その他）

第９条　この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの１通を保有するものとする。

平成２０年１０月１４日

甲　　佐野市長　　岡部正英

乙　協同組合佐野市建設業協友会
　　理事長　　青木安男

資料９−４０　特殊災害消防対策相互応援協定書

特殊災害消防対策相互応援協定書

（目的）

第１条　この協定は、隣接消防機関の相互の緊密なる協力のもとに特殊災害に対処することを目的とする。

（応援地域）

第２条　この協定による応援地域は、協定を締結する市及び消防事務組合管内一円とする。

（応援体制の災害）

第３条　応援出場の対象となる災害は、危険物施設火災及び中高層建物火災等の特殊災害及び多数の死傷者等が予測される災害で、当該消防機関の消防力のみでは防ぎょ並びに応急措置が困難と予測されるもの。

（応援要請）

第４条　前条の該当する災害が発生したときは、当該消防機関の長は必要に応じて化学車、梯子車（屈折梯子車を含む）或いは、化学消火薬剤、救急車等の応援出動を要請するものとする。

（応援出動）

第５条　応援要請があったときは、特別の事情がない限り要請に基づく消防隊又は救急隊等（人員、車両、消火救急薬剤及び必要器材）を派遣するものとする。

（応援隊の指揮）

第６条　応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

（現場活動）

第７条　応援隊の長は、受援地、指揮者と緊密な連携を保ち、効果ある活動を行うものとする。

（経費の負担）

第８条　応援に要した経費は、次により処理するものとする。

（１）　応援者側の負担

応援出場に要した消防職団員の手当、災害補償費、消防賞じゅつ金及び機械器具の破損修理費等の経費。

（２）　受援者側の負担

化学消火薬剤及び燃料の補給を行った場合、或いは給食等を必要とした場合の所要経費。

（３）　本条に規定した事項又はその他の事項で、特に必要がある場合は、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

（情報の交換）

第９条　本協定の円滑かつ効率のある実施を図るため、必要により随時、危険物施設、中高層建築物等について情報を交換するものとする。

附則

１　この協定は、昭和４９年１月１日から施行する。

（昭和４８年１２月１９日調印）

２　本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各消防機関がそれぞれ１通を保管するものとする。

附則

１　この協定は、昭和５２年１月１日から施行する。

（昭和５１年１２月２０日調印）

（佐野地区広域消防組合の新規加入）

２　本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各消防機関がそれぞれ１通を保管するものとする。

附則

１　この協定は、平成１０年４月１日から施行する。

（桐生市外六か町村広域市町村圏振興整備組合に名称変更）

２　本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各消防機関がそれぞれ１通を保管するものとする。

附則

１　この協定は、平成１７年１０月１日から施行する。

（伊勢崎市、太田市に名称変更）

２　本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各消防機関がそれぞれ１通を保管するものとする。

附則

１　この協定は、平成１８年３月２７日から施行する。

（桐生市に名称変更）

２　本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各消防機関がそれぞれ１通を保管するものとする。

平成１８年３月２７日

桐生市　　市長　　大澤善隆
太田市　　市長　　清水聖義
伊勢崎市　　市長　　矢内一雄
館林地区消防組合
　　管理者　　中島勝敬
足利市　　市長　　吉谷宗夫
佐野地区広域消防組合
　　組合長　　岡部正英

資料９－４１　北関東自動車道消防相互応援協定書

北関東自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条第２項の規定に基づき、足利市、佐野地区広域消防組合、栃木市、鹿沼市、石橋地区消防組合、宇都宮市、芳賀地区広域行政事務組合（以下「協定市長等」という。）の長は、協定市長等の行政区域のうち、北関東道（以下「高速道路」という。）における消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、高速道路において火災、救急事故その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市長等相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第２条　協定市長等は、前条の目的を達成するため、協議により協定市長等の出場区域を定めるとともに、高速道路の災害の処理のため、協定市長等から応援の要請があった場合は、相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

（出場消防隊等）

第３条　この協定により出場する消防隊等は、原則として、常備消防機関の消防隊等とする。ただし、高速道路築堤部の災害又は高速道路敷地内の建物火災の防ぎょに際し、側道等を利用する場合にあたっては、この限りでない。

（出場区域）

第４条　協定市町等は、別表に掲げる出場区域表に基づき応援を行うものとする。

（特別応援）

第５条　協定市町等は、高速道路に大災害が発生した場合、その他特別の理由により当該協定市町等の長の要請があったときは、前条の規定にかかわらず、同条の出場区域表に基づいて応援を行う協定市町等以外の協定市町等に対し、特別応援を行うものとする。

（当別応援の要請）

第６条　当別応援の要請を行うときは、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

(1)　災害発生の場所及び災害の概要

(2) 応援を要する消防隊等の種類及び数

(3) その他活動内容等必要な事項

（応援消防隊の出場）

第７条　この協定による消防隊等の出場は、通報又は要請の内容、消防力及び消防事象の実情に応じて、

応援を行う協定市町等の消防長が決定する。

（指揮）

第８条　応援のため出場した消防隊等の指揮は、当該応援を要請した協定市町等の現場にある最高指揮者が行うものとする。

（災害の事務処理）

第９条　災害の事務処理は、その業務に従事した消防隊等が行うものとする。

２　前項の事務処理を行う場合において、災害の原因、損害又は被救護者の調査事務が長時間を要するときは、他の協定市町等に事務処理の一部を依頼することができる。

（応援に要する経費の負担）

第 10 条　応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1)　応援のため要した経常経費は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、機具資材等で要請により調達し、又は立て替えたものについては、現物により、又はその経費を応援を受けた協定市町等が負担する。

(2)　応援出場した消防隊等の活動が長時間にわたるため、燃料、機具若しくは資材の補給又は給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定市町等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。

(3)　応援出場した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該消防隊員の所属する協定市町等の負担とする。

(4)　消防機械器具の重大な破損の修理費、建物施設その他第三者の損害の対する賠償費その他前各号以外の諸経費の負担については、その都度協定市町等が協議して定めるものとする。

（情報交換等）

第 11 条　協定市町等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報等を相互に通報するものとする。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義を生じた事項については、その都度協議のうえ、決定するものとする。

（実施要領）

第 13 条　この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防長が相互に協議のうえ定める。

附則

この協定は、平成２３年１０月１日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書７通を作成し、各々が記名押印のうえ各１通ずつ保管する。

平成２３年９月１５日

協定者　足利市長　　大豆生田　実

佐野地区広域消防組合
組合長　　岡部　正英

栃木市長　　鈴木　俊美

鹿沼市長　　佐藤　　信

石橋地区消防組合
管理者　　広瀬　寿雄

宇都宮市長　　佐藤　栄一

芳賀地区広域行政事務組合
組合長　　井田　隆一

別表

出　場　区　域　表

市　町　等	救急出場区域	消防出場区域
足　利　市	佐野地区広域消防組合	同左
佐野地区広域消防組合	足　利　市 栃　木　市	同左
栃　木　市	鹿　沼　市 石橋地区消防組合	同左
石橋地区消防組合	栃　木　市 宇都宮市 芳賀地区広域行政事務組合	同左
宇都宮市	石橋地区消防組合	同左
芳賀地区広域行政事務組合	石橋地区消防組合	同左

資料９－４２　災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書

災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と両毛舗装事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における応急復旧対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）及び佐野市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急復旧対策業務」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、集団災害における応急復旧対策等を実施する必要があると認めたとき、乙に出動を要請することができる。

２　本協定に基づく応急復旧対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を所管する都市建設部長を、乙にあっては理事長を要請に関する連絡責任者とする。

（応急復旧対策等施工者）

第３条　乙は応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者の工事施工区間又は区域をあらかじめ定めておかなければならない。ただし、災害の状況やその他によりやむを得ない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を変更することができるものとする。

２　乙は、前項の規定により工事施工区間又は区域を決定した場合は、応急対策業務の業務協力者の緊急連絡先、従業者数及び建設資機材種別等について記載した名簿を甲に提出するものとする。

３　乙は、前２項の規定により決定した工事施工区間及び区域、名簿等に変更が生じた場合は、直ちに甲に通知するものとする。

（業務の指示等）

第４条　甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

２　前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の趣旨に基づいて応急復旧対策等を実施できるものとする。

３　乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策等を実施した場合は、当該応急復旧対策等終了後、甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第５条　乙は、甲の要請があったときは、甲に対し最優先をして、建設資機材等を提供するものとす

る。

（経費負担）

第６条　第４条又は第５条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧対策等に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　前項の積算単価は、災害査定設計歩掛表又は県が定める建設単価表によるものとし、乙と協議の上契約を取り交わし、支払うものとする。

（災害補償）

第７条　甲の要請により応急復旧対策等に従事した者が、当該応急復旧対策等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

（協定の有効期間）

第８条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２０年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は平成２０年４月１日から１年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

（その他）

第９条　この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの１通を保有するものとする。

平成１９年７月２日

甲　　佐野市長　　岡部正英

乙　両毛舗装事業協同組合
　　理事長　　田村宏司

＜活動体制関係＞

資料１０－１　佐野市防災会議条例

平成17年２月28日条例第15号
改正
平成24年12月25日条例第42号

佐野市防災会議条例

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、佐野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　佐野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

（２）　栃木県の職員のうちから市長が委嘱する者

（３）　佐野警察署長の職にある者

（４）　教育長

（５）　佐野地区広域消防組合消防長及び消防団長

（６）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

（７）　市の職員のうちから市長が任命する者

（８）　学識経験のある者

（９）　自主防災組織を構成する者

(10)　その他市長が必要があると認める者

６　前項の委員は、50人以内とする。

７　第５項第６号及び第８号から第10号までの委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、栃木県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、市の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

３　専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成17年２月28日から施行する。

附　則（平成24年12月25日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

佐野市防災会議委員名簿

番号	委　員	役　　職	氏　　名	備　　考
1	１号委員	栃木労働基準監督署長	堀　澤　俊　孝	
2		関東農政局宇都宮地域センター長	西　岡　睦　夫	
3		国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所 佐野河川出張所 所長	樋　口　淳　司	
4		国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所小山出張所長	田　村　　貴	
5		佐野税務署長	松　原　政　博	
6	２号委員	安足土木事務所長	諏　訪　浩　一	
7		県南環境森林事務所長	舘　野　　知	
8		安足健康福祉センター長	塚　田　三　夫	
9		安足県税事務所長	山　西　佳　明	
10	３号委員	佐野警察署長	金　田　一　郎	
11	４号委員	佐野市教育長	岩　上　日出男	
12	５号委員	佐野地区広域消防組合消防長	上野川　孝　一	
13		佐野市消防団長	岩　澤　敏　雄	
14	６号委員	日本郵便㈱佐野郵便局	中　村　保　久	
15		東日本電信電話㈱栃木支店設備部長	中　西　裕　信	
16		東京電力㈱栃木南支社長	坂　本　裕　之	
17		東武鉄道㈱佐野駅長	小野田　忠　史	
18		東日本旅客鉄道㈱佐野駅長	土　谷　　浩	
19		関東自動車㈱佐野営業所長	神　長　　洋	
20		佐野ガス㈱取締役社長	菊　池　宏　行	
21		東日本旅客鉄道㈱桐生保線技術センター	大　澤　正　男	
22	７号委員	佐野市副市長	野　城　良　弘	
23		佐野市副市長	落　合　　正	
24		佐野市行政経営部長	五十畑　正　夫	
25		佐野市総合政策部長	飯　塚　　久	
26		佐野市市民生活部長	坂　井　正　巳	
27		佐野市こども福祉部長	安　部　武　雄	
28		佐野市健康医療部長	落　合　功　夫	
29		佐野市産業文化部長	慶　野　　昇	
30		佐野市都市建設部長	飯　塚　　弘	
31		佐野市会計管理者	齋　川　一　彦	
32		佐野市議会事務局長	前　原　保　夫	
33		監査委員事務局長	岡　崎　　稔	
34		農業委員会事務局長	岸　　仁一郎	
35		佐野市教育総務部長	須　永　　清	
36		佐野市生涯学習部長	菅　原　克　己	
37		佐野市水道局長	成　瀬　重　雄	
38		佐野地区衛生施設組合事務長	落　合　良　夫	
39	９号委員	佐野市町会長連合会会長	篠　﨑　芳　朋	
40	10 号委員	佐野市医師会常任理事	長　島　　徹	
41		佐野市社会福祉協議会事務局長	寺　岡　敏　男	
42		民生委員児童委員	小　沼　　晃	
43		佐野市女性防火クラブ会長	葛　貫　郁　子	
44	10 号委員	男女共同参画ネットワークさの代表	上　岡　昭　子	
45		男女共同参画ネットワークさの代表	大　島　キミ子	
46		男女共同参画ネットワークさの代表	丸　山　三枝子	

Ｈ２５．６．１現在

資料１０－２　佐野市災害対策本部条例

平成17年２月28日条例第16号
改正
平成24年12月25日条例第43号

佐野市災害対策本部条例

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、佐野市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、平成17年２月28日から施行する。

附　則（平成24年12月25日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

別　図（本部職員の標識）

ア　本部長

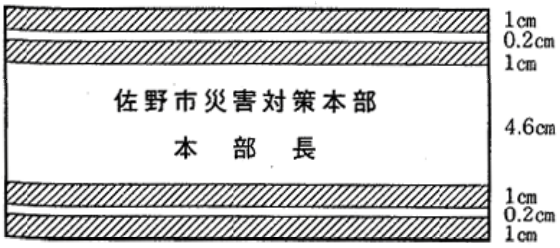

イ　副本部長

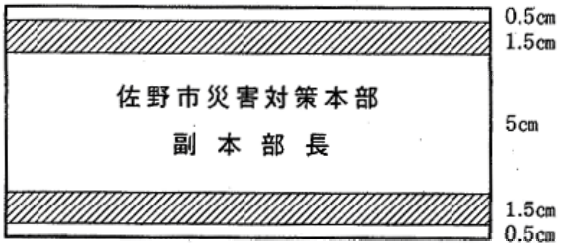

ウ　部長

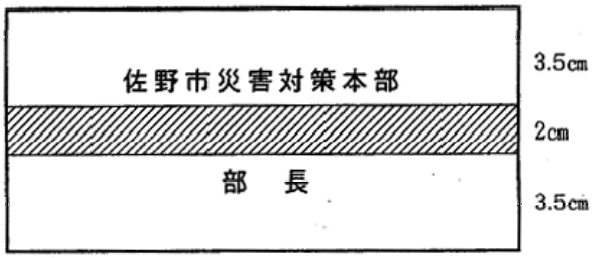

エ　班長

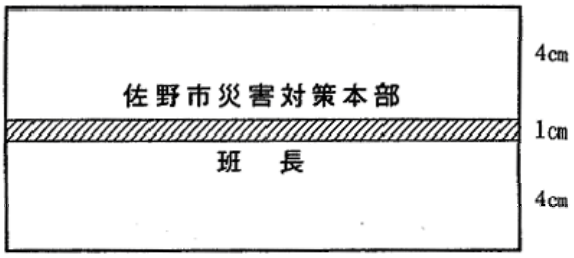

オ　本部連絡員

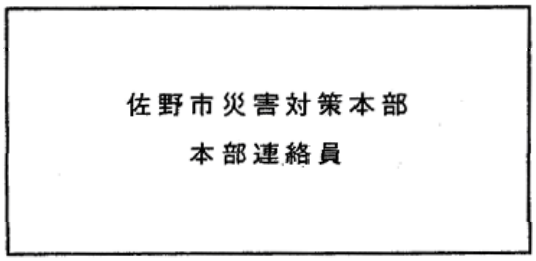

カ　班員

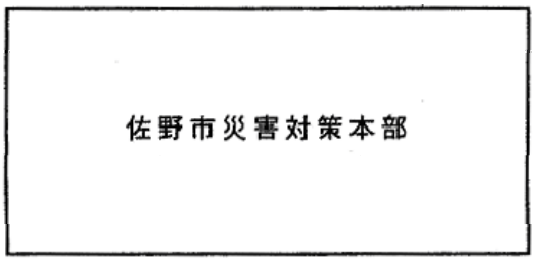

備考　１．腕章の大きさは、長さ 40 ㎝、幅 9 ㎝とする。
　　２．地色は白色、斜線の部分は赤色とし、文字は黒色とする。

キ　標　旗

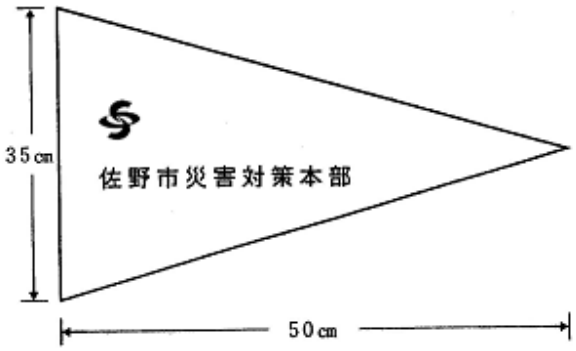

備考　布地は白色とし、文字は赤色とする。

資料１０−３　佐野市水害対策会議設置要綱

平成17年４月27日訓令第105号
改正
平成19年３月30日訓令第10号
平成20年３月28日訓令第８号
平成20年９月30日訓令第18号
平成21年３月31日訓令第７号
平成24年３月30日訓令第６号

佐野市水害対策会議設置要綱

（設置）

第１条　水害（暴風雨、集中豪雨等による災害をいう。以下同じ）に対し、迅速かつ円滑に必要な措置を講ずるため、佐野市水害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

（任務）

第２条　対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　水害対策に関する関係課との協議及び調整に関すること。

（２）　排水体制等の確立に関すること。

（３）　気象情報の収集に関すること。

（４）　水害の被害状況の調査及び報告に関すること。

（５）　前各号に掲げるもののほか、水害対策に関すること。

（組織）

第３条　対策会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、別表に定める職にある者をもって充てる。

（対策会議）

第４条　対策会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

２　会長は、対策会議を統括する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

（被害状況の取扱い）

第５条　委員は、所管に関する被害状況を調査し、その状況及び応急対策を逐次、会長に報告しなければならない。

２　会長は、前項の規定による報告をとりまとめ、その結果を市長及び副市長に報告しなければならない。

（庶務）

第６条　対策会議の庶務は、行政経営部危機管理課において処理する。

（その他）

第７条　この訓令に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年３月30日訓令第10号）

この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月28日訓令第８号）

この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年９月30日訓令第18号）

この訓令は、平成20年10月１日から施行する。

附　則（平成21年３月31日訓令第７号）

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日訓令第６号）

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

役職名	職名
会長	行政経営部長
副会長	総合政策部長
	市民生活部長
	こども福祉部長
	健康医療部長
	産業文化部長
	都市建設部長
	教育総務部長
	生涯学習部長
	農業委員会事務局長
	水道局長
委員	政策調整課長
	行政経営課長
	危機管理課長
	消防室長
	環境政策課長
	クリーン推進課長
	社会福祉課長
	保育課長
	医療保険課長
	農政課長
	農山村振興課長
	都市計画課長
	都市整備課長
	道路河川課長
	下水道課長
	建設住宅課長
	建築指導課長
	用地課長
	田沼行政センター長
	葛生行政センター長
	教育総務課長
	学校教育課長
	生涯学習課長
	公民館管理課長
	スポーツ振興課長
	工務課長

資料１０−４　佐野市水害対策会議実施要領

佐野市水害対策会議実施要領

１　趣旨

この要領は、佐野市水害対策会議設置要綱（平成１７年４月２７日施行、以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

２　水害対策会議の招集

本市に、水害が現に発生し、応急対策を要する場合または発生するおそれがある場合は、要綱第４条第１項の規定により、会長は、直ちに対策会議を招集する。ただし、水害の程度が小規模で各課で対応するものと会長が判断した場合を除く。

３　水害対策会議本部の設置

(1)　会長は､水害についての応急対策を講じる必要があると判断した場合は､水害対策会議本部(以下「対策本部」という。）を設置する。

(2)　対策本部は、佐野市役所南仮庁舎に置く。

(3)　対策本部に本部員及び連絡員をおき、本部員は会長及び副会長（消防長を除く。）の職にあるものをもって構成し、連絡員は各部１人の職員をもって構成する。

４　対策本部の業務

(1)　連絡員は、市民からの水害について通報を受け、水害箇所、被害の状況等を被害通報受理表に記載し、その旨を会長に報告しなければならない。

(2)　会長は､前記の報告及び各部において調査した水害状況等の報告を受けた場合は､本部員と協議を行うとともに該当所管の本部員に適切な処置をとるよう指示しなければならない。

(3)　会長は、前記の被害のうち必要と認めるものは、被害状況及び応急処置等の概況を逐次、市長及び副市長に報告しなければならない。

５　各部の体制

(1)　水害対策班の編成

ア　対策会議の各部は、所管にかかる水害状況の把握及び応急処置等に対応するため、各部で３人１組の水害対策班を編成しなければならない。

イ　水害対策班は、現場到着後速やかに状況を把握し、会長に報告する。以後１時間ごとに現場の状況を報告しなければならない。

(2)　水害対策について

水害時の被害状況の把握及び応急処置等の具体的方法や基準等については、各部課においてあらかじめ決めておかなければならない。

６　被害状況の報告

(1)　各部において、被害状況報告書を作成のうえ、会長に提出する。

(2)　会長は、前記の被害状況報告書をとりまとめ、市長、副市長に報告しなければならない。

7　水害時連絡時

勤務時間外においては、別表の水害時連絡図に基づき職員に連絡する。

附則

この要領は、平成１７年６月１６日から実施する。

（改正）

この要領は、平成１９年４月１日から実施する。

この要領は、平成２４年４月１日から実施する。

平成２４年度佐野市水害対策会議水害時連絡図　（平成２４年４月１日現在）

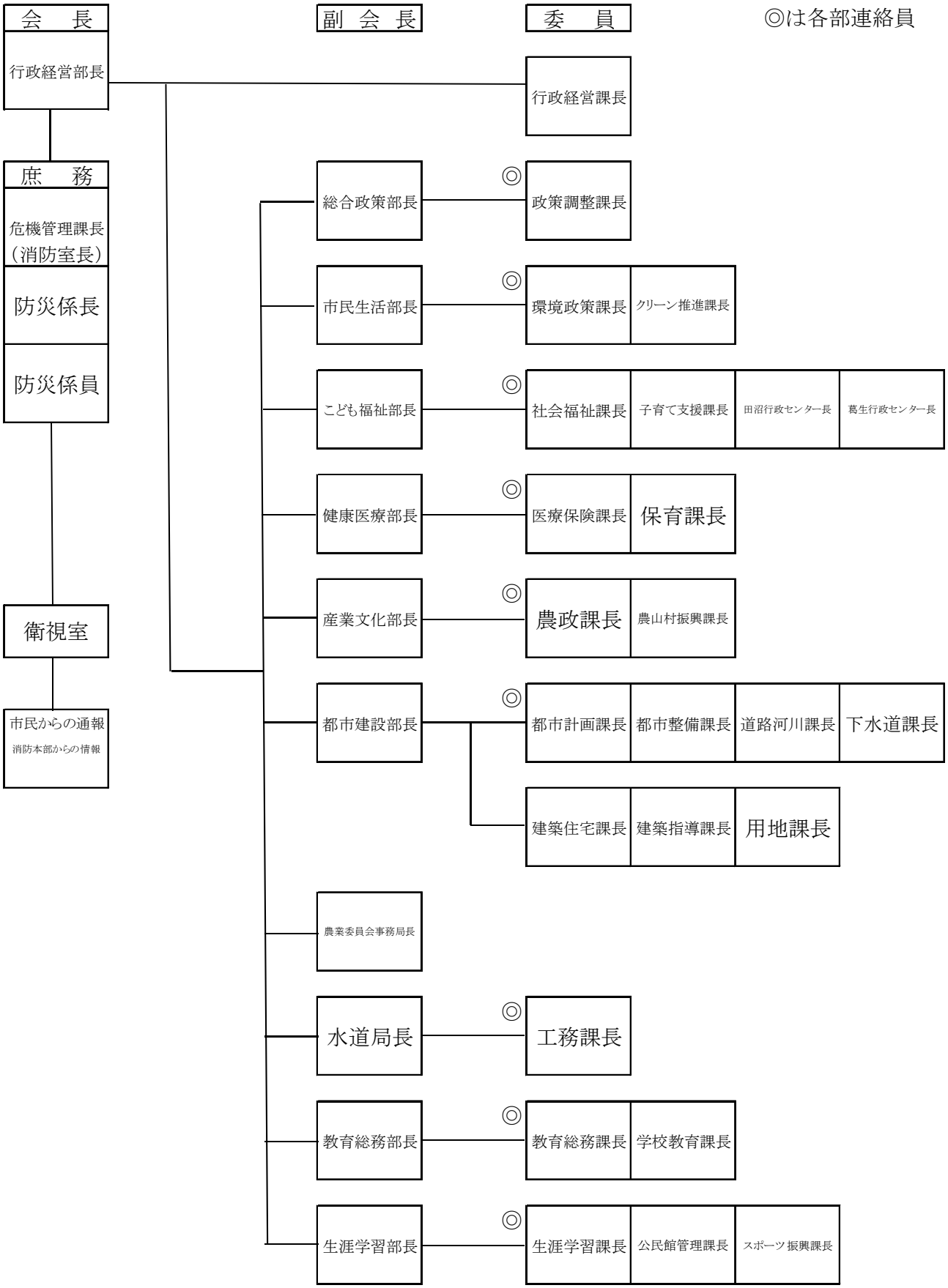

資料１０−５　災害時における医療活動分担表

災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請体制	現地救急体制	傷病者搬送収容体制	事後措置
佐野市	1　佐野市防災会議の中に医療部会を設置し、その意見を聴いて災害時における医療に関する地域防災計画を策定する。 2　前記防災計画に基づき、関係機関と事前協議、医薬品・医療器材の備蓄、定期総合訓練を行う。 3　災害事前情報の収集、一般への広報活動を行う。 4　救護所の設置場所について関係医療機関と連携し、あらかじめ救護所にあてるべき建物を調査し、その名薄を備えておく。	1　災害、事故の発生を、発見者又は消防本部、警察署等から通報を受けた場合は直ちに職員を現地に派遣し、その状況（規模、内容）を把握する。 2　佐野市医師会長に救護班の出動（又は追加出動）を要請する（消防本部、警察署が緊急措置として最寄り医療機関の出動を要請し、その旨報告があった場合は、そのことを申し添えて要請する）。 3　消防本部、市職員による救出班を編成し、現場に派遣する。 4　安足健康福祉センター、県その他関係機関に対し災害発生を通報し、必要な場合には応援を要請する。 5　救護活動全般の連絡、指揮にあたる。	1　警察署、その他関係機関に要請し、現場と市役所間の通信網の確保を図る。 2　災害状況に応じ、現地医療指揮者、現地総括者を指名し、現場に派遣する。 3　災害状況に応じ、現地付近に救護所を設置し、必要な器材を補給する。 4　現場からの状況報告に応じ、佐野市医師会長、隣接市町長、県、県医師会長等に対し、救護班等の市域外からの応援出動を要請する。 5　医薬品、医療器材その他必要資材等の確保、現場への補給にあたる。 6　必要な場合、現場の給水、現場活動要員に対する給食等の措置をとる。	1　現地医療指揮者からの報告に基づき、患者受入れ医療機関の選定、当該医療機関への待機指示等を佐野市医師会長と協議して行う。 2　緊急度に応じて消防・防災ヘリコプター、ドクターヘリコプターや救急車の出動要請を行う。 　又、必要に応じ、医療機関の緊急自動車や民間所有車両の借上配車等を行う。 3　必要に応じ、県医師会長に対し、市以外の医療機関の選定、患者受入れ待機等を要請する。	1　災害、事故の状況、関係機関の活動状況等を調査記録し、県その他関係機関へ報告する。 2　救助、救護活動に要した経費を活動者に対し支弁する。 3　必要な場合は、活動所要経費の全部又は一部について県、国その他の関係者に補助（又は負担）を求める。 4　現場の事後整理を行う。

災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請 体制	現地救急 体制	傷病者搬送収容 体制	事後措置
佐野地区広域消防組合消防本部	1　佐野市地域防災計画に基づき、必要な活動計画の策定をしておく。 2　必要器材等の確保、整備を図っておく。 3　職員に対する教育、訓練を随時実施しておく。	1　災害、事故の発生を発見者から通報を受けたときは、市長に報告し、併せて警察署に連絡する。 2　市長の命令により、救出班を現場に派遣する。災害状況に応じ、消防団、地域住民に応援を求める。 3　必要に応じ、緊急措置として最寄り医療機関の出動を要請し、その旨を市長に報告する。	1　傷病者の救出、現地救護所までの搬送にあたる。 2　現地総括者の指示を受け、必要な場合、他部門の応援を行う。	1　現地総括者や現地医療指揮者の要請に基づき、救護所の傷病者を医療機関に搬送する。 2　救急車その他の車両の確保、配車にあたる。 3　傷病者搬送先については、現地医療指揮者の指示に従う。	1　活動の結果を関係機関に報告する。
佐野警察署	1　災害発生時に対処する警備計画の策定と訓練の実施に努める。 2　警察通信網（有線・無線電話）の整備に努める。 3　災害事前情報の収集、関係方面への連絡、広報の実施に努める。	1　災害、事故の発生を発見者から通報を受けたときは、市長、消防本部に連絡するとともに、県警察本部に報告する。 2　必要に応じ、緊急措置として最寄り医療機関の出動を要請し、その旨を市長に報告する。 3　災害状況に応じ、県警察本部に応援を要請する。	1　警備班を編成して現場に派遣し、市長、消防本部に協力して傷病者の救出、現場及び付近の警戒警備、交通整理、交通の制限禁止、市民の避難指導、行方不明者の捜索、死体検視、市民保護のための警戒警備、犯罪の予防と捜査検挙、情報収集と民心安定の広報活動を行う。 2　市長の要請に応じ、現場と市役所間の通信網の確保を図る。	1　必要に応じ、市長の要請に応じ、傷病者搬送のための車両の提供、確保等に協力する。	1　上級機関への報告を行う。 2　関係機関への連絡通報を行う。

災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請 体制	現地救急 体制	傷病者搬送収容 体制	事後措置
安足健康福祉センター	1　災害発生時における活動計画を策定し、訓練を行う。 2　管内関係機関と連絡、調整を行っておく。	1　市長から災害等発生の通報を受けたときは、直ちに職員を派遣し、状況等の調査を行う。 2　県に災害状況を報告し、市長その他の関係機関と連絡、協議を行う。	1　救護班の出動、支援援助及び現場付近の公衆衛生活動、公害対策活動等に従事する。 2　救助班、救護班等に対する医療器材の補給及びその確保のための連絡の斡旋等を行う。		1　県への報告を行う。
県	1　関係機関と協議し、災害時活動体制の整備を指導する。 2　総合防災訓練を実施、指導する。 3　災害事前情報の収集、関係機関への通報、一般への広報活動を行う。又、下部機関への待機指令を行う。	1　市長、安足健康福祉センター等から災害発生の通報があったときは職員を派遣し、状況を調査する。 2　市長、県医師会長、県警察本部その他関係機関と連絡、協議し、必要な対策を立て、措置を行う。 3　必要な場合は、自衛隊、日赤県支部その他関係機関、隣接県、国に対し応援を要請する。 4　国に災害状況を報告し、必要な協議を行う。	1　下部機関に指令し、必要な現地活動を行わせる。 2　必要に応じ直接、応援隊の派遣、補給資材の送付、現地活動に対する指導、助言を行う。 3　市長等の要請に応じ、災害地隣接市町、消防本部、自衛隊、日赤県支部その他関係機関の応援出動を要請する。	1　市長等の要請に応じ、搬送用車両の貸与、斡旋等を行う。 2　市長等の要請に応じ、県医師会長に対し市外の医療機関の選定、傷病者受入れ待機等を要請する。	1　市長その他関係機関との連絡調整を行う。 2　必要に応じ市に対する県費補助を行う。 3　国に対する報告を行う。
佐野市医師会	1　県医師会の指導、市の防災計画に基づき管内に数個班の救護班を編成し、出動計画を策定、普及しておく。	1　市長の要請に基づき、必要数の救護班の出動を指令する。 2　県医師会長に状況を報告し、必要に応じて応援救護班の派遣要請を行う。	1　災害現場、現地救護所において傷病者の応急医療に従事する。 2　市長から現地医療指揮者が派遣されたときは、救護班はその指揮のもとに活動する。	1　現地からの報告に基づき、市長と協議し、傷病者搬送体制を確立する。 2　傷病者収容医療機関を選定し、当該医療機関に待機を指令するとともに、現地に医療機関名を指示する。	1　市長、県医師会長に対し、活動結果報告書を提出する。

災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請 体制	現地救急 体制	傷病者搬送収容 体制	事後措置
佐野市 医師会	2　市長の準備した医療用器材類を備蓄しておく。 3　傷病者収容医療機関をあらかじめ定めておく。 4　上記結果を県医師会長に報告する。				
最寄りの 医療機関		1　消防本部、警察署から緊急出動を要請されたときは､直ちに出動し､その旨を佐野市医師会長に通報する。	1　災害現場の応急医療に従事する。 2　他の救護班が到着後は、これに合流する。		1　活動結果報告書を佐野市医師会長に提出する。
自衛隊	1　災害発生時に対処する活動計画の策定と訓練の実施に努める。 2　必要器材等の確保、整備を図っておく。	2　知事の要請に基づき、救出班、救護班を派遣する。	1　災害現場において傷病者の搬出、応急医療に従事する。	1　知事の要請に基づき、傷病者搬送のための車両、ヘリコプター等を派遣する。	1　上級機関への報告を行う。
日赤県支部	1　災害発生時に対処する活動計画の策定、各日赤病院に対する指導、訓練の実施を行う。 2　必要器材等の確保、整備を図っておく。	1　知事の要請に基づき､救護班を派遣する。	1　災害現場、現地救護所において傷病者の応急医療に従事する。		1　上級機関への通報を行う。

災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請 体制	現地救急 体制	傷病者搬送収容 体制	事後措置
運輸機関	1　災害発生時に対処する活動計画の策定と訓練の実施に努める。 2　必要器材等の確保、整備を図っておく。	1　事故発生の責任を負う場合は、直ちに市、県に対し災害発生を通報し、応援を要請するとともに、救出班、救護班を派遣する。 2　市との通信連絡を常時確保する。	1　災害現場において傷病者の救出、応急医療に従事する。 2　災害状況に応じ、現地付近に救護所を設置し必要な器材を補給する。 3　衣料品、医療器具、その他必要資材類の確保、現場への補給にあたる。 4　必要な場合、現場の給水、現場活動要員に対する給食等の措置をとる。	1　必要に応じ、傷病者搬送のための車両を提供、確保等に努める。	1　事故原因等を調査記録し、関係機関へ報告する。 2　現場の事後処理を行う。 3　救助、救護活動に要した経費を支弁する。
現地医療指揮者	1　佐野市防災会議医療部会において、医療関係者の中から適任候補者を定めておく。	1　市長は、災害等の状況により必要と認めたときは、候補者を現地医療指揮者に指名し、現地に派遣する。	1　災害現場、現地救護所における各救護班の医療活動の指揮をとる。 2　救護班ごとの分担の決定、傷病者の症状別区分整理を行い、必要な場合は、市長に対し、応援、器材補給の要請等を行う。 3　現地総括者と協議し、業務調整、他部門からの応援の要請等を行う。	1　現地総括者に配車を依頼する。 2　市長に傷病者搬送を依頼し、受入れ医療機関の決定、通報を求める。 3　救急車に受入れ医療機関名を指示し、傷病者搬送を委託する。必要に応じ、救急車に医療関係者の同乗を指示し、搬送中の傷病者の処置にあたらせる。	1　現地活動結果を市長に報告する。

災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請 体制	現地救急 体制	傷病者搬送収容 体制	事後措置
現地総括者		1　市長は、災害の状況により必要と認めたときは、市職員の中から適任者を指名し、現地に派遣する。	1　現地医療指揮者と現場出動の各部門責任者との現場活動が円滑に推進されるよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整にあたる。 2　市長に現場の状況を報告し、必要な措置を求める。	1　現地医療指揮者の要請に応じ、搬送部門に通報し、車両の確保、配車を行う。	1　現地活動結果を市長に報告する。

＜要領・様式等＞

資料１１－１　被害通報受理表

被害通報受理表	
通報日時	平成　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分　受
通 報 者	住所 氏名　　℡　　（　　）
対 応 者	
通報内容	（住宅地図　P　　－　　－　）
対　応　内　容　（　具　体　的　に　）	
時　　間	内　　容

資料１１－２　被害状況報告書

被 害 状 況 報 告 書

平成　　年　　月　　日

佐野市水害対策会議会長　様

部長

（警報、注意報　第　　号、台風　　号、その他　　）による
被害状況は次のとおりです。

１　所管業務、所管施設等に係わる被害状況
（被害場所は図面添付、必要に応じ写真添付）

２　住家に関する被害状況

（１）	床下浸水	戸	世帯	人
（２）	床上浸水	戸	世帯	人
	合　　計	戸	世帯	人

３　その他

４　災害の発生状況
（１）災害発生場所

（２）災害発生年月日

（３）災害の種類概要

（４）職員、消防機関の活動状況

□　災害が発生した場合は、第一報を午前９時までに報告をお願いします。

資料１１−３　栃木県火災・災害等即報要領

栃木県火災・災害等即報要領

第１　総　則

１　趣　旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

２　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成６年４月２１日付消防災第１００号)」「災害報告取扱要領(昭和４５年４月１０日付消防防第２４６号)」「救急事故等報告要領(平成６年１０月１７日付消防救第１５８号)」の定めるところによる。

３　報告手続

(1)　「第２　即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が２以上の消防本部にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部と当該火災等について、主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った消防本部が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部が報告するものとする。

(2)　「第２　即報基準」に該当する災害が発生した場合は、原則として当該災害が発生した地域の属する市町が災害に関する即報を県へ報告するものとする。

(3)　「第２　即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報を消防庁へ報告するものとする。

(4)　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部は、第一報を県と消防庁へ報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部は第一報後の報告についても引き続き消防庁へ報告するものとする。

(5)　市町又は消防本部は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、直ちに分かる範囲でその第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告するものとする。県は、市町又は消防本部からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

４　報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部が直接消防庁に報告する場合は、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。なお報告に万全を期すため、特に第一報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。市町及び消防本部が県へ報告する場合は、原

則として栃木県防災情報システム端末（栃木県危機管理センター防災端末取扱説明書を参照）からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性確保のため様式等によることができない場合は、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災即報・・・・・・第１号様式

火災を対象とする。（爆発を除く。）

イ 特定の事故即報・・・・・・第２号様式

特定の事故（危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故）を対象とする。

ウ 救急・救助事故等即報・・・・・・第３号様式

救急事故・救助事故・武力攻撃災害・緊急対処事態を対象とする。なお、ア・イの即報を行うべき火災及び特定の事故に伴う救急事故・救助事故については省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

エ 災害即報・・・・・・第４号様式（その１・その２）

災害を対象とする。ただし、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア・イ・ウの即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

５ 報告に際しての留意事項

(1) 「第２ 即報基準」「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等か迷う場合は、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町又は消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町及び消防本部は、情報の共有化を図るため相互に連絡を保つものとする。

(5) 市町又は消防本部が県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は県に報告するものとする。

(6) (1)から(5)にかかわらず、地震等により消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を市町又は消防本部は直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

(7) 消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和５９年１０月１５日付消防災第２６７号)」により行うものとする。

(8)　県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表１のとおりとする。

第２ 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１　火災即報

(1)　一般基準

火災即報については､次のような人的被害を生じた火災(該当するおそれがある場合を含む｡)について報告すること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

(2)　個別基準

次の火災については(1)の一般基準に該当しないものであっても､それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　建物火災

(ｱ)　特定防火対象物で死者の発生した火災

(ｲ)　高層建築物の１１階以上、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

(ｳ)　国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

(ｴ)　建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災

(ｵ)　損害額１億円以上と推定される火災

(ｶ)　公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

イ　林野火災

(ｱ)　焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの

(ｲ)　空中消火を要請又は実施したもの

(ｳ)　住宅等へ延焼するおそれがある等社会的影響度が高いもの

(ｴ)　火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

ウ　交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

(ｱ)　航空機火災

(ｲ)　社会的影響度が高い船舶火災

(ｳ)　トンネル内車両火災

(ｴ)　列車火災

エ　その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例示）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

(3)　社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

（例示）施設等で多数の人が避難したもの

２　特定の事故即報

(1)　一般基準

特定の事故即報については、原則として次のような人的被害を生じた事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

(2)　個別基準

次の事故については(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で次に掲げるもの

(ｱ)　死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(ｲ)　負傷者が５名以上発生したもの

(ｳ)　周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(ｴ)　５００キロリットル以上のタンクの火災・爆発又は漏えい事故

(ｵ)　湖沼・河川への危険物流出事故

(ｶ)　高速道路等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

イ　原子力災害等

(ｱ)　放射性物質を輸送する車両において火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ｲ)　放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

ウ　その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発・漏えい及び異臭等の事故であって、社会的影響度が高いと認められるもの

(3)　社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

３　救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故又は災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1)　死者５人以上の救急事故

(2)　死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故

(3)　要救助者が５人以上の救助事故

(4)　覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故

(5)　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

（例示）・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故

・不特定又は多数の人が利用する建築物及び施設における設備等で発生した救急・救助事故

・全国的に流通している食品の摂取又は製品利用による事故で、他の地域でも同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

4　武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について、上記３と同様式を用いて報告すること。

(1)　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第２条第４項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2)　武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）第２５条第１項に規定する緊急対処事態、すなわち武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する危険が迫っていると認められるに至った事態

5　災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1)　一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　市町が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２市町以上にまたがるもので、１市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの

（例示）台風、豪雨、豪雪

(2)　個別基準

ア　地震

地震が発生し、当該市町の区域内で震度４以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ　風水害

(ｱ)　崖崩れ・地すべり・土石流等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｲ)　河川の溢水・破堤の決壊等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｳ)　台風・豪雨により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｴ)　突風、竜巻等により、人的又は住家被害が生じたもの

ウ　雪害

(ｱ)　雪崩等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｲ)　道路凍結又は雪崩等により、孤立集落が生じたもの

エ 火山災害

(ｱ)　噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの

(ｲ)　火山の噴火により、人的又は住家被害が生じたもの

(3)　社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的

影響度が高いと認められる場合は報告すること。

第３ 直接即報基準

市町又は消防本部は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

１　火災即報

(1)　交通機関の火災

第２の１(2)ウに同じ。

(2)　ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

２　特定の事故即報

(1)　危険物等に係る事故

ア　第２の２(2)ア(ｱ)(ｲ)に同じ

イ　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ｱ)　湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(ｲ)　５００キロリットル以上のタンクからの危険物の漏えい等

エ　市街地又は高速道路等におけるタンクローリー事故等に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ　市街地又は高速道路で発生したタンクローリー火災

(2)　原子力災害等

第２の２(2)イに同じ。

(3)　爆発・異臭等の事故で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

３　救急・救助事故等即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1)　列車・航空機・船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2)　バスの転落等による救急・救助事故

(3)　ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(4)　映画館、百貨店、駅構内等不特定多数者が集まる場所における救急･救助事故

(5)　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

４　武力攻撃災害

第２の４(1)(2)に同じ。

５　災害即報

(1)　地震が発生し、当該市町の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2)　第２の５の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

別表１　連絡先

県	終　日	県民生活部消防防災課	防災行政ネットワーク	電話	５００－２１３６
				ＦＡＸ	５００－２１４６
			ＮＴＴ回線	電話	０２８－６２３－２１３６
				ＦＡＸ	０２８－６２３－２１４６
消防庁	勤務時間内（平日９時３０分～１８時３０分）	応急対策室	ＮＴＴ回線	電話	０３－５２５３－７５２７
				ＦＡＸ	０３－５２５３－７５３７
			地域衛星ネットワーク	電話	発信特番－０４８－５００－９０－４９０１３
				ＦＡＸ	発信特番－０４８－５００－９０－４９０３３
	勤務時間外	宿直室	ＮＴＴ回線	電話	０３－５２５３－７７７７
				ＦＡＸ	０３－５２５３－７５５３
			地域衛星ネットワーク	電話	発信特番－０４８－５００－９０－４９１０２
				ＦＡＸ	発信特番－０４８－５００－９０－４９０３６

第１号様式（火災）　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分	
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146/	市町村（消防本部名）		市町村・消防番号
第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	（TEL　　）	

（　　月　　日　　時　　分現在）

※　爆発を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所		栃木県防災情報マップ	6-　，　- （英字）（数字）
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重　症　人 中等症　人 軽　症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数　全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式（特定の事故）　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146		
第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。		市町村（消防本部名）	
(NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)			
事故名 { 1　危険物等に係る事故 / 2　原子力施設等に係る事故 / 3　その他特定の事故 }		報告者名	（℡　　）
（　月　日　時　分現在）			

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　　）		
発生場所			
事業所名			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時 （処理完了）	月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI 等 7.その他（　　）	物　質　名	
施設の区分	1.危険物施設　2.高危混在施設　3.高圧ガス施設　4.その他（　　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　　人	負傷者等　　人（　　人） 重　症　　人（　　人） 中等症　　人（　　人） 軽　症　　人（　　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊		人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他		人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（救急・救助事故等）　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146		
※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	（℡　　）

（　　月　　日　　時　　分現在）

事故災害種別	1　救急事故　　2　救助事故　　3　武力攻撃災害　　4　緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月　日　時　分 (　月　日　時　分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢） 計　　人 不明　　人	負傷者等　　人（　　人） 重　症　　人（　　人） 中等症　　人（　　人） 軽　症　　人（　　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の(　　)書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）〔災害概況即報〕　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市町村（消防本部名）	
※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	（℡　）

（　月　日　時　分現在）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住　家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況									

《消防防災課確認事項》

1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
4 住民の避難の状況について確認する。（避難指示・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。）
5 道路、崖くずれの状況について確認する。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること

第４号様式（その２）〔被害状況即報〕

終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	送付先：栃木県県民生活部消防防災課　(NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) ※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】

市町村名（消防本部名）				区分				被害	区分			被害	備　考
報告者名	（TEL　）			その他	田	流出・埋没	ha		公立文教施設	千円		災害発生場所
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）					冠水	ha		農林水産業施設	千円		
					畑	流出・埋没	ha		公共土木施設	千円		災害発生年月日
						冠水	ha		その他の公共施設	千円		災害の種類概況
					文教施設		箇所		小計	千円		
					病院		箇所		公共施設被害市町村数	団体		
区分			被害		道路		箇所		その他	農業被害	千円	
人的被害	死者		人		橋りょう		箇所			林業被害	千円	応急対策の状況
	行方不明者		人		河川		箇所			畜産被害	千円	１１９番通報件数
	負傷者	重傷	人		砂防		箇所			水産被害	千円	・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
		軽傷	人		清掃施設		箇所			商工被害	千円	
住家被害	全壊		棟		崖くずれ		箇所			その他	千円	
			世帯		鉄道不通		箇所		被害総額		千円	・避難の勧告・指示の状況
			人		被害船舶		隻		災害対策本部等の設置状況			
	半壊		棟		水道		戸					・避難所の設置状況
			世帯		電話		回線			設置	月　日　時　分	
			人		電気		戸			解散	月　日　時　分	
	一部破損		棟		ガス		戸		災害救助法適用状況			・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
			世帯		ブロック塀等		箇所					
			人									・自衛隊の派遣要請、出動状況
	床上浸水		棟									
			世帯									・災害ボランティアの活動状況
			人									
	床下浸水		棟		り災世帯数※2		世帯					その他
			世帯		り災者数※2		人					
			人		火災発生※3	建物	件					
非住家※1	公共建物		棟			危険物	件		消防職員出動延人数	人		
	その他		棟			その他	件		消防団員出動延人数	人		

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和 45 年４月 10 日付消防防第 246 号)」によるが、特に次のことに注意すること。
※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
※2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。

◎被害額は省略することができるものとする。

◎１１９番通報の件数は、１０件単位で、例えば約１０件、３０件、５０件（５０件を超える場合は多数）と記入すること。

資料１１－４　事前措置通知書

第　　号

事　前　措　置　通　知　書

住　所
氏　名

貴所有の施設、物件は、災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第 59 条に基づく事前措置の対象となり得るので、下記事項留意のうえ、災害時には適切な措置をとられるよう通知します。

年　　月　　日

市　長　名

設備又は物件の名称	数　量	措　置　の　方　法	備　　考

資料１１－５　災害応急食糧配給承認申請書

年　　月　　日

栃木県知事　　殿

佐野市長　　㊞

災害応急食糧配給承認申請書

次のとおり災害救助のため主要食糧の応急配給が必要なので、承認くださるよう申請します。

(1)　応急配給を必要とする理由

(2)　応急配給を必要とする被災者数

(3)　応急配給実施期間　　年　　月　　日　　食から
　　年　　月　　日　　食まで

計　　食分

(4)　品目別数量

(5)　応急配給の方法

(6)　その他

資料１１－６　政府物品引渡要請書

平成　　年　　月　　日

農林水産省生産局長　殿

佐野市長　　㊞

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け２１総食第 113 号総合食料局長通知）第４章第 10 の１に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量（kg）	引　渡　場　所	引　渡　方　法	備　　考

資料１１－７　米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）
（平成２１年５月２９日付　２１総食第１１３号　総合食料局長通知）

第４章　政府所有米穀の販売

第 10 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

１　災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1)　局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア　災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号）が発動され、救助を行う場合

イ　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が発動され、救援を行う場合

(2)　(1）の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア　局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする

イ　知事は、災害救助用米穀を局長から全量買い受ける

ウ　イの米穀を販売する価格は、原則として法律が発動される直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定する。

エ　代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(ｱ)　(1)のアの場合は、30 日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、３か月以内）であって局長と知事が協議して決定した期間とする。

ａ　大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

ｂ　自衛隊の派遣が行われていること。

ｃ　知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、局長がやむを得ないと認めること。

(ｲ)　(1)のイの場合は、３か月以内であって局長と知事が協議し決定した期間とする。

２　災害救助用米穀の引渡方法

局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1)　局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書（案）様式 4－20）により契約を締結する。

(2)　局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

＜その他＞

資料１２－１　栃木県災害救助法施行細則　別表第１　別表第２

（昭和 35 年５月２日栃木県規則第 35 号）

別表第１

救 助 の 程 度 方 法 及 び 期 間

1　収容施設の供与

(1)　避難所

1　避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

2　避難所を設置、維持及び管理するため、支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

イ　賃金職員等雇上費

ロ　消耗器材費

ハ　建物の使用謝金

ニ　器物の使用謝金、借上費又は購入費

ホ　光熱水費

ヘ　仮設便所等の設置費

3　避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。以下同じ。)を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

1人1日当たり　300円

4　避難所を設置する際において、冬期(10月～３月)であるときは、別に定める額を加算する。

5　避難所を開設する期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

(２)　応急仮設住宅

1　応急仮設住宅に収容できる者は、住宅が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力をもつてしては、住家を得ることのできない者とする。

2　応急仮設住宅の１戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、2,401,000円以内とする。

3　応急仮設住宅を同１敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することがある。この場合において、当該施設の１施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、別に定める。

4　老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置することがある。

5　応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することがある。

6　応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要

最小限度の期間を延長することがある。

7　応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第３項又は第４項に規定する期限(最高２年以内)とする。

2　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

（1）　炊出しその他による食品の給与

1　炊出しその他による食品の給与は、１の(１)の1により避難所に収容された者、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受けたために、炊事のできない者又は住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して現物をもつて行うものとする。

2　炊出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

イ　主食費

ロ　副食費

ハ　燃料費

ニ　雑費

3　炊出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、１人１日当たり1,010円以内とする。

4　炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することがある。

（2）　飲料水の供給

1　飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行うものとする。

2　飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

3　飲料水の供給を実施する期間は、２の(１)の4の炊出しその他による食品の給与を実施する期間に準ずるものとする。

3　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

（1）　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損して、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

（2）　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じおおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもつて行うものとする。

イ　被服、寝具及び身の回り品

ロ　日用品

ハ　炊事用具及び食器

ニ　光熱材料

（3）　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。ただし、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要な費用を支出することがある。

1　住宅の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季	４月～９月	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円
冬季	10月～３月	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円

2　住宅の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯

季別	期間	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季	４月～９月	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円
冬季	10月～３月	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円

（４）　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

４　医療及び助産の給付

（１）　医療の給付

１　医療の給付は、災害のために医療の途を失つた者に対して、応急的に救護班によつて行うことを原則とする。

２　医療の給付は、次の範囲内において行うものとする。

イ　診療

ロ　薬剤又は治療材料の支給

ハ　処置、手術その他の治療及び施術

ニ　施設病院又は診療所への収容

ホ　看護

３　医療の給付のため支出する費用は、使用した薬剤費、治療材料費及び医療器具修繕費等の実費とし、やむを得ない事情のため救護班によらず、一般の病院、診療所において医療の給付を受けた場合には、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

４　医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

（２）　助産の給付

１　助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後の７日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つたものに対して行うものとする。

２　助産の給付は、次の範囲内において行うものとする。

イ　分べんの介助

ロ　分べん前及び分べん後の処置

ハ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3　助産の給付のため支出する費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費(救護班の場合を除く。)等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の８割以内の額とする。

4　助産の給付を実施する期間は、分べんした日から７日以内とする。

5　災害にかかつた者の救出

（1）　災害にかかつた者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。

（2）　災害にかかつた者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

（3）　災害にかかつた者の救出の期間は、災害発生の日から３日以内とする。

ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。

6　災害にかかつた住宅の応急修理

（1）　住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、若しくは半壊して自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

（2）　住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対して行うものとする。

（3）　住宅の応急修理のため支出する費用は、１世帯当たり520,000円以内とする。

（4）　住宅の応急修理は、災害発生の日から１箇月以内に完了させるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することがある。

7　生業資金の貸与

（1）　生業資金の貸与は、住家が全焼し、又は洪水により倒壊し、流失する等の被害を受け、生業の手段を失つた世帯に対し行うものとする。

（2）　生業資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な事業計画を有し、償還能力のある者に対して行うものとする。

（3）　生業資金の貸与限度額は、次に掲げる金額の範囲内とする。

イ　生業費　１件当り　30,000円以内

ロ　就職支度費　１件当り　15,000円以内

（4）　生業資金の貸与を実施する期間は、災害発生の日から１箇月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間によりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することがある。

（5）　生業資金を貸与する場合は、次の条件を付するものとする。

1　貸与期間　２年以内

2　利子　無利子

8　学用品の給与

（1）　学用品の給与は、災害により学用品を喪失し、又はき損して、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援

学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。

1 教科書

2 文房具

3 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出する費用は、次の各号に定める額の範囲内とする。

1 教科書代

イ 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

ロ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

2 文房具費及び通学用品費

イ 小学校児童にあつては、１人当たり、4,100円

ロ 中学校生徒にあつては、１人当たり、4,400円

ハ 高等学校等生徒にあつては、１人当たり、4,800円

(4) 学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書については１箇月以内、その他については15日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間これを延長することがある。

9 死体の捜索及び処理

(1) 死体の捜索

1 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

2 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

3 死体の捜索を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間これを延長することがある。

(2) 死体の処理

1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。

2 死体の処理は、次の事項について行うものとする。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

ロ 死体の一時保存

ハ 検案

3 検案は、原則として救護班が行うものとする。

4 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料 １体当たり3,300円

ロ　死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあつては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、１体当たり5,000円(死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、5,000円に当該地域における通常の実費を加算した額)とする。

ハ　検案が救護班により、行われがたい場合の費用は、当該地域の慣行料金とする。

5　死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から十日間以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間これを延長することがある。

10　埋葬

（１）　埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを実施するものとする。

（２）　埋葬は、次の範囲内において、棺、棺材等の現物を実際に埋葬を実施する者に支給する。

1　棺

2　埋葬又は火葬

3　骨つぼ及び骨箱

（３）　埋葬のため支出する費用は、１体当たり大人201,000円以内、小人(満12歳に満たない者をいう。)160,800円以内とする。

（４）　埋葬を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。

11　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

（１）　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、厚生労働大臣の同意を得た場合は、この限りでない。

1　被災者の避難

2　医療及び助産

3　災害にかかつた者の救出

4　飲料水の供給

5　死体の捜索

6　死体の処理

7　救助用物資の整理配分

（２）　応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

（３）　応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、それぞれ当該救助の実施を認めた期間以内とする。

12　災害によつて、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

（１）　自らの資力をもつてしては、障害物を除去することのできない者に対して行うものとする。

（２）　居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること。

（３）　障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、１世帯当たり133,900円以内とする。

（４）　障害物の除去を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。

別表第２

（１） 令第十条第１号から第４号までに規定する者

法第24条第５項の規定による実費弁償の限度(日当、超過勤務手当、費用弁償)

職種	日当	超過勤務手当 （１時間当たり）	費用弁償額
医師 歯科医師	21,700円	4,480円	職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第１号)の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする。
薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士	15,600円	3,221円	
保健師 助産師 看護師 准看護師	14,800円	3,055円	
救急救命士	14,800円	3,055円	
土木技術者 建築技術者	16,200円	3,345円	
大工	17,500円	3,500円	
左官	17,700円	3,540円	
とび職	16,200円	3,240円	

（２） 令第10条第５号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その100分の３の額を加算した額以内とする。

資料１２−２　激甚災害、局地激甚災害の適用措置及び指定基準

激甚災害指定基準

（昭和 37 年 12 月 7 日
中央防災会議決定）

改正　昭和 40 年　2 月 17 日
昭和 47 年　8 月 11 日
昭和 56 年　4 月 10 日
昭和 56 年 10 月 14 日
昭和 57 年　9 月 10 日
昭和 58 年　7 月　9 日
平成 12 年　3 月 24 日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「法」という。）第２条の激甚災 じんじん 害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

１　法第２章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

Ａ　当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第３条第１項第１号及び第３号から第 14 号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね 0.5％を超える災害

Ｂ　当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね 0.2％を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

(1)　都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の 25％を超える都道府県が１以上あること。

(2)　一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の 5％を超える都道府県が１以上あること。

２　法第五条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

Ａ　当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第５条第１項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.5％を超える災害

Ｂ　当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.15％を超える災害であり、かつ、１の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の４％を超える都道府県又はその査定見込額がおおむね 10 億円を超える都道府県が１以上あるもの

３　法第６条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第５条の措置が適用される激甚災害又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 1.5％を超える災害により法第８条の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被

害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合を除く。

4　法第８条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

A　当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.5%を超える災害

B　当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.15%を超える災害であり、かつ、１の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第２条第２項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね３％を超える都道府県が１以上あるもの

5　法第 11 条の２（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A　当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね５％を超える災害

B　当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 1.5%を超える災害であり、かつ、１の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 60%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 1.0%を超える都道府県が１以上あるもの

6　法第 12 条、第 13 条及び第 15 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A　当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第２次産業及び第３次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね 0.2%を超える災害

B　当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね 0.06%を超える災害であり、かつ、１の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の２％を超える都道府県が１以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第 12 条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

7　法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第 19 条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第２章の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

8　法第 22 条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A　当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね 4,000 戸以上である災害

B　次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講

ずることがあるものとする。

(1)　当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね 2,000 戸以上であり、かつ、1 市町村の区域内で 200 戸以上又はその区域内の住宅戸数の 1 割以上である災害

(2)　当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね 1,200 戸以上であり、かつ、1 市町村の区域内で 400 戸以上又はその区域内の住宅戸数の 2 割以上である災害

9　法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあっては法第 2 章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあっては法第 5 条の措置が適用される災害について適用する。

10　上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注　昭和 40 年　2 月 17 日改正の指定基準は、昭和 39 年　9 月の台風 20 号による災害以後の災害に適用。

昭和 47 年　8 月 11 日改正の指定基準は、昭和 47 年　6 月　6 日以後に発生した災害について適用。

昭和 56 年　4 月 10 日改正の指定基準は、昭和 55 年 12 月　1 日以後に発生した災害について適用。

昭和 56 年 10 月 14 日改正の指定基準は、昭和 56 年　8 月 21 日以後に発生した災害について適用。

昭和 57 年　9 月 10 日改正の指定基準は、昭和 57 年　1 月　1 日以後に発生した災害について適用。

昭和 58 年　7 月　9 日改正の指定基準は、昭和 58 年　5 月 26 日以後に発生した災害について適用。

平成 12 年　3 月 24 日改正の指定基準は、平成 12 年　1 月　1 日以後に発生した災害について適用。

局地激甚災害指定基準

（昭和 43 年 11 月 22 日
中央防災会議決定）
改正：昭和 46 年 10 月 11 日
昭和 56 年 10 月 14 日
昭和 58 年 ６月 11 日
平成 12 年 ３月 24 日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「法」という。）第２条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和 37 年 12 月７日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、(1)に掲げる市町村における(1)に掲げる災害については、法第３条第１項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第４条第５項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第２章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第 24 条第１項、第３項及び第４項の措置、(2)に掲げる市町村の区域における(2)に掲げる災害については、法第５条、第６条及び第 24 条第２項から第４項までの措置、(3)に掲げる市町村の区域における(3)に掲げる災害については、法第 11 条の２の措置、(4)に掲げる市町村の区域における(4)に掲げる災害については、法第 12 条、第 13 条及び第 15 条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

(1)　当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第３条第１項第１号及び第３号から第 14 号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の 50％を超える市町村（当該査定事業費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が１以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算 した額がおおむね１億円未満である場合を除く。

(2)　当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第５条第１項に規定する農地、農業用施設及び林道の害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の 10％を超える市町村（当該経費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が１以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額 がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。

(3)　当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.5 倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 0.05％未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね 300ha を超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工に係るものに限る。）のおおむね 25％を超える市町村が１以上ある災害

(4)　当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の 10％を超える市町村（当該被害額が 1,000 万円未満のものを除く。）が

１以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和 43 年１月１日以後に発生した災害について適用する。

注　昭和 46 年 10 月 11 日改正の指定基準は、昭和 46 年１月　１日以後に発生した災害について適用。
昭和 56 年 10 月 14 日改正の指定基準は、昭和 56 年８月 21 日以後に発生した災害について適用。
昭和 58 年　６月 11 日改正の指定基準は、昭和 58 年４月 27 日以後に発生した災害について適用。
平成 12 年　３月 24 日改正の指定基準は、平成 12 年１月　１日以後に発生した災害について適用。

資料１２－３　宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

種類			発表基準
注意報	気象注意報	風雪注意報	風雪によって被害が予想される場合。 具体的な基準は、雪を伴い、平均風速が 12m／s 以上（ただし、宇都宮は 14m／s 以上、日光は 15m／s 以上、那須は 17m／s 以上）になると予想される場合。
		強風注意報	強風によって被害が予想される場合。 具体的な基準は、平均風速が 12m／s 以上（ただし宇都宮は 14m／s 以上、日光は 15m／s 以上、那須は 17m／s 以上）になると予想される場合。
		大雨注意報	大雨によって被害が予想される場合。 具体的な基準は、1 時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合。
		大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合。 具体的な基準は、24 時間の降雪の深さが平地で 10cm 以上、山地では 30cm 以上になると予想される場合。
		濃霧注意報	濃霧によって、交通機関等に著しい障害を及ぼすおそれのある場合。 具体的な基準は、濃霧によって視程が 100m 以下になると予想される場合。
		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
		乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的な基準は、実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下になると予想される場合。
		なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合。 具体的な基準は、24 時間降雪の深さが 30cm 以上、又は 40cm 以上の積雪があって日最高気温が６℃以上と予想される場合。
		着氷（雪）注意報	着氷（雪）によって、通信機や送電線等に被害が起こると予想される場合。
		霜注意報	晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場合。 具体的な基準は、晩霜期（４～５月）に最低気温が４℃以下になると予想される場合。
		低温注意報	低温等によって農作物に著しい被害が予想される場合。 具体的な基準は、最低気温が夏期に２日以上継続して 16℃以下、または冬期に－９℃以下になると予想される場合。
	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって被害が予想される場合。 具体的な基準は、1 時間雨量が 40mm 以上、かつ、流域雨量指数が旗川流域 12 以上、彦間川流域 13 以上、矢場川流域 12 以上になると予想される場合。 又は、1 時間雨量が 20mm かつ渡良瀬川の流域雨量指数 41 になると予想される場合。
警報	気象警報	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的な基準は、雪を伴い、平均風速が 20m／s 以上（ただし、日光は 22m／s 以上、那須は 25m／s 以上）になると予想される場合。
		暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的な基準は、平均風速が 20m／s 以上（ただし、日光は 22m／s 以上、那須は 25m／s 以上）になると予想される場合。
		大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的な基準は、１時間雨量が 80mm 以上になると予想される場合。

種　　類			発　表　基　準
警報	気象警報	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的な基準は、24時間の降雪の深さが平地で30cm以上、山地では70cm以上になると予想される場合。
	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的な基準は、1時間雨量が80mm以上になると予想され、又、流域雨量指数が旗川流域23以上、彦間川流域16以上、矢場川流域15以上となると予想される場合。又は、1時間雨量が30mmかつ渡良瀬川流域の流域雨量指数が41になると予想される場合。

種　　類		発　　表　　基　　準
気象情報	気象に関する府県情報	注意報・警報に先立って注意を喚起するための情報 警報発表時に経過や予想など、状況変化や防災上の重要事項を伝える情報

（注）

1　注意報、警報の発表地域は、「南部」を「県央部」「南東部」「南西部」の３区域に、「北部」を「那須地域」「日光地域」の２区域に分け発表している。なお、こまかい区域で発表できない時は、「南部」「北部」及び「栃木県」となる。佐野市は、「南西部」に位置する。

2　発表基準欄に記載した数値は、栃木県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

3　(1)　※１　この注意報、警報は標題を出さないで、気象注意報、警報に含めて行う。

(2)　※２　水防活動の利用に適合する注意報、警報は、一般の注意報、警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。

4　注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表された時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除、又は更新されて、新たな注意報、警報にきりかえられる。

1.　注意報・警報の細分区域（図）

佐野市地域防災計画

（資　料　編）

平成２５年３月

編集発行　佐野市防災会議（事務局：行政経営部危機管理課）
〒３２７－８５０１　栃木県佐野市高砂町１
ＴＥＬ　０２８３－２０－３０５６